
研究論文

再-文明化としてのヨーロッパ連合

— J.M. フェリーと EU の哲学：〈国家〉の章 —

中 田 光 雄

L'Europe Union comme une Civili-re-sation

— J.M.Ferry et philosophie de l'Europe : chapitres pour l'État —

Abstract

Constituer l'Europe Union, on y trouve au moins deux significations philosophiques et historico-civilisationnelles. L'un: là surgit une sorte de tournant praxiologique des pensées philosophiques qui ont été caractérisées au 20^e siècle par ce tournant ontologique. L'autre: là se déploie une grande échelle de transition historique que les historiens appelleraient celle de la troisième ère de civilisation à la quatrième. Nous analyserons voici les pensées de J.M.Ferry de l'Europe et de l'Europe Union. La question principale est: comment, chez Ferry, 《l'ordre de civilité》, ordre de respect mutuel au niveau élémentaire de la vie humaine, s'enrichit-il, à travers les dialectiques avec 《l'ordre de légalité》 et 《l'ordre de publicité》, enfin en une 《Civilisation》 digne de ce nom, tout en y intégrant 《l'État cosmo-politique》 et 《la Constitution》...?

序

EU (ヨーロッパ連合) は、政治、社会、文化、経済、軍事、... の問題であると同時に、最終的には、哲学 (史) と文明 (史) の問題である。とりあえず、簡単に二点、確認しよう。

1. 哲学は、認識論的結構に立脚する近代哲学から、20 世紀初頭に古代哲学を刷新する新たな存在論的転回を行ない、20 世紀末にはその存在論的転回を踏まえて、中世・近代哲学の行為論を補完・刷新する新たな実践論的転回の段階に入った。その諸側面は今日の多様な哲学・思想に萌芽的なたちで現われているが、さて、東西冷戦の終結と東西ドイツの統一とともに 20 世紀末から加速しはじめた EU 本格化の動きは、それらの諸動向をいわば集大成していく境位にある。

2. 人類の文明は約 6000 年前に成立し、その後、そのつど約 2000 年の周期をもって第 I 期文明群、第 II 期文明群の時代を超え、今日のわれわれは第 III 期文明群の末期にいるといわれる。しかし、

このことは第Ⅳ期文明群の出発点にいると解することもできるだろう。これまでの諸家はアメリカ文明をヨーロッパ文明の最後の段階と見なす傾向が強かったが、約 250 年前に旧ヨーロッパから独立した新大陸のアメリカ文明を、今日、旧ヨーロッパ文明から離脱・変容しつつある新興 EU ヨーロッパと平行させて、第Ⅳ期文明群の二つの先行態と見ることは決して不可能ではない。20 世紀後半から本格的に復興してきたイスラムと、最近、台頭著しい新中国、新インド、新南米（ブラジル、アルゼンチン）を、これに加えることもできる。文明の衝突であれ、文明の対話であれ、第Ⅳ期文明群の胎動は否みようがない。

現代哲学者のうち、EU を主題的に考察する思想家は、すくなくとも目下のところは、多くなく、上記 1・2 の時代展望図式に直接言及する思想家も、ほとんどいない。にもかかわらず無視しがたい多くの関連言及を織り合わせながらこれら三つの問題を問い詰めていく必要をわれわれは痛感するが、ここでは EU 問題を主題的に論ずること最も多い J.M. フェリーの思想を検討してみよう。フェリーは EU を語りながら、上記 1・2 の問題をおおむね次のように粗書きする。

1. 現代の哲学者や政治・社会学者たちは、19 世紀のマルクス主義が国内問題として主題化した社会（階級）対立を、ナショナリズムの林立、自由主義・ファシズム・社会共産主義の鼎立、東西陣営の対立、へと外在化しつつ世界像の基底とした後、20 世紀末の最後者の失効のあとは、まずは、(1)南北格差・中心-周辺関係、ついで、(2)世界システムにおける第一・第二・第三世界の相互関係、さらには、(3)広義地域連合と文明の衝突の問題として、世界を分節化してきた (EAM.41~43)。そして、いま、フェリーたちの世代は、(4)世界の平和を前提にして政治的正義の問題を問う境域に達している (EAM.43)。実際、正義論は、すでに 1970 年代のアメリカ政治学会で再興されたが、現時点ではヨーロッパ・フランスの問題にもなっていることを、そのフランス・ヨーロッパ的変容形態とともに、われわれは実践論的転回の一として、他論で考察した⁽¹⁾。ところで、ここでフェリーはこの政治的正義を経済上のそれと司法上のそれに分ける (EAM.43)。そして、前者を①リベリズムの公正としての正義、②反-資本主義としての反-グローバリズム、③いわゆる第三の道のいう再-配分・正義論に分け (EAM.44)、フェリー自身はヨーロッパ・フランス共和主義に近い立場から、③への共感を示すが、しかし、その③も、労働福祉国家の夢を追ってマクロ経済の世界的視野に欠ける (EAM.47~48) とし、「世界経済の新しいガバナンス」「世界所得の再配分の社会的メカニズム」(EAM.49) を求めて、ここから、結局、後者、つまり「世界社会の法-政治的・秩序づけ」(EAM.55~) としての政治的正義の論に入っていく。そこでは、まず、(A)ワシントンから世界に広がる「八つの世界ヴィジョン」((a)「アメリカ=リーダー」論、(b)「世界の終わり=自由民主主義の勝利」論、(c)今後の「新たな大国間-覇権抗争」論、(d)「文明の衝突」論、(e)グローバリゼーション下における諸国家とテロリズムの「世界大-内戦」論、等) が例示され (EAM.55~56)、ついで、(B)実際の政治行動の二典型として、周知の「アメリカ流儀」((a)現実主義か、理想主義か、(b)一元

主義か、多元主義か、(c)孤立主義か、介入主義か、結局は現段階における「力の政治学」と「ヨーロッパ流儀」(国連中心のソフトパワーによる「法の政治学」)が、あらためて解説され(EAM.57~62)、そして、ようやくここで、(c)これらの「哲学的」集約として、フェリーのEU論を位置づける座標系、先述の展望図式が、三極構造をもって示されるにいたる。三極とは、(1)「普遍的王政」(monarchie universelle)としてのブッシュ大統領下アメリカの提供している「帝国モデル」、(2)「世界市民的デモクラシー」(démocratie cosmopolitique)というフィッシャー元ドイツ外相の提示する「グローバル・モデル」、(3)「諸々の共和国連合」(confédérations républicaines)としてのド・ヴィルパン元フランス首相のいう「多地域(multirégional)モデル」(EAM.62~67)、であり、これを座標系・展望図式と関係論的にいうのは、フェリーのEU論がこれらのいずれか一つに分類されるものではなく、これら三者の相関のなかに、位置づけられるからである。

2. 文明については、フェリーは中規模の一著(*De la Civilisation*, 190p.)を上梓しているほどであるから、文明史的な考察もそれなりにおこなっているが、ここでの文脈で特に取り上げるほどの論述はない。上記の実践哲学論的-位置づけの作業が、哲学史的画期や前史を欠いてもっぱら現在の一点に主眼を置いているのと同じように、文明についても、すくなくともここでは——というのは、後述のところでもっと詳述するから——、現在の一点、もしくは現在から未来へのベクトルを孕む一点、別言すれば、上記のいう「文明の衝突」論議の後の時期、「平和と正義」もしくは「非戦争と正義」「戦争による正義や正義の戦争すらもない、平和と正義」論議の時期、あるいはむしろそのような世界・時代を「形成」(former) (QEE.43~45, 67~69)⁽²⁾していく時期における、文明概念の含意に、焦点を絞ってしまってよいだろう。ハンチントンの「文明の衝突」概念に対してはハタミ元イラン大統領のこれまた有名な「文明の対話」概念があり、フェリーもおそらく一度だけ(EK.19)この語を用いているが、この有名だがいかにも平凡でインパクトに欠ける文言のフェリーの意味内容は、それなりに重要である。われわれのこの論稿の題名は、当初「文明としてのEU」であり、その平凡さがフェリー思想の印象を損なうかと案じて、これを、フェリー思想をもう少し忠実に伝えるはずの「再-文明化としてのEU」なる多少不自然な日本語表現と《civilisation》なるあえて破格の仏語表現に変えた。「再-文明化」とは何の謂いか。いわゆる国際関係は国家と国家の関係であるから十分に文明の圏域に属するが、これまでの多くの特にいわゆる現実主義の研究者たちは、これをホップズ流の自然状態、複数の主権国家がその主権的恣意によって得手勝手に衝突しあいうる無法の野蛮地帯と、見なしてきた。ハンチントンの場合には、文明と文明の間にも、このホップズ的自然状態が地雷野のように牙を剥きつつ潜んでいることになる。「再-文明化」とは、したがって、この「文明=自然」状態を、あらためて「文明=文明」へと、上位もしくは高度変容させていく過程、その《(re-) civiliser》《(civilis) - (re) -sation》の動態性を意味する。詳細は後述のところ譲るが、フェリーにとってEUとは、このような世界大に現実化していくべき

「再-文明化」作動の、その先駆形態 (pré-figuration) (DE.191) としての、ヨーロッパ的諸条件における「制度的具体化」(concrétisation institutionnelle) (EK.124) の営みにほかならない。第Ⅳ期文明時代への展望も、われわれのすべての実践の範型の粗書きとともに、ここには、一見平凡で抽象的ながら、含まれている。

以下、この「再-文明化-実践としての EU」のフェリーの内実を、もう少し詳しく見ていこう。

I 連合、連邦、国家、共同体

フェリーの EU 論で目立つのは、すくなくともいつとき (2000~2001 年)、EU の本質を提示する外標として「国家」(État) 概念を採用していることにある。2000 年刊行の内実ある力作⁽³⁾の表題は『ヨーロッパ国家の問題』(*La question de l'État européen*, 322p.) であり、2001 年の『文明について』(*De la Civilisation*, 194p.) が、これにつづく。一般には、EU とは、なによりも近代西欧の所産・成果である主権的-国民国家体制の克服の営みなのであるから、フェリーのこの「国家」概念の特筆大書は、一見、時代錯誤の印象を与える。フェリーは、1.なぜ、この理念を標榜したのか、2.他のもろもろの既存あるいは新造すべき名称にたいして、どのような意味で、この概念をプレファァーしたのか、3.この語・概念のフェリーの真意はどこにあるのか、4.また、上記二著以前のフェリーの EU 論である『ヨーロッパについての討議』(*Discussion sur l'Europe*, 1992) や、以後のそれである『ヨーロッパ、アメリカ、世界』(*L'Europe, l'Amérique et le monde*, 2004)、『カント的ヨーロッパ-ポストナショナル・アイデンティティ』(*Europe, la voie kantienne, Essai sur l'identité postnationale*, 2005) との関連はどうか、5.最後に、このフェリーの国家概念の内実の今日的意味・妥当性はどのようなものか、... 追って重要な関連問題 (EU 憲法、文明、等) を付論するに先立って、ここではこれらの問題を主としてまず検討しよう。

1. なぜ、「国家」(État) か

「国家」(État) 概念の採用・顕揚にあたっては、時勢・時局的-理由も、よかれあしかれ、大きい。三点挙げる。

1. 現代ヨーロッパも、周知の通り、アメリカ流グローバル化による経済・競争市場の侵食・拡大が著しい。EU そのものが「経済協力」(EAM.43)の名においてこの「機能的統合」(EAM.34~) に満足している観あり (QEE.279~280, 他)、政治的・倫理的・文化的-対応といえ、多くの場合、後手にまわる、しかもいまなお「国民国家」(national) 的視野のものが多く (EAM.34)、EC ならぬ EU 本来の「政治的統合」(EAM.43) の域にまで達していない。しかし、「市場は、長期にわたる社会的再生産のためにはあまりにも短期的な合理性によって動き、その視野には経済的要請以上の深い社会的要請への配慮がない」(QEE.280)。フェリーの見るところ、「産業革命以来

の経済による社会統合の時代」(QEE.186)は、すでに一応終わった。「経済にたいする政治の優位を回復する」ことが「今日の根本問題」であり(QEE.179)、であるからこそ、EUという「政治による社会統合」の成立となった、この意味で、EUの「政治的正当性」(EK.117,EAM.14)は「経済的グローバリゼーションを飼い馴らし(domestiquer、これもciviliserの一である)て、世界のためにアメリカとの力のバランスを回復・維持すること」(EAM.14,37,EK.117,他)にある。「欧米関係」は、ある意味では、「逆転」(EAM.36)した。「力の政治学」に対する「法と人権の政治学」(EAM.36)。《si vis pasem,para bellum》(平和ヲ欲スルナラバ、戦争ヲ準備セヨ)ではなく、《si vis pasem,para pasem》(平和ヲ欲スルナラバ、平和ヲ準備セヨ)(EAM.36)。フェリーの政治概念の全容をここで紹介する暇はないが、基本は、「経済的必要(nécessités)」ゆえの「私益」を超える「公共空間」(espace publique)での(ハーバースマ譲りの)「議論(discussions)と審議(délibérations)と決定(décisions)」(QEE.281)、あるいはさらに《co-ordination(共-調整),co-opération(共-運営),co-décision(共-決定)》(EK.136)であり、最終的には、「普遍的妥当価値としての法(特に人権法)⁽⁴⁾と「さまざまのそれぞれに固有の国民的・民族的-文化・伝統」との「仲保」(médiation、これもciviliserの一である)の営みにある(EAM.25,DE.191,他)。ヨーロッパ政治の実質はいまなお各国主権政府の自治にあり、EUは単なる総括名称にすぎないとする、いわばEU唯名論者にたいして、フェリーはこの各国内政や単なる国際関係を越える「普遍法」と「諸国民文化伝統」との緊張関係にこそ、EUがもたらした新たな「政治空間」を指摘する(DE.186,191,137,187)。そして、フェリーのいう「国家」(État)とは、この新たな「政治空間」「公共空間」での「仲保と決定」の「手続き」(procédures)機関にほかならない。

2. グローバル経済とヨーロッパ政治の緊張関係は、いうまでもなくヘーゲルにおける「欲望の体系」としての市民社会と「法-倫理的-共同体」としての(国民)国家のそれに、対応する。フェリーとヘーゲル哲学の関係については追って再考することにし、ここではより一般的な射程をもつ一点にのみ絞っていえば、フェリーは、近現代世界における諸悪(malaises、不安定な気持ち、むろんフロイト由来の語)の要因を、ニーチエのいう「神の死」やM・ウェーバーのいう「世界の脱-魔術化」にではなく、ヘーゲル流の「国家の死」に見る(C.19.QEE.35)。「神の死」による世界・存在・人生の「意味の喪失」とは、すでに人間主義の時代が新たな「意味」を賦与することによって人々を支えてきている近現代においては、一部の宗教的実存の問題にすぎず、「脱-魔術化」なる近代合理性による「意味の喪失」なるものも、近現代において多くの集団結社(国民国家、労働組合、その他の多様な中間団体)がそれなりの超-合理主義的な「意味」の体系を配与してきている以上、これまたそれらの集団結社から離れた例外的な個々人の問題にすぎず、結局、近現代においてもっとも重要なのは、ごく普通の一般の市民たちが日々の家計・経済生活において頻繁に感得する不快・不安、つまり、自らの日々の生活がどうやら自らの身の丈に合わぬなんらかの非情なメカニズムに

よって支配されていることによるらしいと感得されることからくる不安・不快感、であり、「こうして」、このような市民たちを国民という新たなカテゴリーに転移・変換させることによって保護する「国家」(État) なるものが「必要」(il faut) (C.45) となる。むろん、ここから全体主義国家、国民社会主義 (Nazi) 国家、労働福祉国家 ... 等々も理論的には出てくるが、現代のフェリーにとっては、まずまず、自由主義国家、ネオ・リベラリズム国家に対する、「共和主義」的な「社会国家」(État social) (QEE.205、C.68、他) である。

3. 「国家」概念の採用・顕揚には、もうひとつ、学問的には好ましいことではないが、実践思想としては止むをえないかともいえる、御国柄事情も反映しているように思われる。中世以来、仏独いずれも多くの封建領邦を抱えていたが、フランスは、地の利もあって、比較的初期からいわば共和主義的王政の慣習を得、近世における絶対王政と、近代における中央集権的共和制の確立によって、連邦制を採る必要なく、ほぼ一貫して「国家」概念を維持することができた。これにたいして、ドイツは、いくつかの帝国期をも通じて、これまたほぼ一貫して、多くの領邦国家のエスニチテイを尊重する「連邦」制を維持し、「国家」(Staat) とは——ヘーゲルのような巨大な例外は別として——西欧由来の単なる統合の「道具」(S.Pocheron,124)⁽⁵⁾ にすぎず、フランスの《nation》がすぐれて「国民」を意味するとすれば、ドイツにおける《Nation》はこれまた単なる西欧からの借用語として、ドイツに固有の該当語は、周知の通り、《Volk》つまり「民族」であった。ところで、EU への動きは既述の通り 1990 年代から本格的に活発化し、2005 年における EU 憲法条約の批准に向けて準備を進めると同時に、EU (ヨーロッパ連合) なる「ゆるい連携」を示す名称にも、よりいっそうの一体感を生じさせようの内実規定を与える動きがはじまった。この動きを詳細にフォローする S・ポシュロンの研究書⁽⁶⁾ は、たとえば 2001 年段階でも、フランスの首相 R・ジョスパンが《Fédération d'États-Nations》(諸国民国家連邦) (Ibid.p.122) として、《État》と《Nation》に力点を置くにたいし、ドイツの首相 G・シュレーダーは「ドイツ連邦 (Fédération) モデルの EU 化」(Ibid. p.140) を発想し、たとえ《supra-nationalité》(上位国民性) の語は用いても、《supra-État》(上位国家) (Ibid.p.141~2) の語は回避した、と記し、両者の語彙使用に仏独両国の「集合的無意識」(Ibid. p.121,123,124) の反映を指摘している。われわれのフェリーに戻れば、フェリーの上記の「国家」(État) 論が高唱されるのは、まさしくこの時期 (2000~2001 年) であり、これらの論著に「連邦」(Fédération) 概念、ドイツ・アメリカのそれ、への下記のようなかなり激しい批判も含まれていることを考えあわせれば、このフェリーの「国家」概念高唱は、どうやらフランス的価値観、フランス的-国家・世界観、フランス・イデオロギーの一環とも、推測することができることになる。ただし、この 2000~2005 年段階における EU 名称の内実-新(再)規定の動きは、いちおう《Fédération des États》(諸国家連邦) なる仏独合成語のかたちをとったものの、皮肉なことに、同時に仏蘭の国民投票が EU 憲法条約批准を否決したために、EU そのものが一時頓挫をきたすとともに、この

内実規定も、公的認証の誉れに浴することなく、消失してしまった。フェリー自身もまた、その後は、「国家」(État) 概念に拘ることなく、下記のような複数の該当語を用い、既定の《Union》(連合)の語も使用する。

2. 国家 vs 連邦

とはいえ、フェリーの「国家」(État) 概念の背後にフランス一千五百年の伝統があり、フェリーが、今日あるいは今日の EU 建設という、政治学の諸概念・ポキャブラリーそのものが変容・新造されていかなければならない時期と局面に、この概念を顕揚したということには、フェリーが単なる保守主義者ではない以上、——ほかならぬ民族と領邦と連邦のドイツにあって、やや類似の状況のなかで「国家」(Staat) 概念を定立したヘーゲルの場合とあいまって——、なにか深い想いに誘うものがある。フェリーの「国家」概念そのものをダイレクトに問うまえに、それが否認する類似概念とその否認の理由を、まず確認しておこう。

1. 最も重要な対蹠概念は《Fédération》(連邦)《État fédéral》(連邦国家)《fédération d'États》(諸国家連邦) (QEE.41~42,109~111,140,EK.136,145,159,等) ... である。語の概念内容によってというよりも、米ソ独の先例にいまさら倣う必要はない、といった仏系知識人の矜持も見える。ただし、組織的な論述があるわけではなく、明確な定義がなされているわけでもない。ここでは、思い切って三点のみ挙げよう。①連邦国家 (Fédération,État fédéral) とそれを構成する諸州 (États fédérés) の関係は、往々にして、「主権」(souveraineté) と「権限」(autorité) のそれである (EK.136,145 他) が、フェリーの「ヨーロッパ国家」(État européen) とヨーロッパ諸国のそれは、むしろ逆に、「権威」(autorité) と諸「主権」ただし「主権」を「共有」(partagée) しあう諸「主権」の関係にある (Ibid.)。②別言すれば、連邦国家は徴税・徴兵・公教育の権利を占有し、連邦諸州はこれに従うという「タテ関係」を構成する (EK.135,138 他) が、フェリーのヨーロッパ国家においては、諸主権国家は、ヨーロッパ国家理念を尊重しつつも、相互の「ヨコ関係」をもって、その実質を成す。③さらに別言すれば、連邦国家は、したがって、結局は、これまでの国民国家 (États nationaux,Nations-States) の域を超えるものではなく (QEE.41~42,111,EK.117,他)、これにたいしてフェリーのヨーロッパ国家はそれと自覚して (脱-中央集権的な、とはフェリーはいわないが) 「ポスト・ナショナル」「メタ・ナショナル」「トランス・ナショナル」である。... フェリーは、こうして、自らの「国家」(État) 概念を、「連邦国家」と「諸国連邦」の「中間」(entre) (QEE.109,EK.145,159) に位置づけることになる。詳しくは後述するが、既述のところ準じて確認しておけば、これが (国民国家ならぬ) 「普遍法」と (各州・各県ならぬ) 「主権を共有する諸国の政治・文化 - 伝統」の「間」に展開する「新しいヨーロッパの公共・政治-空間」、その「具体的-現実態」である。ヨーロッパ連邦主義者たちが、ヨーロッパ連邦と各国民国家の主従・タテ関係を主眼に構想しているとすれば、フェリーのヨー

ロップ国家は、普遍法を任う脱-主権的な主権-共有・諸主権国家の協働・ヨコ関係を実質にして、展開する。「連邦」と「国家」のこのフェリーの関係は、通常の常識とも、またたとえば A・バディウのように「国家」を「政治的開放可能性」にたいする《Ge-Stell》(ハイデガー) 的な「メタ構造化」のネガティブ作動とする立場⁷⁾とも、一見逆のようにもみえるが、これはやはり「国家」(État) を「国民国家」モデルで発想してしまうわれわれ近代人に宿痾の帰結かもしれず、フェリー的には「国家」(État) はむしろ《état》(状態、事態)《en état de》(～にむかって可能な、という可動性) において解されていることを、このあたりでわれわれの脳裏にインプットしておこう。

2. 《Fédération》の類似語として《Confédération》があり、周知の通り、独立期のアメリカは、それなりの紆余曲折を経ながら、後者の「(ゆるい) 連合」から前者の「より統一的な連邦」へと変わっていった。EU を《Fédération》として仕上げようとする立場、にとっては、これまでの EU は《confédération》であったということになりそうであるが、脱-国民国家的・脱-主権的な主権共有の諸主権国家からなるフェリーの「国家」(État) は、この概念には肯否ほとんど大した関心を示していない(QEE.109,EAM.62,66,EK.155,等に、それなりの単発的な言及はあるが)。《Fédération》の同義語といった扱いなのであろう。唯一目立つのは既述ド・ヴィルパン元(当時の) 仏首相の《confédérations républicaines》(諸共和国連合)(EAM.62～) であるが、これもフェリー自身の肯否する概念として取り上げ直されるということはない。

3. ド・ヴィルパン説と並んで 2004 年段階の代表的な三説の一(ブッシュ米大統領流の普遍的王政型-帝国モデルは、一応省いてよいだろう) であるフィッシャー元(当時の) 独外相の「グローバルな、個人単位の人権を中心とする基本法をいただく、世界市民的デモクラシー(démocratie cosmopolitique) 」(Ibid.) は、内容的には後述のようにカント由来の普遍主義でフェリーも共有する発想であるが、もっぱらこれをプレファーするということがないのは、主権を共有する諸主権国家とそれらの国民といういわば中間単位が解消されてしまうことによるものと思われる。興味深いのは、ここで、「国家」(État) vs 「連邦・連合」(Fédération, confédération) という従来の仏独対立の図式が、むしろ逆転していることであろう。時代の変化ゆえか、(国民的伝統とは別の) 個々人の自由な未来構想であるためか、しかし、いま確認すべきは、むしろ、フェリーの「国家」(État) 概念が、フィッシャー説、ド・ヴィルパン説、さらにはブッシュ説の、中間、世界市民的(cosmopolitique) な普遍(universel) 法を頂きながら、主権共有(partagée) の脱-国民国家的(post-national) な諸主権(souveraineté) 国家の自律性と協働性の複合態(état complex) を不可欠の構造契機として、たんなる分散的共存よりも、むしろ、協律的統一性(unité méta-national, co-opératif,...) (EAM.98,EK.138,他) において、構想されているということであろう。かように複雑な説明を試みざるをえないということは、要するに、かような政治・文化-形態を一挙に言表する最適の完全語を、われわれの時代と学問がまだ見出だしていないということである。

4. フェリーのEUが、《nation européenne》(ヨーロッパ国民国家)(QEE.43)でも《supra-nation》(超(上位)-国民国家)(QEE.46,C.174)でもありえないことは、既述の《national》概念の(すでに時代遅れ、との)批判からも明らかであるが、留意すべきは、この批判が、《nation》が《naître》(生まれる)と同義語であることからくるあの近代的国家概念=「主権、領土、国民」のいわば実体の一体性(自己同一性)の含意に向けられているということよりも、むしろ逆に、古代・中世以来のさまざまな種類と規模(QEE.45)の「共同体、協働態」(communités)(C.174,他)の「人為的、主意主義的、政治的」な「構成」(construction)の結果であって、「長期にわたる自生的な形成(formation)」の成果ではない(QEE.43~45)という点に向けられていることである。別言すれば、フェリーの「国家」(État)は、バディウのいう「自生的な政治議論を閉塞させるメタ構造としての国家」ではなく、フランス近世の絶対主義国家でも同近代の中央集権的国家でもなく、それら以前・以下(?)の、《Nation》体制からも零れ落ちる、ただし、ドイツ流のエスニックなそれではかならずしもない、諸要素をも包括する総体(ensemble)(EAM.27,28,他)、これは単なる筆者の憶測だが、むしろ中世フランスの(上記ブッシュ流-普遍王国とは異なる)むしろ自生的な共和主義的王国、たとえばとりわけ神聖ローマ帝国皇帝の生殺与奪権から自らの臣民を保護することをも意図した(B.Kriegel)⁶⁸王国、むしろ「国家」(État)の語を用いないのであれば他の参照系を求めることもできるが、「国家」(État)の語を用いる以上は、このあたりの実例を想起してみるほかない、そのような概念なのではないかと思われる。

5. このほか、《État global mondial》(世界国家)(EK.124,他)はフィッシャー案以上に、しかも経済市場に近いあたりで、「一律なもの」(Ibid.)であり、逆に《Société des nations》(諸国民国家社会)(QEE.110)は、後述カント・ロールズ論のところでも再論するが、政治以前の社会論議の不十分な敷衍にすぎないから、ここでは重視する必要はない。「共和国」(République)概念は、これまでの《national》な性格のものは否認(EK.98~99)されるが、《universel》(普遍的)《cosmo-politique》(世界市民的)の限定語がつけば肯定的(EK.123,128,他)に言表され、最終的にはフェリー政治学の宗旨にも適うはずだが、なぜか、あまり主題的には強調されない。

さて、爾余のいくつかの類似概念は、さほど拘泥する必要はないから、放念しよう。これらの類似概念の否認・放棄のうちから、フェリー概念として生き残るのは、《État cosmo-politique》(世界市民国家)《État des peuples unis》(諸国民統一国家)(EK.140.174,他)《unité sym-politique》(多国民統一) (QEE.15,EAM.64) ...、それに《république cosmo-politique》(世界市民的共和国)らも加えておくことにして、...あとはより一般的に《espace publique》(公共空間)《publicité cosmo-politique》(世界市民的公共性)、さらに《Constitution》(憲法)と《Civilisation》(文明) ...である。

3. 国家 (État) とは

それゆえ今度は「国家」(État) 概念そのものをダイレクトに検討しよう。この「古典的」(EK.137) で「伝統的」(QEE.282) な概念を、これからの新しいヨーロッパ EU に適用するには、相当な理由が必要だが、それを問い求めて、である。

(1) 旧概念と新概念

フェリーは旧概念——これはこれでそれなりに多様だが——に拘ること多くないが、2000 年の『ヨーロッパ国家の問題』の結論部分は、これを「国家」(État) に関する「リアリスト」の概念として、「イデアリスト」のそれと対比している (QEE.277)。前者は国家を「一元的な合法的強制力をもつ主権的権力なる公的権威」とし、後者は「市民の形成 (育成) という国家の倫理的目的性を強調する」。ただし、「今日、前者はさまざまな統合形式にかかわる構造的変容」を余儀なくされており、この変容は、「たとえば一元的な適法的支配や適法的教育を可能にする主権の占有のような、ナショナルな諸体制に結びついたさまざまな旧カテゴリーを失効させうる」に対し、後者は「国家の規範的概念へといたり、公共的な参加と自律へのつねにアクチュアルな期待をつなぎとめる」。「ヨーロッパが生きるに値するものをいまなお精神にもたらすかぎり、後者からはじめよう」(QEE.282～283 も参照せよ)。また、2005 年の『カント的ヨーロッパ』は、この「リアリズム－イデアリズム」対照を承けながら、より鮮明な新旧 (旧新?) の「ナショナリズム－ポストナショナリズム」図式へと整理していく。「自己形成期に入りつつあるヨーロッパ国家は、その古典的な意味において、つまり一元的な適法的支配、適法的教育、適法的司法のための中央集権的諸制度の全体として、理解されてはならない。そうではなく、むしろ自らの統治圏に関わるさまざまな政治的決定の調整のイニシアティブがそこへと帰着する一連の協働的・間-政府的な制度として、理解されなければならない。本質的には、さまざまな政治的主権の行使を合議をもって組織すること、そこから全員・各人のための権能が結果するようにもっていくこと、それが眼目である」(EK.137～8)。かくて、次の図式的対照表の提示となる (EK.138)。

統合形態	タテ型 ⁽⁹⁾ (ナショナル)	ヨコ型 ⁽¹⁰⁾ (ポストナショナル)
組織体制	主権原理 適法的強制権 求心的管理 政府中心的	協働原理 適法的調整作業 柔軟管理 多層多元的
政治実践	無条件的な 市民的諸義務 歴史記憶の自己求心的 な閉鎖性	脱-国民国家的な 市民的諸権利 自己批判を経る歴史記憶の 相互的開放性

(2) フェリーの新概念のパラフレーズ

この表の説明はあらためて必要ないはずだが、同種のいくつかのパラフレーズ文言を、加えておこう。もっとも、そう思って適当な引用・言及箇所を探してみると、内容的には常識・良識的なものも含めて、ほとんど無限にある。ここでは思い切って数点にのみ限定する。

1. 「国家」(État)、ヨーロッパ規模でのフェリーのそれは、単なる政治概念ではなく、それを超える(後述する)文明レヴェルにもわたる統整(規制)理念(idée régulatrice)(EK.170他)として、個人や諸国民・諸民族の民主と自由の保証・推進装置として語られる。ただし、いわゆる自由主義の国家(「夜警国家」)でも社会主義の国家(「福祉国家」「再配分国家」)でもなく、今回は詳述する余裕はないが、全市民にあらかじめ「基本所得の無条件配与」(Revenu primaire inconditionnel)(RPI)(QEE.188~)を行ない、そのうえで「機会均等」と「自由競争」を認める、つまり、J・ロールズの第一原理と第二原理を逆転させたかたちでの、制限ある先行的な「国家介入」とそれを前提としたうえでの無条件的「自由」を保証する、ひとつの、ただしポスト・ナショナルな、共和制国家に近いそれである。「新しいかたちでの国家を語らなければならない。管理の形態としてのそれではなく、自由(と強制)の一定のかたちでの組織的体系化をはかる法的諸規定としてのそれを、である。公的権利のさまざまな関係がそこに挿入され位置づけられる装置としてのそれ、といってもよい。このかたちでの国家は、基本的に法的構造のものとなる」(QEE.10)。「国家とは、社会——生活社会と政治社会——が、自然的衝動に委ねられることなく、自由を現実化するはずのさまざまな方途によって再生産されていくことを可能にするところのものである。おのおのの個人に、他人の自由を侵害しないかぎり何をしてもよいと、直接的なかたち(いわゆる<消極的自由>にあたる)で許可するのではなく、さまざまな必要の充足を交換の原理によって、また、それらの必要に対立するものへの社会構成員たちの参加を討議の原理に則って、組織化するに必要なさまざまな媒体を通じて、である」(QEE.278~279)。「国家は、その哲学的コンセプトからすれば、生活社会と政治社会を、あいともに、しかるべく構成する。／ただし、ヨーロッパ国家は、国家の語を旧式に一元的主権と解する場合には、<国家なき>法的構成体としてのみ思い描きうる。／また、この法的構成体は、それがなんらかの公共空間の組織化を含意するはずのものであるからには、経済市場の開展に甘んじうるものではない。そのことは、生活社会なるものが経済的必要の体系に帰する概念であり、他方、政治的正義の体系は政治社会にかかわるものであることを考えれば、おのずから明らかである。／となると、国家は政治社会を生活社会へと連節するなんらかの構造連関から、市場と公共空間という二つの主要な媒体の構造化を通じて、帰結しようということになる」(QEE.279)。ところで、「ヨーロッパ国家は、現実的に存在するためには、ナショナルな諸原理の余処に、その政治的議論の場を見出さなければならぬ。その独自の<国家理性>は、民主的自律性へのこれまで以上の熱い希求を固定し確実なものとするに必要なエレメントのなかにし

かありえない」(QEE.283)。「この種のポスト・ナショナルな法-権利国家の最大の特徴は、その基本的な法構造が個々人の諸権利と各々の国家のそれ双方のうえに同等に構成され、それゆえ人間の権利（もしくは個々人のための基本権）と民族の権利（もしくは諸国民の基本権）への二重の規範論的参照によって成立しているということにある。その公権は国内法と国際法の総合として立ち現われる」(Ibid.)。「ポスト官僚主義の文脈で構想される新たな国家理念は、公共性の原理と結びつく。かつて〈国家理性〉と呼ばれたものは、権威主義的含意を失って、批判的理性に立脚する公共的理性と一体化し、国家の本質的属性というべき〈公的権力〉は、その出自の場が公共空間にあることを知らしめることになる」(QEE.227~228)。とはいえ、むしろ、「国家への期待は、公共空間の構造化のみによって満たされるものではない。国家に帰着するあらゆる種類の統合化機能が、現実化されるのでなければならない。情報化、審議制度、異議申し立ての合法化、正当性立証の責務——すなわち討議——等の公的機能が、さまざまな決定プロセスを開示し、さまざまな民主的な適法化プロセスを発動させ発展させるために必要である。加えて、討議は決定に取って代ることはできない。／まず、議論、ついで、審議、それから、決定…(そのための「国家」——引用者付加)」(QEE.280~281)。…

2. 既述のところで、われわれは、ヨーロッパ政治はいまなお依然として各国政治の帰結以上の現実性をもたないとするいわば EU 唯名論にたいして、フェリーのいわば EU 実念論が、各国政治を超える普遍法と各国政治・文化・伝統の「間」にこそ、新たなヨーロッパ政治空間の現実性を見出だしていることを確認した。上記のところからも、正義の体系と必要の体系、公共空間と経済市場、政治社会と生活社会、討議の原理と交換の原理、国際法と国内法、個人と民族・国民…等の二元論が浮かび上がってくるが、フェリー流国家概念をめぐるのは、ここであと二つ、加えておかなければならない。①一つは、ヨーロッパ国家の「正当性」は、「例外的」(atypique)に、「構成諸国」(États membres)と「ヨーロッパ市民」(citoyens européens)の重合性に立脚している(EK.164)ということであり、これはむしろ既述のところの諸国民の権利と個人の権利の両立につながるが、追って主権概念と法概念をめぐる再論しよう。②もう一つは、(ヨーロッパ)国家の「機能」は、「市民形成という倫理的機能」と「社会-経済的規制という技術的機能」にある(QEE.282)ということで、これを既述の「公共空間」と「管理体制」(gouvernement)に対応させている(Ibid.)。さて、この、これらの、特別な説明を要しない一見平凡な二元論をやや強調気味に取り上げたのは、つぎの理由による。すなわち、最近のすぐれた国家学者の二人である J・A・ホール & G・J・アイケンベリーは、これまでの国家諸理論を整理したあとで、「最近、ひとつの新しい理論的展開が見られた。われわれもそれとくに関心を払う」(p.24)¹⁰⁰とし、「国家権力には専制的な次元とインフラストラクチャーにかかわる次元の二つがある」(Ibid.)と論ずる M・マン説を引照する。詳述は省くが、フェリーが現代のこの時点で「国家」概念を持ち出すのも、前者(専制性)の外観とは別に後者(インフラ的实践)をこそ論じ、後者を論ずることによって、前者、というよりヨーロッパ国家の(相対的な)

一体性をも忘れずに示唆する、その両義的ベクトル性においてではあるまいか。たとえば、フェリーは、自らが依拠するヘーゲル国家論に関して、「彼の政治思想が今日全盛のネオリベラルの見解によって反駁されているようにみえるのは、この思想の堅固な一貫性がわれわれに、欠陥があるのは国家観念のほうではなく、現実のほうなのだと思いますがち (inclinerait à croire) だから」ではあるまいか (C.105) とし、こういう。「しかし、たとえばさまざまなヨーロッパ共同体の政治実務のなかに見られる権力の現実の姿を、ブラッセルの公的行政実務のさまざまな決定プロセスを通して眺めるならば、ヘーゲルの国家理論が現代精神によって乗り越えられてしまっているなどということとはほとんどないことは、明白である。彼のいう国家の実際の組織は、逆に、政治的リベラリズムの古典的な概念構成よりもはるかにより密接に、さまざまな実践実務の現実にくびったり沿って>いる」(C.104~105)。われわれはこのことを後述のヘーゲル論でさらに確認し、われわれ自身のこの論稿の結論にも結びつけていくであろう。

3. フェリー流ヨーロッパ国家は、その二元構造において図式化することも重要であるが、むしろその多元構造を忘失しないことも重要である。ここでは主権概念の場合のみを取り上げる。フェリーはこの問題をかなり詳しく論じており (EK.151~164、他)、簡略化することは危険だが、いまはやむをえない。まず、一国家の主権は、周知の通り、「単一、不可分 (indivisible)」である。そして、フェリーはヨーロッパ国家における主権問題をめぐって、たとえばこう説明する (EK.135~136)。
 ①ヨーロッパ国家は、「市民たち」への「直接的」な「強制」権力はもたない。それをもつのは「構成諸国家」のみである。
 ②ただし、後者の「国内主権」は、ヨーロッパ国家が定め保証する「基本権」によって「外部」から「制限」される。「構成諸国家」は、この意味で、ヨーロッパ国家に「従う」。
 ③ただし、ヨーロッパ国家は、「基本権」の遵守を、「構成諸国家」に「強制」することはできず、ただ、遵守せぬ場合に、「除名」を「宣言」しうるのみである。別言すれば、「構成諸国家」は、ヨーロッパ国家からの「離脱」の「権利」を有する。「構成諸国家」は、この意味で、「主権国家」であり続ける。... 先述のところで、USA においては連邦と各州は「主権」と「権限」の関係にあり、フェリーの EU においてはヨーロッパ国家と構成諸国家は「権威」と「諸主権」の関係にある、と語られていたことが、これに当たるが、ここでのテキストでは、もう一步、進めることができる。「(ヨーロッパ国家は、上記①の意味では「主権」をもたないが)、(結局は②のように)、主権を、広義の立法に関する正当な権限の独占として、より機能的に解する場合には、事態は同じではない。この観点からすれば、ヨーロッパ国家も構成諸国家も、従来の意味では、主権的ではない。よりポジティブな言いかたをすれば、両者は、主権的であるとすれば、それは相伴あいともに主権的である (ほかない)」(EK.154~155)。ここで、これまた先述の「正当性」の基盤としての「構成諸国家」と「個々人・市民たち」の二元論が導入され、「主権」もその二側面が指摘される。「実際、ヨーロッパ国家における主権の問題は、主権の<行使>と主権の<起源>という

あの古くからある区別を思い出させる。われわれは、それゆえ、主権はその〈行使〉に関しては分有（共有、partagée）され——構成諸国家の共同-主権性（co-souveraineté）である——、その〈起源〉に関しては分割（divisée）される——つまり、相異なる諸国民・諸民族のおのおのに認められる、と言おう。ヨーロッパ国家においては、国家レヴェルの主権は共有（分有）され、民衆レヴェルの主権は分割されたままのとどまるのである」（EK.156）。ここにいう「行使」の「共有」（分有）が、「起源」の「分割」（divise）性とも、旧来の主権の「単一、不可分（indivisée）」性とも、別の位相に想定されていることに留意しよう。欧州憲法が制定されれば、この「構成諸国家の共同-主権性」はもっと明確かつ豊かな形態を顕にするはず（EK.164）とも期待されているが、いずれにしても、「根本的には、主権は一にして不可分のままである。主権概念への毀損など出来しないだろう。ただし、これまでの単一の統合体（unité simple）の代わりに、われわれはひとつの複合的な統合態（unité complexe）に携わることになるが」（EK.156）。

(3) 《État cosmo-politique》

フェリーのヨーロッパ国家を、総体的規定、二元論的構造、一・多元論構成、において概観したあとで、今度はそろそろ、明確化の一方便として、なんらかの名称を与えてみなければならない。すでに、État post-national（ポスト国民国家）（DE.183,EK.61,179,他）、État post-étatique（ポスト国家的国家）（EK.128,他）、（État-providence（福祉国家）ならぬ）État social（社会国家）（QEE.205,他）、État des peuples unis（諸国民統一国家）（QEE.85）、État des peuples libres（自由諸国民国家）（QEE.90）、État de droit démocratique（民主的法治国家）（QEE.117,他）、Ensemble d'institutions communautaire et intergouvernementales（EAM.27）（共同体的・間-政府的-制度の総体）（EAM.27,他）...等の名が、この上記の「複合的-統合態」（unité complexe）のために挙がっていたし、おのおのがそれなりに重要であるが、最後に残る一つは《État cosmo-politique》である。

1. 《État cosmo-politique》とは、常識的・自動的に邦訳すれば「世界市民国家」であるが、この「世界市民的」なる賓辞は、いかにもカント的で、国民国家時代以前の、18世紀啓蒙時代の、今日からみれば、理性主義的ユートピアの甘さが気にかかる。これに「ヨーロッパ」なるもうひとつの賓辞を加えて「ヨーロッパ世界市民国家」とすれば、これからの時代にもますます適ったものともなりうるが、ただし、フェリー的には「コスモポリタン」（世界市民）より《(cosmo-) politique》つまり（経済・社会に対する）「政治」的「協働体」（co-）の含意も相当に濃厚であることを留意しておこう。加えて、「構成諸国家」の「主権」をそれなりに認めることを考えれば、「諸国民・多国民-国家、-統合体、-共存体、-共和体...」等の訳語も、いかにも平凡ながら、内容的には考量しなければならない。なお、フェリーは、現代思想家としてはハーバーマス系譜に棹差すといつてよいが、最近の一テキストはこの《cosmo-politique》を次のようにパラフレーズしている。「世界の

諸国民・諸民族の間で、それらの政治的自律性を基盤にして根気よく遂行される、相互連携と相互承認の営みへと向かう根本的な諸動向。世界秩序の創出と維持のための、それら諸国民・諸民族すべてに同等な参加の自由を前提とするそれ」(EAM.64) ...。

2. 《État》は、しかし、「国家」とのみ自動的に邦訳してよいものではない。フェリーの国家は、既述の通り、「国家なき国家」「脱-国家的・国家」でもあり、《État》は、同時に、あるいは勝義的に、《état》(「状態」、という訳語がいかにもスタティックであるとすれば、「事態」)であり、《État cosmo-politique》は《état cosmo-politique》が「憲法」(QEE.293)を得て「制度的に具体化」(EK.124)したもの、前者への造形化も重要であるとともに、後者というその実質も看過せざるべきもの、といわなければならない。われわれが既述のところで「単純な統一態」にたいして「複合的な統一態」と表記したり、通常の「共同体」を「協働態」と言い換えたり、以下同様の邦訳操作を加えるのも、そのためである。「私は、複数の国家が一緒(ensemble)になって諸国民・諸民族の社会を形成し、その法的システムが脱-国民国家的な共通法への参照を組み込んでいる(例えば、それらの国々からの出国者たちが、そのような法の管轄範囲内で、自由に行き来できること)、そういう状況を(小文字で)《état cosmo-politique》という。(大文字での)《État cosmo-politique》なる表記は、これらの事態に加えて、個々人と諸国民・諸民族の基本権が複数の国家の統合を現実化する憲法の基本構造を形成しているような状況に当てる」(QEE.293)。付加的な言及になって残念だが、ここいような「態」性に、この引用文その他にときどき散見される《ensemble》(EAM.27, 他)(総体、総態)なる語も、たいへん相応しいと思われる。

3. これまでのフェリーの引用文やわれわれの解説文を見ていると、これらが理想のヨーロッパ国家を語っているのか、それとも現実のEUを語っているのか、ときに紛らわしい部分もあるかもしれない。実際、フェリーが「EU」と書いているところを、われわれが「ヨーロッパ国家」と書き替えてしまった部分もある。しかし、これは違法でも偽造でもない。フェリーのヨーロッパ論はたんに現実や理想を語るものではなく、すでに現実のヨーロッパに胎動(en puissance)し、潜在的(latent)に自己形成(en formation)しつつある動向を、理想(idéal)ならぬ先述の「統整(規制)理念」(idée régulatrice)として先取りしつつ、それによって前者の顕勢化(réaliser)をはかろうとする営みであり、この移行のダイナミズムにおいてこそ追考すべき思想である。われわれは以下のところで、ここでの《état》から《État》へ、に次いで、さらに《constituer》から《Constitution》へ、《civilitéé》から《Civilisation》へと、この種の思考を追っていくはずである。

(4) 《État cosmo-politique》の構造

フェリーのこのヨーロッパ世界市民国家が二元構造や一・多元構造から成り立っていることは先に確認したが、後者はヨーロッパ国家と構成諸国家の関係であるから、これも結局は前者の二元構造

に帰し、加えて前者は、実体の二元論を成すというより、最終的には普遍法と諸国家・社会・文化・伝統、あるいは単なる統整（規制）理念と現実的諸事態の関係として、理念と現実の非対称的-関係構図を構成する。そして、この条件内でいえば、上記したさまざまな具体的な（しかも、言葉のうえではあまり新鮮味のない）二元関係よりも、この最後の二元関係の内部での二つの基本構造を確認・指摘するほうが、フェリーのヨーロッパ世界市民国家論の特色を示すにはより適切かもしれない。

A. 水平構造

その一つは、このヨーロッパ世界市民国家といわゆるヨーロッパ連邦との違いを説明するために、連邦国家とその構成諸州（邦）の関係は、旧来の国民国家とその構成諸県のそれと同じく、主権と権限のタテ型関係であるとし、その反対側にフェリーのいうヨーロッパ世界市民国家を暗示したときに語った、権威と諸主権の（非対称的-二元論というより、後者に力点を置くときの）ヨコ型関係である。その多種相（層）をフェリーはなかなか旨く列挙している。「国民国家に固有のこのタテ関係を廃止することはないが、ヨーロッパ世界市民国家は自らに固有のヨコ型統合形式を追求する。共同調整（coordination）、共同作業（coopération）、共同決定（co-décision）。パートナーとしての交渉。物品、サービス、資本、人材、の自由な交流。ヨーロッパ市民たちのヨーロッパ国家内諸地域での自由な居住。司法、経済、さらには社会的な、財務上の、相互協調。ヨーロッパ共同体レベルで批准される諸法によって構成されるようなヨーロッパ市民権の準備。諸団体のあいだのさまざまな横断的連合への援助。〈市民対話〉、〈自主的な社会議論〉、社会のさまざまな〈活力〉を代現するような（〈NGO 綱領〉タイプの）〈諸綱領〉（いわゆるマニフェスト？－引用者付加）の作成、生活社会の自己表現のために当てられるさまざまな〈フォーラム〉の設置、等々への多様なかたちでの助成。各国の国内行政や各国議会の代議員たちのあいだを結ぶ、規則的かつ恒常的に開催される、十分に制度化された多様な協議。公共空間をオーディオヴィジュアル空間として構造化することへの奨励。目下形成途上にある巨大な生活社会を網状につなぐための、新しい情報・伝達テクノロジーの推進」（EAM.26）（cf.EK.39, 他）。

B. 三～四種・法-権利構造

もう一つは、普遍法・統整理念・ヨーロッパ世界市民国家と現実の EU 構成諸国家の間に開展するフェリー流の政治空間・公共空間、その広がりを充填する上記の構成諸国家の主権の共有・分有とその展開としての現実の政治・社会・経済・文化・伝統...の動き、というより、それらを然るべく律する機能を果たすはずの、三～四種からなる重層的な法-権利構造である。三～四種とやや曖昧な言い方をするのは、近代国民国家の三権分立にたいして EU が、これを踏まえながらも、四機構（欧州委員会、欧州理事会、欧州議会、欧州裁判所）（EK.160）体制を採るのとあたかも対応するかのよう、フェリーは自らの大きく依拠するカント流の三種公法（droit）体系にたいし

て、今日により相応しいものとしての四種(法-)権利(droit)観念を提示するからである。「国家とはさまざまな規範の発令を通じて社会を組織化する公的権力である。それらの規範は一元的な法令をもって政治-行政上の諸決定を法制化し、後者は憲法諸原理と自らの管轄領域にて発効中の法秩序が遵守されるよう強制する。」(QEE.183)「世界市民的事態(état)を制度的に(国家Étatへと:引用者付加)具体化することの困難は、その、国家的形態のそれであれ他であれ、権力としての組織化の問題を立てる以前に、まず、メタ・ナショナルな政治体の基底をすような法的構造をいかに整備するかに関わることによる。」(EK.124)「(カント流の)〈世界市民的理念〉(idée cosmopolitique)なるものを、私は次の三層関係からなる公法システムと解する」(EK.121)。

カント流の三層-法(droit)構造とは、(1)市民法、国内法(jus civitatis)、(2)諸国民法、国際法(jus gentium)、(3)世界市民法(jus cosmopoliticum)(QEE.87,EK.121,133,EAM.106,他)である。独語表記、仏訳語表記、は省こう。内容の説明も、いまは必要ないはずである。

フェリーが、これを現代的視点から補完するように提示する四層-権利(droit)構造とは、(1)生存・生活権、自由安全権、人権、私民権(droits civils,droits de l'homme,droits d'intégrité liberaux。(なお、〈droits civils〉は市民権の誤訳ではないかといわれるかもしれないが、フェリーはつぎの〈civique〉と区別する(EK.119))、(2)市民権、公民権、政治権、公的参加権(droits civiques,droits politiques,droits de participation république)、(3)社会権、連帯権(droit social,droit de solidarité)(共同体式-再分配による地域規模での調整)、(4)人格権、モラル権(droits de personnalité,droits moraux)(文化的な差異と相互承認の原理。なお、〈moral〉の語は仏欧語文脈では多義的であるから、いまは邦語化せずにおく)(QEE.99,EAM.106,他) ...、である。

これらカント・フェリーの「三」と「四」の対応関係については、フェリーは特に論じていない。筆者などは、G・デュメジルのいう「ヨーロッパ語族」に特有の「三」とG・ユングのいう「人類」に「普遍的」な「四」、前者から後者への現代というこの時代・文明の大転換期を証示しうる一現象かなども想像したくなるが、フェリーにはもともとそのような発想はない。また、フェリーは、カントの(3)に自らの(3)(4)を対応させている風もある(EAM.106)が、フェリーの(1)(の少なくとも一部)をもカントの(3)に対応させる必要もあることは、既述のところからも明らかであろう。結局、後のカント論のところでも再説するように、これは対応というより、時代の進展もしくは複雑化による補完の試みである。カントという18世紀啓蒙の普遍主義者はいまだ19世紀以降の国民国家間の拮抗の意識に欠け、それゆえその(2)もあの有名な「諸国民・諸共和国からなる社会」(Societas magna,Civitas maxima)(QEE.91,他)に見られる漠然とした形式論議にとどまり、(2)を踏まえるはずの(3)も、漠然たる理念にとどまった。(1)にとどまりがちなカントの三分法のその(2)(3)を、フェリーは今日的視点から最小限なるミニマリズムをもって(2)(3)(4)に再分節化していることになる。

C. 三法・四権の「交錯」関係

カントとフェリーの対応よりも、ある意味ではもっと重要なのは、おのおのにおける三～四者の相互関係のダイナミズムであろう。それこそが新しいヨーロッパ政治空間のダイナミズムをダイナミックに律するはずである。だが、フェリーは、ヘーゲルにも詳しいはずであるのに、この種の相互関係のダイナミズムについてはあまり主題的には語っていない。法そのものの自己発展・自己変容を論ずるヘーゲル流-観念弁証法とは疎遠な現代思想家であり、カント流の实在論と形式的観念論にも親近な現代思想家であるためかもしれない。弁証法の語そのものもほとんど用いず(QEE.121)、「交錯」(croiser)なる語は何度か用いる(EK.133,他)が、強調はされず、あとは、或るレベルの法から他のレベルの法への「移行」(transposer)(EAM.15,他)、統整理念としての「普遍法」(jus cosmopolitanum)の現実の「ヨーロッパ共通法」(jus commune europeum)への「受肉」(QEE.177)、等が、語られる程度のものである。とはいえ、既述の主権論(EK.135~136)は、淡々とながら、ヨーロッパ世界市民国家はその市民を強制する権限をもたないが、それを構成する現実の諸国家の主権は、各国個人に対して強制権を発動しうるにもかかわらず、ヨーロッパ世界市民国家もしくはその普遍法からの制限を受け、その制限は普遍法の強制ではないが、それを尊重しない諸国家はヨーロッパ世界市民国家からの除名を宣告されることがありうる、別言すれば、各国個人は、同時に人間もしくはヨーロッパ世界市民国家-市民として、各国家主権からの強制に抗して、ヨーロッパ裁判所に告訴する権利をもつ、そのような「交錯」事態のメリットを語っていた。それゆえ、われわれはここでも、つぎのような、これまた先述の、現実的に潜在している事態を統整理念として先取りすることによって、後者を通じて(前者を)顕在化させるというあの発想のなかに、ここにいう三法・四権のフェリーの相互関係のダイナミズムのすくなくとも一片鱗を、見届けておくことにしよう。「カント的にいえば、ヨーロッパ連合はその世界市民的連合としての独自性を、それが各国同一の三層からなる法的構造に立脚しているという事実を負っている。これまで実現されてきた統合を、さまざまな国際関係上の条約によって決定された外的関係の、一つの憲法に立脚する組織体の成員相互の内的関係への移行と解することは、単純にすぎよう。ヨーロッパは《jus gentium》の《jus civitatis》への単なる還元によって、その政治的統一を現実化することなどできない。それはむしろ公法の三つの層を〈交錯〉させる独自の構造を示している。そのおのおのの層がおのおの自身で他の層とのさまざまな関係によって規定されているという、実に複雑な構造となっているのだ。その国内法は、一部分は先在していたさまざまの国民システムの調合の所産であり、他の部分は共同体法の直接的な統合による。それは、協定や、憲章や、憲法前文といったかたちのもとで提示されている個々人の基本権の台座のうえに立脚している。しかし、ヨーロッパ共通法は《jus gentium》から受け継がれた諸原理を内化したものである。例えば、各国民のアイデンティティを相互承認しようという原理、それらの特殊性や自主独立主義を、文化的・言語的-多数主義

を、しかし、また、各国が分岐する権利、多数国家に対立する権利、共通行動を毀損しないかぎりでは、自らに必要な留保をし、極端な場合としては連合から脱離する権利、を相互承認しようという原理を、それは含んでいる。さらに、個々人の基本権（もしくは、人間の権利）をなす諸カテゴリーに対応する諸価値は、構成諸国民のあいだの諸関係を律する共通法レベルへと、既述のように、〈移行〉させられていくように見える。自由と安全、参加、連帯、人格、にかかわる諸価値であるが、これらは個人レベルでは、おのおの、生存（生活）権、政治権、社会権、モラル権を構成しているものである。ヨーロッパ空間での諸国・諸地域相互の間の共同体内諸関係を律する諸権利は、古典的な《*jus gentium*》に比して著しく豊かな内実のものになっていることが判る（EK.133～134）。「これまでカント流の哲学的青写真にすぎなかった法的世界市民主義は、ヨーロッパ連合の基底構造のなかにひとつの経験的現前を見出す。後者は、かつてカントが指摘した公法の三つの相関層を〈交錯〉させているのだ。ヨーロッパ連合は、同様に、個人の基本権に時代ごとに加わってきた諸価値を、構成諸国家間の関係に移行させる傾向にある。そのことが、諸国民・諸民族の権利の内実を、これまで個人権が到達してきたレベルにまで、高め豊かにする。こうした独自の特色に、世界市民法の実定化への動きを示す多くの兆候が加わる。ただし、もういちどいうが、ヨーロッパ連合において、である」（EAM.15）。「《*ius civitatis*》と《*ius gentium*》に帰着するさまざまなエレメントは、市民たちの統一と諸国家の統一としてのヨーロッパ連合の二重性格を顕わにする。しかし、ヨーロッパ共通法は、さらに、諸国民・諸民族の統一に資する《*ius cosmopolitanum*》に特有のエレメントをも捉えかつ深化させる」（EK.135）。

やむなく長文の引用となったが、こうした錯雑なさまざまな動きを踏まえれば、われわれは三法・四権のおのおのにおける相互関係にも、それなりの要約的な言表を、われわれの観点から与えることができるように思われる。すでに、フェリー的な、あるいはヨーロッパ世界市民国家における「主権」は、構成諸国家の共有・分有において成立していた。別言すれば、主権は、構成各国が所有するというよりも、構成諸国家相互の「間」(entre)性において成立しているということになる。これに、「内化」(intériorisation, internalisation)の概念を併用しよう。この概念は上記の引用分のうちでは否定的にも肯定的にも使われているが、もっと肯定的に使われる場合もあり(QEE.76～77,88,109,EK.101,他)、フェリー的に使用すること可能である。さて、《*jus cosmopolitanum*》は単に《*jus civitatis*》の「外」なる《*jus gentium*》を自らの「内」なるものとした結果などという単純なものではないと、上記引用文の冒頭はいう。その通りであろう。したがって、この種の機械論的発想を回避するためには、主権-共有・分有の場合と同じだが、こう言い換え・考え直すことが必要である。すなわち、《*jus civitatis*》は初めから《*jus gentium*》をなにがしかのかたちで「内」に含んでおり、その帰結として事実上の「外」なる《*jus gentium*》も成立し、これら二種の「外でもある内」と「内でもある外」の総体もしくは総態として《*jus cosmopolitanum*》が成立している、と。

別言すれば、「間」を「内化」している「個」と、そのような「個」というよりむしろ「非-個」「間-個」「共-個」の「内なる外」「外なる内」としての「間」の総体もしくは総態が、《jus commune huminum et gentium》(QEE.134) でもある《jus cosmopoliticum》《jus commune europeum》(QEE.177～178) の実質を成している、と。ヨーロッパ世界市民国家の「権威」が「主権」の共有・分有の結果としての「アウラ」であるとすれば、三法さらには四権の「交錯」動態についても事はほぼ同様である。

D. 《procédure》としての《État cosmo-politique》

フェリーのいう「国家」(État) もしくは《État cosmo-politique》は、こうして、中世の王(帝)権神授の聖なる支配実体でもなければ、近代の主権在民の単なる自律実体(EK.97, 他)でもなく、共同-主権によって運営される法-権利・機能体(態, état)とでもいうべきものであるが、M・マンやJ・A・ホールのいう「新しい」国家論に特徴的な二極構造、すなわち専制的主体としての国家とインフラストラクチャーとしての国家のうち、フェリーにおいては、前者はすでに普遍法や統整理念としての世界市民国家として勝義的に脱-実体化しており、そして後者こそが、しかも単なる下位構造としての二次性においてではなく、第一次的な実質として、その現実的な動態性において、最終的に主題化されるのでなければならない。

この動態性・機能態を、フェリーはたとえば《procédures》なる語によって言い表わす。この語はすでにわが国の政治学会その他でも「手続き」として定着しており、ここでは他によりよい訳語は見当たらないので、多少不承不承ながら、そのままに当てはめよう。さて、フェリーにおいては——他の諸家においてもそうだが——、この語の対語は、たとえば、「実体的」(substantiel) (PhCII.98, QEE.78, EK.97, EAM.17, 他)「原理的・根源的」(fondamental) (PhCII.28, EAM.13)「(被-)物象化的」(réifié) (QEE.35, C.24)「目的論的」(téléologique) (EAM.17)「道徳的」(moral) (EAM.17) ... であり、これらの語の説明は煩雑ゆえ省くが、フェリーというこの(他の現代思想家たちのように)新造語を多用しない思想家が、それでも立派に脱-近代に定位して言説していることは、ここからも明らかであろう。他方、この語のポジティブな定義は、フェリーはもともとハーバース系譜から出発している思想家でもあるから、この点に関しては、ほぼ同様である。つまり、合理的な、公共的理性、コミュニケーション的理性、による、議論、討議、審議、各々の見解・意見の正(妥)当性の検証、そのつどの状況における可能なかぎり最高の普遍妥当的結論の導出、それによる可能なかぎり全員の合意・同意の産出、必要があれば爾後における再検討の可能性も含意 ...、要するに可能なかぎり全員の自発的・民主的-参加・参与による言論を通じての普遍妥当的理念・案件の形成・制度化・法制化・実践 (PhCII.30～31, 34, 35, 40, 47, 60, 63, 115, EAM.17, 97, 102, C.47, 88～90, 148～149,) ...。なお、二点、やや独創的と思われる指摘と、今後の文明論へと広がり深まりゆくベクトルを孕んだ指摘を、加えておく。「(< processuel > (過程的) が事態展開の単

なる論理的な分析の対象であるに対して)、《procédural》は、事の展開の過程で、どの程度まで矛盾を寛大に包摂していくか、どの程度まで少数意見や弱者の意見をも組み込んでいくか、またどの程度まで（一議不再議ならぬ）再検討の機会をも前提にしていくか、等を含んでいる」（要約意識）（PhCII.69）。「《procédural》な観点からいえば、同意の形成は、ハーバーマスがく生活世界での文法的直感>と呼ぶもののなかにいわばポテンシャルに作動しているなんらかの実践理性の自然性のなかにまで、密接に投錨している」（PhC.48）。《civique》ならぬ《civilité》から、政治を律する《légalité》を媒介として、《civilisation》へ...

「国家」「政治」概念へ戻ろう。結論からいってしまえば、フェリーのいう「国家」《État cosmopolitique》とは、共同（協働）-主権の運営する法-権利・機能体（態）、それを貫き支える実質としてのこの（上記の）《procédures》である。「形成中の<ヨーロッパ国家>なるものについて語りうるとすれば、この国家は、古典的な意味での、支配（M・ウェーバー）、公教育（E・ゲルナー）、法制化（J・ボダン）の遂行をめぐる、一極集中の合法性を認証された中央集権的な諸制度の総体と、解されてはならない。そうではなく、自らの所轄の地域においてさまざまな国がなすさまざまなの公共政治を合法的に調整化していく先導力がそこへと帰着する、あの共同体的かつ間-政府的な諸制度の総体と、解されなければならない。政治的主権の行使を、すべての人々、おのおのの人々が、そこからそれぞれの権能を受けられることができるように、協働的なかたちで《procéduraliser》（手続き制度化）していくことが、ことの本质なのである」（EAM.27）。「政治は哲学ではない。政治的な諸構想の妥当性請求は、相互承認の原理がそこにおいてのみ政治的に尊重される、実践的議論の《procédure》（手続き）において、根拠づけられるものにすぎない」（PhC.II.115.PhC.Chap.2.3.cf.EK.158）。

ここで、また、一点、加えよう。この《procédures》が民主主義や法治国家の最深部（profondeur、後述）に「投錨」（ancler）「立脚」（se reposer）（既述）するものであることは判ったが、そのいわば志向先は、となると、ヨーロッパの現状を反映してか、それともカント式-形式主義のミニマリズムゆえか、目下のところ、諸主権国家・諸国民・諸市民・諸個人...の既述の「協働」「調整」「共-決定」...くらいしか、その内容諸例（先述）も含めてだが、語られていない。多少の物足りなさを感じながらも、しかし、ここでもうひとつ《médiation》（仲介、仲保）の語を加えておこう。「ヨーロッパ政治の実質は、構成諸（国民）国家のそれぞれの文化的アイデンティティとヨーロッパ共同体の法-政治的・枠組みとの間の不可欠の仲介・仲保（médiation）としての、共有すべき政治文化の形成にある」（QEE.85.cf.74.cf.DE.191）。「世界市民的秩序の構成には、諸国民国家間（...）の仲介・仲保（mediation）が不可欠である。この秩序は、個々人にかかわる基本権の普遍主義的な法制化の作業に立脚するのみならず、諸国民・諸民族の基本権の同じく法制的に規定された相互認承から帰結するのでなければならない」（QEE.91）。「他の諸国民のアイデンティティへの理解と開放性が

らなる共同体は、その真髄を、つぎのような《impératifs procéduraux》（手続き論的-定言命法）を発することによって、現働化する。〈相互認承において行為せよ〉〈相互理解において行為せよ〉（EK.101）。この最後の定言命法の内容など、なんとも平凡な印象を与えるが、これも現代思想のハーバース系思惟に棹差すことを考えれば、蔑ろにはできない。他方、われわれが《médiation》（仲保）の語をクローズアップさせるのは、この語は、フェリーはまったく触れていないが、ヨーロッパ文脈では、なんといってもキリスト教やプラトニズムのいう受難と復活による複数の異世界・異事象の逆説的な連結を示唆するとともに、他のさまざまな現代思想の、今日的現実に着するがゆえに余儀なくされる多様な否定法的・逆説論的-屈折言表にも通じて、フェリーの政治哲学の、あるいはむしろ現代ヨーロッパ連合建設の、深甚な歴史的・存在論的-過去・基盤を、（それが）想起させるからである。普遍法・世界市民主義的-統整理念と現実のさまざまな国民国家的事象の間に、またやはり何といても二千年の過去と伝統を引きずる各々の主権国家相互の間に、単なる法-権利のロゴスのみを求めてあの「法を超えるもの」を見ないものには、形式主義の虚ろさしか結果しないだろう。その、法を踏まえつつ「法を超えるもの」こそが、おそらくヨーロッパの究極の「権威」の「アウラ」を成すものなのであるから。

*

この論稿はこの特集のために、この特集を編んだ「共同研究」の一環として執筆されたが、紙幅過大となり、全文掲載は控えざるをえなくなった。下記の全体構成のうち、この「研究論文」枠では「序」「I」「II」を、後の「研究ノート」枠では「V」を、それぞれ掲載し、他の諸部分は削除する。変則的なかたちでの「成果」レポートに御寛恕ありたい。

序 問題の所在

I 連合、連邦、国家、共同体=協働態

1 なぜ、「国家」(État) か

2 国家 vs 連邦

II 国家、「ヨーロッパ国家」(État européen) ... ?

1 旧概念と新概念

2 フェリー的新概念のパラフレーズ

3 《État cosmo-politique》

4 《État cosmo-politique》の構造

A . 水平構造

- B. 三～四種・法-権利構造
- C. 三法・四権の「交錯」関係
- D. 《procédure》としての《État cosmo-politique》
- III. ヘーゲルとカント：遺産と限界－J. ロールズ：J. ハーバーマス＝A. ルノー：J.M. フェリー
- IV. 「ヨーロッパ憲法」のゆくえ
- V. ヨーロッパ文明の再-構成
 - 1. 国家・憲法から文明へ
 - 2. 汎ヨーロッパ公共文化
 - 3. 文明の三原理、文明の本質、「互尊性」(respect mutuel)の秩序
 - 4. 文明と倫理的共同体
- 結 フェリーと現代思想

※

文中、フェリー著作に関する略符号はおのおの次のものを示す。

- C : De la Civilisation, CERF.,2001
- DE : Discussion sur l'Europe, (avec P.Thibaud) ,Caimann-Levy1992.
- EAM : L'Europe,l'Amérique et le Monde,Ed.P.Feux,2004.
- EK : Europe,la Voie Kantienne -Essai sur l'identité postnationale-,CERF,2005.
- PhCII : Philosophie de la Communication II,Cerf.,1994.
- QEE : La Question de l'État européen, Gallimard,2000.

後注

- (1) 拙著『正義、法-権利、脱-構築、－現代フランス実践思想研究－』、近刊予定、参照。
- (2) この語は、《construire》(構成する、構築する)が人為的な操作の意を濃厚に含むに対して、人為と現実(実在)、「普遍的なもの、統整理念」と「生の基本的な諸経験」(QEE.67,69)、双方の協働を通じて、いわば「醸成」していく、に近い意味で、フェリー用語として用いられる。もっとも、これはほぼわれわれの良識にも適うところだろう。なお、《construire》をこの種の意味で用いる場合も、少なくない。
- (3) J・M・フェリーには、これまでの諸著作の全体にたいして、フランス学士院から、アカデミー・フランセーズ「ラ・ブリュイエール」賞が授与されているが、本著にも、フランス学士院から、道徳・政治科学アカデミー「ルイ・マラン」賞が贈られている。なお、以下の考察にも関わるこ

とであるが、今日この時期にこの表題の論著を顕彰するとは、学問的クオリティもさることながら、一方ではフランス伝統におけるこの「国家」(État) 理念への愛着を示すものであると同時に、他方ではこの理念が今日なお、単なるアナクロニズムならぬそれなりのアクチュアリティを具備するものであることを証左しているようにも思われる。

- (4) 「普遍的価値」や「普遍法」の語は今後とも用いるが、あまりにも基本的な概念でもあるので、かえってあらためて定義する機会がなかった。フェリー的には、おおむね「人間の権利」をめぐるそれであり、さらに、例えば、「平等な自由、公共性、自律、共同-責任、相互性、参加、開放性」(QEE.21) や、場合によっては「愛、仕事、遊び、... それらについての反省、等々」(QEE.67) が、そのつどの文脈のなかで列挙されている。全著作(特に PhCII.) を踏まえてもっと体系的に整理する必要もあるかもしれないが、そこまでいくと今度はむしろフェリー思想を超えて、膨大な量の関係文献の渉猟も必要となるはずであり、目下の場合のような小論では、適度な良識論で押さえておくほかない。
- (5) S.Pocheron, *La Constitution européenne, Perspectives françaises et allemandes*, Harmattan, 2004.
- (6) Ibid.
- (7) A.Badiou, *L'Être et l'Événement*, Seuil, 1988.
- (8) B.Kriegel, *Philosophie de la République*, Plon, 1998.
- (9) この語は文化人類学その他で学術語としても用いられているので、あえて「垂直型」と漢字表現せずに、このカナ表現を用いる。もっとも、他では漢字表現も使う。
- (10) 上に同じ。漢字表現はむしろ「水平型」
- (11) J.A.Hall & G.J.Ikenbery, *The State*, 1989. 星野ほか訳『国家』、昭和堂、1996年

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

EUと東アジア地域における域内統合の比較分析

— EU「改革条約(リスボン条約)」と日本 ASEAN 包括的経済連携「AJCEP」を踏まえて—

渡部茂己

Les Recherches comparées sur l'intégration régionale de l'Union européenne et de l'Asie de l'Est et du Sud-Est

Résumé

“Souhaitait compléter le processus lancé par le traité d'Amsterdam et par le traité de Nice en vue de renforcer l'efficacité et la légitimité démocratique de l'Union et d'améliorer la cohérence de son action”

Il existe une région qui n'a pas d'organisation de l'intégration régionale comme l'Asie de l'Est pendant qu'il existe a une région qui extrêmement développe comme L'Union européenne dans la communauté globale d'aujourd'hui. Cependant, Le 21ème siècle commence et le mouvement de l'intégration régionale est devenu tôt dans l'Asie de l'Est qui est une région a différé le plus.

En premier, dans cet article, je trouve la cause que la différence a produit en comparant la situation sociale politique d'Asie de l'Est avec d'Europe.

Deuxièmement, j'analyse le contenu et le positionnement du "traité modifiant ;Reform Treaty" dans l'unification européenne, et le compare avec le "ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (AJCEP) " qui a été consenti en août 2007.

Au troisième, j'examine de direction que le dessin de la "communauté d'Asie de l'Est" qui consiste en ASEAN, Japon, Chine, Corée, etc. devrait avancer.

キーワード：リスボン条約(改革条約)、憲法条約、欧州連合、日本 ASEAN 包括的経済連携
keywords: Treaty of Lisbon (Reform Treaty), Constitution for Europe, EU, AJCEP

はじめに

- I 欧州地域と東アジア地域の統合の歴史
- II 「欧州憲法条約」の構造と欧州統合の方向性
- III 新「改革条約（リスボン条約）Traité modifiant」の構造と採択プロセス
- IV 東アジア地域統合の進展と日本

おわりに

はじめに

20 世紀は「国際機構の世紀」⁽¹⁾ と呼称され、国際社会全体の組織化としては第 1 次世界大戦後に国際連盟が、第 2 次世界大戦後には国際連合（以下、国連）が創設された。地域の統合については、EU のようにきわめて発展した形での統合が実現している地域と、東アジアのように、21 世紀を迎えてようやく進展の兆しが見られるようになった地域の両者が存在する。そのような違いが生じた要因のひとつとして、提案された「欧州憲法」（Constitution pour l'Europe）条約⁽²⁾の「憲法」に象徴される共通の規範の有無を挙げることもできる。

「欧州連合とフランス—歴史・社会・政治の複合的視点から見た欧州統合の意義—」⁽³⁾の 4 人の共著者は、欧州憲法とフランスに関する共同研究を 2006 年より開始し、2007 年度には、共同研究の手始めに、欧州統合と欧州連合の思想・歴史や哲学的基礎をまとめ、EU の統合についての研究がどうしても法政・経済の視点に集約されがちな傾向を省みて（当該共同研究における渡部の分担は、主として法政・経済はではあるが）、社会や文化・哲学の視点も含めた複合的視点からの集約を目指している。今年度の各自の諸論文は、同一テーマの下に、昨年の共著論文のそれぞれの担当部分を活かしつつ加筆および再構成して独立論文としてまとめた。しかしいまだ研究は端緒に着いたばかりと言ってよく、来年度よりメンバーを増員し、今後数年をかけて欧州の統合とフランスの関係の全体像を明らかにするような出版物として再統合することも想定している。

本稿執筆の時点では、未だ草案の状況ではあるが“Projet de traité modifiant le traité sur l'Union européenne et le traité instituant la Communauté européenne”すなわち、「改革条約 Traité modifiant」の条文化が、2007 年 7 月 23 日の IGC（政府間会議：Conférence intergouvernementale (CIG)）において、発表された⁽⁴⁾。10 月 19 日、リスボンで開催された欧州理事会で条約として正式に採択され、通称を「リスボン条約（Traité de Lisbonne ; Treaty of Lisbon）」とすることとなった。当該リスボン条約は、12 月 13 日に同じくリスボンで加盟 27 か国の首脳によって署名された。各国ごとの批准手続を 2008 年中に終えて 2009 年 1 月までに発効することを目指している。

I 欧州地域と東アジア⁽⁵⁾地域の統合の歴史

欧州においては、1953年のローマ条約による欧州共同体（当時の欧州経済共同体）をはじめとして、多数の統合組織体が存在する。欧州統合は別格としても、経済統合の分野に絞っても米州における北米自由貿易協定（NAFTA）、中米統合機構（SICA）、カリブ諸国機構（ACS）、アンデス共同体（CAN）、メルコスール（MERCOSUR、南米南部共同市場）、アフリカにおける西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、南部アフリカ開発共同体（SADC）などに比べて、組織的、制度的には東アジア地域の経済統合は遅れている。しかし、現実には市場の必要性によって、いわば底辺（政府間協力ではなく市民間協力の必要性）から、東アジアにおける地域経済統合は21世紀を迎えて進もうとしている。すなわち、1980年代後半以降、とりわけ東アジアの域内貿易量が増大し、特に、部品貿易の比重が高く、部品供給国としての日本、アSEMBラーとしての中国を中心に、韓国やASEANを含めての製造ネットワークが存在している。同時に、日本や韓国のみならず、中国と一部のASEAN諸国などでも、消費者市場としても急激に成長している。

欧州と東アジア両地域における統合状況の比較検討をするとともに、両地域の文化や歴史の底流まで踏み込んで対比させた研究としたい。

I-2 欧州と東アジアの統合の特徴比較

(1) 欧州統合の目的としての政治的理念—経済的利害と比較して—

欧州地域においては、直接には経済統合を目的とするECであっても、本質的究極的目的は独仏を中心とする欧州諸国間の政治的安定にあったことは良く知られている。構想としては、14世紀のフランスの法律家デュボア（Pierre Dubois）、15世紀の政治家アントワーヌ・マリニ（Antoine Marini）以来、フランス人を中心として発表されたいくつかの著作が残されている⁽⁶⁾。

具体的政治的動きに連なるものとしては、EUの父とも言われるクーデンホーフ・カレルギー（Richard Coudenhove-Kalergi）による「欧州議員同盟（Europäische Parlamentarier-Union; European Parliamentary Union, EPU）」の創設などが知られている。カレルギーの構想や行動はチャーチルやアデナウアーにも影響を及ぼした⁽⁷⁾。

(2) 政治的統合としてのEUと国連

具体的機能としては経済統合であっても、上述のように、欧州統合の真の目的は政治的理念にあると言える。しかし、基本条約上の目的で比較すれば、国連創設の第一の目的は政治的目的、すなわち「平和、すなわち、衝突しないこと」が、主要目的である⁽⁸⁾のに対し、EUは直接的には経済統合が第一の目的である。詳しくは後に試みる研究に委ねるが、ある意味で、基本的人権の類型の

いわゆる「自由権」と「社会権」の対比に類似するところがある。

ところで、EU は地域的国際組織としての性格を有するとともに、超国家としての性格を有するところから、本稿第Ⅱ章で別の視角から論ずるように、欧州憲法条約に限らず、EU の既存の基本条約は、国際組織の基本条約、すなわち「条約」であるのか、EU の（欧州超国家の）文字通り「憲法」であるのかが議論される。しかし、その議論は EU に特有のものではなく、普遍的国際組織たる国連にも当てはまるところがある。筆者は、過去に、R. St. J. Macdonald 教授の "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" を翻訳したことがある。邦題は、「国際連合憲章：基本法か契約か？」としたが、その意味は、（国連という国際機構の憲法（基本法）であるにとどまらず国際社会全体の）憲法か、（国家間の契約、すなわち）条約か、という趣旨であって、本稿での欧州憲法条約についての議論と重なるのである。簡単に要約すれば、国連憲章は二重の性格をもつ文書である、ということになる。すなわち、「国連憲章は、その他のすべての国際機構に対して優越する地位にあり、かつその権威に国際関係の最も重要な問題、特に国際の平和と安全の維持に関する問題が含まれている機構の設立文書」として、「一種独特の条約」である。また、一般に、国際組織の設立文書（基本条約）は、「一般的多数国間条約として、および機能遂行能力を持つ国際機構の基本法として」、二重の性格を有している⁹⁾。すなわち、一般的に国際組織の基本条約は、当事国間において、対等な国家間の条約としての機能と、当該国際組織の基本法（憲法）としての機能を有するので、すべての基本条約は「二重機能（*dédoublement fonctionnel*）」を有する。そして、さらに国連憲章の場合には、第 1 に、このような国際組織一般の基本条約として二重機能を持つと同時に、第 2 に、国連憲章はひとつの国際組織の基本法（憲法）であるという機能（役割・働き）と、国際社会の憲法であるという機能（役割・働き）を二重に持っていると考えられる。したがって、訳語とは別に、このような国連憲章の独自の機能については、「二重の二重機能（*doublement du dédoublement fonctionnel ?*）」を有するものと表現することとしたい。もちろん、人権の国際的保護や地球環境保護においては、国際法と国内法の連携が欠かせないが、イギリスなどのように、いわゆる「（国際法と国内法との関係に関する）変型理論」を採用する国家も含む現在の国際社会においては、問題の多い表現であることは筆者自身自覚している。それに比較し、EU 内においては、このような理論が、法的に現実の問題となっている。したがって、筆者の思惑としては、EU における分析は、今後、国際社会と国連との理想的な関係に拡張して議論するために有意義な側面ももつであろうとの期待も含んでいる。

なお、国連憲章との関係では、国連憲章の各条項（と特に国際の平和と安全の維持については安全保障理事会）に EU とその加盟国が、（当然のことであるが）引き続き拘束されることを、IGC の合意文書中に明記された（第 15 項注 6）。

(3) 東アジア統合の目的としての経済的利害—政治的理念と比較して—

アジアの組織的協力の形成においては、西アジアの OAPC 等も含めて、経済的利害が大きな役割を果たしている。1967年設立の ASEAN が当初北ベトナム等の共産諸国に対抗する意味もあったことは例外とも言えるが、民主主義や人権保護等の意味合いからではなく、異なる経済体制への警戒であったことを思えばやはり経済的利害を優先したものだということもできる。

また、グローバルな視点から見れば、EU の統合が米国経済に対抗する意図を含むのと同様に、東アジアの統合もまた、当然ながら米国と EU に対抗する意味を含んでいる。すなわち、今日の世界経済が、米国、EU、東アジアの 3 極構造となっていることを背景にしている。東アジアという地域でとらえるのは、数十年後には、中国の経済力は米国を抜く、とする分析も多い⁽¹⁰⁾からである。

アメリカ合衆国が独立の際の国家連合から連邦国家となる過程において、1787年に制定された合衆国憲法の第1条第9節5項には、「各州から輸出される物品には、租税または関税を賦課してはならない」と規定されている。13州相互の関税を撤廃することは国家としての統一の重要な要素であり、また目的のひとつであった。また、1833年に成立した「ドイツ関税同盟 (Deutscher Zollverein)」は、その後、ドイツが政治的にも統一国家となるための重要なプロセスであった。

(4) 地域協力の「面」構造と「線」構造

EU は 2007 年 1 月のブルガリアとルーマニアの加盟で (第 6 次拡大)、合計 27 か国となった。欧州地域の地域内協力は「面」構造のもとに行われているのと比較して、東アジア地域の地域内協力は「線」構造を中心としている。たとえば、日本を中心とした東アジアでは、日本とブルネイ、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール各国との各経済連携協定など、二国間関係の複雑な集積によっているのが現状である⁽¹¹⁾。

アジアには、まず、経済的規模が米国に次ぐ世界第 2 位の日本が位置し、先進国に準ずる BRICs 諸国に属し、世界でも最大の人口を持つ中国やインドも位置する。

また、NIES 諸国として知られる規模は小さいものの、一人当たり所得では欧州先進国を凌ぐ国々も含まれている。反面、ミャンマー、ラオスのような世界で最も貧しい国々も含まれている。

言うまでもなく、当該地域全体としての統合組織体を形成することは容易ではないのである。

西アジアにおいて、OAPC、LAS、イスラム諸国会議等が成立可能であったのは、それらの諸国は、東アジアにおける状況とは対照的に、まず、経済的立場が類似すること、また、宗教的、文化的にもイスラム教が中心となっており、政治体制としても、残念ながら多くは伝統的な非民主的体制を維持している点などが共通することによる。

しかし、20 世紀末から 21 世紀に入ってから、アジアにおいても、ASEAN プラス 3 や ASEAN プラス 6 という、面としての組織化構想も急速に進展しつつある。経済統合の面で鍵とな

るのは、しばらくは地域最大の経済大国であり続けるであろう日本の位置づけである。すなわち、面としての地域協力が進展しつつある背景として、「『アジアと日本』という垂直的な関係が、『アジアの中の日本』という水平的、あるいは戦略的関係になっているということが言える」のである

(12)。

(5) 人権基準の共通化

1993年のコペンハーゲンで開催された欧州理事会において、EU加盟を認めるための判断基準 (Critères d'adhésion) である「コペンハーゲン基準」(Les critères de Copenhague ; Copenhagen criteria) が決定された⁽¹³⁾。同基準の第1点は、民主主義、法の支配、人権、マイノリティー尊重等の確保であって、具体的には、世界人権宣言と、欧州人権条約の遵守が加盟条件となる。実際には、EU全加盟国が欧州人権条約に加入しており、「欧州審議会 (Council of Europe) への加盟は欧州人権条約の署名を意味し、それがEU加盟の前提となる」⁽¹⁴⁾とされる。

欧州連合条約第6条2項「連合は、1950年11月4日にローマで署名された人権及び基本的自由の保護のための欧州条約により保障され、かつ構成国に共通の憲法上の伝統に由来する基本的権利を共同体法の一般原則として尊重する。」⁽¹⁵⁾

*

この点では、東アジアのみならず、アジアは解決困難な問題をあまりに多く抱えており、地域統合を目指す上では、当座は組織化の対象外とする方が現実的であろう。直接的に人権基準の共通化を目指すのではなく、経済・社会の統合が進展していく過程で、当然に、人権基準の共通化も進むことになる。その時点で、地域人権条約や人権裁判所等の設置も可能となろう。

II 「欧州憲法条約」の構造と欧州統合の方向性

(1) EU拡大と立憲化プロセス (constitutionalization)

伝統的な捉え方のひとつとして、欧州共同体の法秩序の発展をEU「立憲化 (constitutionalization)」プロセスとして考えることもある⁽¹⁶⁾。21世紀に至り、EUは加盟国の数量のみならず、むしろ質的に、急速に拡がりをもつことになる。2004年には欧州憲法条約採択の1か月前の5月に、加盟国数が15か国から25か国へ拡大した⁽¹⁷⁾。2007年にはさらに、ブルガリアとルーマニアの2か国が新規加盟し、合計27か国と3年前に比べてもほぼ倍増している。単にEU地域の面積や国家の数、またそれに伴って、人口や経済規模が拡大しただけでなく、西欧中心であったEUが、中東欧を含めた全欧州の統合組織へと脱皮したことの意味は大きい⁽¹⁸⁾。と同時に、大国や先進国を中心として構成されていたEUが、人口40万人のマルタや、同じく140万人のエストニアなど小国あるいはマ

イクロ・ステーツ(micro-states)とも言うべき国家も含むものとなった。このような拡大と変質こそ、欧州「憲法」制定を企図した理由のひとつであった⁽¹⁹⁾。

EUおよびEC等は、諸国家間の国際法上の合意に基づいて設立された国際機構であって、この合意は通常の「条約」の形式によって形成されている。しかし、「EUにおける経済統合の基礎を成す市場統合プロジェクトを契機として、EU法の直接効果と優越性に基づき加盟国から独立した自律的な法秩序が成立し、EUと企業や個人との間に直接的な公権力に基づく関係が構築されている⁽²⁰⁾」ことから、欧州司法裁判所は、設立条約は「憲法化 (constitutionalisation)」されているとして、欧州の実質的憲法とみなすのである⁽²¹⁾。欧州共同体司法裁判所判事のProf. Koen Lenaertsも、「法の支配の基礎となる、共同体の憲法としての性格」を形成するひとつかたまりの諸条約の形によって、欧州連合は既に憲法を有している、と述べている⁽²²⁾。

このように、既に本質的意味での「憲法」を有しているEUが、今回、あらたに形式的にも“Constitution (pour l'Europe, for Europe)”を作成しようとした主な理由のひとつが、上述した、加盟国の量と質における拡大であり、EUの基本構造と意思決定のプロセスに修正の必要がでてきたためである⁽²³⁾。欧州憲法条約は、明らかに条約でありつつ、憲法的性格を含むものと言うべきものであって、『憲法』と『条約』の両概念の結合したもの (combining both the terms, ‘constitution’ and ‘treaty’) なのである⁽²⁴⁾。

(2) 多元的ガバナンス (Multi-level Governance) と重層的立憲主義 (multilevel constitutionalism)

1990年代前半には、G. Marksらによって「多元的ガバナンス (Multi-level Governance)」が主張された。それは、「何らかの中心的権威の存在を想定せず、むしろ (EU諸機関や加盟国政府などの…筆者注) アクター間の協力や協調関係の強化、パートナーシップを重要視する。(中略) このガバナンス形態が前提とするアクターの多元性のみならず、それらの『関係性』に注目し、その関係を規律する原則、条約、規則、指令、決定、勧告、意見などのルールのみならず、規範となる慣習や文化、暗黙の社会的慣行などまで含んでいる」⁽²⁵⁾

よく知られているように、欧州司法裁判所は、「EEC条約は、国際条約の形態で締結されているにもかかわらず、法の支配に基づく共同体の憲法的憲章を構成する」との趣旨の判示を繰り返している⁽²⁶⁾ ところで、そのようにして学説や判例が基本条約を憲法的規範と認識することは、各加盟国の憲法との関係をどのように捉えるべきかという、新たな問いを生み出す。今のところ、その(最適)解は、「重層的立憲主義 (multilevel constitutionalism)」であろう。それは、「加盟国憲法と基本条約を実質的に一体である、一貫した機構制度と把握する見解である」すなわち、「重層的立憲主義」は、「欧州統合を憲法制定の動的過程と捉える考え方であり、それによれば、欧州は、加盟国憲法によって構成される憲法構造と、基本条約によって構成される補完的憲法機構

(complementary constitutional body) の両者によって構成される重層的な憲法構造を既に備えている」との考え方である⁽²⁷⁾。しかしこのように、既存の基本条約を憲法的な法規範と捉えることは、逆説的に、既に憲法をもっている EU には、いまさら新しい「憲法条約」は必要ないとの議論ももたらすことになる⁽²⁸⁾。

そこでまず、次節では、形式的・手続的には否定され、実質的・内容的には「改革条約」によって受け継がれた「欧州憲法条約」を、ごく簡単に概観してみたい。

II - 1 「欧州憲法」の構造の概要

欧州憲法条約は、膨大な附属文書類を除く本文のみの条文数が448条に及び、従来のEC条約(ローマ条約)、欧州連合条約(マーストリヒト条約)等の基本条約およびそれらを修正する諸条約のすべて廃止して、それらに代わる唯一のEU基本条約となるものと予定されていた。

欧州憲法条約の構造は、前文(Préambule, Preamble)に続いて、本文が3部構造になっており、最後に第4部として最終規定が置かれている。

第1部(Partie I)はEUの目標(Définition et objectifs de l'Union, Definition and Objectives of the Union)、EU市民権(La citoyenneté de l'Union, Citizenship of the Union)、EUの権限(Les compétences de l'Union, Union Competences)、組織および機関(Les institutions et organes de l'Union, The Union's Institutions and Bodies)を定めている。第1条から60条までの条文からなる。

第2部(Partie II)は基本権憲章(La Charte des droits fondamentaux, The Charter of Fundamental Rights of the Union)として、個人の基本的人権(des droits de l'Homme et de libertés,)を定めている。第61～114条までの条文である。この第2部によって、当該法文書は「実質的に」「憲法」と呼ばれる価値をもつと言って良いであろう。

第3部(Partie III)はEUの政策と機能(Les politiques et le fonctionnement de l'Union, The Policies and Functioning of the Union)に関する条文であり、第115条～436条までに相当する。

第4部(Partie IV)は一般および最終規定(Dispositions générales et finales, General and Final Provisions)であり、第437条と448条である。

なお、憲章原文で、条文は、'Article I-18'のように記されているが、本稿では便宜上、条文の引用に際して第何部に含まれる条文かの記載は省略する。上記のごとく、第1条～第60条は第1部、61～114条は第2部、115～436条は第3部に含まれる規定である。

そのほか、議定書(Protocoles, Protocols)において、欧州議会の各加盟国ごとの議員数、EU理事会における特定多数決による意思決定の場合の各加盟国の票数、などが定められている。

(1) EUの目標

EUの目標のうち、おもにEU内部に関わるものとして、欧州憲法条約第3条1項には以下の3つの「促進」(de promouvoir, to promote)を定めている。3つとは、すなわち、第1に、「平和 (la paix, peace)」、第2に、「EUの価値 (Les valeurs de l'Union, the Union's values)」、第3に、「市民の幸福 (le bien-être de ses peuples, well-being of its peoples)」である。

第2のEUの価値の内容は第2条その他に掲げられている。人間の尊厳の尊重 (respect de la dignité humaine, respect for human dignity)、自由 (liberté, liberty)、民主主義 (démocratie, democracy)、平等 (égalité, equality)、法の支配 (l'État de droit, the rule of law) および少数者を含む人権の尊重 (respect des droits de l'homme, y compris des droits des personnes appartenant à des minorités, respect for human rights, including the rights of persons) である。

これは、EUすなわち欧州連合そのものの「価値」として位置付けられているのであって、欧州統合の究極の目標が、個々の人間が自由で平等な生活ができる社会を構築することにあることを明確に示したものと見ることができる。欧州憲法条約がまさに「欧州の憲法」として、各国の憲法に置き換わる「可能性」を含んでいた点で重要である。従来の価値に加えて、人間の尊厳や平等と並んで少数者の権利の尊重を定めていることは、本稿の他の章の内容とも関連する問題である。なお、第2条の「EUの価値」は、EUの加盟国が当然備えるべき内容であって、将来の新加盟(第58条)についての判断に際して、また加盟国の地位の停止という制裁(第59条)を判断する際に重要な役割を果たす。

フランスでは、1789年の人権宣言ではなく、欧州人権条約に根拠を置く法令が増加しつつある⁽²⁹⁾。それが欧州憲法条約に置き換わるはずであった。欧州人権条約およびEU基本権憲章に基づいて、欧州憲法条約の当該部分が形成されているからである。とりわけ法的拘束力を有するものではない基本権憲章の内容を、憲法という実質と条約という形式をもったものに置き換えることで、法的拘束力をもつものになり、自らの権利を侵害された欧州各国の市民が、直接、欧州司法裁判所に提訴する可能性を与えられる。

上記の3つの一般目標を支えるものとして、「自由・安全および正義の空間の創設 (un espace de liberté, de sécurité et de justice,)」、「自由かつ公正な競争が保障される域内市場の確立 (un marché intérieur où la concurrence est libre et non faussée)」が定められ、持続的成長 (le développement durable)、完全雇用 (plein employ)、環境の保護と改善 (protection et d'amélioration de la qualité de l'environnement)、学問・技術の発展 (le progrès scientifique et technique)、男女平等 (l'égalité entre les femmes et les homes)・世代間の連帯 (la solidarité entre les générations)・子どもの権利保護 (la protection des droits de l'enfant)、経済的・社会的・地域的統合と加盟国間の連帯の促進 (la cohésion économique, sociale et territoriale, et la solidarité entre les États members)、文化的・言語的

多様性の維持と欧州文化の保護と発展 *la richesse de sa diversité culturelle et linguistique, et veille à la sauvegarde et au développement du patrimoine culturel européen*)を掲げている(第3条2項,3項)。

*

対外的な目標(“*Dans ses relations avec le reste du monde*”)は、現在の共通外交・安全保障分野の目標を踏まえたものであって、平和、安全、地球規模の持続的発展(*développement durable de la planète*)、連帯(*la solidarité*)、民族相互間の尊重(*respect mutuel entre les peuples*)、自由かつ公正な貿易(*commerce libre et équitable*)、貧困の撲滅(*l'élimination de la pauvreté*)、人権の保護、特に子どもの権利(*protection des droits de l'homme, en particulier ceux de l'enfant*)、国際法の厳格な遵守と発展、特に国連憲章の諸原則の尊重(*strict respect et au développement du droit international, notamment au respect des principes de la charte des Nations unies*)を定めている(第3条4項)。対外的な目標についても「特に子どもの権利の保護」を明記していることは、今日的な権利の章典としての特徴を有している。また、EUが「(超)国家」としても、「地域的国際組織」としての面からも、「特に国連憲法の諸原則の尊重」を明記していることは注目に値する。

II-3 EUの国際法主体性(Personnalité juridique)とEU機構の民主化

(1) EUの国際法主体性と超国家指向の機構改革

欧州憲法条約による機構改革で、ECとEUの統一化された「欧州統合」という視点から実質的に最も重要と考えられるのは、欧州憲法条約での「EU外務大臣(*Le Ministre des affaires étrangères de l'Union, Union Minister for Foreign Affairs*)」(第28条)、改革条約における「EU外交・安全保障上級代表(*haut représentant de l'Union pour les affaires étrangères et la politique de sécurité*)」(EU外相)の創設である。対外的にEUを代表する地位としては、従来の共通外交・安全保障政策上級代表と、欧州委員会の対外関係担当委員の地位を統合したものである(第28条2項および4項)。欧州委員会委員長の承認の下に、欧州理事会の特定多数決で任命され、解任される⁽³⁰⁾。もっとも、その重要性を反映して、実際には初代外務大臣は内定していた⁽³¹⁾。

EU外相(外交・安全保障上級代表)は、各国の利害の調整をはかるEU閣僚理事会(外相会議)の議長である(第28条3項,第296条1項)と同時に、加盟国の利益の代表ではなくEU全体の利益を代表する欧州委員会の副委員長を兼任する。したがって通商政策、開発援助政策、欧州近隣政策などの対外政策の一貫性について責任を有するとともに(第28条4項)、性格の異なる2つのEU機関の調整はもちろん、協力(協働)の任務が課せられていると考えられる。経済関係におけるECと同様に、単一法人格を持つことになる新しいEUは国際政治の舞台でも、ひとつの超国家としての行動をとる方向を目指すのである。

もっとも、EUは—正確にはECは—、経済主体としては、従来からひとつの(超)国家として行動し、国

際社会の側からも経済分野においては、そのように受け入れられている。たとえば、WTO (世界貿易機関) において、欧州各国とともに、EC (European Communities) はその構成メンバーとして扱われている⁽³²⁾。

将来において(超)国家を指向することはほぼ共通の認識となっており、2005年に拡大EUの新たなメンバーとなった諸国で唯一、(欧州地域においての) 大国と言えるポーランドの Aleksander Kwasniewski 大統領 (当時) は、おそらく20年後には「連邦国家」となるであろう、と述べている⁽³³⁾。

(2) 参加民主主義の原則 (Principe de la démocratie participative) と混合主権論

欧州憲法条約は、統合された欧州がEUたる超国家となることで従来の国家による統治より、かえって市民に遠い存在になってしまうことを懸念し、いっそう市民に近く、透明性をもち、民主的統制がとれるEUを目標とする「参加民主主義 (la démocratie participative ; participatory democracy)」に関わる改革を条文に含めた。その一例として同条約第47条は、大多数の加盟国において100万人の署名が集まれば (Des citoyens de l'Union, au nombre d'un million au moins, ressortissants d'un nombre significatif d'Etats membres,; Not less than one million citizens who are nationals of a significant number of Member States)、欧州委員会に法案提出を請求できる権利がある (peuvent prendre l'initiative d'inviter la Commission, dans le cadre de ses attributions, à soumettre une proposition appropriée ; may take the initiative of inviting the Commission, within the framework of its powers, to submit any appropriate proposal) ことを定めている (第47条4項)。

ただし、EUの文脈においては、この規定は「直接民主制」の要素を採り入れたものと考えべきで、「参加民主主義」は、「とくにコミッションが効率の観点からEUのガバナンスに市民社会組織の参加を求め、それらとの協議に正統性を求めること意味する」との捉え方もある⁽³⁴⁾。「個々人が直接決定に参加するレファレンダム型の直接民主制」とは異なり、「EUガバナンスの効率性」を背景として、「EU諸機関が『代表的機能を担う諸団体及び市民社会』 (representative associations and civil society) と開放的で透明性ある定期的な対話を維持すること、またとくにコミッションがEUの行動の一貫性と透明性を確保するために『関係当事者』 (parties concerned) と広範な協議を実施すること」(第47条2-3項) に具現化されている⁽³⁵⁾。

欧州議会の役割も強化された。今日でも、国民の直接選挙によって選ばれるという、形式的には「国民民主主義」と言ってよいきわめて特徴的なものである⁽³⁶⁾ものの、現状では諮問機関としての面が強い欧州議会に、一定の立法権を与えることが予定されている。また、欧州委員会は立法提案を理事会と欧州議会に送付すると同時に国内議会にも送付し、それに対する国内議会の監視手続も明示された (第11条3項、第259条)。EUおよび各国レベルにおいて、主権者たる市民の直接選挙で選ばれるそれぞれ唯一の機関である、欧州議会および国内の議会の役割を強化しようとしているのであるから、欧州憲法条約および改革条約は、EU機構の「民主化」を明確に指向している。

*

「民主主義の赤字」に対する懸念は、実は従来から議論されている EU に限らず、国際社会の組織化の進展（特に、機能と権限の拡大）に伴って、現実的な問題として考えなければならない。EU では、現状を（議論の細部については多様な見解が存在するとしても）超国家組織と加盟各国の「混合主権」(mixed sovereignty)⁽³⁷⁾と捉え、したがって、民主主義についても両次元において当然に必要とされ、如上のように、意識的に EU の民主化を指向していると考えられるのである。

Ⅲ 新「改革条約（リスボン条約）Traité modifiant」の構造と採択プロセス

Ⅲ-1 「改革条約」（リスボン条約：Traité de Lisbonne）への合意形成の背景

現在の欧州憲法条約の内容それ自体は、新しい改革条約においても、そのまま維持される。末尾の資料のごとく、既に多数の加盟国が承認済みであり、反対する結果となった国、たとえばフランスにおいても欧州憲法条約そのものには賛同する国民が多数であった⁽³⁸⁾。また、ある世論調査（30 & 31 may 2005, Galup Europe）⁽³⁹⁾では、フランス市民の 88% はフランスが EU のメンバーであることを支持しており、反対はわずかに 10% である⁽⁴⁰⁾。そして、75% の市民が欧州統合のために欧州憲法条約が必要であると答え、わずかに 21% のみが反対している。欧州憲法条約批准に賛成した市民の 90% および反対した市民の 66% も、欧州憲法条約には賛同しているのである。国民投票直後の様々な分析においても、EU 統合の進展には賛成しつつ、シラク政権への反発を含めて国内の経済状況が影響したという結論は一致していた。

ここで、反対した理由を個別に見てみると、欧州憲法条約はフランスの雇用にとってマイナスとなるという理由が一番多い（31%）。次に、フランスの経済状況が非常に悪いため（26%）、続いて、欧州憲法条約は経済的にリベラル過ぎるという理由を挙げている（19%）⁽⁴¹⁾。少なくとも、国際的政治的理由ではなく、国内的経済的理由によって反対したことが理解されよう⁽⁴²⁾。結果は市民生活の状況によって左右される。

したがって、どのような層または職業であるのかによっても、賛否は左右される。ちなみに、国民議会および上院の両院の総議員の 90% 以上が、欧州憲法条約に同意していた。また大学教授、ジャーナリスト、評論家などの有識者の多数も積極的に「賛成」を支持した中で、フランスの一般国民は「反対」表を投じたと分析されている⁽⁴³⁾。

2007 年 4 月 22 日の第 1 回投票および 5 月 6 日の決戦投票により、フランス社会党初の女性大統領候補ロワイヤル (Marie Ségolène Royal) を破り、国民運動連合 (Union pour un mouvement populaire, UMP) のニコラ・サルコジ (Nicolas Paul Stéphane Sarközy de Nagy-Bocsa) が大統領に選出され、2012 年 5 月までの 5 年間、欧州憲法批准が国民投票で否決されたことも理由の一つとして 3

期目への挑戦を控えたジャック・シラクに続きフランス大統領として EU をリードする一人となった。国民運動連合 (UMP) はド・ゴール派の流れを受け継ぐ共和国連合 (RPR) を中心としつつ、サルコジ自身は、ド・ゴール流とは一線を画す、英米型の新自由主義経済を指向し、親米派と言われている。

欧州憲法条約をめぐるのは、内容は受け継ぎつつ、新しくコンパクトな条約を作成することを提言していたサルコジ新大統領の構想にも沿いつつ、2007 年前半の議長国であったドイツのメルケル (Angela Dorothea Merkel) 首相⁽⁴⁴⁾の積極的なリーダーシップによって、2007 年 6 月 21-22 日 (実際の終了日時は 23 日午前 5 時) の欧州理事会で、後述する「改革条約」作成についての各加盟国間の合意が成立した。

Ⅲ-2 「改革条約」(リスボン条約)の概要と「憲法条約」との関係

(1) EU の基本条約としての構成

6 月の欧州理事会では、「拡大された EU の効率と民主的正統性を強化すること」(renforcer l'efficacité et la légitimité démocratique de l'Union élargie; enhancing the efficiency and democratic legitimacy of the enlarged Union) を目的とすることが再確認された (第 1 項)。憲法条約では既存の諸基本条約を廃止して、欧州憲法 (条約) として統合する予定であったが、改革条約においては、既存の諸基本条約を修正する形による。また、「憲法」という名称を形式上避けたのは、法的にも「憲法」的性格をもたないようにすることによる (Le traité UE et le traité sur le fonctionnement de l'Union n'auront pas de caractère constitutionnel) (第 3 項)。

具体的には、第 1 に、「欧州連合条約」(Le traité sur l'Union européenne; Treaty on the European Union (TEU)、マーストリヒト条約) は、名称はそのまま、欧州憲法条約の第 1 部の内容にほぼ置き換えることになる。改革条約の「第 1 節」(“Article premier; Article 1”) (原文で下線付きの Article⁽⁴⁵⁾) は、「欧州連合条約は、この条項によって改正される。」(Le traité sur l'Union européenne est modifié conformément aux dispositions du présent article.) との文言で書き出している。

第 2 に、改革条約「第 2 節」(仏文、英文ともに “Article 2”) により、「欧州共同体条約」(Le traité instituant la Communauté européenne; Treaty establishing the European Community (TEC)、ローマ条約) については、「EU の機能に関する条約」(Traité sur le fonctionnement de l'Union européenne; Treaty on the Functioning of the Union) と条約名を修正し、欧州憲法条約第 3 部の内容を追加する。従来の「共同体 (la Communauté; Community) (および単数形の欧州共同体 la Communauté européenne; European Community)」を「連合 (Union)」に置き換え、複数形の「欧州共同体 (des Communautés européennes; European Communities)」を「欧州連合 (de l'Union européenne; European Union)」に置き換えて、次に述べるように「EU」に国際法人格を持たせることとした (第 2 項)。

(2) EU の国際法主体性（法人格）

現在は、国際法主体性（国際法人格）⁽⁴⁶⁾を有しているのは、EC であって EU ではないが、改革条約では、欧州憲法条約同様、EU に法人格を付与する条項がある（第 1 節第 54 項（新 EU 条約第 32 条 “L'Union a la personnalité juridique” “The Union shall have legal personality”））。

(3) EU 大統領（欧州理事会常任議長）（**Le président du Conseil européen**）と EU 外相（EU 外交・安全保障上級代表）（**haut représentant de l'Union pour les affaires étrangères et la politique de sécurité; High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy**）

改革条約では欧州憲法条約において予定された EU 機関の改組を引き継いでいる。第 1 節第 16 項は、新 EU 条約第 9b 条「欧州理事会とその議長（EU 大統領）（Le Conseil européen et son président; The European Council and its President）」を挿入し、欧州理事会は、各加盟国の元首または政府の長と、EU 大統領および欧州委員会委員長から構成され、EU 外相も役割に応じて参加する（第 2 項）。欧州理事会は年に 4 回、EU 大統領によって招集される（第 3 項）。条約にほかの規定がない限り、欧州理事会の決定は、コンセンサスによる（第 4 項）。EU 大統領は現欧州理事会議長のような輪番制ではなく、欧州理事会によって、特定多数決（QMV）で選挙される（第 5 項）。任期は 2 年半あり、一回のみ再任可能である。また、同じ手続で解任されうる（同）。この EU 大統領（常任議長）制については、たとえば R.H. Lauwaars によって、憲法条約そして改革条約の最も目覚ましい点（most spectacular part）であると指摘されている⁽⁴⁷⁾。Lauwaas は、5 年間（または再任可能な 2 年半）のフルタイム（兼任ではなく専任）の地位という、半年毎の持ち回りではない長期（long-term）の大統領（専任議長）職（Presidency）ということが肝要な点だとしている⁽⁴⁸⁾。このよう大統領職を設置するのは、第 1 に、25（当時）の加盟国と 4 億 5 千万の住民という規模が安定した行政を求めていること、第 2 に、そのような長期間にわたって常勤で担当する地位に相応しい人物を（持ち回りではなく）選出する必要があることによる⁽⁴⁹⁾。

EU 外相については（新 EU 条約第 9b 条第 6 項）、名称を「EU 外交・安全保障上級代表」に改称し（第 3 項）、また、EU 大統領と EU 外相のそれぞれに事務所（la fonction de président ; office of President, etc.）を設置することになった（第 12 項）。

(4) 象徴的超国家性の排除と具体的進展の維持

改革条約は、国内法に国内法に対する EU 法の優位性を明記することと、EU 法体系についての新しい名称の採用は見送られた。EU 法の優位については、欧州司法裁判所の判例において、「EC 法の加盟国法（憲法を含む）に対する優位性」として、現実的に定着している。

EU 法体系の名称については、EU の「法律（EU 法）」（"loi" et "loi-cadre"; "law" and "framework

law") という名称に統合されず、"règlements, regulations" (規則：すべての加盟国、企業、個人に直接適用されるため、国内法を必要としない、かつ、すべての国内法に優先する)、"directives, directives" (指令：各加盟国が指令で定められた期間内に国内法に置き換える (transposition) ことにより、その内容に従って、すべての加盟国、企業、個人に適用される)、"décisions, decisions" (決定：特定の加盟国、企業、個人に対して具体的な行為の実施・廃止等を直接要求する) という体系が残ることになる (第3項)。EU 旗、EU 歌、EU の標語などは削除し、前述のように「憲法」という名称もやめるなど、EU が形式的、象徴的な形で (超) 国家的な要素をもつことになる条項は含めないこととなった。

このような、形式的なものである「欧州連合旗」、「欧州連合歌」、また「欧州憲法」や「欧州連合外相」という呼称は削除されたが、もともと象徴的なものとしての意味合いが大きいものであった。

EU 大統領 (欧州理事会議長：Le président du Conseil européen) の任期は、現在のように半年ずつの持ち回り交替制ではなく、通常の状態の首長すなわち大統領や首相、あるいは組織一般についての平均的な任期に近い、2年半または5年という一定期間、当該地位にとどまるという点が本質的なことなのである。「外相」についても、「EU 外交・安全保障上級代表」と「上級代表 (le haut représentant, the High Representative)」とはなるが EU の外交 (と安全保障) を担う代表者という点では意味合いは外相と変わらない。現在の名称である「EU 共通外交・安全保障政策上級代表」との違いを日本語では表現することは難しいが、欧文表記では、現在の "High Representative for EU Common Foreign and Security Policy" とは、"for EU" (EU のための) を "of the Union" (連合の) としたことと、"Common Foreign ~ Policy" を、通常の状態の外交を意味する "Foreign Affairs" としたこととの2点において、意味合いの差異が読み取れる。

また、実質において、権力の分立の明確化が維持されている点が特徴的である。

(5) EU による人権保護と欧州「基本権憲章」

憲法条約では、その条約本文中に欧州「基本権憲章」(La Charte des droits fondamentaux ; The Charter of Fundamental Rights) の内容がそのまま組み込まれ一体のものとして法的拘束力をもつ予定であったが、改革条約では、形式上、別の文書として扱い、「欧州人権条約」と EU 加盟各国に共通する憲法の伝統の帰結である「基本権憲章」は法的拘束力を有することを、改革条約は定めている (リスボン条約第1節8項；新 EU 条約第6条1項)。54か条からなる基本権憲章には、通常、各国の憲法等に記載のある参政権、社会権、財産権等が含まれ、特徴的な権利として、生きる権利の一部としての死刑の禁止 (第2条2項)、人格権の一部としてクローンの禁止 (第3条2項)、個人情報保護、また EU に特有の権利たる「すべての EU 市民は、いずれの構成国においても、就職活動を行う自由、創業する権利および役務を提供する自由」(第15条2項)、亡命の権利 (第

18 条)、子どもの権利 (第 24 条)、高齢者の権利 (第 25 条)、障害のある人々の差別なき統合 (第 26 条)、環境保護 (第 37 条)、消費者保護 (第 38 条) 等が定められている。

(6) 閣僚理事会における意思決定手続「特定多数決 (QMV)」の微修正

EU が国際民主主義的要素をもつ理由のひとつは、一定の事項については「特定多数決 (Qualified Majority Voting : QMV)」による意思決定が行われることである。国連等の典型的な国際機構においては通常、主権を有する国家はその大小新古に関わらず、一票のみ有する。国際社会における「国家間の」民主主義的意意思決定手続である。EU においては、「市民間」の民主主義的要素を加味するために、基本的には各国家の「人口」に応じて、国家間に異なる票数が割り当てられる⁽⁵¹⁾

特に憲法条約においては、閣僚理事会での意思決定は特定多数決によることが原則化されていた (I-23-3)。

現在のニース条約 (Taité de Nice, Treaty of Nice) による特定多数決での多数決要件は、全票数 345 票中 258 票 (74%) 以上の同意と、EU 加盟国の全人口のうち 62%以上に当たる国の同意票の、両方を必要とするものである。各国毎の加重票は、人口の最も多い 4 か国 (ドイツ、イギリス、フランス、イタリア) にそれぞれ 29 票、次の 2 か国 (スペイン、ポーランド) に 27 票、以下、ルーマニアに 14 票、オランダ 13 票、(ベルギー、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ポルトガル) に 12 票、(ブルガリア、オーストリア、スウェーデン) に 10 票、(デンマーク、アイルランド、リトアニア、スロバキア、フィンランド) に 7 票、(エストニア、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、スロベニア) に 4 票、マルタに 3 票である。

改革条約では、現在のニース条約の下での意思決定手続が 2014 年まで維持される。2014 年 11 月 1 日からは、憲法条約で予定されていたものと基本的に同じ多数決要件で、理事会での表決にすべての加盟国が参加していない場合には、参加国総人口の 65%以上に相当する理事会参加国の同意を含む、参加国の 55%以上の賛成票を必要とするという多数決要件になる (改革条約第 2 節第 195 項、新「EU の機能に関する条約」第 205 条)。2014 年 11 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までは、理事会のひとりのメンバーが、前述の 2014 年までの加重票によることを要求するときにはそれに従わなければならない。2014 年 10 月 31 日までは、前述した加重票が割り当てられる。

また、改革条約では、各加盟国の国内の議会の役割をより重視するために、EU 法案について調査する期間が 6 週間から 8 週間へ延長された (第 1 議定書第 4 条)。

III-3 「改革条約」採択のプロセス

議長国ドイツのメルケル首相が中心となって 2007 年 6 月 22 日 (実際の日時は 23 日午前 5 時) の欧州理事会において改革条約の骨子と、その後の採択プロセスが合意された。それに基づいて 7

月23日のIGC(政府間会合)で改革条約案が採択され、2007年中には改革条約の条文化を完成し、2009年6月の欧州議会議員選挙までには各加盟国の批准を完了することとされた。当該プロセスに基づき、2007年10月19日のリスボン欧州理事会において、改革条約が正式に採択され、リスボン条約と称されることになった。同年の12月13日にEU加盟27か国の首脳によりリスボンにおいて署名がなされた。

改革条約は、既存の各条約の修正という形をとるために、ほとんどの加盟国では国民投票による承認手続は用いずに(アイルランドにおいては国民投票を実施する)、議会において承認することになる。

IV 東アジア地域統合の進展と日本⁽⁵²⁾

IV-1 政治的統合(安全保障を含む)における欧州とアジアの比較

第1章で触れたアジアの多様性と欧州の均一性という基本的構造は、中小国や経済的に多様な国を含み、さらにイスラム国家たるトルコも加盟候補となっている今日、変質しつつある。

1957年3月のローマ条約の発効により1958年に創設されたEECおよびEURATOM(ECSCは1952年創設から50年の期限が切れて2002年に終了し、ECに統合された)の構成国は、フランス、ドイツ、イタリアの3か国にベネルクス関税同盟の構成国であるオランダ、ベルギー、ルクセンブルクの合計6か国だけであった。15年を経て1973年に、西欧のもう一つの有力国イギリスと、アイルランド、デンマークが加盟し、81年にはギリシャが、86年にはスペインとポルトガルが加わった。これで欧州の西端および南欧が地域統合を果たしたことになる。創設後30年弱で、加盟国数は、12か国と倍増した。

冷戦の終了に伴い、1990年10月の東西ドイツの統一によって旧東ドイツの領域も編入され、93年11月にマーストリヒト条約(EU条約)が発効したことでEUが設立された。その後、95年に、フィンランド、スウェーデンの北欧諸国とオーストリアが加盟して15か国となり、冷戦終焉と新しい世紀を迎えて、2004年5月に、中東欧諸国の15か国がひとときに加盟したことで25か国と大幅に増加し、今年2007年1月にルーマニアとブルガリアが加盟し、現在の27か国へと至った。

単に国家の数が増加しただけでなく、経済状況、政治的・社会的歴史、宗教・文化等の異なる中東欧や、人口40万のマルタや140万人のエストニアなどの小国も含むものとなった。このようにEUも、ECSC、EEC、EAECの発足時に比較すれば、多様なものとなっている一面はある。しかし、今のところはまだ、(東アジア地域とは異なり)イスラム国家も、社会主義国家も含んではいないのである。

*

欧州における安全保障の機構として、欧州内のEUと北米やトルコをも含むNATOが中心的なものであり、米国を離れたEU独自の組織との関わりでは調整が残されている。東アジアにおいては、現状ではそのような共同防衛的な機構はそもそも不可能であり、必要とも思われない。むしろ、

グローバルな安全保障を担う国連との関わりのなかで構想することが現実的であり、国連平和維持活動の初期において中心的役割を果たした、北欧待機軍を参考とすべきである⁽⁵³⁾。欧州においてさえ、「戦後ドイツによる経済面でのリード、冷戦終焉後のドイツ統一、EU 拡大による『ドイツ圏』の拡大とマルクの底力は、統合の中でこそ許されてきた。ドイツ単独の影響圏の強化は、今でさえヨーロッパ全土が警戒しているからである」⁽⁵⁴⁾とされている。

やや古典的ではあるがドイッチュ (Karl W. Deutsch) の類型に即して言えば、短期的な方向性の特徴として、東アジアでは「多元型安全保障共同体 (pluralistic security community)」を指向しているのに対し、欧州では「融合型安全保障共同体 (amalgamated security community)」を指向している、と言ってよいであろう。

*

広義の東アジア地域における政治的・安全保障的分野における協力の組織化として重要なものに、「東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約)」(Southeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone : SEANWFZ) がある。ASEAN は、その創設以来、非核化構想を含めた「東南アジア平和・自由・中立地帯構想 (ZOPFAN)」を理念としていたが、冷戦終焉後の 1995 年、バンコクで開催された第 5 回 ASEAN 首脳会議において、東南アジア地域内での核兵器の開発・実験・所有・配置・使用等を禁止する非核地帯条約の形式で現実化された。

非核地帯条約 (非核兵器地帯条約) (Nuclear Weapon Free Zone : NWFZ) としては、1962 年のキューバ危機を契機として世界最初の非核兵器地帯条約となった「トラテロルコ条約 (ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967 年 2 月 14 日署名、68 年 4 月 22 日発効、全ての核兵器国が批准済み)」、66 年からのフランスによる南太平洋での核実験への反対を契機とする「ラロトンガ条約 (南太平洋非核地帯条約、1985 年 8 月 6 日署名、1986 年 12 月 11 日発効、英、仏、ロ、中は批准済みであるが、米は署名のみ)」⁽⁵⁵⁾、に続く非核地帯条約である。1995 年 12 月の首脳会議で、当時の ASEAN 7 か国およびラオス・カンボジア・ミャンマーの合計 10 か国が署名し、その後 8 か国の批准を得て 97 年 3 月 27 日に発効し、2001 年にすべての署名国の批准を終えた。ただし残念なことに、核兵器国は 5 か国がすべて付属議定書に未署名のため、いまだ実効性もっていない。

なお、バンコク条約以降の非核地帯条約としては、「ペリндаバ条約 (アフリカ非核兵器地帯条約) (1996 年 4 月 11 日署名)」および「中央アジア非核兵器地帯条約 (2006 年 9 月 8 日、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンの 5 か国が署名)」があるが、いずれも未発効である。

IV-2 経済統合—日本 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 締結に関する合意⁽⁵⁶⁾

欧州では比較的均質の数か国で最初の統合を開始した。東アジアにおいては経済的に補完的關係

にある国の間での二か国間協力からスタートし、その積み重ねの不可避の帰結として、地域的経済統合が目前に迫っている段階にある。なぜなら、たとえば日本などの域外のある国の視点で言えば、薄型テレビなどの家電、自動車その他の多くの企業は ASEAN 各国に部品工場、組立工場等を分散させているため、既存の「個別 EPA」によって日本などから無関税または低関税で輸出して、域内で組み立て、他の ASEAN 諸国に輸出する場合でも、高率（たとえば 20-30%）の関税がかけている。そのために、ASEAN 内において、また ASEAN とその域外のいずれか 1 か国間の経済連携はここ数年の間に大きく進展していることに加えて、韓国、中国、日本などと ASEAN との経済連携協定が急速に進められているのである。

ASEAN は、中国とは 2005 年に FTA が発効しており、同じく韓国との FTA は 2007 年 6 月に発効した（しかし基本的に関税削減（あるいは引き下げ）にとどまる）。世界最大の FTA と言われる（ただし、現在の経済規模は EU や NAFTA とは遠く隔たっており、人口に裏付けられた将来性の意味であろう）「ASEAN-中国 FTA」は、2005 年から段階的に関税を引き下げ、2010 年以降、撤廃の予定である⁽⁵⁷⁾。

ASEAN と日本との経済連携についても、2007 年 8 月 25 日に最終合意を得た「日本 ASEAN 包括的経済連携」(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership : AJCEP) について、同年 11 月の日本 ASEAN 首脳会議において交渉妥結の共同声明がなされた。2008 年に効力発生する予定である。

日本と ASEAN との協力の嚆矢は、1967 年に ASEAN が成立した 10 年後の 77 年に第 1 回の日本 ASEAN 首脳会議が開催されたときである。このときは、当時の福田赳夫首相が、東南アジア外交 3 原則、いわゆる「福田ドクトリン（心と心のふれあい）」を発表して、一般的な友好関係構築を確認したのみであった⁽⁵⁸⁾。その 30 周年に当たる 2007 年には、1 月の第 10 回日本 ASEAN 首脳会議を経て、8 月の第 14 回日本 ASEAN 経済大臣会合で、きわめて具体的な自由貿易促進を中心とする包括的経済連携「AJCEP」締結が合意されたのである。その概要は以下のようになっている。

① 物品の貿易自由化について

a) 日本

10 年以内に貿易額 93%の部分について関税撤廃を行い（90%については即時に撤廃する予定）、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にする。

b) ASEAN 6 か国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）

10 年以内に貿易額・品目数共に 90%に相当する部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について、関税率を一定水準以下にする。

c) ASEAN 4 か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）

関税撤廃および引下げのスケジュールについて、各国の経済発展段階に応じて他の 6 か国と差を設ける。

- ② 投資・サービスについては、2か国間の枠組み（二国間 EPA あるいは投資協定）で、一定の自由化が既に確保されている。さらに、AJCEP 協定の下で将来的な地域レベルの自由化に向けての基盤を構築する。
- ③ その他の経済協力については、AJCEP 協定の下で、知的財産、違法伐採対策、CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）向け支援等を含め、ASEAN 域内の開発格差の是正や ASEAN 統合に資するような協力を実施する。

＊

ASEAN は、中国、韓国、日本の東アジア諸国との合意に加えて、2007 年中に、さらに、インド、オーストラリア、ニュージーランドとの協定にも合意する可能性が大きい。そうであれば、その先にあるのは、この 6 か国と ASEAN10 か国をすべて包括した地域経済統合（日本の言う東アジア経済連携協定 [CEPIA]）である。日本等はそのように構想している。これは「東アジア共同体」の枠組みのひとつとして想定されている。

IV-3 日本における人口減少とアジア各国における人口増加

日本人人口は、2004 年に過去最大のおよそ 1 億 2,779 万人となった後、合計特殊出生率の減少に伴って急速に減少に転じている。これからの約 30 年間で労働力は約 3 分の 2 に縮小されると言われている。国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料集 2007 年版では、2030 年には 1 億 1,522 万人と、2007 年の約 1 億 2,770 万人に比べて 1,248 万人減少し、同「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」によると、2050 年には、中位推計で 9,515 万人（高位推計で 10,195 万人、低位推計では 8,997 万人）となり、状況が変わらない場合の長期参考推計によれば、2100 年にはわずか 4,771 万人（！）となると予測されている⁽⁵⁹⁾。

言うまでもなく、世界的には、人口増加がグローバル・イシューの主要点のひとつとなっているのであるから⁽⁶⁰⁾、したがって、日本は開かれた国家へと構造転換することが、日本と世界（特にアジア）の双方にとって望ましいことは論をまたない。加えて、日本周辺のとりわけ東南アジア、東アジア、南アジアとの人的交流も、経済活動の維持に有用である。

また、ASEAN プラス 3 などの枠組みで経済連携が模索されている状況で、域内の地方自治体の協力関係が進展していることは大きな意味をもつ。たとえば、日中韓の主要 10 都市の地方自治体および経済界を中心とする「東アジア経済交流推進機構」が 2004 年に設置されている⁽⁶¹⁾。

おわりに

「アジアの地域統合が開鎖的なものではなく、世界に開かれた『開かれたアジア』として発展し

ていくべきであり、その方向性をリードしうるのは日本である。欧・米と比肩する経済力と関係性を保持する日本にはその責任を有する。すなわち、『アジアと世界の架け橋となるゲートウェイ国家』である⁽⁶²⁾」とする見解もあるほどで、アジアの地域統合における日本とEU等との関係は重要になってくる。

EUも、当初は6か国で創設され、数十年という時間をかけて、2007年には27か国に拡大された。アジアにおいても、統合の地理的範囲や統合の質において、少しずつ粘り強く徐々に進行していくことがよいと思われる。

ところで、EUは、ACP (Africa, Caribbean, Pacific) 諸国の6地域、すなわち、カリブ海、西アフリカ、東・南アフリカ、中央アフリカ、南アフリカ、太平洋の各地域と並行して、EPAs交渉を2004年から進めている⁽⁶³⁾。日本－EU間の経済協力に関する協定としては、2003年6月13日にEU理事会で採択された、競争政策分野における「日本・EU協力協定(独占禁止協力協定)」(Agreement on Co-operation on Anti-competitive Activities)⁽⁶⁴⁾などがある。内外の事業者間の公平な競争の確保を目的とする協定である。公平な競争を確保することによって、貿易や投資も促進されることになる。

2007年10月11日には、日本・EU「経済統合協定(EIA)」(Economic Integration Agreement between Japan and the European Union: Japan-EU EIA) 検討タスクフォースが開始された。「経済統合協定」すなわち「EIA」は、関税削減など中心とする「FTA」や「EPA」をさらに拡大させて、環境規制や安全・企業と情報開示・会計などの内政面でのルールの共通化に踏み込んで、事実上、市場を統合しようとする新しい、そしてより包括的な内容の地域的経済統合政策である⁽⁶⁵⁾。2008年6月までにEUとの共同報告書をまとめ、同年7月7～9日の洞爺湖主要国首脳会議の機会に提出することを目標としている。

*

20世紀に(地域ごとの遅速はあれ)進展を見た「地域内統合」に加えて、今世紀の新たな課題は、アジアと欧州を始めとする「地域間協力」であり、その延長には自ずから、(市民生活に密着する経済分野の統合に付随して)民主的な「国際社会の秩序形成」が進展していくことになる。それはある意味で「上からの」グローバリゼーションを促進しつつあるWTOと並行して、ある意味で「下からの(少なくとも地域レベルからの)」世界市民社会の構築につながる可能性がある。

【資料】

欧州憲法条約を承認した国と承認方式一覧 (2006年5月10日現在、2006年9月24日アクセス)	
Tableau récapitulatif : Procédures prévues pour la ratification de la Constitution européenne (Mise à jour : 10 mai 2006)	
リトアニア (2004年11月11日議会承認)	ハンガリー (2004年12月20日議会承認)
イタリア (2005年1月26日下院議会承認)	スロベニア (2005年2月1日議会承認)
スペイン (2005年2月25日国民投票による支持)	イタリア (2005年4月6日上院議会承認)
ギリシャ (2005年4月19日議会承認)	スペイン (2005年4月28日下院議会承認)
スロバキア (2005年5月11日議会承認)	オーストリア (2005年5月11日国民議会承認)
ドイツ (2005年5月12日連邦議会 (下院) 承認)	スペイン (2005年5月18日上院議会承認)
ベルギー (2005年5月19日連邦議会承認 / 2006年2月までに5つすべての地方議会承認)	
オーストリア (2005年5月25日連邦議会承認)	ドイツ (2005年5月27日連邦上院議会承認)
ラトビア (2005年6月2日議会 (一院制) 承認)	キプロス (2005年6月30日議会承認)
マルタ (2005年7月6日議会 (一院制) 承認 (全会一致))	
ルクセンブルク (2005年7月10日国民投票承認 (2005年10月25日議会 (一院制) 承認))	
エストニア (2006年5月9日議会承認)	
欧州理事会 (2006年6月16日) 批准手続の一時休止 / Plan D の開始を決定	
フィンランド (2006年12月5日議会 (一院制) 承認)	

【出典】 Tableau récapitulatif : Procédures prévues pour la ratification de la Constitution européenne [http://europa.int/constitution/ratification_fr.htm] (Accessed on 24 Sept. 2006) に基づいて筆者作成 (暫定版)

【注】

- 19世紀は「国際会議の世紀」とされる国際社会の潮流に連なる結果であることは明らかである。消極的表現では、20世紀は「戦争の世紀 (A Century of War)」とも呼ばれたが、これは正確には「世界大戦の世紀」と言うべきであって、広義での戦争はいつの世紀にも (悲しい事に) 存在する。
- 欧州憲法条約のフルテキスト (“Traité établissant une Constitution pour l'Europe”) は、欧州委員会ホームページに掲載されている [http://eur-lex.europa.eu/fr/treaties/dat/12004V/html/12004V.html] (Accessed on 8 Oct. 2006)。

昨年の共著論文 (渡部茂己・土居守・中田光雄・小城和朗「欧州連合とフランスー歴史・社会・政治の複合的視点から見た欧州統合の意義ー」『常磐国際紀要』第11号、2007年3月) では、「EU憲法」と訳出した。その理由は、① その基本的法的性格はEUという地域的国際組織の基本条約という位置づけ、② 当然ながらEUに欧州各国のすべてが加盟しているわけではないからである。しかし、EUの基本条約となることなく、すでに過去の文書となってしまったため、本論では直訳して「欧州憲法条約」とする。

- (3) 同上共著論文。
- (4) *Projet de traité modifiant le traité sur l'Union européenne et le traité instituant la Communauté européenne* [<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/cg00001.fr07.pdf>]. 本稿執筆の途中で発表されたこともあり十分な分析には時間が不足しているため、せめて資料的価値をと思慮し、重要な語句については、仏文と英文を併記することとした。あまりに煩雑になる場合には(仏文を優先しつつ)いずれか一方のみ付している場合もある。
- (5) 本稿で「東アジア」とは、いわゆる「極東」または「北東アジア」(東北アジアとも言われる)を意味する狭義の「東アジア」から(今のところ)、ロシア、モンゴル、北朝鮮を除く、日本、韓国、中国、それに台湾、香港を含む諸国・地域と東南アジア(ASEAN10か国プラス東ティモール)を中心として、南アジアの一部を含む、「東部アジア」とも言うべき概念として用いる(日常語の「東洋」に近い。大掴みすれば、アジア全体から西アジアと中央アジアを除いた地域)。地理的概念としてアプリアリに定義するものではなく、法制度的に二国間ないし地域的経済協力が具体的に進展しつつある諸国の範囲である。そのように考えるのは、欧州ではなくEUに対比させるためである。
- (6) 拙著『国際機構の機能と組織—新しい世界秩序を構築するために—』国際書院、第2版1997年、45-48頁、その他。
- (7) クーデンホーフ・カレルギー著(鹿島守之助・深津栄一訳)『ヨーロッパは統合しなければならぬ』(Kommen die Vereinigten Staten von Europa, 1938) 他、参考。
- (8) 国連憲章前文、および、第1条「国際連合の目的は、次のとおりである。」第1項「国際の平和及び安全を維持すること。」
- (9) R. St. J. Macdonald "The United Nations Charter: Constitution or Contract?" in R. St. J. Macdonald and D.M. Johnston eds., *The Structure and Process of International Law : Essays in Legal Philosophy, Doctrine and Theory*, Martinus Nijhoff, 1983 (深津栄一・渡部茂己訳「国際連合憲章：基本法(国際社会の憲法)か、契約(国家間の条約)か?」『日本法学』第50巻4号、1985年、83-124頁。
- (10) 「BRICs」の命名でも知られている2003年10月のゴールドマン・サックスのレポート“Global Economics Paper No. 99 : Dreaming with BRICs : The Path to 2050” [<http://www2.goldmansachs.com/insight/research/reports/99.pdf>] (Accessed on 30 Sept. 2007), 世界銀行の統計による2004年のGDPで既に、中国本土で世界6位、香港と台湾まで含めた中国圏としては、4位の経済力を有している。また、BRICs各国は、インドが韓国を抜いて10位、ブラジルが14位、ロシアは15位である。2006年のIMF統計では、中国単独で4位、中国圏としては日本に次ぐ3位、BRICs諸国は、ブラジルが10位、ロシアが11位、インドは13位

である。

- (11) 拙稿「東アジア地域経済統合の動向と国際比較—地域的国際機構の類型としての異質協調型国際機構と同質協力型国際機構—」『常磐国際紀要』第12号、2008年3月、179-194頁。
- (12) 青山幸恭「アジア・ゲートウェイ構想と関税行政」『貿易と関税』2007年8月号、16頁。
- (13) EUROPA Glossaire, Critères d'adhésion (critères de Copenhague)
[http://europa.eu/scadplus/glossary/accesion_criteria_copenhague_fr.htm]
- (14) Jackson-Preece, *National Minorities and the European Nation-States System*, Oxford : Clarendon Press, 1998, p.160.
- (15) 欧州において、「欧州人権裁判所」(European Court of Human Rights)は、各国の最高裁判所の判決を覆す権限を(当然ながら人権問題に関して)有している(そうでないと、国際裁判所を設置する意味がないとも言えるが)。その一例として、イギリスの情報機関が、アイルランド革命軍(IRA)のテロ実行者とみなした人物を発見した際、その場で射殺した事件に関する判決がある。裁判せずに処刑を実行したのは違法だとして、殺害された人物の遺族がイギリスの国内裁判所にイギリス政府を提訴したものの、裁判所は違法な人権侵害とは判断しなかったために、遺族は欧州人権裁判所に提訴した。欧州人権裁判所は人権侵害が行われたと判断して、遺族に対する損害賠償をイギリス政府に命じた(Case of Ireland v. the United Kingdom (Application no. 5310/71))。
なお、欧州司法裁判所も、ドイツの憲法(基本法)が女性の兵役のみ禁じていることが、EU法の男女平等に違反し、違法であるとした2000年の判決などがあり、EU法は加盟国のいかなる法よりも優先すると一貫して判示している。
- (16) J. H. H. Weiler, *The Constitution of Europe*, Cambridge University Press, 1999.
- (17) EUの25の加盟国については、たとえば、EU本部ホームページの”États membres de l'Union européenne”[http://europa.eu/abc/governments/index_fr.htm] (Accessed on 8 Oct. 2006)。
- (18) EUと中東欧の問題を歴史的・地域的に幅広い視野において概観するものとして、羽場久滉子『拡大するヨーロッパ—中欧の模索—』岩波書店、1998年。
- (19) Anneli Albi, *EU Enlargement and the Constitutions of Central and Eastern Europe*, Cambridge University Press, 2005, p. 179.
- (20) 庄司克宏「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」日本国際政治学会編『国際政治』第142号、2005年、18頁。
- (21) Case 294/83 *Parti écologiste 'Les Verts' v. European Parliament* (1986) ECR 1339, para.23.
- (22) Koen Lenaerts, “The Structure of the Union according to the Draft Constitution for Europe”, in Jaap W. de Zwaan et al. eds., *The European Union an Ongoing Process of Integration*, T・M・C・Asser

- Press, 2004, p. 3.
- (23) Anneli Albi, *EU Enlargement and the Constitutions of Central and Eastern Europe*, Cambridge University Press, 2005, p.179.
- (24) *Id.* at 182.
- (25) 福田耕治「欧州統合の理論と現実の構築—新機能主義から社会構築主義、ガバナンス・アプローチまで—」『同志社法学』第53巻6号260頁。
- (26) たとえば、須網隆夫「欧州憲法条約批准国民投票をめぐる法学的考察」福田耕治編『欧州憲法条約とEU統合の行方』33頁。
- (27) Ingolf Pernice, “Multilevel Constitutionalism and the Treaty of Amsterdam : European Constitution-Making Revisited?”, 36 *Common Market Law Review*, at 703, 707, 1999. 須網隆夫「欧州憲法条約批准国民投票をめぐる法学的考察」福田耕治編『欧州憲法条約とEU統合の行方』33-4頁。
- (28) たとえば、Martinの欧州議会への報告がそうであるとの指摘、Bruno de Witte, “International Agreement or European Constitution?”, in Jan A. Winter, Deirdre M. Curtin, Alfred E. Kellermann and Bruno de Witte eds., *Reforming the Treaty on European Union - The Legal Debate -*, at 3, 11, 1998.
- (29) Anne-Cecile Robert (三浦礼恒訳)「EU基本権憲章への疑問」(*Le Monde diplomatique*) [<http://www.diplo.jp/articles00/0012-2.html>] (Accessed on 10 Oct. 2006)
- (30) Le Conseil européen, statuant à la majorité qualifiée, avec l'accord du président de la Commission, nomme le ministre des Affaires étrangères de l'Union, Article I-28-1.
- (31) 現在でもEUの事実上の外務大臣に当たるCFSP上級代表であるJavier Solana氏が、欧州憲法条約が効力発生した後にその職につく予定とされていた。
- (32) Marrakesh Agreement establishing the World Trade Organization, Art. 11 (1).
拙稿「国際経済機構における意思決定手続の特徴—WTOを中心に—」『常磐国際紀要』第5号(2001年)、35頁。
- (33) Aleksander Kwasniewski, “Enlarged EU : Moving Towards a Political Union”, *speech delivered at the Stockholm School of Economics*, 10 May 2001, [http://europa.eu.int/constitution/futurum/documents/speech/sp100501_en.htm] (Accessed on 8 Oct. 2006)
- (34) 庄司、前掲論文、21頁。参加民主主義に関する従来からの欧州委員会の慣行と新欧州憲法条約下の構造について、さらに、参加民主主義の要素を導入することについての慎重論について、同論文21-3頁において詳細に論じられている。たとえば欧州委員会の慣行については、欧州諮問会議に提出された委員会(確認)文書に基づき(Le droit d’initiative de la Commission européenne, Contribution présentée par MM. Barnier et Vitorino, CONTRIB 79, CCONV 230/02)、立法提案を「コミッションが実際に排他的に行使」したのは、1998年では法案件

数全体のうちわずか 5%に過ぎず、「他の機関（理事会、欧州議会）、加盟国または経済活動従事者（economic operators）すなわち利益集団からの明示的な要請に対応した」法案が 17%あったことを明らかにしている。

- (35) 同上。
- (36) 拙稿「国際連合総会の意思決定手続—諸国際機構における動向との比較を中心に—」世界法学会『世界法年報』第 11 号、1991 年、7 頁。拙稿「国際機構システムによるグローバルな秩序形成過程の民主化—グローバル・ガバナンスの民主化の一位相—」日本国際政治学会編『国際政治』第 137 号、2004 年、76 頁。池田佳隆「EU 理事会における加重票の再配分」日本国際政治学会編『国際政治』第 132 号、2003 年、104-120 頁を参照。
- なお、EU の直接民主制については、本文で述べた欧州委員会に対する「市民の発議権」をめぐるの慎重論（庄司、前掲論文、23 頁）もあるものの、アメリカやスイスの経験に照らして、「EU デモス（demos: 市民）」を形成するインセンティブを提供するという利点を指摘する考え方もある（同上）。「EU デモス」の捉え方についてはここで議論する余裕はないが興味深い論点を含むので後に検討したい。とりあえず、細井優子「欧州共同体における「民主主義の赤字」問題とその処方箋—代議制・討議・参加デモクラシー—(1)~(4 完)」『法学志林』第 103 巻 3~6 号、2006 年、を参照。
- (37) 福田耕治「リスボン戦略と EU 社会労働政策の新展開—新しい欧州ガバナンスの形態『開放型調整方式（OMC）—」、福田編、前掲書、273 頁。
- 欧州においても、“mixed and shared sovereignty”概念が見直しされている。Michael Keating (European University Institute) , “Decentralist Trends in European Democracies IV -11,” p.9 [http://www.global-g.jp/paper/4-11.pdf]
- (38) 2005 年 5 月 29 日に実施されたフランスの国民投票（referendum）では、欧州憲法条約批准への賛成は 45.13%、反対が 54.87%、と言う結果であった（投票率は 69.74%）。
- (39) 欧州委員会の要請による調査。Flash Eurobarometer no.171 TNS Sofres c/o EOS Gallup Europe. [http://ec.europa.eu/public_opinion/flash/fl171_en.pdf] (Accessed on 23 Sept. 2007) .
- (40) Jean-Claude Piris, *The Constitution for Europe: A Legal Analysis*, Cambridge University Press, 2006, p.23.
- (41) *Id.* at 21.
- (42) CSA の調査によれば、「投票の際に、欧州問題と国内問題の何れについて考慮したか」という問に対して、憲法条約に賛成した人においては、欧州建設と国内問題の比は、82%対 15%であり、同じく反対した人達の間では、42%対 52%と国内問題を考慮した人が多い。片岡貞治「欧州憲法条約とフランス」、福田編、前掲書、71 頁。

- (43) 片岡、前掲論文、81頁。また、SOFRES/Pascal Perrineau, “Le referendum français du 29 mai 2005” の調査では、職業別では、賛成対反対の比が、農業：29対71、商工業者・手工業者：44対56、一般事務職員：44対56、労働者42対58であったのに対して、会社幹部・知的職業：70対30、中間職：57対43、であり、性別では、男性が賛成49%対反対51%、女性が賛成53%対反対47%であった(片岡、前掲論文、73頁)。
- (44) 1955年生まれのサルコジ大統領とはほぼ同年齢、1954年生まれで、保守(中道右派)のキリスト教民主同盟(Christlich-Demokratische Union Deutschlands: CDU)の党首としてはリベラルであるとされ、接戦であった2005年9月の総選挙後に、社会民主党(Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD)との「大連立」政権により同年11月、首相に就任した。
- (45) 2007年7月23日の改革条約草案(本稿では「改革条約」と呼ぶ)における下線付きの“Article ~”は、その一つが数十頁におよぶ大量のものであり、また、その中に含まれる改正すべき既存の条約の“Article ~”(下線の無い条文番号)との区別のため、本稿では「第~節」と訳すことにする。下線付き Article ~の中の片カッコ付き数字、1)、2)、などを「第~項」と訳す。
- (46) 「法主体性」と「法人格」という用語(英・独語を含む)の意味の異同については、拙著、前掲書『国際機構の機能と組織』、88-89頁、を参照。本稿では、両者を互換性を有する同じ意味の用語として用いる。
- (47) Richard H. Lauwaars, “The President of the European Council: The Beginning of a European Government?” in J.W.de Zwaan, J.H.Jans and F.A.Nelissen eds., *The European Union: An Ongoing Process of Integration - Liber Amicorum Alfred E. Kellermann*, T.M.C.Asser Press, 2004, p. 71.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Id.* at 74-5.
- (51) ほとんど人口のみに対応する加重票数であることについては、前掲注(30)掲載の各拙稿を参照のこと。
- (52) 拙稿、前掲注(11)、「東アジア地域経済統合の動向と国際比較」、179-194頁も参照。
- (53) 参考、拙稿「国連平和維持軍と国連『待機軍』制度—北欧国連待機軍の制度を中心として—」『外交時報』1991年4月号。
- (54) 羽場久滉子「拡大EUの教訓と東アジア共同体」『海外事情』2007年6月号、31頁。
- (55) ラロトンガ条約をはじめ、それまでの各地域の非核地帯条約を詳細に比較した研究として、国際平和年を記念して開催された国連大学の地域平和シンポジウムに世界各地から寄せられた論説で、筆者が翻訳を担当した3稿のうちの1稿、マイケル・ハメルグリーン著/渡部茂己訳「ラロトンガ南太平洋非核地帯条約と地域的安全保障への貢献(M. Hamel-Green, “The Rarotonga South Pacific Nuclear-Free Zone Treaty”)」国際連合大学編『紛争と平和の世界的文脈』第2巻(地

域の平和と安全保障の構図)、国際書院、1989年、1-49頁がある。

- (56) 「AJCEP」については、主に、外務省および経済産業省資料 [<http://www.mofa.go.jp/>][<http://www.meti.go.jp/>]による。
- (57) 詳細は、石川幸一「始動するASEAN－中国FTA (ACFTA)」『季刊・国際貿易と投資』(財)国際貿易投資研究所(ITI)、第61号(2005年秋号) 34-46頁 [<http://www.iti.or.jp/kikan61/61ishikawa.pdf>] (Accessed on 30 Oct. 2007)。
- (58) 拙稿、前掲注(11)、参照。
- (59) 中位推計による数字である。高位推計でも6,538万人、低位推計で3,663万人となる可能性がある。国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集・2007年版』 [<http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest03/newest03.pdf>]
- (60) 2007年現在の世界人口はおおよそ66億人であるが、2050年には約92億人(中位推計の数値、高位では107億6000万人、低位で77億9000万人)となる。そのうち、アジアが52億7000万人を占めることが予想されている(世界1位のインドが15億9000万人、中国が13億9000万人、3位となる米国を除いて、4位がパキスタンで3億5000万人、5位インドネシア、2億8000万人と東・南アジアの諸国が占めると予想されている)。(Source: Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat, World Population Prospects: The 2006 Revision and World Urbanization Prospects: The 2005 Revision) [<http://esa.un.org/unpp>, Friday, August 24, 2007]
- (61) 「東アジア経済交流推進機構」の目標は、「環黄海地域のビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化であり、ものづくり、環境、ロジスティクス、観光の4分野について実践的機能を持つ各部会を設け、具体的な経済活動を展開している。こうした東アジア諸都市とのネットワークは、本市が主要プロジェクトを推進したり、地元企業が海外事業を展開したりするにあたって、活動基盤を提供するものである。また、機構のネットワークを活用しつつ、産業観光を含む観光資源の開発や世界レベルの国際会議、見本市、イベント等の誘致を通じて、ビジターズインダストリーの振興を図る。」ことにある。〔北九州市国際政策推進大綱・2006〕 [<http://www.city.kitakyushu.jp/page/archive/press-release/H18.2/060227kokusaiseisaku.pdf>]
- (62) 青山幸恭「アジア・ゲートウェイ構想と関税行政」『貿易と関税』2007年8月号、16頁。
- (63) EPA newsletter, 29 June 2004 in EUROPA; European Commission [http://ec.europa.eu/trade/issues/bilateral/regions/acp/nswl01_en.htm] (16 Sept.,2007) .
- (64) 日本語正文での正式名称は、「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」。同条本文全文は、駐日欧州委員会代表部ホームページ [<http://jpn.cec.eu.int/data/current/EU-JapanCompAgreemnt.pdf>] にある。

- (6) 「日本・EIA 検討タスクフォース」は、日本経団連その他の経済団体や企業などの民間組織を中心メンバーとし、経済産業省、外務省などをオブザーバーとするもので、事務局は日本貿易振興機構（ジェトロ）である。

EIA は、「二国間経済連携協定（EPA）の構造と内容を拡大し、自由競争、公正な投資、政府調達透明化を核に、認証手続きや規制環境の調和を図るべきとする新しい包括的な貿易協定」で、「知的財産権に関する協調的政策の立案、責任ある温暖化対策の実施、エネルギー安全保障分野の協力強化、科学・技術の革新」等も促進しようとしている。この新しい枠組みによって、「関税に限定されない積極的な経済協定を策定し、現在 WTO の交渉議題に上がらない諸問題への取組みを進めることができる」し、そのことは、さらに、「世界経済にプラスの影響をもたらし、今後の多国間貿易自由化のモデル・ケースとして重要な役割を担うことになるのである」（欧州ビジネス協会（EBC）「EU-日本間の経済統合協定締結に向けた予備協議実施の要請」2007年6月3日）[[http://www.ebc-jp.com/news/2007%20EIA%20Position%20Paper%20-%20\(J\).pdf](http://www.ebc-jp.com/news/2007%20EIA%20Position%20Paper%20-%20(J).pdf)]）。

【付記】本稿は、2006-07年度（平成18-19年度）常磐大学研究助成金・共同課題研究費（研究代表・渡部茂己）による研究成果の一部である。

研究論文

アナトール・フランスの小説『白き石の上にて』試論

—社会主義の理念はソ連ではなく EU において実現したのか?—

土 居 守

Essai sur le roman d'Anatole France : *Sur la pierre blanche*

—Des idées socialistes ne se sont pas réalisées en URSS, mais en UE ?—

Résumé

L'utopie signifie "nulle part", donc on ne trouve l'utopie nulle part. Quand une utopie apparaît, elle se métamorphose rapidement et inévitablement en antiutopie.

Il y a plus de cent ans, Anatole France a prophétisé dans son roman une utopie qu'est l'union européenne collectiviste (socialiste). Mais il a dit aussitôt que le collectivisme au pouvoir serait tout autre chose qu'on ne s'imagine. Sa parole suggère l'antiutopie qu'est L'Union des Républiques Socialistes Soviétiques.

Or l'union européenne collectiviste (socialiste), c'est tout-à-fait la prophétie déçue? Il faudrait dire que non. Car je crois qu'aujourd'hui en UE des idées collectiviste (socialistes) se réalisent dans une certaine mesure.

Ce n'est pas en URSS, mais en UE que se sont réalisées des idées importantes du socialisme? Nous allons chercher la réponse dans cet essai.

mots-clés

utopie, union européenne, collectivisme, socialisme

I. はじめに—ユートピア、欧州統合、社会主義の接点—

フランスの作家アナトール・フランス (1844-1924) の小説『白き石の上にて』《*Sur la pierre blanche*》(1905) は、キリスト教の過去を想像する物語『ガリオン』《*Gallion*》、社会主義の未来を想像する物語『角の門を通りて、あるいは象牙の門を通りて』《*Par la porte de corne ou par la porte d'ivoire*》、および、それらの物語に対する論評などによって構成されている。後者

の物語は一種のユートピア小説、未来小説であり、そのなかで西暦 2001 年に社会主義（コレクティヴィズム）によるヨーロッパ合衆国が成立し、その後の混乱を経て 2051 年にヨーロッパ連邦が成立することになっている¹⁾。

この物語のキーワードは、ユートピア、ヨーロッパ連合、社会主義（コレクティヴィズム）の三つであろう。

まずユートピアであるが、ユートピアンは現実に反抗し、より良き社会を建設しようとする。単に夢見るだけでなく、もてる知識を総動員して現実を分析し、理想の社会をつくろうとする。したがって、当然、ユートピアは科学とも政治とも深く関わることになる。不幸な現実からの人間の救済が強調されれば宗教とも必然的に結びつき、特に 19 世紀以降は社会主義とも密接な関連をもって来た²⁾。

マルクスやエンゲルスはサン＝シモンやフーリエをユートピア的もしくは空想的社会主義者と呼んだが、空想的と科学的とを区別する根拠は確かなものではなかったようである。そしてまた、マルクス主義とユートピアの峻別によって失われたものの方が多かったのではないか³⁾。

ユートピアの原型となったのはプラトンの『国家』であるが、彼もやはりアテナイの不安定な状態を救済する意図のもと、理想の都市国家の建設プランを提示したのであった。このプラトンの『国家』などを念頭にトマス・モアが『ユートピア』（1516）を書き、「どこにもない（理想郷）」を意味するユートピアという言葉ができたのは周知のとおりである。ユートピアンは現実を変革し、理想の共同体を建設しようとするが、ヨーロッパ統合を構想して来た人たちは都市単位、国家単位ではなく、ヨーロッパという地域単位での現実変革プラン、理想の「ヨーロッパ共同体」の建設プランを提示して来たのである。当然、ユートピア建設計画とヨーロッパ共同体建設計画は重なる部分がある。その両方において、特筆すべき人物を一人挙げれば、ユートピア的社会主義者とされたフランスのサン＝シモン伯爵であろう。彼が著した『ヨーロッパ社会の再組織について』（1814）は EC の諸制度よりも進歩的、という評価もあるほど示唆に富んでいる。特にそのサブタイトル「ヨーロッパの諸国民をして、それぞれの国民的独立を保持させつつ、単一の政治体に結集させる必要と方法とについて」は EU に限らず政治的共同体の核心を衝くものであろう。

ユートピア構想もヨーロッパ共同体構想も宗教、社会主義、科学、産業に深く関わりながら進展して来た。その歴史的事実をしっかりと把握する必要がある。

ユートピアはその字義どおり「どこにもない」。「どこにもない」ものが「どこかに出現した」とき、それは想像していたものとは「似ても似つかぬもの」だった。バトラーの『エレホン』（1872）などに始まり、ハックスリーの『すばらしい新世界』（1932）、オーウェルの『1984 年』（1949）などのアンチ・ユートピア小説の存在を我々は知っている。すでにプラトンにもその徴候はあったのだが、ユートピアは必然的にアンチ・ユートピアを生むようである。

アナトール・フランスも一種のユートピアである社会主義（コレクティヴィズム）によるヨーロッ

パ連邦を描いたが、「権力についての社会主義は、想像したものとはまったく違ったものになるだろう」⁴⁾と述べ、アンチ・ユートピアを示唆してもいるのである。権力についての社会主義がアンチ・ユートピアであり、これはソ連を連想させる。では、社会主義(コレクティヴィズム)によるヨーロッパというユートピアはどこにもなかったかと言えば、そうとも言い切れない。なぜなら、EUを社会主義と呼ぶ者は誰もいないが、現在EUにおいては、世界の他のどこよりも社会主義的要素が生きていると思われるからである。社会主義は、ある意味においてはソ連において失敗し、EUにおいて成功したと言えるのではないか。それを論証し、100年以上前になされたアナトール・フランスの予見の妥当性を検討することが本論文の目的である。

なお、コレクティヴィズム (collectivisme) とは何かについては、三章において説明する予定である。

II. 『白き石の上にて』—キリスト教の過去と社会主義の未来—

小説『白き石の上にて』の構成する『ガリオン』は、キリスト教の過去を想像する物語だが、この物語は古代ローマ時代、アカイアの総督ガリオンが聖パウロを軽蔑して法廷から追い払ったという新約聖書(使徒言行録18章、12節-17節)の短い記述を基にしている。物語『ガリオン』のなかで、ガリオンは数人の友人とともに世界の未来について話している最中呼び出され、法廷で聖パウロと出会う。聖パウロは後に世界の大宗教へと発展するキリスト教の創始者の一人であった。したがって、彼は未来を創った人間の一人であったが、当時はガリオンをはじめ、そのことに気づいた者は誰一人いなかった。聖パウロ自身もそのことを知らなかった。キリスト教はわずかな年月の間に、その創始者の精神と大きくかけ離れてしまう。したがって聖パウロに出会っても、後の世界の大宗教、キリスト教を知ることにはまったくならないのである。

『ガリオン』と並んで『白き石の上にて』を構成する『角の門を通りて、あるいは象牙の門を通りて』は社会主義の未来を想像する物語だが、その主人公は、ある朝めざめると1903年の世界から2270年の世界に来てしまったことを知る。そして、未来社会の住人から社会主義の歴史(未来)について話を聞く。

アナトール・フランスはキリスト教の歴史から社会主義の未来を考察する。キリスト教が異教に似通ったものになり、異教もキリスト教に似通ったものになって初めてキリスト教は異教に取って代わることができた。同様に、社会主義(コレクティヴィズム)が人々の慣習に適合し、人々の慣習もコレクティヴィズムに適合して初めてコレクティヴィズムは実現できたとされるのである⁵⁾。

こうして、この未来小説において、コレクティヴィズムによるヨーロッパ合衆国が西暦2001年に成立し、その後混乱が続くが、2051年ヨーロッパ連邦が組織され、ようやくコレクティヴィズムは安定することになる。そのヨーロッパ連邦では国境はなくなり、人々は協力し合って働き、生

産と消費のバランスも大体取れている。このように未来社会はおおむね肯定的に描かれているが、決してバラ色の未来ではない。たとえば、未来社会のある住人は「自由」、「平等」、「友愛」は昔も今も存在しないと断言する。そして、自分たちの社会を次のように表現するのである。

「私たちは、私たちの社会を表現する言葉の一つしか持たない。それは、つまり、私たちが調和を保っているということです。そして、今日、人間のすべての力が協力して働いていることは確かなのです」⁶⁾

「人間は人間を尊重するようになったのです」⁷⁾

「私たちの組織は不変ではない。わずか、50年前、私たちの組織は今日のものとは違っていた。私たちが大きな変化に向かってっていると信じている鋭い観察者もいる」⁸⁾

アナトール・フランスの社会主義思想の独自な点は、異教とキリスト教の交錯、交替の歴史から資本主義と社会主義の交錯、交替の未来を想像していたこと、その結果、社会主義の実現を非常に長いスパンで考えていたことなどである。また、コレクティヴィズムによるヨーロッパ連邦が進行形の未定の組織であり、調和と人間の尊重がそのキーワードであることにも留意する必要がある。

しかし、アナトール・フランスはそのような未来は実現しないだろう、と自ら描いた未来を自ら否定するのである。その根拠は次の確信である。

「権力についてのコレクティヴィズムは、想像したものとはまったく違ったものになるだろう」⁹⁾

アナトール・フランスは『白き石の上にて』の執筆と平行して、『教会と共和国』というパンフレットを執筆し、ローマ教皇の権力を厳しく批判した。権力についてのキリスト教は、その創始者たちが想像したもの、また創始者たちから想像されたものとはまったく違ったものになったのである。

「この三世紀以来、教皇庁は、教会の統治機構への一般信徒の法的参加、そして聖職者の法的参加でさえ、すべて危険なものとして排除することに専念して来た。そして、宗教の主たる仕事はもはや警察でしかなかった。シラバス (Syllabus) と不謬性の高らかな宣言は、不幸なことに、こうした動きの最後の結果でしかなかった」¹⁰⁾

「1869年以來、ヴァチカン公会議そして教皇が精神的要塞に引きこもって以來、新しい教皇職が生まれた。王である教皇の後を神である教皇が継いだのである」¹¹⁾

その主たる仕事が警察である不謬の神のごとき教皇像は、その後の全体主義国家の権力者像と重なるものであろう。アナトール・フランスは社会主義が権力の問題で挫折すると見ていたのであり、この彼の予見はほぼ妥当であったと言わざるを得ない。

そして、社会主義 (コレクティヴィズム) のヨーロッパ連邦だが、今日、EUを社会主義と呼ぶ者はいない。しかし、現在のEUをよく見れば、そこに複数の社会主義的要素を見てとることができ、社会主義 (コレクティヴィズム) のヨーロッパ連邦という予見も、あながち見当はずれではなかった、とも言えるのである。

コレクティヴィズムは集産主義と訳されるが、今日では耳慣れない言葉である。コレクティヴィ

スムとは何か、それが次章のテーマである。

Ⅲ. コレクティヴィズムとは何か

コレクティヴィズムという言葉が一般的になったのは第一インターナショナルにおいてであり、第一インターナショナルの歴史は、マルクス、エンゲルスを中心とするマルクシズムとプルドン、バクーニンを中心とするアナキズムの対立を軸に展開して行く。そして、コレクティヴィズムはマルクシズムとアナキズムの間を微妙に揺れた名称なのである。と言っても、コレクティヴィズムの基本概念が揺れたわけではない。コレクティヴィズム (collectivisme) は集団所有 (propriété collective) から来ており、土地や生産手段を集団所有、共有財産にしようという発想である。この発想に関しては、マルクシズムもそれ以外の社会主義のさまざまな流派も、そしてアナキズムも意見は一致している。問題はその達成の方法なのである。

土地や生産手段を共有財産にすることによって、プロレタリアを経済的に解放する。そのためには、プロレタリアはまず政治権力を手中にしなければならぬ。これがマルクシストの考えである。『共産党宣言』には次のように記されている。

「共産主義者の当面の目的は、あらゆる他のプロレタリア党の目的と同一である。すなわち、階級へのプロレタリア階級の形成、ブルジョワ支配の打倒、プロレタリア階級による政治権力の奪取である」¹²⁾

これに対して、アナキストには政治権力に対する根深い不信がある。彼らにとっては、いかなる政治権力も社会の多数を抑圧する権力であり、プロレタリアが掌握した権力も例外とはならないのである。バクーニンは次のように述べている。

「もし明日、労働者だけで構成された政府、立法議会、国会を設立するならば、今日では確信に満ちた社会民主主義者であるこの労働者たちは、明後日には、確信的な貴族に、権威の原理を大胆にもしくはおずおずと賛美する者に、そして、抑圧し、搾取する者になることだろう」¹³⁾

アナキストは、こうしてブルジョワ政府の権力も共産主義国家の権力もともに退けようとする。そのための手段が、プルドンによれば、自由な契約に基づくミュテュエリスム(相互扶助主義)である。

「一言で言って、社会の政治形態のなかから聖なるものの残滓をすべて取り除き、契約という人間的な観念に基づいて組織を再構築しなくてはならない」¹⁴⁾

ミュテュエリスト(相互扶助主義者)は、やがて自分たちをコレクティヴィスト・アンチオトリテール(反権威主義的集産主義者)、もしくは、コレクティヴィスト・アンチエタティスト(反国家管理主義的集産主義者)と称するようになる¹⁵⁾。一方、これに対するのは、コミュニスト・オトリテール(権威主義的共産主義者)、もしくは、コミュニスト・エタティスト(国家管理主義的共産主義者)ということになり、その後コレクティヴィストとコミュニストの対立はアナキストとマルクシストの対立と呼ばれるようになるのである。

ただし、複雑なことに、アナキストが自らをコミュニスト・アナリスト（無政府主義的共産主義者）と呼び、マルクシストのことをコレクティヴィスト・エタティスト（国家管理主義的集産主義者）と呼んだこともあった¹⁶⁾。そしてまた、マルクシストたちがコミュニストという言葉を意識的に避け、コレクティヴィストと自称していたという事情もある¹⁷⁾。

アナキストはアンチオトリテール（反権威主義的）、アンチエタティスト（反国家管理主義的）と積極的に自称していたのに対し、マルクシストの方はオトリテール（権威主義的）、エタティスト（国家管理主義的）と積極的に自称していたわけではないが、政治権力の奪取をめざしていたことから、結果的にそう言ったと言えるであろう。

おおざっぱに言えば、次のようになる。

プロレタリア独裁による過渡的な国家建設という政治路線を取るマルクシストがコミュニストを名乗り、一元的、中央集権的、権威主義的、国家管理主義的だったとすれば、政治権力を否定するアナキストはコレクティヴィストを名乗り、多元的、連合的、反権威主義的、反国家管理主義的であった。

それでは、このような社会主義思想はその後どのような展開をみせたのであろうか。

IV. 国家社会主義と社会民主主義

現在国連に加盟している 200 あまりの国家はすべて国民国家であり、国民国家の基礎となるのは政府と市場の二本柱である。市場の役割は利潤追求であり、政府は市場の従僕である。言い換えれば、市場が目的、政府は手段である。市場（目的）に合わなくなった政府（手段）を廃止し、新政府をつくった革命がフランス革命に代表されるブルジョワ革命であった。

市場は弱肉強食の非情な世界であり、弱者は容赦なく切り捨てられる。そこで、弱者救済のために、富と生産物の民主的な分配をめざし、生産手段の社会的共有を目的としたのが社会主義であった。マルクシスト（コミュニスト）もアナキスト（コレクティヴィスト）も究極的には国家消滅をめざしたが、究極の目的が実現されたことは決してなく、社会主義思想は国家社会主義および社会民主主義という二つの形態において部分的に実現した。国家社会主義はソ連において実現したが、ソ連は、そうならざるを得ない状況はあったと思われるが、一元的、中央集権的、権威主義的、国家管理主義的であった。ソ連の誕生は結果的には国家権力の交替に過ぎないことになり、過剰な国家管理はやがて経済の破綻を招き、1991 年ソ連は崩壊した。

社会民主主義は市場の非情な力を政府の力で規制し、富の再分配をめざすものであり、特にヨーロッパにおいてある程度定着した。しかし、アメリカにおいて定着することはなかった。アメリカでは、誰もが富を得る機会がかなりの期間に渡って存在し、実際にはその機会がかなり少なくなっても、相変わらず多くの人がある機会の存在を信じていた。したがって、アメリカ人は市場に政府が介入することを嫌ったのである。

「不遇な人や貧しい人の窮状を救う手段として、ヨーロッパ人は社会民主主義やコミュニティの関与を好むことが多いのに対して、アメリカ人は、自主独立の美德を唱え、同胞の運命を好転させるのには市場原理に基づくアプローチを選ぶ。ヨーロッパ人は、〈各人が能力に応じて働き、必要に応じて受け取る〉というマルクスの言葉に今なお共鳴する。アメリカ人は、それとは違う教理を説いたスコットランド人経済学者アダム・スミスに好んで与する。スミスは高名な著書『国富論』の中で、完全な形で運営された資本主義市場経済においては各人は自らの利益のために働き、自らの幸福追求のみに専心すればよいと述べた。それでもなお、自己の物質的幸福を手に入れようとするうちに、はからずも社会全体の富の蓄積を増大させ、仲間や社会のほかの人々の幸福を後押しすることになるというのだ。もちろん、これには異論も多い」¹⁸⁾

ソ連の崩壊をもって社会主義を全否定するような論調があるが、それは間違っている。社会民主主義というかたちで、社会主義思想が活かされたのであるから。そして、社会民主主義などの社会主義的思想が活かされたのは、ソ連ではなく、もちろんアメリカでもなく、ヨーロッパにおいてであった。

V. EUと社会主義

国民国家は市場と政府の二本柱だが、EUは市場と政府と市民社会組織の三本柱になりつつある。市民社会組織は、例えば環境問題や人権問題の解決を政府や市場にまかせ切りにせず、みずから政府や市場と関わり合いながら解決しようとする。

「EUは市民社会組織を、〈国家と市場と市民の媒介的機能〉を担うものと見て、EU統治の〈第三要素〉と認定した」¹⁹⁾

ところで、マルクスはその最も初期の論文の一つである『ユダヤ人問題によせて』(1844)のなかで、次のように述べている。

「現実の個体的な人間が、抽象的な公民を自分のなかに取り戻し、個体的な人間でありながら、その経験的生活、その個人的労働、その個人的諸関係のなかで、類的存在となったとき、つまり人間が彼の「固有の力」[forces propres]を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力というかたちで自分から分離しないとき、そのときはじめて、人間的解放は完遂されたことになるのである」²⁰⁾

人間が固有の力を社会的な力として組織するとは、ばらばらな個人から成る社会を生きた有機体のような市民社会組織とすることである。その社会的な力を、政治的な力として自分から分離しないとは、市民社会組織を政府と、ばらばらな個人から成る社会(市場)の二つに分離してはならないということである。

マルクスは、市民社会組織が唯一の要素となることを目指したが、現実的には政府と市場は常に存在している。したがって、EUは政府と市場と市民社会組織の三本柱となることを指向している

のである。国民国家にも市民社会組織が存在することは言うまでもないが、EUにおいては市民社会組織の役割が、国民国家の場合と比較してはるかに大きくなっている。

生きた有機体のような市民社会組織が唯一の要素となることを目指すとは、政府の否定、国家の消滅につながる思想である。現在EUにおいて、第三の柱となりつつある市民社会組織は、政府と協力するのであって否定するのではない。しかし、市民社会組織こそ、マルクスによれば人間の社会的な力が生きる場であり、主体となるべきものなのである。EUにおいては、その市民社会組織の役割が世界の他のどこよりも大きくなっている。これもまた、EUにおける社会主義的要素と言えるであろう。

EUにおいては、今日、欧州議会や欧州裁判所など、各国の法律や機関に優先するEUの法律や機関が次第に増えている²¹⁾。外交や通商など、各国ではなくEUとして対応しなければならないことも多い。自分はまずヨーロッパ人であり、次に例えばフランス人、ドイツ人であると感じている人も増えている。もちろん、逆にまずフランス人、ドイツ人、次にヨーロッパ人という人もいるが、フランス人、ドイツ人という意識だけでヨーロッパ人という意識のない人はほとんどいないようである。EUを構成する各国は次第に消滅に向かっているのではないか。国家消滅という社会主義の究極の目的は、EUの内部においては、実現に向かっているのではないか。

「ハーヴァード大学のジョン・ジェラルド・ラギは、少なくともこれまでのところ、EUの使命は領土の解体にこそ認められると主張している」²²⁾

もちろん、国家消滅に向かっているというのは表面的な見方であろう。しかし、マルクスによれば、個別的な力を組織し、その社会的な力を政治的な力として自分から分離しないことが重要となる。フランスやドイツなどのEU各国は、各国の個別的な力を組織して社会的な力とし、その社会的な力をEU本部の政治的な力として自分から分離してはいない。各国が個別的な力を組織して社会的な力にすると、ばらばらな各国から成るヨーロッパを生きた有機体のようなEUという組織にすることである。その社会的な力を政治的な力として分離しないということは、EUを政府（EU本部）と、ばらばらな各国から成るヨーロッパの二つに分離しないということである。

EU自体が初期マルクスの社会主義的思想に合致しているように思われる。しかし、マルクスの思想は国家消滅につながったが、EU自体が一つの国家の体裁を取りつつある。EUが一つの国家に向かっているのは事実だが、EUは従来の国民国家とは根本的に異なっている。国民国家は自由な市場によって財を蓄積し、必要ならば国家の武力に頼って領土を拡大しようとする。そして、国民に対しては命令し支配しようとする。EUの統治は領土に基づかず、構成各国に対する支配ではなく、調停や管理をその機能とする。

「EUは地理的な領域から地球規模のフィールドへと変貌しつつある世界で行われる、初めての統治実験だ。領土内の財産関係を統治するのではなく、グローバル・ネットワーク上で刻々と変化

する開かれた人間関係を管理する」²³⁾

「こうして EU は、対立する勢力間の調停役という機能を担う史上初の純粋な調整機関となった」²⁴⁾

社会主義者が社会活動全体を国家と同じものにして国家を消滅させると言っても、人間の社会活動を調整する必要があるだろう。社会主義者は支配し命令する政府を否定しても、調整機関としての政府は否定できなかったであろう。

国民国家は政府と市場を二本柱とするが、EU は政府と市場と市民社会組織を三本の柱とし、さまざまなレベルで三つのバランスを調整しようとする。

EU においては、アメリカはもちろん、ソ連と比較しても、社会主義の理念の最良の部分が実現したのではないか。社会主義の厳密な定義にこだわれば、そうは言えないかも知れないが、この点に関して、アナトール・フランスはヨーロッパの未来について次のような興味深い言葉を残している。

「なぜなら社会主義のヨーロッパがやって来るからです。もっとも来るべき未知のものを社会主義と呼ぶことができればの話ですが」²⁵⁾

アナトール・フランスの描いたヨーロッパ連邦(未来の社会主義のヨーロッパ)と EU の比較検討が次の課題であろう。

VI. EU とアナトール・フランスのヨーロッパ連邦

アナトール・フランスのヨーロッパ連邦のキーワードは調和と人間の尊重であったが、人間の尊重とは普遍的人権の尊重であろう。

ジェレミー・リフキン著の『ヨーロッパ・ドリーム』には次のような記述がある。

「EU の第一義的役割は、全体の調和を図ることとなった。つまり、民族国家だけでなく、その枠外の超国家的組織や、逆にその枠内の市町村や県などの地方政府、さらには市民社会組織が広く参加するネットワークの一体化の促進だ」²⁶⁾

「その(ヨーロッパ・ドリームの)の目標は覇権ではなく調和だ」²⁷⁾

「普遍的人権は、人間の本質が尊重され除外されないことを保障するものだ」²⁸⁾

「EU 加盟国は、普遍的人権を定めた包括的文書である欧州人権条約の規定による拘束を受ける」²⁹⁾

アナトール・フランスのヨーロッパ連邦は進行形の未定の組織であった。EU が進行形であり、未定であるという記述は『ヨーロッパ・ドリーム』のなかに数多くある。

「しかも EU はまだ発展段階にある」³⁰⁾

「その構想者でさえ EU とは何かを正確にはわかっていない」³¹⁾

「EU は実質上、真にポスト・モダンの統治機関第一号だ。もし無定形であり固定していないように思えるなら、それはたえず新しくなる世界を前進しているからだ」³²⁾

「元欧州委員会委員長のジャック・ドロールが EU を<未確認政治物体>と呼んだのも無理から

ぬことだ」³³⁾

アナトール・フランスによれば、社会主義（コレクティヴィズム）が次第に慣習に適合し、慣習のほうもコレクティヴィズムに次第に適合して初めてコレクティヴィズムは成立する。この彼の予見は社会主義については間違っていた。しかし、ヨーロッパ連合に関しては、まさに彼の予見どおりだった。欧州連合主義が次第に慣習に適合し、慣習の方も次第に欧州連合主義に適合して初めて欧州連合は成立することができたのである。

デレック・ヒーター著の『統一ヨーロッパへの道』に従って、主だったヨーロッパ連合計画を列挙すれば以下ようになる。

最初の本格的なヨーロッパ連合計画であるピエール・デュボアの『聖地回復について』（1306）

17世紀半ばに知られるようになったシュリー公爵の「大計画」（アンリ四世の「大計画」と呼ばれることも多い）

イギリスのクウェーカー教徒ウィリアム・ペンの「ヨーロッパの現在の平和についてのエッセー」（1693）

同じくイギリスのクウェーカー教徒ジョン・ベラーズの「ひとつのヨーロッパ国のための若干の理由」（1710）

サン・ピエール神父の「ヨーロッパ永久平和論」（1712-1738）

サン＝シモン伯爵の「ヨーロッパ社会の再組織について—ヨーロッパの諸国民をして、それぞれの国民的独立を保持させつつ、単一の政治体に結集させる必要と方法とについて—」（1814）

クーデンホーフ・カレルギー伯爵の「パン・ヨーロッパ」（1923）

アリスティード・ブリアンの「ブリアン覚書」（1930）

こうした人々のヨーロッパ連合計画が実現されることはなかったが、最後の「ブリアン覚書」とヨーロッパ共同体の最初の具体化である ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）の設立宣言であるシューマン宣言（1950）との間には次のような多くの共通点が存在しているのである。

「すなわち、平和という動機、提案された連合が他の誰に対抗するためのものでもないと主張していること、諸国民の相互依存を理解していること、国民性が連合のなかで最も活かされるという信念、固い連邦的な結びつきは斬新的に行って初めて達成されること、英国が特殊なケースであることを受け入れること、ドイツを含めることが決定的に重要であるという判断、世界的な機構（それぞれ国際連盟、国際連合を指すが）は平和の維持を確保するにはあまりに弱体であるという認識、などである」³⁴⁾

まさしく、ヨーロッパ連合主義が慣習に次第に適合し、慣習もヨーロッパ連合主義に次第に適合して初めてヨーロッパ連合主義は ECSC というかたちで実現できたのである。コレクティヴィズムによるヨーロッパ合衆国が 2001 年に成立するという予見は間違いだったが、見て来たように EU

には社会主義的要素が活かされている。そしてまた、コレクティヴィズムは多元的、連合的、反権威主義的、反国家管理主義的であった。アナトール・フランスの予見を次のように言い換えることは可能であろう。

社会主義的要素を活かした、多元的、連合的、反権威主義的、反国家管理主義的なヨーロッパ連合が2001年に成立する。間違いはコレクティヴィズムという名称だけなのであり、成立の時期から言っても、内容的にも、アナトール・フランスの予見はほぼ妥当なものであった³⁵⁾。

なお、上述したヨーロッパ統合計画の構想者のうち幾人かは、明確な社会主義思想をもっていた。ジョン・ペラーズの思想はマルクスの『資本論』のなかで言及されており³⁶⁾、サン＝シモンはユートピア的社会主義者とされ、そしてアリストイード・ブリアンは何度も首相や外相を務めた政界の実力者だったが、社会主義者としてその政治活動をスタートさせたのであった。

VII. おわりに—名称か理念か—

アナトール・フランスは1905年に出版した小説『白き石の上にて』において、ソ連とEUの経緯をある程度正しく予見した。もちろん部分的な間違い、および、未来小説につきもの間違いは少なからずあったが。

コレクティヴィズムによる未来のヨーロッパ連邦(ユートピア)をある程度肯定的に描きながら、アナトール・フランスはアンチ・ユートピアをも示唆するのである。

「権力についたコレクティヴィズムは想像したものとは、まったく違うものになるだろう」³⁷⁾

この示唆がソ連の経緯を連想させることには、あまり異論がないであろう。そして、コレクティヴィズムによるヨーロッパ連邦という予見も、前章で論じたように内容的には見当違いとも言えないのである。

ソ連の崩壊は、国家社会主義を選択した国家の崩壊であって、社会主義の崩壊ではない。社会主義的要素はさまざまなかたちで特にEUにおいて生き続けている。弱肉強食の市場にすべてをまかせたら、弱者は容赦なく切り捨てられる。そこで、政府が市場をある程度規制して、富の再配分を図る必要がある。この社会民主主義というかたちで社会主義的要素が特にヨーロッパにおいて活かされて来た。

個人の力を組織して社会的な力として、その社会的な力を政治的な力として自分から切り離さない。そうすれば、生きた有機体のような市民社会組織が機能する。これが初期マルクスの社会主義思想であるが、この思想はEUの思想に合致する。ヨーロッパの各国は各国の力を組織して社会的な力とし、その社会的な力をEU本部の政治的な力として自分から切り離さない。そうすれば、生きた有機体のようなEUの組織が機能する。

アナトール・フランスの未来小説において、慣習がコレクティヴィズムに似通ったものになり、

コレクティヴィズムも慣習に似通ったものになって初めてコレクティヴィズムは成立する。そして、コレクティヴィズムのヨーロッパ連邦は進行形の未定の組織であり、そのキーワードは調和と人間の尊重である。

これは、現在のEUについても当てはまる。慣習がEUに似通ったものになり、EUも慣習に似通ったものになって初めてEUは成立したのである³⁸⁾。EUは進行形の未定の統治機関であり、その目的は覇権ではなく調和と普遍的人権の尊重なのである。

キリスト教も社会主義も、誕生からわずかな年月の間にその創始者の意図から大きくかけ離れてしまう。

キリストの最初の弟子ペテロは貧しい漁師であったが、彼の後継者とされる歴代のローマ教皇は精神的にも世俗的にも絶大な権力者となった。ペテロと教皇たちとの間には、キリストという名称以外の共通点があるだろうか。

多くは貧しかった初期社会主義の指導者たちと絶大な権力をふるったソ連の共産党書記長との間には、社会主義もしくは共産主義という名称以外の共通点があるだろうか³⁹⁾。

アナトール・フランスのコレクティヴィズムによるヨーロッパ連邦と実際に誕生したEUとの間には、コレクティヴィズムという名称こそ違いますが、幾つかの重要な共通点があったのである。

ソ連が崩壊し、アメリカ中心の市場万能のグローバリゼーションに疑問の声が挙がる今日、EUの行方には多くの注目が集まっている。

EUは、そしてアナトール・フランスの描いた未来のヨーロッパも、社会主義的要素を活かした、調和と人権の尊重を目的とする、多元的・連合的・反権威主義的⁴⁰⁾・反国家管理主義的な、進行形で未定な組織なのである⁴¹⁾。

100年以上前になされたアナトール・フランスの予見は、理念的にはほぼ妥当であった。

註

- 1) 文献(2) pp.1115-1116
- 2) 文献(6) p.20-21
- 3) 文献(12) p.9
- 4) 文献(2) p.1129
- 5) 文献(2) p.1073 p.1115
- 6) 文献(2) p.1121
- 7) 文献(2) p.1125
- 8) 文献(2) p.1124
- 9) 文献(2) p.1129

- 10) 文献(4) p.56
- 11) 文献(4) p.69
- 12) 文献(10) pp.57-58
- 13) 文献(8) pp.143-144
- 14) 文献(15) p.48
- 15) 文献(15) pp.52-53
- 16) 文献(7) p.512
- 17) 文献(14) p.155
- 18) 文献(11) p.124

なお、アダム・スミスが市場にも正義は必要であり、決して何でもありの世界だと考えていたわけではないことは常識であろう。

- 19) 文献(11) p.310
- 20) 文献(9) p.53
- 21) ジェレミー・リフキンは、この点に関してはアメリカ（ブッシュ政権）はヨーロッパの逆だと指摘している。

「ハーヴァード大学のスタンレー・ホフマンによれば、ブッシュ政権の強硬派は、＜合衆国憲法は、国際法などの上位の法律に屈すること、そしていかなる国際機関に対しても主権を移管、共有、委譲することを許さない＞とまで言っているという」

- 文献(11) p.381
- 22) 文献(11) p.344
- 23) 文献(11) p.293
- 24) 文献(11) p.296
- 25) 文献(3) p.970
- 26) 文献(11) p.280
- 27) 文献(11) p.332
- 28) 文献(11) p.363
- 29) 文献(11) p.359
- 30) 文献(11) p.86
- 31) 文献(11) p.259
- 32) 文献(11) p.262
- 33) 文献(11) p.345
- 34) 文献(5) pp.216-217

- 35) ただ、アナトール・フランスはEUの重要な理念の幾つかを正しく予見したのであって、このことは、彼の描いた未来のヨーロッパ連邦を旅する者が、現在および未来のEUを旅する者と同じような光景を目撃するということを必ずしも意味しない。さらに、彼が描いた未来世界の現在は西暦2270年に設定されているため、彼の予見に対するトータルな判断はまだできないことになる。
- 36) 文献(5) p.80
- 37) 文献(2) p.1129
- 38) どこにもないユートピアがどこかに出現したとき、想像していたものとは似ても似つかぬもの(アンチ・ユートピア)だった。ユートピアは必然的にアンチ・ユートピアを生むようだが、一種のユートピアであったEUは実際に出現したわけだが、今のところ想像していたものとは似ても似つかぬもの(アンチ・ユートピア)ではないようである。これは人々の慣習とEUが長い時間をかけて違いに似通ったものになったからにはほかならない。社会主義の場合はそうではなかった。したがって、アンチ・ユートピアを生む結果になった。
- 39) 『白き石の上にて』はもともと新聞連載小説であり、後にかかなりの取捨選択、加筆訂正が行われて単行本として出版された。アナトール・フランスは新聞連載のある部分でジョレスなどの初期社会主義者を聖ペテロや聖パウロになぞらえたが、単行本ではその部分を削除した。社会主義者が権力につけば、教皇のような存在になる可能性を強く示唆することになるからである。そして、そのとおりになった。事実、ジャーナリズムではソ連の共産党書記長を赤い法王(教皇)と呼ぶことがあったと記憶する。
- 40) しかし、EUが権威主義的という指摘もある。
「一方、ブリュッセルにある欧州連合(EU)の本部が官僚的形式主義の一大迷宮であることは、EU支持者と批判者の区別なく認めるところであり、どんなに楽観的なヨーロッパびいきでさえも、うんざりするほどだ。EU高官は超然としており、自分たちが仕えるべきヨーロッパの人民の要望に無関心だと、しばしば非難される」
文献(1) pp.24-25
- 41) 最後にもう一つ、アナトール・フランスの未来のヨーロッパとEUの共通点を指摘すれば、両者とも新しい情報通信技術の存在が極めて大きいことである。
「その当時、無線電信や無線電話がヨーロッパの端から端まで行き渡り、そしてその使用もごく簡単だったので、最も貧しい者でも、望むときに望みどおりに、地球上のどの地点にいる人間に対しても話しができたのです」
文献(2) p.1114
「国家主権の脱構築においては、新しい通信技術の存在感は突出している。以前は旧来の民族

国家統治のピラミッドの底辺で孤立していた無力な参加者が、自由に使える通信手段を手に入れたのだ」

文献 (1) p.290

文献一覧

- (1) 土居守 『ドレフェス事件とアナトール・フランス』、弘文堂、2002
- (2) France, Anatole « Sur la pierre blanche, Œuvres III » , Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991
- (3) France, Anatole « Le Mannequin d'osier, Œuvres II » , Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987
- (4) France, Anatole « L'Eglise et la République, Trente Ans de Vie Sociale » , Éditions Émile-Paul Frères, 1953
- (5) ヒーター、デレック 田中俊郎 監訳 『統一ヨーロッパへの道』、岩波書店、1997
- (6) 川端香男里 『ユートピアの幻想』、講談社学術文庫、1993
- (7) クロポトキン 『近代科学とアナキズム、世界の名著 42 (プルドン、バクーニン、クロポトキン)』、渡辺一 勝田吉太郎訳、中央公論社、1967
- (8) Maitron, Jean « le mouvement anarchiste en France II » , Gallimard, 1992
- (9) マルクス、カール 城塚登訳 『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1978
- (10) マルクス エンゲルス 大内兵衛 向坂逸郎訳 『共産党宣言』、岩波文庫、1971
- (11) リフキン、ジェレミー 柴田裕之訳 『ヨーロッパ・ドリーム』、NHK 出版、2006
- (12) 坂本慶一 『マルクス主義とユートピア』、紀伊国屋書店、1970
- (13) サン＝シモン 森博 編訳 『ヨーロッパ社会の再組織について、サン＝シモン著作集第二巻』、恒星社厚生閣、1987
- (14) 田村秀夫 田中浩 編集代表、『社会思想辞典』、中央大学出版部、1982
- (15) Winock, Michel « Le socialisme en France et en Europe XIX^e-XX^e siècle » , Seuil, 1992

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

パリのメッサリ・ハーッジ

「北アフリカの星」の創設とアルジェリア移民労働者の政治化

小 城 和 朗

Messali Hadj à Paris

—La fondation de l'Étoile Nord-Africaine et la politisation des travailleurs immigrés algériens

Résumé

L'immigration algérienne en France avait commencé au début du XXe siècle et le mouvement s'accéléra durant la Première Guerre mondiale avec 116616 départs entre 1914 et 1918. Après la Guerre, les besoins de la reconstruction en France, ceux de l'industrie et la hausse des salaires attirèrent de plus en plus d'immigrants algériens par suite, ce qui ne manqua pas d'ailleurs d'inquiéter les colons désireux de maintenir en Algérie une main-d'oeuvre à bon marché.

En France, les syndicats et les organisations communistes s'intéressèrent à ces travailleurs algériens et soutinrent leurs revendications. En retour, les immigrants apprirent au contact de ces mouvements, les principes et les méthodes de l'organisation. De la naître l'Étoile Nord-Africaine. Il y eut donc à l'origine de la fondation, en 1926, de l'Étoile Nord-Africaine (ENA), des communistes, dont Hadj Ali, l'émir Khaled et des membres d'un groupe de travailleurs algériens, dont Banoune Akli, Belghoul Ahmed, Marouf Mohammed, Messali Hadj, Si Djilani Mohammed.

Messali Hadj est né en Algérie à Tlemcen d'une famille d'artisans et de cultivateurs. Après son service militaire à Bordeaux en 1918, il se rend à Paris où il travaille en usine. C'est au moment de la guerre du Rif et du soulèvement d'Abd-el-Krim au Maroc que Messali Hadj commence une carrière politique. En 1925, il adhère au Parti communiste français et participe au lancement de la première organisation nationaliste algérienne (ENA). En novembre 1929, l'ENA, qui compte alors 3000 membres est dissoute par le gouvernement français. Messali Hadj, qui vient de rejeter la tutelle communiste, se retrouve isolé jusqu'à la parution en 1930 de *El Ouma*, journal nationaliste auquel il va collaborer. Messali Hadj va signer des articles qui appellent le peuple algérien à se lever pour l'indépendance. Lorsqu'en juin 1933 l'ENA

renaît avec un programme indépendantiste d'inspiration démocratique et socialiste, il en devient le leader incontesté. S'opposant sous le Front Populaire aux assimilationnistes, Messali Hadj continue à militer dans les milieux de l'immigration en France pour une indépendance totale en Algérie.

はじめに

EU 構成国の中で、イギリス、オランダと同様にフランスは、旧植民地出身者からなる多くの移民労働者及び移民 2 世、3 世を抱え、彼らの国民としての統合問題そして彼ら自身のナショナルアイデンティティをめぐる議論がある⁽¹⁾。特にフランスでは 2005 年 11 月に勃発した移民の青年たちによる暴動が起り、「自由・平等・友愛」の共和国フランスにおける移民問題の病理を曝け出した事件となった。

アルジェリア移民は、フランスの移民社会のなかでも多数派を形成し、パリなど大都会では目に見えるムスリムの異分子として見られていた。⁽²⁾ 1954 年から 1962 年まで繰り返されテロと拷問を伴った「汚い戦争 la sale guerre」と呼ばれたアルジェリア独立戦争の記憶⁽³⁾、アルジェリア独立後フランス本国に帰還したフランス人コロシ（ピエ・ノワール）たちの在仏アルジェリア人に対する敵意などから今なお人種差別、雇用・教育差別などに彼らはさらされている。現在アルジェリア人を初めとするマグレブ系移民はフランス国籍取得の申請率が最も低いと云われ、国籍取得者においてもフランス人としてのアイデンティティの意識は低いとされる。イスラムの信仰を守り、イスラム社会の伝統と習慣を堅持してとりわけエスニック集団としての彼らの存在は、フランス市民社会における多文化主義の是非を問いかけるものであり、反「コミュニタリズム」の立場からはフランス社会の分裂の危機として捉えられている。特定の「集団」としてアルジェリア（マグレブ）移民の形成は、現在の状況から見れば自発的或いは社会的状況において自然発生的現象のように見られがちであるが、歴史的には第 1 次大戦中の植民地人の戦時労働力導入期からフランス当局（軍需省）の移民労働に対する統制・管理の政策から始まったといわれる。フランスは植民地出身の召集兵労働者を出身地別に各労働現場に配置し、更に決まった居住空間を提供して彼らをフランス人労働者から隔離してその統制下に置いた。特にマグレブ出身の労働者に対しては、イスラムの礼拝所・カフェモールなど仮の日常生活の場をフランス本国に設置して彼らを閉じ込めている。

筆者は、前稿「フランスにおける移民労働の形成」でフランスの移民労働形成の序論的展望を示したが⁽⁴⁾、本稿では 1920 年代から 1930 年代にかけてアルジェリア移民の政治化に着目して、特に首都パリにおける彼らの居住空間・生活・労働・政治活動を通じてフランス社会と移民の問題を歴史的に考察していく。1920 年代に形成されるアルジェリア人のコミュニティーは、彼らの政治化の動きを受けて一層パリ市当局からの統制・監視の下に置かれ、一定の生活空間と職場

に押し込まれるような状態に成りつつあった。アルジェリアでは、「青年アルジェリア人 Jeunes Algériens」に代表される少数のエリートによるフランス人との平等な権利を求め、同化政策を歓迎していた「改革派」が存在していた。さらに、「青年アルジェリア人」から分裂して、アミール・ハーリド (L'émir Khaled) の下に集まった改革派は、ムスリム身分を保持したままフランス市民権及び国会代表権を要求していたグループであったが、指導者ハーリドへの植民地当局の弾圧で弱体化した。フランスからの「独立」という急進的な分離主義の主張を最初に掲げ、アルジェリア・ナショナリズムの新しい発展を推進したのはメッサリー・ハーッジの主導する「北アフリカの星」Étoile nord-africaine で、パリで移民労働者を主体に結成された組織であった。「北アフリカの星」は、フランス共産党の「植民地間委員会」によりマグレブ系労働者を組織することを目的としていた。メッサリー・ハーッジの下で「北アフリカの星」は次第に共産党から独立した組織に成長し、着実にマグレブ移民労働者の中に根を下ろしていった。そして、1937年1月27日レオン・ブルムの人民戦線政府に「北アフリカの星」は解散命令を受けた後、同年3月11日最終的にアルジェリア人を中心としたマグレブ系労働者の最初の政党(アルジェリア人民党 le Parti du peuple algérien)に発展した。

小稿では、アルジェリア・ナショナリズムが、アルジェリアの地ではなくフランス本土パリで生成したことを重視し、ナショナリズムの意識がなぜフランスのアルジェリア移民労働者のなかで起こり浸透していったのかを考察して、現代のアルジェリア移民労働者のなかにアルジェリア・ナショナリズムという歴史的形成物がどのように意識化されたのか現代の移民問題の課題として提示したい。

I 「良き麦種 le bon grain」と「悪しき麦種 l'ivraie」の選別⁵⁾

(1) 第1次大戦中のアルジェリア人労働者の導入

聖書のマタイ伝13章の中でキリストが述べた譬え話から、人間は生来的に善人と悪人(毒麦 l'ivraie)に分けられているという通俗化した解釈を基に、移民を受入れるホスト国家が選別の主体となって移民の選別を行う傾向が今日のフランスにも見られる。このような選別や差別の傾向の起源は、第1次大戦中に非ヨーロッパ系の移民(中国人)や植民地人(インドシナ人・北アフリカ人)を労働力として軍需工場などに政府主導の下に導入した時と考えられる。1914年から1918年までに、225,000人の植民地出身の労働者がフランスに導入された。当時、彼らのことを「召集兵労働者 ouvriers militaires」と呼んだように植民地から本国に22万人以上の人々を「強制移住 exode forcé」させたことになる。フランスの18歳から50歳の男子就業年齢層の大半が大戦へ動員された(平時の820,000の兵員に加え、開戦時に2,887,000人を動員し、続く10ヶ月後2,740,000人をさらに動員した)こと⁶⁾、さらに総力戦の下で軍需品の大量生産が求められた工場では極端な労働力不足を補ううえにおいても植民地人の動員は必要不可欠となった。大戦前においては、植民地人の本国への移動は制限されていて、彼らが移動する場合は植民地当局、総督の許可・承認を必要とした。

しかし、この制限は撤廃され、大戦中の 1915 年 10 月 12 日までは、アルジェリア人労働者は自由に本国フランスに入国できた。その後、植民地での労働力不足から、特にアルジェリア人農業労働者の植民地への送還を求めるコロンの圧力などから植民地当局はアルジェリア人の本国への移住の制限を本国に要請した。さらに、本国は、大戦が長期化するという展望から、移民労働者を組織的に導入・配置する方針を立て、1916 年 1 月 1 日に軍需省管轄の「植民地労働者組織局 S.O.T.C.」を設立した。S.O.T.C. は「各省間労働委員会 C.I.M.O.」と連携して、植民地人労働者のリクルートと管理の権限を有していた。S.O.T.C. は国営の工場と民間企業への植民地労働者の割り当てを行い、さらに、民間の工場で働いていた植民地人の管理は企業主と連携して行った。1916 年 6 月 29 日政府通達によれば、政府機関がリクルートした全てのマグリブ人労働者は、マルセイユに設けられた収容施設に集められ、そこで検疫、職種の選別・指定を受けた⁷⁾。S.O.T.C. の指導に従い、こうして集められた一行は様々な行政集団に預けられ、そこで監督された。マグリブ人労働者は、各地区の行政機関が設けた宿泊施設と食事の提供も受け労働割り当て、労働現場での監督、宿泊・食事等の生活全般に至るまで行政の管理下に置かれていたことになる。以上のような移民労働への国家の直接的介入は、戦時中における国内への危険分子の侵入を防ぐこと、戦中の労使協調体制の中で官民の工場への競争原理を廃した安価な移民労働導入の調整を大義名分としていた。移民労働に関しては、当時の軍や行政官は「人種主義」的選別を行い、まず移民をヨーロッパ系移民と非ヨーロッパ系移民（植民地人）に分け、それぞれ担当の行政機関を設けていた。C.I.M.O. は、戦前から議会の軍事委員会において大きな影響力を持っていたグアドループ選出の急進社会党上院議員アンリ・ベランジェ（Henry Béranget）が委員長を務めていた。C.I.M.O. は、ベランジェがまとめた「原住民・植民地人・外国人労働の募集・雇用 le Recrutement et l'emploi de la main-d'oeuvre indigène, coloniale et étrangère」に関する報告（1916 年 4 月 20 日上院で採択）をもとに雇用条件と労働契約の規定を定めた。外国人労働局（le Service de la main-d'oeuvre étrangère, section 4 bis du Service ouvrier）は砲兵・軍需省補佐官の監督下に 1918 年 1 月 1 日まで存続し、続いてその後労働省の管轄化に移り、ベルトラン・ノガロ（Bertrand Nogaro）とヴィリアム・ウアリド（William Oualid）が指導していたが、彼らは専ら白人労働力を担当した。一方、S.O.T.C. は、1916 年 1 月 1 日まで軍需省の所管に有り、「労働者の《人種》別に応じたセクション（部）を設けて」いて、その後、陸軍省の管轄に移り、ルシアン・ヴェイユ（Lucien Weil）が指導した。労働者の《人種》に応じた部局の分割は、「募集の合理的組織」に動機づけられたとされる。ヨーロッパ人労働者（イタリア人・ギリシア人・ポルトガル人・スペイン人）については、彼らの出身国政府とフランス政府の交渉によってフランス人労働者と同賃金制を明示した契約書を有し、市民的規定に基づいて仕事に就けた。

アルジェリア人労働者が配置された地域においては、彼らが多数、労働現場に配置されたことも関係して各軍管区に情報特別局（Section spéciale de renseignements）が 1916 年 7 月 25 日に創設

され、その原住民問題部局 (bureau des affaires indigènes) が統制・監視に当たった。表において示されているように、アルジェリア人労働者の募集人数の正確な把握が為されており、軍の通訳が部局を担当し、警察・憲兵と協力して脱走者・反乱扇動者の狩り出しも行った⁹⁾。

アルジェリア人労働者は主として、国営の工場に雇われていた。その主な工場は、精錬工場、薬莖製造工場、大砲製造工場、兵器工場、航空機製造工場、冶金工場、化学製品製造工場、繊維工場などである。アルジェリア人労働者が資料1に示されているように民間の工場に配置された数は12975人のみであるのは、私企業主は、アルジェリア人の雇用に難色を示していたと言われる。ただし、アルジェリア人労働者を受入れた私企業は国家から移民労働者の食費手当を支給された。アルジェリア人労働者の賃金は渡航費用と特別手当200フランから250フランを加えて1日5フランとされていたが、この賃金体系に対し、アルジェリアのコロンの企業主の利害を害する(植民地での安い労働力が奪われる)として1日2フランに引き下げられた。しかし、アルジェリアでの募集時では1日2フランとして契約が交わされていたが、一旦フランスの地に着くと労働者は他の植民地人労働者と同様に1日5フランとされた。この措置は、1915年5月20日より砲兵・軍需省補佐官に任命された社会党のアルベール・トマ (Albert Thomas) の植民人労働者も同じくフランスの社会立法の恩恵に浴する権利があるという主張が受け入れられたためとされる¹⁰⁾。1日5フランという賃金は、植民地人にとっては高賃金であった。終戦直後、中華民国の「留仏勤工儉学」運動に参加し、中国共産党ヨーロッパ総支部の設立の際、パリ支部で中国共産党に入党した何長工は、ルノー自動車工場で働き、同地で中国人の労働運動を組織して活動していた。彼の回想録によれば、自動車工場では1日6フランの賃金を受けていて、パリでは1日3フランで過ごすことができたため在仏の他の同志を残りの賃金で支援していたと述べている¹¹⁾。資本主義中心地域での賃金はアルジェリア人のような植民地人にとっては破格の額であったことが窺える。アルジェリア人労働者の雇用期間は、原則として1年間であったが、戦争の長期化とともに契約が更新された。高賃金の支払いによって、アルジェリア人労働者はアルジェリアに残してきた家族の経済的支えとなった。

1917年にアルジェリアが凶作に見舞われたとき、食糧価格の高騰により多くのアルジェリア人は貧困に襲われていた。もし、フランス本土に動員されたアルジェリア人労働者の仕送りや家族手当が無かったならば、貧困はさらに拡大されたであろうと云われた¹²⁾。アルジェ

資料1. 第1次大戦中のアルジェリア人労働者の徴募 (1915～1918)

アルジェリア人労働者公式徴募数 (累積数)			
年	政府徴募労働者数	補助労働者数	合計
1915-1916	25837	12975	38212
1917年7月1日	40239	0	53214
1917年12月31日	56592	0	69567
1918年4月30日	66283	0	79258
1918年12月31日	79932	0	92907

【出典】 G. Meynier, L'Algérie révélée, Genève, 1981, p.412. に基づいて筆者が作成
注：補助労働者数とは、民間の工場に配置された労働者数を意味する

リアとフランス本国との経済的絆は、移民労働者を介して深まって行ったが、アルジェリアのコロンのような大地主や企業家とフランス本国の戦争経済をいかに調整していくかが課題となった。

(2) 「労働の戦士 le soldat du travail」として

20世紀の新しい労働者の社会環境の形成は、テーラー・システム（新しい産業体制）の下で、第1次大戦の銃後の産業組織から始まったとされる。大戦中の産業動員体制は、資本の組織・国家の組織を要請し、それに対応した新しい労働者の組織が求められた。大量生産体制は、多くの労働者を作業に従事させるため、合理的に労働者を組織していく必要に迫られた。このような戦時経済体制は、以後「組織経済 *économie organisée*」論の実践された模範として見なされ、労働者の組織は社会的転換の端緒となり、以後、合理的産業制度の中で労働者がいかに生き延びていくかという課題をも投げかけることにもなった。

第1次大戦は、1914年9月のマルヌの戦いで、ドイツの短期決戦の計画が挫折して、戦線は膠着状態となり、以後、戦争は長期化していく。4年間に亘って、大量の軍事的動員に伴い組織的産業動員が続いていく。産業動員体制は、「この戦時産業は、フランスに驚異的努力を要請することになったのであるが、フランスにとって正に真の変革の出発点となろう」⁽³⁾というアルベール・トマの言にあるように、産業に通常の労働者の他に動員された様々な社会層（女子・18歳以下の児童・外国人・植民地人など）からなる労働者を組織して労働現場に編成・配置して新しい産業体制を形成する端緒となった。軍人として動員された多くの熟練工に代わる労働者を補うという数の問題から、さらに職場における少ない熟練工による技術的低下をいかに解決することが緊急の課題となった。大戦前の労働力の構造と大戦期の構造は大きく変わっていたことが確認できる。「フランスでは、休戦協定締結直後、軍需工場は1,700,000人の労働者を雇用していた。その内訳は、召集兵労働者が497,000人、女子労働者が430,000人、市民労働者425,000人、18歳以下の児童労働者が133,000人、13,000人の傷痍軍人、108,000人の外国人労働者、61,000人の植民地人そして40,000人の戦争捕虜である」⁽⁴⁾。

テーラーやファヨールらが提唱した科学的管理は、主に未熟練労働者を組織し、合理的に配置して、生産性を高めるためのもので、20世紀の新産業である自動車産業に早くからアメリカ合州国で導入された（フォード自動車産業）。イギリス、フランスを初めとするヨーロッパの資本主義国の労働者は、テーラー・システムの職場への導入が一層の労働強化を労働者に強いるものとして強い抵抗を示し、システム導入に反対していた。この傾向は、大戦中の軍需工場において見られ、よく社会主義的労働者の間でストライキを呼び起こした。このようなフランス人労働者の抵抗の強いテーラー・システムを導入した軍需工場にアルジェリア人労働者は配置され⁽⁵⁾、彼らはいきなりヨーロッパに導入された新しい産業システムの現場に直面し、その下で労働させられることになった。

マグレブ系労働者と自動車産業の関係は長く続き、今なお1970年代のルノー、シトロエン、ミシュランといった工場での過酷な労働体験を語るマグレブ系労働者は多い⁶⁰。大戦中のテラー・システム（アメリカ式）の労働方式が採用された工場は労働動員されたフランス人には拒まれていたが、外国人・植民地人・中国人の労働者にとっては最も順応した職場となった。彼らのような未熟練労働者をシステム化された職場で長い期間職業訓練を行うことなく彼らを現場に配置させて長時間単純労働をさせることができたし、フランス人労働者が有していた労働権（ストライキ・賃上げ要求など）を行使することはないで工場主には歓迎された。

労使協調体制の下での戦時工場では賃金をめぐる闘争に関して強制的調停・和解制度が1917年1月17日の政令で出された。雇用主と労働者の各代表からなる調停委員会の前で労使双方の賃金をめぐる調停案が出され、労賃の改定等が決められた。この調停制度の意図は、産業（銃後）における平和を維持するためであり、労働者のストライキを抑制することであった。実際には、1916年にはストライキは314件、1917年には696件起こっていた。ストライキ参加者は、16年は41,409人、17年は293,810人であった。この賃上げ要求のストライキは、労使協調体制の戦時工場での莫大な利益の発生と物価上昇による現実賃金の著しい低下とのギャップから説明される。1917年初頭のパリ地域における賃金体系（国家相場）は、時給で熟練工が1フラン50、単能工（男子）1フラン、女子0.75フラン、16歳以下の女子0.35フランであった。移民労働者はフランス人労働者と同様に同職種・同労働・同賃金の原則の下で働くことが法的に保障されていた⁶¹。しかし、アルジェリア人労働者は、アルジェリアでの雇用契約に拘束されていて1日5フランという本国レベルの賃金としてはかなり低い賃金であったし、非ヨーロッパ系の労働者は、ほとんど単能工（ouvrier simple OS）として工場に配置されて、厳密な職階制を採用している工場では単能工の賃金は1日2フランとされた。以上のように、フランス人とアルジェリア人の賃金格差は著しいものであったし、S.O.T.C.はアルジェリア人労働者を初めとする植民地人労働者への労働能力への評価は大変低いものであった。当初から、植民地人労働者に対する「人種的」労働能力評価を用いて各職場に配置した。こうした植民地人に対する「人種的」労働能力評価は、マリウス・ムテ（Marius Moutet）のような社会主義者にあっても共有していた。彼は、社会党党首レオン・ブルムを首班とした1936年の人民線内閣の植民相を務めることになるのであるが、彼の非ヨーロッパ系の労働者に対する人種的偏見の片鱗を次の記事に覗かせている。「経済的問題。時間をかけて、勝手気ままに、未開人種の暢気さでもって働くことに慣れ、彼らにとって時間は重要ではないのだが、しかも一般的にはヨーロッパ人よりも体力的に劣る彼らからいかなる生産性的効率が得られようか？」⁶²このムテの記事の意図は、植民地人の労働力の導入には反対ではあるが、本国に彼らを連れてきて労働させるからには、彼らの教育を伴うものでなくてはならないとしている。彼らを生人間味（ユマニテ）をもって扱わねばならないとしているが、フランス人の植民地人に対する家父長

主義的意味合いが強い⁹⁹。

アルジェリア人に対する賃金差別の根底には、テーラー・システム導入による労働現場の構造の大きな変化があった。大戦中に、兵器産業に手を染めていたルノー工場では、戦前の労働者の雇用の構造と戦中・戦後のそれと大きな変化が見られた。ルノー工場における熟練労働と未熟練労働の構造的比率は、1914年1月1日に、前者（熟練労働）が63%であったのに対し、1918年以降46%に落ち込んでいた。このことは、工場におけるテーラー主義の浸透により労働現場の単純作業化（*déqualification*）の過程が進捗したことを示すものであり、一従来ならば熟練労働者によってこの職場においてこのような傾向は阻止されたであろうが一新しい労働カテゴリー、単能工（OS）の出現となり、高い労働価値を有した熟練労働と低い価値の未熟練労働との二極化を労働の世界にもたらしのである。ヨーロッパのような伝統的労働の世界においては、労働者は修業期間を経て未熟練労働者から熟練労働者に成長していく職場環境の中で生きていた。ルノー工場のような新産業では、熟練工と未熟練工（単能工）の関係は固定され、作業現場の労働価値と時間そして成果によって労働者に賃金が支払われることになる。植民地労働者・移民労働者の大半は、単能工として工場に導入され、単能工OSは移民労働者と同義語となったのである¹⁰⁰。単能工の数は、新産業の発展の中で、作業工程のさらなる細分化で増大することになる。単能工を単純労働に就かせ、効率的に生産性を高めるには、職場規律と監視体制を強化することも課題となった。ルノー工場では、一般の労働者に対しても厳しい規律と監視が課せられたという¹⁰¹。さらに、元来、フランスの労働文化に馴染みのない、労働現場においてフランス語によるコミュニケーションも困難な移民労働者に対し、既存の伝統的な職業訓練ではなく新しい職業教育体制がテーラー主義に則って確立していく。絶えず変化・再構成される作業工程、頻繁に行われる作業現場への人員の配置転換などに対応する新たな職業訓練と規律が確立していく。テーラー自身は、テーラー主義の職業訓練法は「最も粗野で規律を無視する人間を最良の労働者に変えることを可能にする」¹⁰²と述べている。その方法とは、人員も作業工程も絶えず変化する工場において「監視教育制度」と規律次元における「頭に叩き込む制度 *systeme d'inculcation*」である。テーラー主義的教育の実践は、戦時中の軍需工場においてアルジェリア人のような植民地人労働者がその実験材料となり、その教育現場となった観があった。この経験は、資本主義経済の最底辺に位置づけられ、監視と規律の下で働くイメージをアルジェリア人に植え付けた。戦後、テーラー・システムを採用した自動車工場で移民労働者として働くことになったアルジェリア人たちに対し、フランス人、ヨーロッパ人労働者は人種差別的偏見を抱いていたようだ。フランス労働総同盟 C.G.T. の報告では、「ヨーロッパ人は、彼らがたとえボルシェヴィキ（共産主義者）であっても、アラブ人を劣った人間、犯罪者、怠け者、粗雑な人間と見なしていた」¹⁰³とし、ヨーロッパ人側からのアラブ人に対する苦情を伝えている。1930年代のプロレタリア文学者のジャン・フレヴィル（Jean Fréville）の『煉瓦のパン *Pain de brique*』の中で、アラブ人

労働者とフランス人労働者の関係が描かれており、彼らのことを「krouia」と呼び、よそ者或いは一般労働者の敵として扱っていた⁹⁴⁾。

II 戦後のアルジェリア人移民労働者の流入とパリ市当局の対応

(1) 移民労働者—下層プロレタリア (le sous—prolétariat) の形成

第1次大戦終了時、大戦での死者は約1,500,000人、傷痍軍人は1,000,000人以上と見積もられ⁹⁵⁾、さらに戦後の食料不足や公衆衛生の不備などからスペイン風邪が猛威をふるい、多くの人々の命を奪った。フランスは戦後の人口構成の窪み (gouffre 20代から30代の青年層人口の欠落) を埋めるためにも (農村人口の激減 2,000,000人 1911年~1921年)⁹⁶⁾、そして北部工業地帯の戦争による破壊などからの戦後復興のための労働力確保から移民労働者を再び導入する必要に迫られた。

1920年から1931年の間、フランスは歴史上最も多くの外国人人口の増大を経験している。1921年に外国人の数は1,532,000人で、19世紀末に主流となっていたイタリア人などに加え新たにスペイン人、ポルトガル人とアフリカ人 (正確には植民地人・臣民 *sujet*) が加わった。

アルジェリア人を初めとするマグリブ系移民は、戦争終結後直ぐに契約により帰還したが、戦後再び上記の理由からフランス本土に労働移民として主に大都市周辺の工業地帯での労働力として要請された。アルジェリアからは主にカリビア地方出身者が多く占める移民労働者であって、彼らはフランス本土では農業労働よりも都市周辺の工業労働に就くことを選んだと云われる。雇用契約期間は短いもので6ヶ月、長くて4年であるが、当初男子の労働者が単身で、国に家族を残して本土に働きに来ていたが、戦後の移民労働の傾向の特徴は、移民労働者が契約期間を過ぎても本土に留まり定住する者が現れたことである (資料2参照)。さらに、戦前にも存在

資料2. アルジェリア人のフランス出入国 (1914~1949)

年	フランス 入国者数	アルジェリア 帰還者数	在仏者数
1914	7,444	6,000	+ 1,444
1915	20,092	4,970	+ 15,122
1916	30,755	9,044	+ 21,711
1917	34,985	18,849	+ 16,136
1918	23,340	20,480	+ 2,860
1919	5,568	17,497	-11,929
1920	21,684	17,380	+ 4,304
1921	17,259	17,538	-279
1922	44,466	26,289	+ 18,177
1923	58,586	36,990	+ 21,596
1924	71,028	57,467	+ 13,561
1925	24,753	36,328	-11,575
1926	48,677	35,102	+ 13,575
1927	21,472	36,073	-14,601
1928	39,726	25,008	+ 14,718
1929	42,948	42,227	+ 721
1930	40,630	43,877	-3,247
1931	20,847	32,950	-12,103
1932	14,950	14,485	+ 465
1933	16,684	15,083	+ 1,601
1934	12,013	15,354	-3,341
1935	13,915	12,195	+ 1,720
1936	27,200	11,222	+ 15,978
1937	46,562	25,622	+ 20,940
1938	34,019	36,063	-2,044
1939	24,419	32,674	-8,255
1940	13,974	27,824	-13,850
1941	3,082	3,517	-435
1942	13,773	2,524	+ 11,249(1)
1943	0	0	
1944	0	0	
1945	577(?)	?	?
1946	34,929(2)	?	?
1947	66,234	22,251	+ 43,983
1948	80,714	54,209	+ 26,505
1949	83,377	75,257	+ 8,120

【出典】 L.Muracciole, L'Emigration algérienne, Alger,1950, p.31. に基づいて筆者が作成

していたのだが、所謂正規のルートを通らずに闇ルートでフランス本土に入国して職に就く者がいたことである⁷⁷⁾。統計では、アフリカ人（植民地人・臣民）は、1911年に3,120人、1921年に37,600人、1926年に72,173人フランス本土に在住していた。実際には、闇ルートの移民を含めると多い移民の数が統計上示されたであろう。さらに、植民地省の移民人口調査を見ると、1924年フランス在住のアジア・アフリカ人は4,305人、1926年に5,377（インドシナ人2,670・黒人2,015・マダガスカル665）人である。マグレブ（主としてアルジェリア）人は約100,000人とし、この数値は移民の入国と帰還を考慮したものである。闇ルートが増えたことの現われとして、1926年5月にフランス企業家たちが、「移民全国協会 Société Générale d'Immigration」を結成したことである⁷⁸⁾。企業者間での外国人・植民地労働力の奪い合いを制限して、正規のルートを経た移民労働者を採用するためである。アルジェリア植民地とフランス本土との経済関係（経済的従属関係）は、大戦を境として大きな変化が現れた。アルジェリアはフランスを初めとするヨーロッパへの1次製品の供給地域として傾向が強まり、アルジェリア内においては、1次製品を供給するヨーロッパ人（フランスに帰化しない者）やコロンの大地主たちは経営強化のため土地の更なる吸収を行い、原住民から土地を奪い、或いは農業労働者として使役した。原住民のなかには、コロンの土地に分益小作人（khammès）として残った者もいた。アルジェリア社会は、コロンを中心としたヨーロッパ人の大土地所有者層と圧倒的数の農業労働者層・分益小作人層の二極化が進んでいった⁷⁹⁾。土地を奪われた農民（fellah）は、まずマグレブ植民地の都市周辺に集まって仕事と住居を求めた。第2次大戦後の1950年代、フランスの大都市周辺で貧しい移民たちが住みつけた地域のことをビドンヴィル（Bidonville）と云われたが、この言葉の起源は元々、1933年にモロッコのカサブランカ周辺に農村から追われた貧しい人々が住みつけた場所を指す言葉であった⁸⁰⁾。

初め、マグレブの農民（fellah）を中心とする貧困層は植民地の都市で職を求め、更に帝国首都や大都市を目指して職に就いていった。アルジェリアでは農民の貧窮化は甚だしく、土地収用等によって自らの小地片で暮せる農民は少ない⁸¹⁾。これらの農民が出稼ぎ労働者としてフランス本土に来たのである。フランスの工業労働者としては、その最下層のランクである単能工、鉱山業においては抗夫として企業の労働構成のなかで下級労働に組み込まれた。しかも、経済不況期には彼らは、最初に解雇の対象にされた。サントウシ（Santucci）は南仏の鉱山業における外国人労働者に関する研究において、ヨーロッパ系労働者については家族の呼び寄せ可能となる家族手当・住居までを企業が用意して彼らの企業への定着を図っていたが、一方、北アフリカ人の労働者は同じ仕事に6ヶ月或いは1年以上就くことはなかった。「北アフリカ人（アルジェリア人）は会社の中で最も定着しない非専門職のグループを形成していた。会社は彼らを余剰労働として使用して、経済不況時には最初に解雇するか、或いは再雇用しなかった」⁸²⁾として1920年代のアルジェリア人労働者の置かれていた状況を述べている。アルジェリア人労働者は戦後の経済動態に翻弄されながら、労働力

構成の中で最底辺の労働力に組み込まれた。アルジェリア植民地では、アルジェリア人労働者は原住民の地位にあり過酷な統制化(原住民法 code de l'indigénat)の下に置かれ、且つ社会の二極化(コロニ対原住民)のなかで、その圧倒的多数を占める被支配民族の貧困層の一極にあった。彼らはアルジェリアとフランス本土を移民労働者として絶えず行き来して、植民地とフランス本土における二重支配の下に置かれた。本土での労働、生活環境はアルジェリア人たちに疎外感を与え、やがて彼らがコミュニティを形成する過程で彼らのナショナル アイデンティティの意識を醸成させていく。

(2) 原住民 (indigénat) 特別行政制度の発足

1919年から1924年にかけてフランス政界の植民地ロビーとアクション・フランセーズのような議会外の右翼リーグは、フランス本土への植民地人の移民の流入を阻止すべくキャンペーンを展開していた。既に多数のアルジェリア人原住民は首都圏に流入しており、この現状に対してフランス本土における彼らの監視・統制が課題となった。このキャンペーンには、元アルジェリア行政官、退職した警察官、退役軍人、政治家、学者たちを動員してフランスの全国紙及び雑誌に移民対策の提案を書かせている。提案の趣旨としては、当時移民労働の拠点であった首都パリが直面していた移民問題解決の専門家としての特別な地位を彼らは要求していた。彼らは、アルジェリア社会においてアラブ問題(アラブの言語・文化・心性)の専門家として培った経験から移民政策を提案した。第1に、本国フランスにおいて人種主義的体系を通じて移民流入の阻止を図ること。第2に、フランスにおいて移民に対する保護・統制的機関を設立して「帝国の中心において(フランス)植民地的統制の枠組みを再び課すこと、そうすることによって原住民を本国の悪しき政治的・道徳的悪影響から分離し、保護することに役立つ」と主張している⁽³³⁾。1923年11月7日にパリで起こった「フォンダリ街殺人事件」⁽³⁴⁾を契機に、北アフリカ人がパリの治安を悪化させているという印象を当時のパリの人々に抱かせた。現実的移民対策の機関の設置をパリ市当局に求めるキャンペーンは保守的新聞(ル・フィガロ)を初め、フランス共産党の機関紙(ユマニテ)においても行われた。

「ルコント街」設置、即ちパリにおける北アフリカ人対策のもう1人の立役者にオクターブ・ドゥポン(Octave Depont)がいた。彼は、イスラム教の信心団体の研究やベルベル族の民俗学的研究など幾つかの学術的著作をのこしているが、当時の「植民地科学 science coloniale」の学派に属する学者ではなかった。彼は戦前から戦中にかけてアルジェ大学法学部長及び視学官の職についていた。ドゥポンはピエール・ゴダンの序文を載せ『アルジェリア百周年』を1928年に出版した。本書から、ドゥポン、ゴダンなどアルジェリア植民地で教育や行政に携わってきた植民地官僚の原住民政策の基調が明らかになっている。ドゥポンは、彼の民俗学的見地と実体験からかなる単純化した結論を引出している⁽³⁵⁾。

元来、植民地人の監視機構は第1次大戦中、陸軍省と植民地省に始めて設置されていた。1918年から1919年に植民地人がフランス本土から帰還すると、監視機構は直ちに解散した。しかし、1919年1月18日に開催されていたパリ講和会議において、植民地問題が議事日程に上ると、パリの政治的移民グループのインドシナ人が「アンナン人民の権利要求」を10月にパリ講和会議とフランス政府に送付し提示した。このインドシナ人の政治移民問題に対処するため直ぐに監視機構(Services des Renseignements politiques)が再建された。この組織は、後に1931年7月1日に「フランスにおける植民地原住民の革命行動監視及び鎮圧部」によって引継がれ、補完された。この組織の所属は国家公安部であったが、原住民兵士については参謀本部第3局が当たったとされる。北アフリカ原住民に対しては、2つの機構が設置された。1923年12月12日に植民地省管轄の「植民地原住民統制・扶助局(Service de contrôle et d'assistance en France aux indigènes des colonies C.A.I.)と1924年10月21日にセーヌ県(パリ市)管轄の「北アフリカ原住民監視・保護・扶助局 Service de surveillance, protection et assistance des indigènes nord-africain S.A.I.N.A.」である。これら両組織は、マルセイユ、ボルドー、ル・アーヴル、サンティチエンヌなど主要な移民受入れセンターの都市にも支局が置かれていた。特に、後者の組織 S.A.I.N.A. はパリ 17 区ルコント街(rue Lecomte)に本部が置かれて(北アフリカ人はルコント街と呼んでいた)、1人の監督官の下に33人のアラビア語に通じた特別警察班が組織されていた。S.A.I.N.A. は、当時のパリ市議会議員のピエール・ゴダン(Pierre Godin)、ブソンプ、マサールの3人によって提案された。提案者の筆頭、ゴダンは、アルジェリア生まれで、アルジェリア植民地の「混合村 commune mixte」(コロンと原住民から成る市町村)で1年間行政官を務めた経験があった。アルジェリア混合市町村では彼の行政官就任当時から原住民の反乱が頻発していたと云われる。アルジェリアでの反乱の防止は日常の秩序維持のための警察機構の不備から不十分で、反乱が勃発すると常に軍の出動を要請していた。この経験から、彼は警察機構の整備の重要性を主張していた。彼のプロジェクトは、「フォンダリ街殺人事件」に応える形で提出された。ルコント街のスタッフは、ゴダンの発意により主に北アフリカで勤務経験のある植民地行政官、兵士で、彼らは1931年までに40,000人の北アフリカ人に関する個人情報をファイル化し、このファイルを基に、犯罪の抑止(植民地と同様に暴力も辞さない取締)、そしてマグレブ人の政治組織「北アフリカの星 E.N.A.」への監視・スパイ潜入・組織壊滅のために役立てようとした。「北アフリカの星」は、ルコント街が他のフランスの移民が多く在住する都市にも支局を置いていることを認識していた。さらに、ルコント街は、フランス本土へ植民地の抑圧機構を移植した組織である、即ち植民地の「原住民法」の移植として捉えた。ゴダンが創設した警察組織「北アフリカ班」は従来の警察組織では昇進の見込みのない者たちからなる雑多なグループであり、情報収集に賄賂・恐喝・暴力行為を用いてパリ在住の原住民たちを取り締まった⁹⁸。1926年のフランス共産党機関紙『ユマニテ』では「13人の扇動者たち、アラビア語・カビ

リア語を話す原住民スパイは、パリ及び北アフリカ人のコロニーを駆け巡り移民を脅迫し、或いは甘い言葉で移民を密告者に仕立て上げている」⁹⁷⁾として組織を糾弾していた。

ピエール・ゴダンは「北アフリカ人たちがわが国の文明と社会に強い憧れを持ち、…そしてわが文明の最も真摯な、不変の支持者となる」ことを希望しているとして、北アフリカ人がフランス人と同じ平等の場に置かれることが可能であるとしている。彼の「植民地主義的家父長主義 paternalisme coloniale」は、他の「ルコント街」政策の協力者にも共有されていた意識ではあった。24年10月の「ルコント街」発足当初、監督官は、ジュロラミ (Gerolami) で、補佐官としてリビエール (Rivière) そして25人の職員からなり、実際の活動は1925年3月から始まった。監視・統制の機構の他に、扶助・保護の機構には、北アフリカ人のための住居・集会所・無料診療所・薬局 (薬の無料配布)・就職斡旋センターなどを設けて北アフリカ人の空間的取込 (encadrement) を図った。「ルコント街」の機構に掛かる費用は、パリ市の営業税への付加税 (50サンチーム) で賄い、さらにセーヌ県警察予算の中に補助分担金を当て、北アフリカ植民地政府からの助成金が入ってきた。以上の予算措置は、1925年7月21日法で決定された。1933年には、「ルコント街」の予算総額は4,000,000フランとなっていて、経済恐慌に見舞われていた当時としては巨額な予算と言える。しかし、徐々に北アフリカ人には「扶助・保護」より「監視・統制」の組織として見られるようになった⁹⁸⁾。

(3) パリ都市圏におけるアルジェリア人の民族的連帯と職業分布

「北アフリカの星」は、パリに組織の本部を置き、そこに権力を集中させ、パリ地区の支部を重要視していた。その理由として、何よりもアルジェリア人移民全体の50%がパリに集住し、特に多くのカビリア人労働者が集住していたことから彼らの政治組織化が「北アフリカの星」の課題となっていた。ミリオ (Milliot) は、1932年に発表した『パリのカビリア人』という論文で、「戦前には、パリのカビリア人の数は2,300人以下だった。彼らはパリ第5区のモーベール広場周辺に住んでいた」⁹⁹⁾とし、彼らだけが固まって住んでいたのではなく、他の住民と共に古い家屋で暮らしていた。ところが、戦後、北アフリカ人は居住範囲の拡大と人口の増加を経験し、セーヌ県だけで、約28,000人のアルジェリア人と5,000人のモロッコ人を数えた。「ルコント街」の人口調査によれば、アルジェリア人は、主にパリ市内では、15区、18区、19区、そして20区に住んでいた。つまり、ブローニュ、クリッシー、サン＝ドゥニ、オーベルヴィリエである。アルジェリア人中でカビリア系住民はモンルーユに住み、アルジェリアのフォール＝ナショナル出身者は、ピランクールとピトーに住んでいたという詳細な報告をしている¹⁰⁰⁾。戦前戦中にかけて1920年代までのアルジェリア人の集住と彼らの職種についての調査は上記の「ルコント街」の報告等によるものである。パリとパリ地域にアルジェリア人は1921年に34,661人、1924年に40,000人、1931年から1932年に65,000人、1933年に56,000人、1934年に45,000人、1936年に32,000人、1937年に28,000人、1939年に24,000人とされる。大戦中、彼らの集住は、パリの3つの主要

な区域に及んでいた。パリの5区、12区、13区、17区、18区、19区そして20区である。近いパリ郊外では、ピランクール、ルヴァロワ、ピュトー、クリッシー、オーベルヴィリエで、遠い郊外ではクールブヴォワ、コロンプ、ジェヌヴィリエそしてサン・ドゥニである。彼らは、それぞれ工場などがある地域に合わせてその居住地を定めていた⁽⁴⁰⁾。1919年以降においては、アルジェリア人の中で職業上の昇進等で社会的上昇を遂げた者或いは工場労働者から商人など職業の変更などによって居住地域を変えた人々もいた。当時貧しい人々が多く居住していたとされるラ・シャペル、ラ・グトドール、ラ・ヴィレットから、パリ中心部のバステューユ、カルティエ・ラタン、ラ・プラス・モペールそしてリヨン駅、北駅、東駅などの周辺に移り住んだ人々である。1919年に多くのアルジェリア人は一旦アルジェリアに帰還したが、戦前から彼らが集まっていた主に原住民出身者が経営していたカフェやホテル（簡易宿泊施設）などが1920年代のパリでの彼らの受け入れ拠点となっていた。モリゾ(Morizot)によれば、「パリでは、この100年の間、このような施設(カフェ・ホテルなど)の所有はオーヴェルニュ、リムーザン、ルウェルグ出身者の人々、つづいて、アルジェリアのムスリムに、彼らの大多数はカピリア地方出身者であるが、そしてアルジェリアのユダヤ人の手に移っていった」⁽⁴¹⁾としている。これらのカフェやホテルは、同郷人の情報交換の場でもあり、施設の主人は同郷人を厚遇し、あるときは彼らに金銭を貸したりもしていたという。1920年以降、パリの新しい地区にも彼らは住むようになったとされる（ウルク運河・フランドル街・イタリア広場・グルネル・メヌ通・ガール大通り・グラシエールとアレジア街）⁽⁴²⁾。

パリ地域においては、大多数のアルジェリア人は、金属加工業に雇われていて、その業種は自動車・精錬業・蓄電池製造である。これらの新興産業は、1927年に、1,530,000人の労働者（全労働者数の12%）のうち185,300人の外国人労働者を雇用していた。その内訳は、モーコ(Mauco)⁽⁴³⁾によると、「アフリカ人」が25,000人、34,700人のベルギー人そして47,200人のイタリア人としている。化学工業には、セーヌ県では、56,000人の労働者のうち9,500人の外国人が雇われていた。これらの産業においては北アフリカ人がトップランクで、イタリア人とスペイン人がそれに続いた。パリ市のみで、化学工業で働いていた北アフリカ人は650人とされ、ラジェ(Rager)によれば、金属工業につぐ人数とされる⁽⁴⁴⁾。

Ⅲ コミンテルンと植民地問題 — フランス共産党とアルジェリア植民地

「北アフリカの星」は、1926年6月にフランス共産党の「植民地間同盟 L'Union intercolonial」の下部組織として結成された。1926年の「北アフリカの星」の結成は、フランス共産党の植民地問題への取組みと方針が1920年から1925年にかけて第3インターナショナル（コムンテルン）のテーゼを受け大きな転換を図った時期と一致する。とりわけ、フランス共産党は、コムンテルンの植民地解放闘争の方針を受け自国の植民地アルジェリアへの選挙運動等により政治的浸透を図

り、且つアルジェリア原住民への植民地解放の呼びかけ、農民及び都市の労働者層への支持拡大に努めていた。しかし、コミンテルンへの加入条件（21条からなる）の中で、フランス共産党にとって重い義務となったのは、第4条と第8条であった。前者の第4条に「共産主義思想をひろめるという責務には、軍隊内でねばりづよい、系統的な宣伝をおこなうことがとくに必要だということがふくまれている。この扇動が例外法によって禁止されているところでは、それは非合法におこなわなければならない。こういう活動を拒否することは、革命的責務を裏切るに等しく、第3インターナショナルへの所属とあいられないであろう」。⁶⁶ フランス軍隊内での反軍活動に対し厳罰が課せられ、実際にこの義務を忠実に果たした党員の多くは投獄されていた。フランスのルール占領などヨーロッパに投入され軍はフランスの植民地部隊であった。植民地人の反乱鎮圧に当たった軍も同じ植民地軍であった。後者の第8条は、レーニンが「第3インターナショナルの任務」で述べていた次の言の反映であろう。「口先だけで、帝国主義を非難し、実際には植民地解放のために革命闘争を展開しない者たちを容赦することはないであろう」。⁶⁷ このような厳しい非難は、レーニンが植民地及び被抑圧民族の解放をコミンテルンの最重要な任務としていたからだ。第8条には「植民地におけるあらゆる解放運動を口先でなく実際に支持し、これら植民地からの自国の帝国主義者の追放を要求し、自国の労働者の心のうちに、植民地や被抑圧民族の勤労住民にたいする真に兄弟のような感情をそだて、自国の軍隊内で、植民地民族のあらゆる抑圧に反対して系統的な扇動をおこなう義務がある」⁶⁸としている。この第8条には「帝国主義者の植民地からの排除」と「自国の労働者と植民地の従属民との連帯」が明確に言及されていた。しかし、統一社会党トゥール大会（1920年12月末開催）以後、コミンテルン支持に回り、フランス共産党を結成した人々の中には、まだ戦前から受け継がれた旧統一社会党の植民地問題に対する意識を持っている人々が多くいた。フランス共産党内に、「フランスの文明的使命 *mission civilisatrice de la France*」の理念のもとに、フランスの植民地の放棄を明確に打ち出していないグループがフランス本土にも植民地にもいた。また、フランス共産党員や支持者の労働者の中には、植民地人に対して人種差別的態度をとる者さえいた。アルジェリアにおいては、1921年4月22日に「シディ＝ベル＝アッベス動議 *la motion de Sidi-Bel-Abbès*」が出された。「我が植民地においてあらゆる解放運動を支援する最良の方法は、第3インターナショナル加入条件第8条で明記されているように植民地を放棄するのではなく、そこにとどまって、組合運動、共産主義を支持するプロパガンダを展開することである。それは、フランスで共産主義が勝利した暁に、北アフリカにおいて共産主義の確立を容易となるように全国において精神的状態および社会的基盤をつくりあげるためである」⁶⁹とし、ここで明らかに「第8条」の拒否をフランス共産党のシディ＝ベル＝アッベスの連盟は打ち出したのである。1921年から1922年にかけてアルジェリアのフランス共産党の各連盟においても「民族問題」についての議論が活発におこっていた。「植民地化は社会主義到来の不可欠の条件である」⁷⁰というロラン(Laurens)

の論評がアルジェリアのフランス共産党の機関誌『*La lutte social*』に掲載された。この論評は、明らかなフランスの植民地化容認論である。「シディ＝ベル＝アッベス動議」が出されたアルジェリアのオラン県の連盟は、党が労働者に最も大きな影響力を行使していた地区であった。シディ＝ベル＝アッベスの労働者は、選挙時にはアルジェリアの全選挙区の3分の1の得票率にあたる票を共産党に与えていたとされ、シディ＝ベル＝アッベスはアルジェリアの「赤のメッカ *la Mecque rouge*」⁶¹と呼ばれた所以である。この動議に示された第8条への拒否の態度、或いは植民地解放を党の2次的課題とする傾向は他の共産党の弱小の地区においても同様であった。ただ、シディ＝ベル＝アッベスの動議が、「事件」としてコミンテルンの大会で取り上げられたのは、アルジェリアのなかでも党の影響力が最大の地区であり、フランス本土を始めアルジェリアのフランス共産党の指導部が第8条の義務に対し「口先だけ *en parole*」という態度とっていたこと、或いは沈黙していたことを重大視したためである。コミンテルン第4回大会において、「フランス問題についての政治的決議」が出され、「本大会は、その植民地奴隷にたいするフランス資本の帝国主義的支配を実質上支持しながら、えせマルクス主義的言辞をもって純奴隷主的見地を隠蔽しているシディ・ベル・アッベス（アルジェリア）共産党支部の立場をきびしく非難する。植民地における活動は、このような資本主義的および民族主義的偏見に骨の髄まで汚染された分子に依拠すべきではなく、現地民自身のなかのすぐれた分子、なによりも現地のプロレタリア労働者に依拠すべきである」⁶²としたうえで、アルジェリア党の社会改良主義的分子（旧社会党）の一扫と特に注目すべきは、「現地民」による党「再生」を呼びかけている点である。アルジェリアのフランス共産党は、元来統一社会党の一部の人々（アジュロンは、アルジェリアで第3インター加入を支持した人数は1,000人としている）、左翼のヨーロッパ人、労働者、勤労者によって結成され、彼らは植民地問題については自由主義的観念から超えることはなく、所謂「プチ・ブラン *petits blancs*」の植民地主義的偏見をもった「進歩派」であった。コミンテルン第4回大会におけるフランス共産党への批判をうけて、15条項からなる「フランス共産党の活動・行動綱領」⁶³が発表され、コミンテルンによれば、特に9条は、フランス党の植民地人民に対する果たすべき義務として提示された。「植民地人の自治と独立の権利を全面的に擁護すること」の義務とさらに「中央委員会のもとに植民地における党活動のための専門機関設置」の提案がなされた。1922年5月25日の『*L'Humanité*』誌の論説でグエン・アイ・クワック（Nguyen Ai Quoc、ホー・チ・ミン *Ho Chi Minh* の仮名）は「党は純粋に感情的表現の状態から明確に定義された行動綱領の段階には至っていない、有効で実践的政策については云うに及ばず」⁶⁴とし、党の植民地問題への無関心さを非難していた。党内で植民地問題への取り組みは、下部の党員の中から、そしてフランス在住の植民地出身（原住民）の党員のイニシアティブで起こってきた。1922年8月に、「植民地研究委員会 *Comité d'études coloniales*」が党内で発足し、フランス共産党指導者のなかで唯一ヴァイアン＝クチュリエ（*Vaillant-Couturier*）が

支援した。以上のような下から取組みやコミンテルンのフランス共産党への非難と要請を受けて、1923年9月から10月にかけてパリにおいて「中央植民地委員会 la commission coloniale centrale」が設立され、活動を始めることになるが、その役割は極めて地味なものであった。委員会は、党指導部に植民地問題を扱う記事及びコラムを機関誌『L'Humanité』と会報『Bulletin communiste』に掲載することを要請したことであった。

コミンテルンの「シディ＝ベル＝アッベス動議」非難の影響はアルジェリアのフランス共産党員に影響を及ぼし、1922年9月にフランス共産党連盟間の大会、1923年1月14日のアルジェの連盟大会のそれぞれにおいてコミンテルンの要請に沿った反植民地闘争案は採択された。実際のアルジェリアの党の活動は、原住民向けとヨーロッパ出身のプロレタリアート向けに分けて行われていた。例えば、選挙においては、党は労働者・農民ブロックの候補者を立て、アルジェリアの植民地の状況に対する配慮は全くなかった。

1924年に、パリの「中央植民地委員会」は定期的活動の中で、「原住民法 code de l'indigénat」の廃止に基づいた要求綱領を定めた。委員会は1924年のパリでの総選挙にアルジェリア人でフランスに帰化していた党員ハーッジ・アリ・アブド・エル・カデール (Hadj Ali Abd el-Kader) を候補に立てることを党指導部に提案した。ハーッジ候補は選挙で4,000票を獲得して、彼の候補選出はパリの移民労働者に大きな反響を及ぼしたといわれる。アルジェリアでは、委員会が定めた原住民法廃止の要求項目がとりわけ「青年アルジェリア人」の人々に重要な反響を及ぼした。1924年には、原住民法廃止の党のキャンペーンは徐々に高まっていき、フランス共産党の第6回全国大会では「アルジェリア問題」が討議された。そして、そこから合言葉として、次の2つが採択された。《原住民法廃止と議会へ原住民の代表を送れ》⁶⁵⁾である。

これらの要求は「青年アルジェリア人」の要求でもあった。亡命中の「青年アルジェリア人」のカリスマ的指導者のエミール・ハーリド (l'émir Khaled) の出席をもって、党はパリで大集会を組織していた。ブルジョワ民族主義者の代表者ハーリドを加えて、植民地解放キャンペーンをパリで党が展開していたのは、コミンテルンが第1次国共合作に見られたような「中国方式」を各国共産党に要請していたためである⁶⁶⁾。

マヌイルスキーは、1922年10月にコミンテルンの代表としてフランス共産党のリヨン大会に派遣されていたが、第5回コミンテルン大会(1924年6月から7月)で、「民族・植民地問題」の報告の中でフランス共産党の反植民地活動の取組みを極めて優柔不断であるとして批判した。ただし、マヌイルスキーは、フランス共産党内で「民族解放運動」の取組み及び活動の矛盾については強く糾弾することはなく、新たな民族解放闘争の方針を示唆していた⁶⁷⁾。1924年以来、ソビエト政権を掌握し、コミンテルンの政策に直接影響を及ぼしていたスターリンは、労働者、農民そしてプチ・ブルジョワジーを同盟させた革命的・民族政党のモデルを新たに提案していた。第5回大

会でのマヌイルスキー報告で注目すべきは、中国の国民党、インドネシアのサレカット・イスラムそしてそれから分裂したラジカット・イスラムを「反帝国主義闘争の綱領を持った労働者・農民政党」として定義づけていた。1925年12月に、コミンテルンを代表するハンガリー人エルネストは、フランス共産党に「中国で我々が成功をもって為したように、原住民分子を入れた、民族政党を北アフリカで創設しなければならない」と説明したとされる⁶⁸。

第5回コミンテルン大会でのフランス党への要求の意味は、1925年1月2日の『*Cahiers du bolchevisme*』誌で「El Djazairi (l'Algérien)」というペンネームの論文において明確に示された。論題は「共産党と植民地問題」で、この論文の趣旨は大きく2つに分かれていた。1つは、植民地解放闘争の状況分析と取組みで、もう1つがフランス共産党の任務である。「帝国主義のくびきから植民地人民大衆を解放するためヨーロッパにおける共産主義革命を待たねばならないと考えるのは誤りである」⁶⁹この文言は、シディ＝ベル＝アッベス動議の批判である。そして「植民地人民の運動は民族運動であることを認め、この民族主義はけてドード、ミルランなどの一派の反動的性格のものでないことを忘れてはならない」とした⁶⁹。エミール・ハーリドのブルジョワ民族主義とのフランス共産党の提携を確認して、労働者・農民それからブルジョワ民族主義者の同盟もとの植民地解放闘争を促していた。次にフランス共産党の任務については、「第4回世界大会以後でさえ、フランス党は、まだ旧社会党のイデオロギーに毒されており植民地問題に消極的態度を保持していた」とフランス共産党に対する再度の批判をしたうえで、「植民地独立の最大限の要求を準備しつつ、共産党は原住民の政治的・経済的要求を支持するためのアジテーションを展開しなければならない」としている。さらに、「党は、フランスと植民地においてプロレタリアートの共産主義教育を遂行しなければならない」として原住民の教育を通じて党への取込を示唆している。フランス共産党の原住民への宣教活動は、メッサーリ・ハーッジの『メモワール』を見る限りパリでは成果をあげていることが窺える。

1925年には、アルジェリアのフランス共産党は、コミンテルンの要請を受けて重大な変化を経験した。

アルジェリア地方大会（3つの連盟が合同した）で、1. 植民地問題 2. アルジェリア原住民と農民問題（アルジェリア農業綱領案の準備） 3. 市議会選挙 4. 地方組織 5. 党出版物 の以上の議題が掲げられた。地方大会で協議され、改革綱領が提出されたが、その中で最も革新的綱領は農業綱領であった。綱領は、小土地所有者への保護を見積もっていた。直接要求綱領では、同一労働同一賃金、一律最低賃金、一日8時間労働そして農業労働者生活条件改善のための要求（住居・保健衛生・学校・年金・週休）が含まれていた。この1925年に発表されたこの農業改革綱領は、アルジェリア史上最初のものであるとされる⁶⁹。そして、3番目の市議会選挙における党の方針は、原住民の候補者リストを掲げたことである。労農ブロックは、1925年のアルジェにおいて2つの

原住民候補者リストを選挙に提出していた。このときの選挙での労農ブロックの主要な要求項目は原住民法の廃止とアルジェリアから追放されていたエミール・ハーリドの帰還要求であった。ハーリドは、労農ブロックの候補者リストの筆頭に掲げられていた。このときの原住民リストには次のような顔ぶれが含まれていた。ハーリド、ベン・レハル (Ben Lekhal フランス本土のアルジェリア人共産党活動家、後に E.N.A. 設立に加わる)、マドゥ・アブド・エル＝カデル (Maddou Abdel-Kader 共産党機関誌 *L'Ikdam* の所長)、ライス・モラド (Rais Morad 弁護士)、ユフィ・ハミダ (Youfi Hamida アルジェリア友愛会書記長)、ハーッジ・フェルシュク・アマラ (Hadji Ferchouk Amara 鉄道員)、デスピチ・ジュール (Despitit Jules 機械工)、ブリュ・ガストン (Bru Gaston 板金工)、シファウイ・アーメド (Sifaoui Ahmed 鉄道員)、ドゥアディ・ラダール (Douadi Lakdar 弁護士)、ベン・アリ・メジアン (Ben Ali Mezian 建具師) この選挙候補リストは、フランス共産党とブルジョワ民族主義者の「青年アルジェリア人」連合を象徴するものであった。この選挙戦はアルジェリアのフランス共産党の転換点を画した。フランス共産党が選挙キャンペーンで掲げた原住民法廃止の議論はアルジェリア全土で行われたと云われる。植民地主義の新聞は、フランス共産党と「青年アルジェリア人」の共闘を激しく非難して、特にハーリドへの個人攻撃は激しさを増していたとされる。ハーリドは当選したが、議会の席につくことはなく亡命したままであった。この選挙キャンペーンで、フランス共産党が原住民をリストに加えたことでヨーロッパ人社会に、或いは大多数がヨーロッパ人で占める党員のフランス共産党の影響に打撃を与えたことはなかった。ヨーロッパ人 (社会) は、フランス共産党の選挙連合を左翼連合の先を行ったものと解釈していたとされる。アルジェの選挙結果は、得票総数 18,414 票のうち、労農ブロックが得た票は 3,674 票で第 3 位の得票数で、左翼連合は 2,796 票第 4 位で最下位であった。ただし、この選挙戦でフランス共産党の合言葉「権利の平等」は、原住民にとってはその曖昧性は明らかであった。ヨーロッパ人と原住民の権利の平等は、反植民地主義的主張であるが、同時に同化の意志の表明として解釈可能であった。原住民がヨーロッパ人と分離する権利 (自治・独立) は明確には表明されていなかった⁶⁰⁾。

1920年にモロッコのリーフ地方でアブド・アルカリームの指揮下で反乱が起こり、リーフ戦争として拡大していた。当初、スペイン領モロッコにおける局地的戦争であったが、1921年7月21日アンワールでスペイン軍が大敗を期したあと、スペイン軍はリーフ地方の後背地を維持することを断念し、テトゥワンまで撤退した。1925年春には、リーフ軍はフランス領モロッコの拠点を攻撃した。このような事態をうけフランスのペタン元帥はスペイン・フランス軍の共同作戦でリーフ軍に反撃を加えることを行った。リーフ戦争を戦っていたアブド・カリームへの共感アルジェリアの原住民の間においても強く、こうしたフランス軍のリーフ戦争への介入に強く反対していた。1925年に、フランス共産党は、アルジェリアとフランス本土で反リーフ戦争反対キャンペーンを展開していた。各地域の植民地委員会の組織は「中央植民地委員会」を動かし、特に北アフリ

カ移民の間に反リーフ戦争キャンペーンは深く浸透していた。このような事態を受け、共産党指導部は、「中央植民地委員会」のメンバーにドリオ（Doriot）⁶³、エルクレ（Hercllet）、セロール（Célor）を指名し、反植民地闘争の強化をはかった。アルジェリアでのフランス共産党の反リーフ戦争キャンペーンはアルジェリア当局によって厳しく鎮圧された。しかし、このアルジェリア当局の厳しい抑圧を契機に、1926年には各地域のフランス共産党大会において「植民地問題」の討議が「民族独立問題」への討議に拡大していった。「部分的要求はいかなる状況においても我々が闘い取ろうとしている最終目的、即ちアルジェリアの独立を隠蔽してはならない」という決議が採択された。アルジェリアのフランス共産党が、シディ＝ベル＝アッベスの動議から、2年以上経って大きな転換を遂げたことは大会決議等を検討すると確認できる。しかし、アルジェリアのフランス共産党の指導者にルネ・カザラ（René Cazala）のような忠実にコミンテルンの路線を守り、反植民地闘争を実際に行っていた黨員⁶⁴がガロ（Garau）に代わりアルジェリア地区の党書記局（指導部）に入ったのは1928年からである。

アルジェリア社会におけるフランス共産党の浸透は極めて偏りがあった。アルジェリアの黨員構成は、80～90%がフランス人（フランス国籍を有するもの）によって占められていた。かれらの職業構成は、労働者で鉄道員がほぼ大半をしめていた。当時の原住民の90%が農民であったことを考慮すると、鉄道員が都市の労働者でしかもヨーロッパ人であることから「植民地共産主義 *communisme colonial*」の限界を示している⁶⁵。1920年代にフランス共産党が植民地問題（反植民地闘争）を政治問題として前面に取り上げたのはフランス政治史上最初であり、植民地を含めフランス本土においても国民の大半が無関心であった問題と呼び覚ます契機となったことは否めない。ただし、フランス共産党が植民地における直接的民主的要求項目の実現と植民地解放（植民地独立）をどのように結びつけるかという課題は残ったままであった。アルジェリアにおいては、フランス共産党の活動領域は、都市が中心であったため、原住民大衆との接触は限られたものであり、当局の反植民地活動に対する弾圧はフランス本土以上に厳しいことから、実際の反植民地闘争の舞台は首都パリに移されることになる。「北アフリカの星」は、アルジェリアを中心としたマグレブ原住民で構成された組織であり、「アルジェリア人民党 *Le parti du peuple algérien*」は、パリで結成された最初のアルジェリア人の政党であって、その政党がフランス本土からアルジェリアに移植されるのである。植民地解放運動が本土から植民地に移植され、展開され、本土において植民地解放理念と実践が洗練され再びアルジェリアで展開するという植民地解放運動のパラドックスを解明することが課題となる。

IV 「北アフリカの星」の結成とアルジェリア移民労働者の政治化

(1) フランス共産党の影響の下に

「北アフリカの星」がフランス共産党のフランスのマグレブ人労働者の組織化のために「植民地

間同盟」の下部機関として発足したことは、明らかである。一時、メサーリ・ハーッジの『メモアール』が1982年に出版され⁶⁶⁾、メサーリの「北アフリカ」創設に関する問題について『メモアール』では沈黙され、或いは彼が創設したと誤読されたことから、「北アフリカの星」については、組織の趣旨、創設の年、及びその構成員についても不明な点が多かった。メサーリがこの『メモアール』を書いたころは、まだ「民族解放戦 F.L.N.」との政治的対立は続いており、パリに留まって彼のアルジェリア独立運動についての主張を展開していた時期でもあった。この組織の不明な部分は、1987年に「北アフリカの星とアルジェリア民族運動」というテーマでシンポジウムがパリで開催され、アジュロン (Charles-Robert Ageron) とブゲサ (Kamel Bouguessa) の報告で「北アフリカの星」の創設をめぐる問題は決着がついたと思われる⁶⁷⁾。筆者も「北アフリカの星」の共産党起源説の立場をとっているが、本稿では敢えてメサーリの「北アフリカの星」としたのは、彼がフランス共産党との絆を保ちつつ何故彼の「北アフリカの星」を「創設」したのかを本稿で問いたかったからである。

第5回コミンテルン大会の「民族・植民地問題」の報告が起源となって、「原住民分子を入れた民族政党的創設」の要請から、フランス共産党は労働総同盟から分かれた統一労働総同盟 (C.G.T.U.) を基盤とした組合活動の場と「中央植民地委員会」のセクション「植民地間同盟」の政治組織の場という二重の領域でフランスに在住するマグレブ人労働者の組織化を開始したのが1926年である。フランス共産党は、それぞれアルジェリア人の組合員と党員が中心となって「北アフリカの星」を設立させたが、当初からこの組織をアルジェリア原住民の政党に発展させる意図はなかった。アルジェリア人労働者をフランス共産党に取り込む機構を通じて組織を考えていた。コミンテルンは「党」を通じて市民社会のあらゆる組織（企業・労働組合・農民運動・青年・婦人組織等）などの上に立ち、それらを支配し、所謂「伝動ベルト」として「市民社会」を指導していた時期にあっていた。「北アフリカの星」創設時、その主要な役割を担っていたのが、シャビラ (Chabila)、アイト (Ait)、メヌアール (Menouar)、ベルグール (Belghoul ハーリドとの個人的関係から1924年に講演会を組織) は、C.G.T.U. の植民地委員会の常任秘書であった。サイドウン (Saidoun)、ハーッジ・アリ (Hadj Ali)、ブシュファ (Bouchefa)、ベン・レハル (Ben Lekhal マイイツの英雄、ルール占領時に反軍扇動で投獄される) は、フランス共産党員である。ハーッジ・アリが初代の「北アフリカの星」の総裁 (président) となり、コミンテルン第5回大会後、フランス共産党の指導委員会のメンバーとなった。エミール・ハーリドは名誉総裁として「北アフリカの星」にその名を残していた。フランス人党員は、「中央植民地委員会」に所属して「北アフリカの星」をコントロールすることになる。委員会のメンバーには、ヴァイアン＝クチュリエ、セロール、ジュベール、ロズレイ、そしてとりわけ重要なメンバーはドリオであった。そして、弁護士で党員でもあるベルトン (Berthon) は、後に半市民であるアルジェリア人のパリでの訴訟で弁護を担当することになる。「北アフリカの星」の創設まで、ベルトンの自宅で創設会議を開いていたとされる。元「北アフリカの

星」の活動家ブマザ・アラウア (Boumaza Allaoua) は、1924年7月14日、メッサーリ・ハーッジが、エミール・ハーリドに敬意を表して、パリの多くの北アフリカ人を組織して宴会を組織している時期にフランス共産党員のハーッジ・アリと出会って、ハーッジ・アリがメッサーリにフランス共産党への支持 (入党?) を勧めたという。ハーッジ・アリは「北アフリカの星」結成のためあらゆるエネルギーを結集する必要があるとしてパリのレストランで集会をしていた。集会を重ねたのち、組織創設に至って、1925年12月、ハーッジ・アリが組織の名称を「北アフリカの星」と命名したとされる。1926年6月23日と26日にパリの労働組合会館で総会を開催したときに、「北アフリカの星」の創設が発表された⁶⁸⁾。

一方、労働組合の場においては、C.G.T.U. が、移民労働者の組織の任に当たっていた。C.G.T.U. は、1922年にC.G.T. から分裂して共産党系組合組織として独立した組合活動を展開していたが、第5回コミンテルンの決議から、移民労働者のための権利要求及び擁護を大会の議題として提出していた。C.G.T.U. の第3回大会 (1925年) 決議は、民族的出自・言語・慣習の違いはあるが、「労働者にとって祖国はない。フランスには外国人労働者はいない。同じ国に労働者が存在するのみ：プロレタリアートである。資本主義が、言語そして搾取の違いを作り上げたのである。C.G.T.U. はそれらの違いを消滅させるために闘っている」⁶⁹⁾としている。C.G.T.U. は、フランスにおいてアルジェリア人労働者の組織化の中心的場であったはずだが、実際は下部の組合員の移民労働者に対する愛国的反響やときに人種差別的な反響を示すこともあった。先に取り上げたジャン・フレヴィルの『煉瓦のパン』の工場内の場面で登場するアラブ人は無名の労働者で同じ工場働くフランス人たちは彼らのことを「sidi」、「krouia」と呼んでいたことを想起すれば理解できる。C.G.T.U. の指導部やアルジェリア人ハーッジ・アリやメヌアルらは下部の組合員の反移民労働者的態度を批判していた。1924年の『*Le Paria*』誌でハーッジ・アリは「今後、原住民の解放はアルジェリア人自身の働きとなるだろう」と、そして、加えて「アルジェリアのブルジョワジーが昏睡状態のままであるあいだ、ヨーロッパの資本主義が工業の中心地に投げ込んだアルジェリア人労働者大衆は工場の地獄の中で彼らの階級教育を実践するのだ」⁷⁰⁾としてアルジェリア人労働者の独立した闘争を示唆していると同時に、労働現場即ちC.G.T.U. の活動現場がアルジェリア人労働者の政治化の主要なセンターとして重視している。また、アルジェリア人がフランス本土に最初に降り立つ地マルセイユは、アルジェリア人の港湾労働者や船員がC.G.T.U. の組合員との接触によって重要な中継地点となっていた。フランス共産党とC.G.T.U. は、1920年代を通じてマルセイユの港湾労働者への働きかけを行い、例えばリーフ戦争の際には戦争反対の政治ストライキを移民労働者に呼びかけた。マルセイユの港湾労働者のC.G.T.U. の書記ノエル・シアヴァルディーニは「港湾労働者たちはまるでたった一人の人間のように反応する」⁷¹⁾と記している。1927年にマルセイユの国際船員クラブが創られたが、一時滞在するすべての植民地人船員の出会いの場であった。このクラブ

も C.G.T.U. の反植民主義のプロパガンダの重要な場であった。「フランス・アフリカ l'Afrique française」の会報によれば、「マルセイユ《人足の都 Capital de Nervis》は：共産主義者の魚の一大輸出港である」と指摘していた⁷⁰。この会報で述べられている意味は、マルセイユを拠点として、北アフリカ、シリアなどの原住民に共産主義の革命・解放思想が広まっていくことに注意を促しているのである。

(2) 「科学的社会主義」の実践か「経験主義的ポピュリズム」の遂行か？

① 移民社会形成期のフランスとメッサリー・ハーッジ

メッサリー・ハーッジの出身地トレムセンは、オスマン・トルコの統治下でコンスタンティヌスと同様に商工業の役割を担っていた都市であったが、フランスの占領後、ヨーロッパの製造業の競争にさらされ、商工業の活動は破壊された。商人・職人層の人々の生活は破壊されたことが、1911年の800人に及ぶシリアへの集団移住発生の原因でもあった⁷¹。モリゾは「メッサリー・ハーッジがこの町の出身者であることは偶然のことでない⁷²」としている。その後、トレムセンの人々は、フランスのプレザンスの犠牲者であるという感情をある程度持っていたと思われる。しかし、メッサリーの『メモワール』では、彼は、故郷のトレムセンにおいてブレット家 (les Brette) という「良きフランス人コロ」と隣合わせで暮らし、家族同士友好的な付き合いをしていたという。ブレット家の息子が、パリで「北アフリカの星」の指導者（反植民地闘争の指導者）となっていたメッサリーに再会した時の息子の驚きを書きしるしている。親族の中には反対者するものもいたが、父親は彼をフランス人学校に通わせフランス語やフランス文化についても学ばせた。彼が幼少から青年時代まで暮していたトレムセンという町は、「フランスのフランス人は原住民の友と見ていた、そしてアルジェリアのフランス人は反アラブの人々と見なすのは普通のことだった⁷³」と彼は述べている。メッサリーは、少年期にトレムセンでクエトゥ婦人 (Mme Couétoux) との出会いが、彼のフラテルニテ (fraternité 友愛) の「フランス」との出会いでもあった。婦人はメッサリー少年にフランス語とフランス文化について教え、将来彼を歯科医にするため大学で学ばせたかったと語っている。彼は夫人のことを「わたしのもう一人の母親」と思っていたと述べている。後に婦人とパリで再会したとき、婦人の家に食事を招待され、そこで出会ったのが、彼の妻となるフランス人のエミリー・ビュスクワン (Emilie Busquant) である⁷⁴。アルジェリア人がフランス人との婚姻関係を取り結ぶのは少数であったのは、それはイスラムの一夫多妻とヨーロッパの一夫一婦の婚姻制度の違いにあった。メッサリーは、一夫一婦の習慣を生涯に亘ってとり、ヨーロッパの慣習なり制度を守った。メッサリーのフランス人女性との結婚が、民族運動のリーダーシップを揮うことに障害となることはなかった。それは、フランス人女性と結婚したチュニジアの民族運動の指導者ハビブ・ブルギバ (Habib Bourguiba) の場合と同様である⁷⁵。第1次大戦末期の1918年にメッサリーはアルジェリア人兵と

してフランス軍に編入された。メッサーリにとっては初めてのフランス本土の土を踏んだことになる。ボルドーに向かう途中、彼は「列車が駅に停車するたびに、看護婦の身なりをした大変美しい若い娘や夫人が客車に乗ってきて我々にコーヒーをサービスしてくれた。彼女たちは、我々と軽におしゃべりして、我々にフランスに来て満足しているかと尋ねた。勿論、満足だと答えた」⁷⁸⁾と回想している。彼は、アルジェリアのフランス人とは違う、好感のもてるフランス人と出会っている。彼は、ボルドーの部隊の経理部に配属されていて、その間に休暇中には劇場でオペラを観劇し、また、ボルドー大学の自由講座に出席してフランス文化に直接触れて学んでいる。兵営では、同じアルジェリア兵たちと大戦について議論をしていた。大戦が終局に近づき、トルコの降伏の報を聞き、マグリブ人は動揺を隠せなかったという。トルコの敗北は、イスラムの敗北なのかとアルジェリア人は問いかけていた。ヨーロッパにおいて終戦処理の過程にはいると、アメリカ大統領ウィルソンの「民族自決」の声明、ロシア革命の動き、そしてアルジェリア人にとって最も関心の高いケマル・パシャのトルコ革命の報に触れるたびに、アルジェリアにおけるフランスのプレゼンスとは何かという問いかげが若きメッサーリに沸いてきた。フランス市民の彼らへの友愛感情とフランス植民地主義の他民族支配の不合理性という二面性に向きあって、戦後、1923年10月13日に再びメッサーリは、フランスを訪れることになる。メッサーリがフランス行きを決意した理由は二つあったという。アルジェリアでの経済状況の悪化によりアルジェリアで仕事を見つけるのが困難になってきたことと、トルコを初めとする中東への関心であった。当時アルジェリア植民地ではアルジェリア人が自由に外国に行くことは出来なかったため、移民労働を受け入れたフランスに先ず向かったと思われる。同年10月23日に、メッサーリは、「モーリス フラン Maurice Frings & Compagnie」という繊維加工会社の工場に未熟練労働者として初めて働くことになり、過酷な労働の体験をしている。工場では、メッサーリはフランス人労働者と共に働き、議論をしたが、フランス人労働者はアルジェリアの国、宗教、慣習そしてアラブ人女性について知識が全くないと語っている⁷⁹⁾。メッサーリは、工場での労働の後、トレムセン出身者たちがパリで集うカフェに出入りすることになる。若いアルジェリア人たちは、このカフェに集うことで小コロニーを形成して、喫茶・食事の後は、ここで故郷に関する情報交換、そして政治論議が続いたという。カルリエ (Carlier) は、1920年代のパリで、組合会館、市のホールなどの公共施設と同じく、カフェにおける政治論議を政治的表明の醸成と大衆動員の場として重要視している。20年代のパリ当局の移民の生活や政治活動への監視・圧力から、移民たちは公共施設での集会などを禁止されたときは、彼らの生活と交流の場であるカフェに戻っていったという⁸⁰⁾。

カフェは、移民労働者にとってイスラム世界におけるカフェモール (Café maure) のソシアビリティの役割とパリの市民的 (政治的) 集いの場という二つの機能を果たすことになる。メッサーリは、様々なマグリブ人たちが集うカフェに行き、そこで政治論議や政治集会などを開き労働者の政治意

識を高めていた。アルジェリア人ホテル業者マンスリ (Mansouri) が結成した「北アフリカ人防衛同盟」は、主にパリでアルジェリア人が経営するカフェやホテルのどの業者を組織したものが、移民労働者と違い中産階級の社会層からなり、メッサーリの「北アフリカの星」と対立する。その対立の原因は、メッサーリのカフェでの政治活動に対する反発であって、「彼らは (マンスリたち)、店の奥の部屋ではアルジェリア人たちがドミノやトランプに専ら興じてもらいたかったのだ」⁸⁰⁾とし彼ら商人層の非政治性を指摘している。メッサーリはハレードの後援集会をパリで組織したのち、ハーッジ・アリの勧めで「北アフリカの星」の結成に参加したが、ハーッジ・アリはメッサーリの集会での移民労働者への弁舌に立会い、彼の優れた民衆扇動の才を見抜いたとされる。

1926年10月7日に、市民ホールでの「北アフリカの星」の集会活動家生活で初めて演壇に立って激しい調子で植民地帝国主義を250人の北アフリカ人の前で糾弾した。「原住民法の廃止」、「渡航の自由」、「議会への北アフリカ人の代表権」、「出版・集会・結社の自由」といった直接的要求をしたが、まだ北アフリカ及びアルジェリアの独立については明言していなかった。

② 「パリ・モスク La Grande Mosquée de Paris」建設反対闘争

先に述べたマンスリを代表する保守的) 中間層と北アフリカのモロッコの原住民支配層 (フランス植民地主義との妥協) とのメッサーリの「北アフリカの星」グループに代表される労働者層で且つ敬虔なイスラム教徒を対立させた出来事がパリで起こった。1926年7月15日に未完成であるにも拘らずモロッコ国王、イスラム国の代表者とフランス側はドゥーメルグ大統領他の大臣の出席の下、パリ・モスク (Mosquée de Paris) とムスリム協会の落成式が盛大に執り行われた⁸²⁾。『ユマニテ』紙によると、落成式前日に「北アフリカの星」、アルジェリア人・チュニジア人・モロッコ人のムスリム団体は2,000人を集め、パリ・モスク落成式反対の抗議行動を起こしたことを報じている⁸³⁾。パリにモスクを建設するという考えは、1849年以来、アルジェリア・植民地東方協会 (Société orientale algérienne et coloniale) にあったとされている。その後、第3共和政期、フランスは植民地をイスラム圏にまで拡大する過程において、パリ・モスクは、フランスに在住するムスリムの祈りの施設として使われるまえに、フランスがムスリム強国とういことを示すフランスの施設としての意味があるとされた。パリ・モスクの具体的発案者は、「フランス・アフリカ委員会 Comité de l'Afrique française」の創設者の一人ハリー・アリス (Harry Alis 本名イポリット・ペルシェ Hippolyte Perché) である⁸⁴⁾。1895年に、フランス北アフリカ帝国の発展により、パリにイスラム宗教施設 (モスクではない) を建設することによって、ムスリムの共感をえるためとしてアリスは提案したという。しかし、アリスの提案は、立ち消えとなり、第1次大戦後、フランスはモロッコと中東地域を併合するに及んで、再び宗教施設建設のプロジェクトがパリで起こった。パリにモスクという宗教施設のほかにハンマース (共同浴場)、レストランそしてイスラム学院を含めたものを一緒に建設する計画であった。実際に、当時出されたモスクについての案内書を読むと、モスクと

ハンマースそして学院が隣接していることが紹介されている。この公共施設（Société des Habous des lieux Saints）の長官にシ・カドゥール・ベン＝ガブリ（Si Kaddour Ben-Ghabrit）が就任していた⁸⁰。メッサーリを初めとする敬虔なムスリムが、このモスク建設の最大の反対の理由は、モスクに付随してハンマースやレストランなど施設を建設したことであった。神聖な祈りの場に娯楽施設を建てることはムスリムの尊厳を傷つけるとし、また、「アルジェリアに学校を立てよ 植民地主義と反啓蒙主義打倒」という合言葉を発して、建設反対運動を展開した⁸⁰。メッサーリの回想録によると、フランス植民地当局は、1922年にアルジェリアのムスリム住民にモスク建設のための多額の分担金を課していたとされる。民族意識と宗教意識がいわば一体となって現れたモスク建設反対運動であったが、この運動についてフランス共産党は、直接には介入していなかった。或いは党は理解できなかったのかもしれない。

③ 「フランス・ムスリム病院」設立反対運動

1925年9月にパリ市は、「ルコント街」のイニシアティヴで、北アフリカ人労働者向けの宿泊施設・職業紹介所・診療所など開き、移民労働者への社会扶助を進める姿勢を示していた。1年後の1926年には、北アフリカ人労働者のための病院「フランス・ムスリム病院 L'Hôpital franco-musulman de Bobigny」を設立する計画を「ルコント街」のピエール・ゴダンの発案で、進め、議会で予算案が通過して具体化した。戦後、パリ市内の病院施設の老朽化と多くの患者を収容できる病院が少ないことから、さらに、一般市民の患者と北アフリカ出身の患者とを分離して治療することを目的として新たな病院を建設することになった。ムスリムの患者のみを対象とした病院は、既にチュニスのサディキ病院があったが、その病院をモデルとして医者、看護婦などイスラムの習慣やアラビア語等の言語を理解できるスタッフを配置したという⁸⁰。パリのムスリムへの社会扶助の充実という名目で病院が造られたわけであるが、20年代のフランスには、流入して来た北アフリカ人に対する偏見が、新聞などで報じられていたとされる。彼らは、終戦後猖獗を極めた結核や梅毒をフランスに持ち込んでいるという誤った報道が市民の間になされていたという。彼らのコミュニティの間に確かに結核や梅毒が蔓延していたという事実はあったのだが、彼らがこれらの病気に感染したのはフランスに来てからのことであった⁸⁰。メッサーリは、「彼らは（北アフリカ人）はまるでペスト患者のように忌み嫌われていた」⁸⁰と言ってこの病院建設に抗議していた。「ルコント街」のゴダンは、北アフリカ人の病気治療と同時に彼らの監視も行っていたとされる⁸⁰。しかし、何故、パリ郊外のボビニーに病院建設を計画したのかという疑問もある。20年代のボビニーは、20年のトゥール大会以後、社会党からフランス共産党の勢力範囲に移り、当時パリを囲む「赤いベルト地帯 La ceinture rouge」⁸⁰と言われたパリ郊外の中で最もフランス共産党の強力な地盤の地域であった。市長はフランス共産党員のジャン＝マリ クラマミュス（Jean-Marie Clamamus）であり、ボビニーにはコミンテルンの「レーニン学校 École léniste」があり世界中から同志を集め

て共産主義教育をしていたとされる⁸⁸。ハーッジ・アリもこのレーニン学校で学んでいた。このような共産党の強力な支配地域にムスリム病院を建設したことは、何を意味するのか定かではない。植民地人労働者にはフランスでは半市民の身分故に十分な社会保障を受けることができなかったので、社会党、共産党、労働組合の影響力の強い郊外の一般の労働者の居住する地域にその保護を求めることもあった。このような「赤いベルト地帯」に敢えてムスリム病院を設立した意味を、北アフリカ人の監視と取り込みという動機とは別に考察する必要があるだろう。とは言え、この病院は第2次大戦中に取り壊されて、病院に関する資料が消失したとされる⁸⁹。

(3) メッサリー・ハーッジの「北アフリカの星」の組織へ向けて

アルジェの総督と内務省の連携による移民労働流入の規制、厚生労働省とパリ市当局の協力による北アフリカ人患者の隔離政策と監視、そして「ルコント街」による「北アフリカの星」の政治、組合活動への圧力及び弾圧にメッサリーは、対処していかねばならなくなった。「北アフリカの星」はフランス共産党の「植民地間委員会」の下部組織でその活動を政治的にも財政的にも党から支援されていた。しかし、1927年、ちょうどメッサリーが反モスク建設、「フランス・ムスリム病院」への入院拒否を北アフリカ人に訴えていた時期であるが、コミンテルンは第8回プレナム（第3インター総会、1927年5月18～30日）において、「階級対階級」という極左戦術へ転換していた。メッサリーは、デモ、集会の市当局への届出等に示されているように民主的規律に則り抗議活動等を展開してきた。さらに、社会党の下部組織や人道主義的組織などの協力もメッサリーは受けていた。しかし、コミンテルンの戦術転換は、こうした非共産党系の民主的・社会主義的グループとの決別を各国共産党に強いるもので、特に社会党に対しては「社会ファシズム」というレッテルを貼り、敵対政策を採らせた。「北アフリカの星」は、初代会長はハーッジ・アリであつが、非共産党員でチュニジア人のシャドゥリ・ベン・ハイララー（Chedly ben Khaeirallah）に代わっていたが、ハイララーがチュニジアに強制送還され、そこで投獄されていた。メッサリーはこのとき書記長を務めていたとされ、書記長職を降りて、会長に就任していた。書記長は、ジラリ・シャビラ（Jilali Chabila）が就いた。このとき、メッサリーは、フランス共産党の常任委員の地位は降ろされ、彼は常任委員の給料が党より打ち切られたと言われる。メッサリーは、コミンテルンの極左戦術へのボイコットをもって「北アフリカの星」の運動を展開する方針を「北アフリカの星」の指導委員会で議論したといわれる。指導委員会において、メッサリーの方針に指導委員の支持を受けて、メッサリーが「北アフリカの星」の指導者として承認されて以来、フランス共産党は「北アフリカの星」への資金的援助を打ち切り、機関誌『イクダーム *L'Ikdam* 勇気』は発行停止となり、メッサリーの活動を妨害した⁸⁹。

1927年2月に、「北アフリカの星」は、組織規約を変更した。「組織の基本的目的は、北アフリ

カ3国における独立のための闘争組織である」。ただし、第10条に「組織は自らをいかなる党でも及び政治家の組織でもないと認識している」として組織の独立性を示唆する規定もみられた。さらに、第5条に「当組織は、フランス在住の北アフリカ人の組織化の任務と平行して、北アフリカにおける民族的革命的組織の創設への努力を傾ける」とし、第6条には「北アフリカの星の全ての活動は、北アフリカの民族的革命的運動の統一への向かわなければならない」としている⁸⁴。「北アフリカの星」は、まだ北アフリカには組織の支部をつくることができなかった。それは1926年にマルフ（Marouf）とベルグール（Belghoul）がアルジェリアで組織の進出をはかったが、双方とも追放され滞在禁止措置をうけたからだ。依然として「北アフリカの星」の活動はフランスを拠点にし、フランス共産党とその支持基盤である労働者の支持に依拠してフランス在住の移民労働者に向けた解放運動が中心となった。メッサーリは、フランス共産党と完全に袂を別つのは、フランス共産党が閣外協力として成立した人民戦線内閣成立の時期で、1936年以降である。さらに注目すべき条項として第8条がある。「北アフリカの星」は「北アフリカで抑圧されているすべての住民の組織である」としたうえで、「民族的マイノリティーは、それらの伝統・習慣・信仰を尊重し、権利と義務の平等が認められる」⁸⁵としている。この民族的マイノリティーとはたぶんユダヤ人とヨーロッパ人を指すと思われる。この少数民族の尊重は、アルジェリア戦争に向かってその民族主義が先鋭化していく「民族解放戦線 F.L.N.」にはない理念である。

メッサーリの「北アフリカの星」は、フランス在住の北アフリカ人労働者ばかりでなく、カフェやホテルの経営者に代表される中間層の北アフリカ人、そして学生をも組織化を活動家たちは試みている。後者の組織は、シャドリ（Chadly）が1927年に彼のチュニジアの友人の1人に学生グループの組織化を要請して、「北アフリカ・ムスリム学生協会」として誕生した。あらゆる市民組織に影響力を行使していくという、共産党の方式をそのまま「北アフリカの星」は踏襲していると言えよう。組織の支持者の数は、1927年の初めに約3,000人で27年末には3,500人という警察の報告がある。1929年には、4,000人の支持者という報告があるが、パリ地域だけで、全北アフリカ人労働者の7%（主にアルジェリア人）に当たるとされる。組織は、前述したようにアルジェリア支部確立の失敗から、当面フランスに13のセクションを置いて、そのうち8のセクションはパリに置かれていた⁸⁶。支持者の獲得は、活動家によりアルジェリア人が集まるカフェやホテルで直接接触して行われた。そして、地区で集会や講演会を開き、そこでビラや機関誌を配り、そこで記事を読んで聞かせることもあった。実践的ポピュリズムがその活動の特徴となろう。

1927年2月10日から15日に亘って、ベルギーのブリュッセルで開催された「植民地抑圧反対同盟 la Ligue contre l'oppression coloniale」（反帝国主義同盟）の大会に、メッサーリがハーッジ・アリとともに「北アフリカの星」の代表として出席し、演説をしたことが彼の活動の転機となった。大会には、五大陸の代表者が出席し、後に第3世界の指導者となるインド代表ネルー、インドネシ

ア代表ハッタ、セネガルのラミヌ・サンゴールらも出席して演説した。メッサーリはサンゴールとは共感を覚え、同じムスリムで且つ植民地主義の圧政下にあったからであった。彼が準備していた演説の原稿は、盗難に遭って紛失した。しかし、彼は、原稿の下書きに依拠して15分の演説を誇張や抽象的表現を避け、入念に植民地化の総括と「北アフリカの星」のプログラムとなる直接的要求と政治綱領を表明した。メッサーリのブリュッセル演説は、1933年「北アフリカの星」のプログラムの骨子となった。

直接的要求

1. 憎むべき原住民法とすべての例外法の即時廃止
2. 投獄され、特別監視下にある者、或いは原住民法の侵犯者或いは政治犯すべての恩赦
3. フランス及び外国への渡航の完全な自由
4. 出版、結社、集会の自由、政治的権利・組合の権利
5. 制限選挙で選出された財政委員会に代わる、普通選挙により選出されたアルジェリア国民議会の設立
6. 混合市町村と軍管区の廃止；普通選挙により選出された市町村による機構への変更
7. すべてのアルジェリア人は、区別なく、公職に就くこと；同一職務に、同一俸給
8. アラビア語での義務教育、すべての段階の教育を受けること 新たなアラビア語学校の設立
すべての公文書はアラビア語とフランス語を併記すること
9. 兵役に関すること：コーラン各章の唱句の完全なる尊重；コーランに曰く「故意にムスリムを殺めたる者、永遠に地獄の運命にあり、神の怒りと劫罰に値する」と
10. 社会・労働立法の適用 アルジェリアにおいてアルジェリア人家族のための失業救済と家族手当を受ける権利 社会保障制度の確立
11. 小農への信用貸付の拡大 灌漑施設の合理的組織 交通手段の開発 飢饉の犠牲者への政府の無償の救済

政治綱領

1. アルジェリアの完全な独立
2. 占領軍の完全な撤退
3. 国民軍、革命的国民政府、普通選挙で選ばれた国民議会の設立；すべての段階における普通選挙そしてすべてのアルジェリア住民のための議会への非選挙資格 アラビア語を公式言語とする
4. 征服者が占有している銀行、鉱山、鉄道、要塞そして公共施設のアルジェリア国家への完全な返還
5. 征服者、コロン、金融会社と結びついた封建領主によって占有された大土地の没収と没収さ

れた土地の農民への返還 中小土地所有者の尊重 フランス国家によって独占された土地と森林のアルジェリア国家への返還

6. アラビア語でのすべての段階の無償義務教育の確立

7. アルジェリア国家による労働組合、連合、ストライキの権利の承認 社会立法の確立

8. 農民への直接的援助；機械、種子、肥料の購入のために農業への無利子信用貸付⁸⁷⁾

メッサーリが「独立」という合言葉を最初に発したとされるが、すでに 1924 年にベン・レハル (Ben Lekhal) がアルジェリアで要求していた。ブルッセルの反帝国主義同盟大会でのメッサーリの独立要求は、センセーショナルを引き起こしたとされる⁸⁸⁾。フランスでは、1927 年 1 月 30 日に「北アフリカの星」の大衆集会で「独立」要求が宣言された。「独立」という合言葉は、「北アフリカの星」のプログラムの基礎となり、それは階級間の連帯とマグレブ 3 国の人々の間を結びつける重要な結節点となった。しかし、コミンテルンとフランス共産党は、民族主義や独立を組織の綱領に掲げ、活動の最優先の課題とした「北アフリカの星」をもはや外からも、内からも統制することが困難となった。1927 年以降の「北アフリカの星」指導委員会のメンバー 28 人 (シャドリが追放された後 27 人) のうち 16 人が共産党員であった⁸⁹⁾。1928 年 2 月 19 日に「北アフリカの星」は、指導委員及び組織のメンバーの共産党との二重の所属の禁止規定を採択している⁹⁰⁾。今まで、共産党内の民族政党的観を呈していた「北アフリカの星」は、自立した北アフリカの民族政党的道を歩みはじめたのである。「共産党は北アフリカの星のために民族独立を等しく闘っているが、共産党の目標とするものは違う。共産党は民族革命を一つの段階と考え、その目標とするものは社会革命である」⁹¹⁾とポール・セロールが述べているように、「北アフリカの星」は共産党の機構の一部として、「独立」闘争も、社会革命の手段というコミンテルンの理念は、「北アフリカの星」を遠ざける結果となった。メッサーリは、第 1 次大戦後のフランス市民社会での民主主義的理念と共産党を通じて学んだ現代世界の帝国主義的支配下での闘争理念、C.G.T.U. の活動から得た虐げられた者たちの団結と友愛を基に、フランス在住のマグレブ移民労働者を独立運動の組織基盤として新たに「北アフリカの星」を創設したのである。以上のことは、直接的要求項目の第 4 項、5 項、6 項、7 項に民主的・市民的要求として明示されている。第 9 項には、「コーラン」を引用しているのみで、「イスラム教」という表現を避け、アラビア語教育という表現で宗教的ニュアンスを残しているのは、当時圧倒的な支持者のカビリア人に対する配慮か、或いは共産主義理念及びフランスの政教分離原則の尊重かもしれない。政治的綱領に「アルジェリアの完全な独立」として掲げられていて、「独立」という表現は、革命的主張であった。当時、アルジェリアでは改革派と言われている人々の多くはフランス人との権利の平等を唱える同化主義者あって「独立」の主張は避けていた。また、コロンたちは「独立」という合言葉は「危険分子」の主張でボルシェヴィズム以上に警戒したであろう。

おわりに

メッサーリ・ハーッジの『メモワール』から、第3世界の指導者に見られるような民族解放の理念の独自性を読み取ることは難しいが、パリを中心とした政治活動の中から、移民労働者に直接「民族解放」と「独立」の理念を訴えるという経験主義的ポピュリズムを、彼は理念として構築したと言える。メッサーリは、コミンテルンそしてフランス共産党の社会主義革命の理念的共有とともに、「北アフリカの星」を「創設」し、アルジェリア移民労働者に革命的ナショナリズムを説くことによって、第2次大戦後のアルジェリア独立闘争の道を最初に切り拓いた。「北アフリカの星」の「民族解放」・「独立」の理念のみではなく、1930年代に「北アフリカの星」の第2世代の指導者たちを育て、彼らが組織を離れて、別の解放闘争の道を歩んでいったとしてもメッサーリ主義即ち「経験主義的ポピュリズム」の実践は彼らの指導理念の内にあった。

「北アフリカの星」の綱領にある普通選挙により選出された国民議会の創設や出版・集会の自由、組合活動の保障等は、メッサーリが、パリでの政治活動のなかで観念的にはなく、実践を通じて採り入れた理念である。「ルコント街」の「北アフリカの星」の活動への監視と弾圧は、アルジェリアの「原住民法」を手本にフランス本土に移植した監視・抑圧システムであった。フランス共産党は、「北アフリカの星」を非合法の組織ではなく、開かれた北アフリカ人移民の組織として発足したことにもよるが、メッサーリの指導の下に組織が移って後にも合法的活動を展開した。1938年4月22日の「北アフリカの星」機関誌に掲載された論評は、元々社会党機関紙「ルポピュレール Le Populaire」に掲載された記事の一つを転載したものであった¹⁰⁰。フランス人女性による「ルコント街」の北アフリカ人への抑圧を糾弾した内容であるが、「ルコント街」が実施した統制・監視体制の破綻を「ボビニーの病院」を例に報告している。「北アフリカの星」の活動が監視・抑圧のなかで、20年代発足当初のメッサーリのような第1世代から30年代に新たな世代の闘士を加えながら展開していたことが分かる。

1937年1月27日に人民戦線政府は、「北アフリカの星」を解散させ、レオン・ブルム内閣も「休止 pause」の宣言をして改革は後退していく。アルジェリアの改革派も、人民戦線内閣に期待を寄せていたブルム・ヴィオレット改革法案が否決され、彼らの同化主義は裏切られる。「北アフリカの星」の解散は、内閣の支持政党であるフランス共産党の裏切りとしてメッサーリは捉えた。メッサーリは、同年3月1日に、パリ郊外ナンテールで、300人のアルジェリア人労働者の前で「アルジェリア人民党」の創設を宣言した。ここに母体となった「北アフリカの星」は、アルジェリア人の最初の政党として生まれ変わった。モロッコ、チュニジアは、アルジェリアとは別の解放運動の道を選ぶことになった。そして、アルジェリア人民党は、その支持基盤もブルジョワ改革派の離反により、労働者を主体とした「労働者党」の性格を強くして、その本拠をパリではなく、アルジェリアに移すことになる。しかし、「アルジェリア人民党」の解放運動を支えることになるのは常にパリ

を中心としたフランスの移民労働者たちである。このような状況は、アルジェリア人移民労働者が、アルジェリアとフランスを頻繁に往来していたことからアルジェリア戦争勃発時においても変化はなかった。アリ・ハルーン (Ali Haroun) の『第7ウィラヤ La 7e Wilaya』¹⁰⁰ に示されているように、アルジェリアの独立闘争は、フランス本土でのアルジェリア移民の戦いでもあった。

〔注〕

- (1) Cf. Yvan Gastaut, *L'immigration et opinion en France sous la Ve République*, Paris, 2000.
- (2) 宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年を参照。
- (3) アルジェリア戦争に関する文献は膨大な数にのぼる。近年、軍による拷問が行われていたのは、周知の事実であったが、初めて軍関係者が、アルジェリア人への拷問の証言を発表して世論に衝撃を与えた。Cf. Paul Aussaresses, *Services spéciaux Algérie 1955~1957*, Paris, 2001.
- (4) 小城和朗「フランスにおける移民労働の形成—EU憲法の理念と現実」『常磐国際紀要』第11号、2007年を参照。
- (5) オクタヴ・ドゥポンはアルジェリア征服100年記念に際し、出版した『アルジェリア百年祭』で、最近の地中海兩岸の移民の流れを指摘して、「良き麦種」と「悪しき麦種」を選別して、最近までの好ましからざる者の入国を、良きそして有益なる「侵入者」に変えるときにきていると述べている。Octave Depont, *L'Algérie du centenaire*, Paris, 1928, pp.120~121.
- (6) Gilbert Meynier, *L'Algérie révélée*, Genève, Droz, 1981, pp.411~412.
- (7) *Ibid.* p.457.
- (8) Laurent Dornel, *Les usages du racialisme, le cas de la main-d'oeuvre coloniale en France pendant la première guerre mondiale*, Genèses, 20, sept. 1995, pp.55~56.
- (9) G. Meynier, *op.cit.*, p.459.
- (10) *ibid.*, p.409
- (11) 何長工著 / 河田悌一・森時彦訳『フランス勤工儉学の回想—中国共産党の—源流』岩波新書、1976年、94~96頁。
- (12) Charles-Robert Ageron, *Les Algériens musulmans et la France*, Paris, 1968, p.1161.
- (13) Gerd Hardach, *Guerre État et main-d'oeuvre*, *Recherches* no.32/33, Paris, 1978, pp.292~293.
- (14) Gerd Hardach, *La mobilization industrielle en 1914-1918 : production, planification et idéologie*, in Patrick Fridenson, ed., 1914-1918. *L'Autre front, cahiers du mouvement social*, no2, Paris, 1977, p.86.
- (15) Marc Michel, *Mythes et réalités du concours colonial: soldats et travailleurs d'outre-mer dans la guerre française*, in Jean-Jackes Becker et Stéphane Audoin-Rouzeau (dir.), *Les sociétés*

- européennes et la guerre 1914–1918, Université Paris X–Nanterre, 1990, p.400.
- (16) Cf. Yamina Benguigui, *Mémoires d’immigrés, l’héritage magrébin*, 1997, un film de Yamina Benguigui, DVD, 2004.
- (17) Gerd Hardach, *op.cit.*, p.301.
- (18) Marius Moutet, *Un gros problème: main d’oeuvre exotique. Ce qu’on en fait; ce qu’on doit en faire*, *L’Humanité*, 7 février 1916.
- (19) *ibid.*
- (20) Patrick Fridenson, *Histoire des Usines Renault, naissance de la Grande entreprise, 1898–1939*, Éditions du Seuil, Paris, 1972, pp.94–95.
- (21) Gilbert Hatry, *Renault, usine de guerre, 1914–1918*, Éditions Lafourcade, Paris, 1978, pp.92–94.
- (22) Jean–paul de Gaudemar, *De l’ouvrier—masse au travailleur flexible*, *Vingtième siècle* no.14 avril–juin, 1987, p.17.
- (23) Ralf Schor, *L’opinion française et les Étrangers en France, 1919–1939*, Publication de la Sorbonne, Paris, 1985, p.253.
- (24) Jean Fréville, *Pain de Brique*, Éditions définitives, 2^e édition, Paris, 1956, p.120. (la première édition, 1937)
- (25) Serge Bernstein et Pierre Milza, *Histoire de la France au xxe siècle, tome I, 1900 – 1930*, Éditions complexe, Bruxelles, 1990, pp.294–295. ; Jean–Jacques Becker, *L’Europe dans la Grande Guerre*, Belin, Paris, 1996, p.245.
- (26) Georges Mauco, *Les Étrangers en France*, Colin, Paris, 1932, p.80.
- (27) Octave Depont, *op.cit.*, p.136.
- (28) Benjamin Stora, *Aide–mémoire de l’immigration algérienne (1922–1962)*, L’Harmattan, Paris, 1992, pp.33–37.
- (29) Abdellatif Benachou, *Formation de sous–développement en Algérie*, O.P.U., Alger, 1976, p.131.
- (30) Leo Wanner, Bidonville, *L’Humanité*, 24 juin 1933, cité par Alain Ruscio, *La question colonial dans l’Humanité, 1904–2004*, La Dispute, Paris, 2005, pp. 149–150.
- (31) Abdellatif Benachou, *op.cit.*, pp.239–240.
- (32) Marie–Renee Santucci, *La main–d’oeuvre étrangère dans les mines de la Grand–Combe jusqu’ en 1940*, in *Mines et Mineurs en Languedoc–Roussillon et régions voisines de l’Antiquité à nos jours*, Montpellier, 1977, pp. 296–301.
- (33) Neil MacMaster, *The rue Fondary murders of 1923 and the origines of anti–arab racism*, in *Violence and conflict in the politics and society of modern France* edited by Jan Windebank and

- Renate Gunter, The Edwin Mellen press, New York, 1995, pp.158–159. ; Clifford Rosenberg, Policing Paris, the origins of modern immigration control between the wars, Cornell University Press, New York, 2006, pp.153–167. Pascal Le Pautremat, La politique de la France au xxe siècle, Maisonneuve & Larose, Paris, 2003, pp.294–300. ; Claude Liauzu, Aux origines des tiers-mondismes, colonisés et anticolonialistes en France 1919–1939, L'Harmattan, Paris, 1982, pp.179–183.
- (34) O. Depont, *op.cit.*, p.132. ; N. MacMaster, *ibid.*, le même auteur, Colonial Migrants and Racisme Algerian in France, 1900–1962, ST. Martin's Press, New York, 1997, p.p.126–127. C. Rosenberg, *ibid.* p.141–142. 1923年11月7日にフォンダリ街で、ウリスマンと云う失業中で、精神的に障害を持ったカピリア人が二人の女性を殺害し、ほか何人かに傷害を負わせた事件である。パリ十五区で起きた事件の場所は、当時アルジェリア人（カピリア人）とモロッコ人が多く住み、近くにシトロエンの工場があり、ほとんどのアルジェリア人がそこで働いていた。
- (35) Cf. O. Depont, *ibid.*
- (36) C. Liauzu, *op.cit.*
- (37) *ibid.*
- (38) C. Rosenberg, *op.cit.*
- (39) Louis Milliot, *Les Kabyles à Paris, Revues des études islamiques*, vol.6., 1932, cité par Jean-Jacques Rager, *Les Musulmans Algériens en France et dans les pays islamiques*, Les Belles Lettres, Paris, 1950, p.174.
- (40) J.-J. Rager, *ibid.*
- (41) Kamel Bouguessa, *Aux sources du nationalisme algérien*, Casbah Éditions, Alger, 2000, pp.61–63. ; Jacques Simon, *L'Étoile nord-africaine (1926–1937)*, L'Harmattan, Paris, 2003, pp.47–51.
- (42) Jean Morizot, *L'Algérie kabylisée*, J.Peyronnet, Paris, 1962, p.86.
- (43) Jacques Simon, *op.cit.* p.48.
- (44) Georges Mauco, *Les Étrangers en France*, A. Colin, Paris, 1932, p.243.
- (45) J.-J. Rager, *op.cit.*
- (46) 「共産主義インターナショナルへの加入条件」（1920年8月6日）、村田陽一編『資料集』第1巻、大月書店、1978年、216頁。
- (47) V. Lénine, *Les tâches de la IIIe Internationale, oeuvres, tome 29, mars-août 1919*, Éditions sociales, Paris, 1976, pp.510–511.
- (48) 村田陽一編『資料集』第1巻、216頁。
- (49) 《La motion de Sidi-bel-Abbès》（22 avril 1921）, *La lutte sociale*, mai 1921, cite par Emmanuel

- Sivan, *Communisme et socialisme en Algérie 1920–1962*, P.F.N.S.P., Paris, 1977, p.25.
- (50) Article de L. Laurens in *La lutte sociale*, mai 1921, cité par Jacques Choukroun, *L'Internationale communiste, Le P.C. Français et l'Algérie (1920–1925)*, Cahiers d'histoire de l'institut Maurice Thorez, no.25–26., 1978, p.137.
- (51) E. Sivan, *op.cit.*, p.25.
- (52) 「フランス問題についての政治的決議」(1922年12月2日)、村田陽一編『資料集』第2巻、327～333頁。
- (53) 「フランス共産党の活動・行動綱領」(1922年12月5日)、村田陽一編『資料集』第2巻、333頁。
- (54) Ho Chi Minh Notre camarade souvenirs de militants français rassemblés par Léo Figueres, Éditions sociales, Paris, 1970, p.29.
- (55) J.Choukroun, *op.cit.*, p.140.
- (56) Pierre Broué, *Histoire de l'Internationale communiste 1919–1943*, Fayard, Paris, 1997, p.443.
- (57) P. Broué, *ibid.*
- (58) P.Broué, *ibid.*
- (59) El Djazairi, *Le parti communiste et la question coloniale, Les cahiers du bolshevisme*. No.7. 1925.
- (60) El Djazairi, *ibid.*
- (61) J. Choukroun, *op.cit.*, p.142.
- (62) J. Choukroun, *ibid.*, p.144.
- (63) Jean–Paul Brunet, Jacques Doriot Du communisme au fascisme, Balland, Paris, 1986, pp.69–70.
- (64) René Gallisot, *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier :maghréb*, Les éditions de l'Atelier, Paris, 2006, p.196.
- (65) J. Choukroun, *op.cit.*, pp.150–154.
- (66) Les mémoires de Messali Hadj 1898—1938, texte établi par Renaud de Rochebrune, Lattès, 1982, p.318.
- (67) Charles–Robert Ageron, *La naissance de l'Étoile nord–africaine* ; Kamel Bouguessa, *La création de l'Étoile nord–africaine et fondements du nationalisme révolutionnaire séparatiste*, in *L'Étoile nord–africaine et le mouvement national algérien*, actes du Colloque du 27 février au 1 mars 1987, centre culturel algérien, Paris, 1988.
- (68) Notes conservées par Boumaza Allaoua (ancien militant de L'Étoile), in *L'Étoile nord–africaine 1926–1937, documents et témoignages pour servir à l'étude du nationalisme algérien*, édité par Mahfoud Kaddache et Mohamed Guennaëche, Office publication universitaire, Alger, 1984.
- (69) Léon Gani, *Les syndicats et les travailleurs immigrés*, Éditions sociales, Paris, 1972, pp.11–12.

- (70) *La Paria*, 1924,no 23.
- (71) Martine Hovanessian et Alain Ruscio, *De l'apothéose impériale à la porte du sud*, in sous la direction de Pascal Blanchard et Gilles Boetsch, *Marseille porte sud, un siècle d'histoire coloniale et d'immigration*, La Découverte,Paris,2005, pp.78–79.
- (72) Omar Carlier, *La première Étoile nord-africaine (1926–1939)* R.A.S.J.D.vol.IX, no4, 1972,p.931.
- (73) Charles-André Julien, *L'Afrique du nord en marche L'Algérie-Tunisie-Maroc 1880–1952*, Omnibus, 2002,Paris,p.95.
- (74) J.Morizot,*op.cit.*,p.81.
- (75) Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.* p.79.
- (76) *ibid.*,p.128.
- (77) 宗派の異なる結婚は、特に夫がイスラム教徒の場合共和国民法においてまだ混乱が見られた。妻は共和国国籍を維持したままなのかという問題、および子供の民法上の扱い等の問題においてである。1927年のフランスの法によれば、妻は夫の国の法規に従うとされていた。しかし、1933年のアルジェの控訴院では「文明の高い段階に至った国の法的地位を優先させなければならない」とされ、いずれにせよフランス法を優先している。Cf. Claude Liauzu, *Histoire des migrations en Méditerranée occidentale*,Éditions Complexe,Bruxelles, 1996, pp.96–97. ; Martine Muller, *Couscous pommes frites, Le couple franco-maghrébin d'hier à aujourd'hui*,Éditions Ramsay, 1987,p.255.
- (78) Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.*,p.94. 一方、多くのフランス人は、第1次大戦まで、フランスの植民地及び植民地人の存在について彼らの意識の中には全くと言っていいほどなかった。両大戦間にフランス人は植民地の存在を発見したのである。Cf. Pierre Chaunu, *La France,histoire de la sensibilité des Français à la France*, Pluriel, Paris, 1983, pp. 304–305.
- (79) Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.*,pp.129–130.
- (80) Omar Carlier, *Le café maure sociabilité masculine et effervescence citoyenne en Algérie XVIIe–XXe siècle*, *Annales*,juillet–août, 1990, pp.993–994.
- (81) Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.*,p.160.
- (82) Gilles Kepel, *Les banlieue de l'Islam naissance religion en France*,Éditions du Seuil,Paris,1987,pp.64–65. ; Cf. Jalila Sbai, *La République et la Mosquée : genèse et institution (s) de l'Islam en France*, in sous la direction de Pierre—Jean Luizard, *Le choc colonial et l'Islam*, La Découverte,Paris, 2006, pp.223–236.
- (83) J. Simon,*op.cit.*,pp.102–104.

- (84) G. Kepel, *op.cit.*p.65.Les mémoires de Messali,*op.cit.*,p.159.
- (85) Cf.Institut musulman & Mosquée de Paris,Imprimerie Machard–Longis, Paris,S.D.non paginé.
シ・カドゥール・ベン・ガブリはアルジェリアのシ=ディ=アッベスで1873年に生まれ、フランス市民権を有しているムスリムであった。1891年にモロッコに移り住み、フランスの外交的行動に関与して、モロッコにおけるフランスの全権大使を務めた後、モロッコのスルタンの儀典長を務めた。モスク建設時、彼はフランスにおけるムスリムの名士としてその名がパリで知られていた。
- (86) Les mémoires de Messali Hadji, *op.cit.*, p.159.
- (87) Cf. Ahmed Boukhelloua, L'Hôpital franco–musulman de Paris, Alger, 1934.
- (88) Louis Chevalier, Le problème démographique nord–africaine,travaux et documents,cahiers no.6,P. U.F.,1947,p.162. ; Claude Quétel, Le mal de Naples histoire de la syphilis,Éditions Seghers,Paris, 1986, p.252.
- (89) Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.*p.160.
- (90) 「la ceinture rouge」(赤いベルト地帯)という表現は、エドゥアール・ブラン(Édouard Blanc)の著書(1927年)の表題である。Cf. Annie Fourcaut, Bobigny banlieue rouge, Les Éditions ouvrières,Paris, 1986,p.30
- (91) Pierre Lhande, Le Christ dans la banlieue, Plon,Paris,1929, p.53.
- (92) Clifford Rosenberg, *The colonial Politics of Health Care Provision in Interwar Paris, French Historical Studies*, Vol.27,No.3, 2004, p.638.
- (93) Les mémoires de Messali Hadji, *op.cit.*, p.160.
- (94) L'Étoile nord—africaine 1926–1937,documents et témoignages, *op.cit.*, pp.45–46.
- (95) *ibid.*
- (96) Charles–Robert Ageron, *op.cit.*,p.81.
- (97) L'Étoile nord—africaine 1926–1937, documents et témoignages, *op.cit.*,pp.40–43. ;Les mémoires de Messali Hadj,*op.cit.*,pp.315–316.
- (98) Benjamin Stora, Messali Hadj, Hachette littérature,Paris, 2004, p.71. メッサーリは、ブリュッセルでの演説後、政治指導者としての地位に就いた。反帝国主義同盟の執行委員会にも姿を現すことになる。
- (99) Charles–Robert Ageron, *op.cit.*, p.83.
- (100) B. Stora,Aide–mémoire de l'immigration algérienne, *op.cit.*, p.38.
- (101) K.Bouguessa,*op.cit.*,p.103.
- (102) 《La situation des Nord–Africains en France et l'officine de la rue Lecomte jugées par une

française》, *El Ouma*, vendredi 22 avril 1938.

- (100) Cf. Ali Haroun, *La 7^e Wilaya La guerre du FLN en France 1954–1962*, Éditions du Seuil, 1986. アルジェリア戦争が開始されると、FLN（民族解放戦線）は、アルジェリアを6つの軍管区に分けてそれぞれを統括する責任者をおいていた。第7ウィラヤとはフランス本土に置いていたFLNの軍管区で克蘭DESTAN（秘密組織）であって、FLNを資金的に支援する移民たちの組織と云える。エルベ・アモン パトリック・ロットマンの『スーツケースの運び人』は、フランス国内の移民労働者から集めた資金をフランス国外に運び出すフランス人のFLN協力者を扱ったルポルタージュであるが、戦争当時アルジェリア人は自由にフランス出国及び資金を持ち出すことができなかったため、これらフランス人の協力はFLNにとって大きな力となった。Cf. Hervé Hamon / Patrick Rotman, *Les porteurs de valises La résistance française à la guerre d'Algérie*, Éditions Albin Michel, Paris, 1979, p.436.

(常磐短期大学 専任講師)

研究論文

Race, Class, and Interpersonal Attitudes among Black and White Workers in the United States

Miki Hasegawa

Abstract

One major debate on race relations in the United States has centered on the relative importance of race and class in accounting for socioeconomic disparities between whites and people of color, especially blacks. Using the 1987 General Social Survey (GSS), this study relates itself to the debate by looking into the relationships among race, class and interpersonal attitudes among black workers and their white counterparts. Albeit conducted two decades ago, the 1987 survey, with a significant oversample of blacks, remains an important source of data on differences in subjective well-being between the two races, including interpersonal attitudes. Specifically, the study examines how race and class affect the way in which workers see other people in terms of trust, fairness, and helpfulness. The results support the thesis of “continuing significance of race” while in both groups the degree of interpersonal attitudinal well-being varied along class lines. The findings indicate that we need to pay attention to both race and class, with special consideration of race.

Key words

- race
- class
- the United States
- psychological well-being
- perceptions of people

BACKGROUND

In the postwar period, blacks in the United States made remarkable progress in socioeconomic status.¹⁾ As Table 1 demonstrates, their median family income rose steadily over the three decades from 1950 to 1980, and the percentage of individuals below the poverty line showed a declining trend, with a significant drop having occurred in the 1960s. Black advancement is evident also in education and occupation. Table 2 indicates that more and more blacks received higher education and that a black middle class emerged, with increasing percentages of workers assuming white-collar jobs.

Table 1 Blacks' Progress in Income and the Poverty Level, 1950-1981

Year	Median family income	Year	Individuals below the poverty line	
			Number (1,000s)	Percent
1950	\$ 1,869			
1960	3,230	1959	9,927	55.1
1970	6,279	1971	7,396	32.5
1980	13,266	1981	9,173	34.2

Source: Martin N. Marger (1994), p.254.

Note: Income figures for 1950 and 1960 include other nonwhites.

Table 2 Blacks' Progress in Education and Occupation, 1940-1981

Educational attainment of blacks 25-34 years old				
Year	1940	1960	1970	1980
White-collar workers	6%	13%	24%	38%
Blue-collar workers	28	38	37	36
Farm workers	32	8	3	2
Service workers	34	32	25	24
Occupation not reported	2	8	12	--
Occupational distribution of employed blacks age 16 or older				
Year	1940	1960	1970	1981
High school graduate	11%	33%	53%	74%
4 or more years of college	2	4	6	12

Source: Martin N. Marger (1994), p. 256, p. 257.

Note: Occupational figures for 1981 are for blacks age 14 or older.

Beneath the considerable progress, however, conditions of some blacks seemed becoming worse instead of improving. Already in the mid-1960s, Daniel Patrick Moynihan (1965:5-6), known for a controversial study of *The Negro Family* issued by the Department of Labor, observed “an increasingly disorganized and disadvantaged lower class group” alongside “a stable middle class group” that was “steadily growing stronger and more successful.” Several years later, Brimmer (1970:7) noted that

“within the Negro community there appears to be deepening schism between the able and the less able, between the well-prepared and those with few skills.” Further, in 1978, William Julius Wilson, a sociologist interested in class accounts of racial differences, published a provocative book entitled *The Declining Significance of Race*, warning that class stratification proceeded in the black population to the extent where an underclass formed in inner-city black communities. A decade later, Wilson (1987) articulated the view that, while an expansion of white-collar jobs and the state’s affirmative action programs led to growth of the black middle-class, a decline of blue-collar jobs coupled with massive exodus of better-off blacks from inner cities to the suburbs helped create a ghetto underclass, characterized by weak attachment to the labor market among young men and strong dependency on social welfare among young women.

In fact, a careful examination of the polarization thesis (Farley and Bianchi, 1985) has found that, between 1960 and 1980, black men with little education fell further and further behind their better-educated counterparts in prospects for employment, that the proportion of black men who do not participate in the labor force rose steadily, and that, among the employed, polarization occurred in the prestige of jobs held by upper-class and lower-class blacks.

The race versus class debate is largely based on the increased polarization among blacks (Brooks, 1990; Cole, 1973; Wilson, 1978, 1987). In the debate, some scholars have emphasized the primacy of class over race in determining socioeconomic status among blacks. A most notable proponent of this perspective has been William Julius Wilson. Tracing historical development of black-white relations in the United States, Wilson (1978:1) maintained that whereas pervasive racism dictated the fate of black workers in the prewar period, in recent decades, institutional discrimination substantially decreased, especially in the labor market, so that today “the life chances of individual blacks have more to do with their economic class position than with their day-to-day encounters with whites.”

However, other scholars have provided evidence and arguments that suggest continuing significance of race. For example, Kirschenman and Neckerman (1991), who studied employers’ racial attitudes toward inner-city blacks, reported that race (along with its associated residential location) played an important role in their hiring decisions. In addition, Kenneth Clark (1978:21) argued that one could not assert the dominance of class over race simply by looking at the success of what he saw as an exceptional few. Instead, he emphasized “the persistence of racism” and located its “most serious manifestation” in the experience of black individuals with prestigious jobs, who were “not held to the same standards of on-the-job performance, being either evaluated more severely or more leniently than others.”²⁾

In fact, racial discrimination may take place not only in the labor market and the workplace but also

in public places. Notable evidence has been offered by Joe Feagin, a strong advocate of the thesis of continuing significance of race. Between 1988 and 1990, Feagin (1991) conducted in-depth interviews with a number of middle-class blacks in several cities, and revealed that racial discrimination, from subtle avoidance of contact to overt verbal and physical threats and attacks, occurred on a daily basis in various public places, including shops, restaurants, and the streets.

An important implication of frequent and widespread racist incidents, which one of Feagin's interviewees termed "little murders," is that these incidents may have serious, cumulative effects on psychological well-being of blacks. And this in turn may undermine their work performance. Since coping daily with racially discriminatory events requires considerable time and energy, middle-class blacks will certainly have to sacrifice large portions of these resources, which could otherwise be used for work purposes. The same may as well apply to black workers of other classes. As Feagin (1991:115) put it, "you cannot accomplish as much as you could if you retained the energy wasted on discrimination."

*

*

*

This study relates itself to the race versus class debate by looking into the relationships among race, class, and a dimension of psychological well-being among black and white workers. More specifically, the study examines how race and class affect their interpersonal attitudes or the way in which they see other people in terms of trust, fairness, and helpfulness. Workers who believe that people are generally trustworthy, fair, and helpful are considered as enjoying a high level of well-being in cognition of others. In a similar vein, those who believe that people are generally untrustworthy, unfair, and unhelpful are regarded as suffering a low level of psychological well-being in interpersonal relations, or having "interpersonal attitudinal deficits" as this study calls it.

The present study has been inspired not only by the interest in possible psychological effects that racial discrimination has on work performance of blacks, but also by extensive research done so far on class and/or racial differences in mental and physical health.³⁾ Particularly relevant to this study is the research conducted by Hughes and Thomas (1998). Using data from the General Social Survey (GSS) from 1972 to 1996, Hughes and Thomas investigated how race influenced subjective well-being of blacks over the 25-year period. In their research, they examined a range of racial correlates, including marital happiness, satisfaction with life, and perceptions of people. Also relevant is the research done by Wade Smith (1985). Using GSS data for the 1970s, Smith examined the effect of race and class on people's "world view," indicated by similar variables to those chosen by Hughes and Thomas (1998), including perceptions of people.

These two studies are relevant to my study because it attempts to fill the void left by the researchers. Specifically, while Hughes and Thomas demonstrated that blacks were always behind whites in various dimensions of quality of life between 1972 and 1996, they did not pay enough attention to the question of how class affected them. Therefore, although Hughes and Thomas endorsed the thesis of continuing significance of race, we are not sure if the results hold when class effects are fully examined. In fact, Smith (1985), who introduced class influences into his research, found that the higher the class, the more positive the “world view,” including perceptions of people. Yet, since the major concern of Smith lay in the relationships among different class measures (such as socioeconomic status and self-reported class), the question of how race affected “world view” was not fully explored.

To better understand effects of race and class, we need to pay due attention to these two variables at once. Further, since I am interested in psychological well-being of workers, the present study focuses on working blacks and whites instead of encompassing all respondents as the studies by Hughes, Thomas, and Smith did. The current study, then, assumes that both class and race can be important indicators of interpersonal attitudes, and examines their interrelationships for black and white workers.

HYPOTHESES AND OPERATIONALIZATION

Hypotheses

On the basis of the foregoing discussion, I offer the following three hypotheses:

- 1 Interpersonal attitudinal well-being is related to both class and race. Lower-class workers, regardless of their race, are more likely to have interpersonal attitudinal deficits than workers of higher classes. At the same time, black workers as a group are more likely to suffer these deficits than white workers as a group.
- 2 Race has a stronger relationship with attitudinal well-being than class does. That is to say, being black or white makes more difference in the likelihood of having attitudinal deficits than different levels of class do.
- 3 The effect of class on attitudinal well-being is different between the two races. Specifically, for black workers, class does not make as much difference in the likelihood of having attitudinal deficits as it does for white workers.

Data

I use data from the 1987 General Social Survey (GSS). The GSS is a representative survey of attitudes and intergroup relations in the United States, which has been conducted by the National Opinion Research Center (NORC) either annually or every other year since 1972. It has offered a full-probability sample of non-institutionalized English-speaking persons (joined more recently by Spanish-speaking persons) in the United States who are 18 years of age or older. Earlier GSS waves, including the one under investigation, each consisted of around 1,500 respondents.

Albeit coming from two decades ago, the 1987 survey remains an important source of data on differences in subjective well-being between the two races, including perceptions of people, especially because it oversampled blacks, bringing the total number of blacks in the year's sample to 544 (Davis and Smith, 1992). The NORC oversampled blacks for the first time in 1982, but it has not done so since 1987. However, oversampling of blacks eases the problem of dealing with samples of this race that are usually extremely small—a problem which researchers commonly face (Smith and Seltzer, 1992). It also serves for the accuracy of research findings (*ibid.*).

For purposes of my research, I have chosen those respondents who were in the labor market (including individuals who were temporarily off for various reasons) at the time of interview. This subsample consists of 951 respondents, of whom about 600 cases were found valid for current analysis. Approximately 16 percent of the 600 respondents are black.

Variables

The dependent variables are “trustworthiness,” “fairness,” and “helpfulness.” The GSS questions which correspond to these variables are provided below.

- Q1 Generally speaking, would you say that most people can be trusted or that you cannot be too careful in dealing with people?
- Q2 Do you think most people would try to take advantage of you if they got a chance, or would they try to be fair?
- Q3 Would you say that most of the time people try to be helpful or that they are mostly just looking out for themselves?

I made a composite index of these three variables. A reliability check for the index has yielded an alpha coefficient of 0.676, indicating a relatively high level of consistency among the variables (see

Appendix 1 for the results of the reliability test). I treated those workers who gave negative answers to all of the questions above as having “interpersonal attitudinal deficits.”

The independent variables for the current research are race, class (i.e., socioeconomic status), sex, and age. I added sex and age as control variables.

- (1) Race: black or white
- (2) Class: Class is defined differently by different researchers, depending on their interests. Here I adopted two major indexes used in mobility research, i.e., education and income. Recording complexity has prevented the current study from including another popular measure, i.e., occupational prestige. However, use of the original coding as a continuous variable (not shown) has yielded findings consistent with the results of the study. I divided black and white workers into four groups by level of education and income (see Table 3).

Table 3. Education and Income Groups

Class	Education (degree)	Income (\$)
High	college degree or over	35,000 or more
Middle	junior/associate college	20,000-34,999
Lower-middle	high school	10,000-19,999
Lower	less than high school	9,999 or less

- (3) Sex: male or female
- (4) Age: Age is the only continuous variable in this study.

The model

I used the logistic regression technique to predict the likelihood or odds ratio of having interpersonal attitudinal deficits. The basic model is as follows:

$$\text{Log}\pi / 1 - \pi = \alpha + \beta_1 \text{ CLASS} + \beta_2 \text{ RACE} + \beta_3 \text{ SEX} + \beta_4 \text{ AGE}$$

In the equation, alpha denotes the intercept and beta, a regression coefficient for each independent variable. I treated “black” as the base for race and “male” as the base for sex. In addition to this model (Model 1), I devised another model with the interaction term <race*class> (Model 2) for examination of the third hypothesis stated earlier.

RESULTS

Table 4 shows the results of the logistic regression (see Appendix 2 for the absolute numbers and percentages of respondents with attitudinal deficits). As suggested in the table, the log odd of having attitudinal deficits is related to both race and class. In particular, race has a strong impact on the odd of having these deficits; in Model 1 for education, being black is estimated to increase the odd ratio of having deficits by a factor of $\exp(1.34)=3.80$, or about $100(3.80-1)=280$ percent, and, in Model 1 for income, by a factor of $\exp(1.36)=3.97$, or about $100(3.97-1)=297$ percent.

While class does influence interpersonal attitudinal well-being, the influence is weaker than race; for black and white workers, a unit advancement in educational status is estimated to decrease the odd of having attitudinal deficits by a factor of $\exp(-.416)=.600$, or about $100(.600-1)=40$ percent, and a unit advancement in income is predicted to decrease the odd by a factor of $\exp(-.203)=.973$, or only about $100(.973-1)=3$ percent.

In the table, the <race*class> interaction models (Model 2) show the effect of a unit progress in class on interpersonal attitudes for black workers. When a black worker makes a one-step advancement in

Table 4. Logistic Regression Estimates for Models of Individual Odds of Having Attitudinal Deficits

<i>Independent variables</i>	Education		Income	
	Model 1	Model 2	Model 1	Model 2
Intercept	.6271* (.3330)	.5114 (.1676)	-.3072 (.2722)	-.3296 (.2971)
Class	-.4162*** (.0812)	-.3584*** (.0996)	-.2030*** (.0765)	-.1923*** (.0950)
Race (Black)	1.3353*** (.1476)	1.6820*** (.3889)	1.3576*** (.1483)	1.4158*** (.3370)
Age	-.0313 (.0060)***	-.0316*** (.0060)	-.9225*** (.0061)	-.0225*** (.0061)
Sex (Male)	.0076 (.1448)	.0060 (.1450)	.1694 (.1516)	.1683 (.1518)
Race*Class		-.1615 (.2741)		-.0287 (.1498)
Model x2	154.614	155.551	123.751.	123.788
d.f.	4	4	4	4
Probability	.0000	.0000	.0000	.0000

Note 1) The logit coefficients in the table represent changes in the log of the odds of having negative interpersonal attitudes for a unit change in the independent variable. The model chi-square for Model 1 represents the improvement in fit in the likelihood ratio chi-square when the individual-level variables are added to a model containing the intercept only. The value of the model chi-square for the equations with the interaction term (Model 2) represents the improvement in fit when the term is added to the model containing an intercept and the individual-level predictor variables.

Note 2) *p < .10 **p < .05 ***p < .01

Note 3) Numbers in the parentheses are standard deviations.

educational attainment, the log odd of having negative attitudes stands at $-.162+(-.358)=-.520$; and the corresponding value for income is $-.029+(-.192)=-.221$. In both cases, a unit advancement decreases the odd of having interpersonal attitudinal deficits, but statistically insignificantly.

DISCUSSION AND CONCLUSION

The above findings confirm the first hypothesis that negative interpersonal attitudes, indicated by the view that people are at once untrustworthy, unfair, and unhelpful, are related to both race and class. Lower-class workers, black or white, are more likely to suffer a low level of interpersonal attitudinal well-being than workers of higher classes. At the same time, other things being equal, black workers are more likely to be negative than their white counterparts. The results also confirm the second hypothesis—a hypothesis that race has a stronger relationship with attitudinal deficits than class does. In other words, other things being equal, being black or white makes more difference in the likelihood of having negative interpersonal attitudes than belonging to different class groups.

However, our estimates provide only a statistically insignificant picture of the difference in the effect of class on attitudinal deficits between black workers and white workers. While the estimates show that the effect of class differences for black workers is larger than the effect for white ones, we cannot conclude that the relationship exists in the entire population. Thus, the third and last hypothesis—for black workers, class does not make as much difference in the deficit likelihood as it does for white workers—was rejected, albeit insignificantly in statistical terms.

Although there is much literature that emphasizes accelerated stratification among black workers, potential or incumbent, it seems that they still “share” with white workers a high probability of having interpersonal attitudinal deficits due more to their race than to class. At the same time, however, at least in this study, advancement in class standing among blacks made more decline in the odd of having negative interpersonal attitudes than among whites. It may be that if black (as well as white) optimists on the past achievement of blacks should reflect on subjective feelings of black workers regardless of their class, pessimists could reflect on the role that class advancement may play in nourishing positive perceptions of people among black workers.

* * *

A number of researchers interested in psychological well-being of different status groups have launched statistical investigation of their “world view,” “quality of life,” “eudaimonic well-being”

and the like. In this article, I highlighted three of those researchers. They all mobilized data from the General Social Survey (GSS) to shed light on race/class differences in psychological well-being over a long period of time, using a range of indicators. The present study is much more modest; it uses the same data source but is temporally restricted to the year 1987 and deals only with perceptions of people, among other indicators. Yet, unlike the studies done by these researchers, it has paid due attention to race and class and, by doing so, clarified that both race and class play a role in interpersonal attitudinal well-being. Further, it has suggested that, while in general race is more decisive than class, blacks might be more likely to enjoy positive views of people than whites if they gain access to higher education, more income, and better jobs.

Do these findings hold today? This study chose the 1987 GSS because it oversampled blacks and because, more substantively, it sought to suggest a way to deepen our understanding of the complex interplay of race and class in relation to the available studies that temporally covered the 1970s and 1980s. I believe that overall tendencies shown in this study continue to hold because conditions of the black population remain inferior to those of the white counterpart. Although blacks as a group made remarkable socioeconomic progress in the postwar period, they still received less education, earned less, and lived in poverty more frequently than whites. The basic pattern has not changed. According to the 2007 report of the National Urban League (2007), the educational status of blacks remains less than 80 percent of whites; black men earn less than three-quarters of what white men earn; and close to 25 percent of blacks live below the poverty line, three times the percentage of whites. In addition, blacks continue to experience racist behavior on the part of whites (Aguirre and Baker, 2000).

Needless to say, we need more recent data in order to test the inference. In 2006, the National Opinion Research Center (NORC) sampled as many as 4,500 individuals for the first time in its history. One may tap this special wave for the purpose if the survey asked the same questions that were examined in this study. In addition, we need to find out exact mechanisms that link experiences of racial discrimination with negative attitudes toward people, as well as mechanisms that link attitudinal deficits with work performance. For instance, a recent statistical investigation on status inequalities, “perceived discrimination,” and “eudaimonic well-being” (Ryff et al., 2003) has found that discrimination is a negative predictor of psychological well-being, especially for women (regardless of race). Here discrimination operated as a stressor to undermine sense of growth, mastery, autonomy, and self-acceptance. As the investigation did, introducing a variable reflecting discriminatory experiences would help grasp mechanisms linking those experiences with perceptions of people as untrustworthy, unfair, and unhelpful.

The race versus class debate continues, seeking equality between blacks and whites.⁴⁾ From the beginning, the debate unfolded with strong policy implications. Simply put, if one stressed class over race, universalist policy would follow. If one, instead, emphasized race over class, then targeted programs, such as affirmative action programs, should remain or become enriched. Although their strategies differ, both class and race proponents have sought to remedy racial inequalities. Perhaps the findings of the present study are most consistent with the view that has been recently put forward by Powell and Menendian. According to Powell and Menendian (2007: 22), one needs to recognize the significance of both race and class since politics of class favoring universalist programs has limitations in the United States where high proportions of workers are people of color. Instead, multi-race and multi-class coalitions should be nurtured to seek targeted universalism “that is universal and also responsive to the needs of the particular.”

APPENDIX 1

Results of Reliability Analysis

Mean, standard deviation, and cases for each code			
	Mean	Std. dev.	Cases
HELP2	.4622	.4987	1599.0
TRUST2	.4046	.4910	1599.0
FAIR2	.5616	.4963	1599.0
Covariance matrix			
	HELP2	TSUST2	FAIR2
HELP2	.2487		
TRUST2	.0982	.2411	
FAIR2	.0964	.1074	.2464
Correlation matrix			
	HELP2	TSUST2	FAIR2
HELP2	1.0000		
TRUST2	.4012	1.0000	
FAIR2	.3893	.4408	1.0000
Hotellings T-Squared = 146.826 F = 73.3953 Prob. = .0000			
Degrees of freedom: Numerator = 2 Denominator = 1597			
Reliability coefficients 3 items <u>Alpha = .6761</u>			

Code HELP2 corresponds to the question: Would you say that most of the time people try to be helpful, or that they are mostly just looking out for themselves? Code TRUST2 corresponds to the question: Generally speaking, would you say that most people can be trusted or that you cannot be too careful in dealing with people? Finally, Code FAIR2 corresponds to the question: Do you think most people would try to take advantage of you if they got a chance, or would they try to be fair?

APPENDIX 2

Workers' Interpersonal Attitudinal Deficits by Class and Race

Education	less than hi sch.	High school	Jr. college	BA and over	Total
Whites	15	62	6	15	98
	15.3%	63.3%	6.1%	15.3%	100%
<i>Total</i>	<i>46</i>	<i>295</i>	<i>29</i>	<i>148</i>	<i>518</i>
Blacks	7	26	1	5	39
	17.9%	66.7%	2.6%	12.8%	100%
<i>Total</i>	<i>18</i>	<i>50</i>	<i>7</i>	<i>10</i>	<i>85</i>
Income	\$ ~9999	10000 ~19999	20000 ~34999	35000~	Total
Whites	28	32	18	14	92
	30.4%	34.8%	19.6%	15.2%	100%
<i>Total</i>	<i>128</i>	<i>121</i>	<i>139</i>	<i>91</i>	<i>479</i>
Blacks	18	6	9	3	36
	50.0%	16.7%	25.0%	8.3%	100%
<i>Total</i>	<i>33</i>	<i>20</i>	<i>16</i>	<i>9</i>	<i>78</i>

The table shows the numbers and percentages of respondents who answered negatively to all questions with regard to interpersonal attitudinal well-being, except the numbers in italics, each of which represents the total number of respondents who fall in the given class x race category.

Notes

- 1) In the United States, the terms “(socioeconomic) status” and “class” are often used interchangeably. In this article, I follow this custom. See Hasegawa (1997) for a summary of how these notions in fact differ from each other and how some social scientists have criticized the American conception of class as status.
- 2) See Brooks (1990, chapter 2), for example, for a general discussion of how race causes employment disparities between middle-class blacks and whites.
- 3) See an article by Ryff et al.(2003), for example, for a most recent contribution to this genre.
- 4) Recent writings include Academic Research Library (2003), Gans (2005), and Kim and Tamborini (2006).

REFERENCES

Academic Research Library. 2003. “Race and its continuing significance on our campuses: an interview with Dr. Joe R. Feagin.” *Black Issues in Higher Education* Jan. 16: 24-27.

Aguirre, Adalberto, and David V. Baker, eds. 2000. *The Structured inequality in the United States; critical discussions on the continuing significance or race, ethnicity, and gender*. Prentice Hall.

Brimmer, Andrew. 1970. “Economic progress of Negroes in the United States: the deepening schism.” Paper presented at Tuskegee, March 22.

Brooks, Roy L. 1990. *Rethinking American Race Problem*. University of California Press.

Clark, Kenneth B. 1978. “Race, Not Class, Is Still the Issue.” *Current*, May-June Issue.

Cole, Johnnetta B. 1973. “The Black Bourgeoisie.” In Peter I. Rose, Stanley Rothman, and William J. Wilson, eds. *Through Different Eyes: Black and White Perspectives on American Race Relations*. Oxford University Press.

Davis, James A., and Tom W. Smith. 1992. *The NORC General Social Survey: A User's Guide*. Sage Publications.

Farley, Reynolds. 1993. "The Common Destiny of Blacks and Whites: Observations about the Social and Economic Status of the Races." In Herbert Hill and James E. Jones, Jr., eds. *Race in America: The Struggle for Equality*. The University of Wisconsin Press.

Farley, Reynolds, and Suzanne M. Bianchi. 1985. "Social Class Polarization: Is It Occurring among Blacks?" In Cora Bagley Marrett and Cheryl Leggon, eds.

Feagin, Joe R. 1991. "The Continuing Significance of Race: Antiblack Discrimination in Public Places." *American Sociological Review* 56(1): 101-116.

Gans, Herbert J. 2005. "Race as Class." *Contexts* 4(4): 17-21.

Hasegawa, Miki. 1997. "Toward the Integration of Class, Race/Ethnicity, and Gender: A review of theoretical developments involving the sociological subfields of social stratification, race/ethnic relations, and gender studies." Essay submitted to Columbia University as a requirement for a doctoral degree in sociology.

Herbers, John. 1978. "Division of Races Persists." *Current*, May-June Issue.

Hughes, Michael, and Melvin E. Thomas. 1998. "The continuing significance of race revisited: A study of race, class, and quality of life in America, 1972-1996." *American Sociological Review* 63(6): 785-796.

Kim, Changhwan, and Christopher R. Tamborini. 2006. "The Continuing Significance of Race in the Occupational Attainment of Whites and Blacks: A Segmented Labor Market Analysis." *Sociological Inquiry*. 76(1):23-40.

Kirschenman, Joleen, and Kathryn Neckerman. 1991. "We'd Love to Hire Them, But...The Meaning of Race for Employers." In Christopher Jencks and Paul E. Peterson, eds. *The Urban Underclass*. The Brookings Institution.

Marger, Martin N. 1994. *Race and Ethnic Relations: American and Global Perspectives*. Wadsworth

Publishing Company.

Marrett, Cora Bagley, and Cheryl Leggon, eds. *Research in Race and Ethnic Relations, Vol. 4*. JAI Press.

Moynihan, Daniel Patrick. 1965. *The Negro Family: The Case for National Action*. U.S. Department of Labor, Government Printing Office.

National Opinion Research Center. 1991. *General Social Surveys, 1972-1991: Cumulative Codebook*. The University of Chicago Press.

National Science Foundation. 2007. *The General Social Survey (GSS): The Next Decade and Beyond*. National Science Foundation.

National Urban League. 2007. *The State of Black America, 2007*. National Urban League.

Powell, John A., and Stephen Menendian. 2007. "Race vis-à-vis Class in the United States." *The Crisis* 114(1): 18-23.

Ryff, Carol D., Corey L. M. Keyes, and Diane L. Hughes. 2003. "Status inequalities, perceived discrimination, and eudaimonic well-being: Do the challenges of minority life hone purpose and growth?" *Journal of Health and Social Behavior* 44(3): 275-291.

Smith, Robert C., and Richard Seltzer. 1992. *Race, Class, and Culture: A Study in Afro-American Mass Opinion*. State University of New York Press.

Smith, A. Wade. 1985. "Social Class and Racial Cleavages on Major Social Indicators." In Cora Bagley Marrett and Cheryl Leggon, eds.

Wilson, William J. 1978. *The Declining Significance of Race: blacks and changing American institutions*. The University of Chicago Press.

----- 1987. *The Truly Disadvantaged: The Inner City, the Underclass, and Public Policy*. The University of Chicago Press.

----- ed. 1993. *The Ghetto Underclass: Social Science Perspectives*. Sage Publications.

(Assistant Professor 専任講師)

研究論文

戦争と平和に関する一考察 —生命（いのち）の重さと平和—

松 井 志菜子

A study on war and peace

Abstract

A cold war has been over. After that a movement in a capital market of the world became active. To secure an energy resource and a food, each country is doing various diplomatic negotiations. It changed from a war by a weapon into an economical war. The structure of the international society is changing rapidly. Terrorism has already broken out. War by using nuclear weapon or biological weapon may happen in the future. The world will be destroyed. What should the countries do in order to live together amicably and peacefully? We, all countries must respect each other and admit diversity. In this paper, I study to realize peace and harmonization in the world.

Key Words

Peace, Harmonization, Human knowledge

I はじめに

いわゆる東西の冷戦が終結した。しかし、平和な社会が到来した訳ではない。

現代社会は、武器や兵器による戦争から、形を変えた新たな戦争に突入している。

世界は、資本市場がダイナミックに流動し、エネルギー資源や、食糧確保に向け、経済面からの国際社会の構造が急速に変化している。

思想、民族、人種による争いもさることながら、核兵器や生物兵器、テロなどを、国際政治の外交、交渉の際の武器として使用し、自国や自分たちの主義や主張を強行する非合法、非人道的ともいえる手法が多発している。アルカイダの声明やテロ行為、武器や武力による軍事政権や独裁政権による圧政、北朝鮮の核兵器開発を盾にした交渉などである。

この論文では、思想や思惑、価値観の異なる国々や地域、利害の対立、各々が抱える問題を理解

しながら、平和を実現するにはどうするかを考える。

1. 生命（いのち）の重さ

人は、生まれながらにして、自由、平等である。誰からの搾取も受けない。差別や、不平等な扱いを受けず、幸福に暮らす権利を持っている。

個人の尊厳である。

個人の尊重、生命、身体の自由は、人としての基本的な人権である。しかし、自由を圧迫する者、また、権力を笠に、利己的な満足を達成しようとするものも、同じく自由を主張するであろう。

自由と自由のぶつかり合い、人権と人権の軋轢を調整するのが、人権規定である憲法の役割である。

憲法は、国家の基本法である。いわば国家の大黒柱である。憲法が揺らげば、国家の存亡に拘わる事態となる。憲法は、国家の最高法規（日本国憲法第96条、第97条、第98条⁽¹⁾）でもある。違反する法律、命令、規則等は憲法違反である。

個人の尊厳を具体化したものが人権規定である。そして、人権規定の実効化を支える手段が、三権分立である。三権分立は、立法、行政、司法である。立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所が担っている。三権は、お互いに強く牽制し合う構造である。国家権力の暴走や悪用に抑止を効かせている。例えば、憲法に違反する法律を検査する機能が、裁判所の違憲審査権（日本国憲法第81条⁽²⁾）である。

国家によって政治体制は異なるが、国家権力の濫用を阻止するのは憲法の役割であろう。もし憲法による国家権力の濫用への歯止めがないとしたら、それは、悪法といわざるをえない。為政者、独裁者にとって、都合の良いことしか規定していない憲法は、もはや、憲法であって、憲法ではない。独裁者、為政者のための法でしかない。

2. 精神的な自由

思想の自由、良心の自由、言論の自由、表現の自由などの精神的な自由の人権規定が無い場合には、もはや、民主的な過程における救済の手段はむずかしい。十分な議論、討論ができず、人々は、弾圧や恐怖に怯え、絶望の果てに、闘う意欲を無くしてしまうからである。

自由闊達な議論、討論がない政治に、希望や夢、明るい未来はないであろう。人々は、自分を守るために孤立する。密告や告発を恐れ、疑心暗鬼になる。ひとりの人間は弱い。この弱さの裏返し、絶対的な権力を手に入れることであろう。

北朝鮮の拉致問題は、外交交渉としては、極めて困難な問題である。拉致された人々が、北朝鮮に居るからである。生命（いのち）が、外交交渉の取引の材料として使われ、交渉相手の思惑や行動の予測がつかないからである。彼等にとっては、生命の重さは、金銭取引の道具としての価値し

かないのである。しかし、価値観、倫理観、道徳観、歴史、習慣、文化、風土の違いを述べる以前に、歴史上、人の生命を、交渉の材料に使うことは、数多く存在した。

生命（いのち）の重さとは何か。

個人の尊厳とは何か。

平和や地球上に生きる生物すべての未来永劫の幸福、共生、共存を語るとき、今一度、皆が問い直す必要がある。

II 核軍縮

1. 非核三原則

わが国は、非核三原則を堅持する。核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬの3つである。わが国は、核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）上、非核兵器国として、核兵器の製造、取得等を行わない義務を負う。日本が核兵器を保有することはない。原子力の使用目的を、原子力基本法に基づき、平和利用に限定する。

2. 核軍縮

包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）は、核軍縮、不拡散に関する条約である。包括的核実験禁止条約（CTBT）は、核兵器の開発や改良に必要な核実験に、1963年、アメリカ、イギリス、ソ連との間で調印した、核兵器の一部の実験を禁止する条約部分的核実験禁止条約（PTBT：Partial Test Ban Treaty。正式には、大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約（Treaty Banning Nuclear Weapon Test in the Atmosphere, in outer Space and under Water）においては、禁止の対象とならない地下核実験を含むすべての核実験を禁止する。包括的核実験禁止条約（CTBT）の目的達成、実施確保のため、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）を設立し、条約遵守のため、国際監視制度、現地査察、信頼醸成措置等から成る検証制度を設けた。

1993年、採択の核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：Fissile Material Cut-off Treaty: カットオフ条約）は、核兵器国、及び、インド、パキスタン、イスラエルなどの、核兵器不拡散条約（NPT）の非締約国の核兵器製造能力の凍結を目的とした。内容は、核爆発装置の研究、製造、使用のための、高濃縮ウラン、プルトニウム等の生産禁止、その目的のための、他国による高濃縮ウラン、及び、プルトニウム生産に対する援助の禁止である。

アメリカ合衆国とロシア間の戦略兵器削減条約（START：Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、冷戦期に増大した戦略核戦力を、削減するものである。中距離核については、1987年、アメ

リカ合衆国とソビエト共和国連邦において、地上配備の中距離核全廃の INF 条約に署名し、1988 年発効した。戦略核弾頭数は、冷戦期の約 60%と減少し、核軍縮の構築の基礎となった。

1991 年、第 1 次戦略兵器削減条約（START I）署名。戦略核の大陸間弾道ミサイル（ICBM : Intercontinental ballistic missile）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM : Submarine Launched Ballistic Missiles）、重爆撃機の運搬手段の総数の削減を規定した。ソ連が崩壊し、リスボン議定書において、戦略核兵器を配備していたベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ、ロシア、アメリカ合衆国の 5 カ国は、START I の当事国となり、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナは、非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）に加入することを定めた。ロシアを除き、ベラルーシは 1996 年、カザフスタンは 1995 年、ウクライナは 1996 年、領域内のすべての核兵器を撤去し、ロシアに移管した。2001 年、アメリカ合衆国とロシアは、START I に基づく義務の履行を完了したと宣言した。

第 2 次戦略兵器削減条約（START II）は、START I の発効を待たず、1992 年に、アメリカ合衆国とロシア連邦間において、START II の基本的枠組を合意した。1993 年、アメリカ合衆国、ロシア連邦が、戦略核弾頭数を削減、大陸間弾道ミサイル（ICBM）を単弾頭にし、多弾頭 ICBM、及び、重 ICBM（SS-18）の全廃等を規定した。

その後、1997 年署名の START II 議定書に基づき、削減期限を 2007 年まで延長した。アメリカ合衆国は、START II 条約議定書の批准を拒否し、1972 年締結、発効の ABM 条約（Anti-Ballistic Missile Treaty）を脱退した。ロシア連邦は、アメリカ合衆国の行動、及び、START II 条約が効力を発する如何なる必要条件も存在しなくなったとして、条約の目的達成にそぐわない行動を抑制する国際法上の義務を負わない旨を表明した。

第 3 次戦略兵器削減条約（START III）に関しては、1997 年、ヘルシンキにおけるアメリカ合衆国とロシア連邦の首脳会談後、将来の核戦力削減のパラメーターに関する共同声明を発表した。しかし、START II が発効していないため、START III 交渉は進展しなかった。戦略核弾頭数、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル（SLCM : Sea Launched Cruising Missile）など、戦略核兵器の削減に関する交渉は、戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約。正式名称は、アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃（能力）の削減に関する条約 : the Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions）へと受け継がれる。戦略関係に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の共同宣言、すなわち、両国の安定した二国間関係の信頼と協調は、戦略的枠組みを構築し、国際的な軍備管理、軍縮、不拡散の動きを促進し、国際安全保障の環境も整うであろうとの期待がある。

3. 核廃絶

東西冷戦中、国連主導の軍縮交渉が暗礁に乗り上げた時代、多国間の交渉機関である軍縮会議を

行方地を、ニュー・ヨークからスイスのジュネーブに移した。ジュネーブは、過去に、核兵器不拡散条約、包括的核実験禁止条約、化学兵器禁止条約などの話し合いを行った地である。

軍縮会議において、日本政府代表が主張しなければならないことは、大量破壊兵器の禁止、核兵器不拡散、核廃絶である。そのためには、核兵器に用いる物質の生産、製造を、完全に禁止しなければならない。

核兵器の威力は、殺傷力が群を抜いている。核兵器は、その存在自体が脅威である。脅しとして、十二分な威力を発揮することを、誰もが既に知っている。揺ぎの無い強力な交渉力の支えとして、核開発を進めている。これでは、核兵器不拡散や核廃絶の理念からははずれ、却って、核への依存を助長してしまうことにもなりかねない。

4. 核兵器国と非核兵器国

核兵器不拡散条約(NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)は、1967年1月1日以前に、核兵器、その他の核爆発装置を製造し、かつ、爆発を実行した国々を核兵器国とした(NPT第9条3)。核兵器国を、当時、アメリカ合衆国、ロシア(旧ソ連)、イギリス、フランス、中国の5カ国とし、核兵器国以外への核兵器の拡散を防止しようとするものであった。核兵器不拡散条約(NPT)は、1968年に成立し、1970年に発効した国際条約である。わが国は、1976年に批准した。

この国際条約は、非核兵器国が核兵器を取得すること等を禁止し(NPT第4条)、国際原子力機関(IAEA: International Atomic Energy Agency)の保障措置を受け入れ(NPT第3条)、核兵器国が、核軍縮のために、交渉する義務を定めた(NPT第6条)。条約発効から、四半世紀を経た1995年には、無投票のコンセンサスによって、無期限の延長を決定した。国際安全保障の要となる条約である³⁾。

しかし、現在、核兵器を保有する国は、アメリカ合衆国、ロシア、イギリス、フランス、中国に止まらない。インド、パキスタン、イスラエルは、核兵器を保有するが、核兵器不拡散条約(NPT)には加入していない。また、北朝鮮が、2003年、核兵器不拡散条約(NPT)から脱退し、国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定から、完全に脱することを宣言する声明を発表した。そして、2006年、ミサイル発射実験や核爆発の実験を行った。イラクでは、大量破壊兵器や核施設が存在が疑われた。イランの核施設への疑惑も生じている。1998年には、インドとパキスタンが核実験を行なうなど、核兵器不拡散条約(NPT)体制の根幹を揺るがす事件が起きている。

交渉において、核兵器の保有、開発をカードに、不当な要求を行おうとする国々もある。多くの国々が核廃絶に向けて努力している中、一部の国々や地域が、軍事における微妙な均衡を崩そうとしている。核兵器保有国同士の牽制も熾烈である。核兵器保有国間の核兵器削減に対する条約が、機能を失うことにもなりかねない危機である。核兵器、最新兵器に関する資料や技術情報の闇取引、

研究者、科学者、技術者に対する金銭提供や研究の場の提供による核開発に携わる人材の奪い合いもある。科学者、研究者は、研究開発のために、敵対国であっても、研究の場所を異動する。将来、国家の存亡に拘わる事態へと発展する可能性があるとしても。科学者、技術者と共に、極秘情報や最先端の科学情報や開発技術が移動する。倫理観、道徳観を持ち、ひとりの人間として考えて欲しい。彼らの心に訴えるしか方法がないからである。どのような法的規制があろうとも、最終的な決断は、彼ら自身の判断に委ねられている。

現実社会は、世界平和をお題目として唱え、政治的な思惑が、国境を越えて、地下を縦横無尽に往来する。

大量破壊兵器による防衛、ミサイル防衛構想、自国の防衛だけを念頭に置く。大量破壊兵器の行使が何を意味するかは、保有国自身が、一番、認識していることであろう。自国だけが生き延びることは不可能である。それを承知で、他国が全面的に廃絶しない限り、自国も手放さない、という駆け引きを延々と行っている。

わが国は、核不拡散、核軍縮体制を、核兵器不拡散条約（NPT）に依拠し、包括的核実験禁止条約（CTBT）を、国際原子力機関（IAEA）と並び、核軍縮、核不拡散実現のため重視している。

5. 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、1977年に採択、1978年発効したジュネーブ追加議定書がある。我が国は2004年に加入した。1977年、第32回国連総会において、過度に傷害を与え、又は、無差別の効果を有すると認められる通常兵器の使用禁止、又は、制限に関し、合意を達成する目的で、国連会議を招集する決議を行なった。その決議に基づき招集した1979年、1980年の国連会議の結果、1980年、ジュネーブにおいて、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW：Convention on Certain Conventional Weapons）を採択し、1983年に発効した。

この条約は、手続等基本的事項について規定する枠組条約（framework convention）（締約国103カ国）と、個別の通常兵器について規制する5つの議定書（protocol）から成る。附属議定書は、以下の通りである。①1983年発効議定書I。検出不可能な破片を利用する兵器の使用を全面禁止する（The weapons currently covered include weapons leaving undetectable fragments in the human body）。②1983年発効議定書II。1996年改正し、対人地雷が主に使用される内乱にも適用となった。更に、探知不可能な地雷や自己破壊機能を有さない地雷（mines, booby-traps and other devices）の使用制限や移譲の規制を強化した。③1983年発効議定書III。文民及び民用物、人口周密地域にある軍事目標を攻撃目標とする、ナパーム弾等の焼夷兵器（incendiary weapons）の使用の禁止、又は、制限に関する議定書である。④1998年発効議定書IV。失明に至るレーザー兵器（blinding laser

weapons)の使用及び移譲の全面禁止等を規定する。⑤2006年発効議定書V。わが国は未締結である。爆発性戦争残存物 (ERW : explosive remnants of war) に関する議定書。不発弾等の危険を最小にするために、紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小にするための技術的予防措置を規定する。

6. 小型武器軍縮

9.11ばかりではなく、世界中に、テロリズムが横行している。テロリズムの実行手段は、多くが小型武器である。

小型武器とは、小さいものは、小銃、自動拳銃、突撃銃、重機関銃、大きいものは、迫撃砲、携帯対空砲、携帯対戦車ミサイル、携帯対空ミサイルなどである。殺戮を目的とした戦場で使用する殺傷兵器、武器を分類名の一つである。

小型武器は、一人ないしは少人数による操作が可能である。比較的、軽量であり、取り扱いや管理も容易である。多くが、小型ゆえに、隠れた闇取引ルートにおいて、売買、流通している。戦争終結後も、非合法的な手段による拡散が行われている。

小型武器の非合法取引を完全に防止しなければならない。小型武器の軍縮も必要である。カラシニコフやMANPADS (携帯用地対空ミサイル) は、アフガニスタンやパキスタンにおける戦闘に用いられた。イスラエルやパレスチナの領土を巡る永い反目と戦争の連鎖、宗教間の対立、東ヨーロッパの独立や民族紛争、東南アジア諸国の民族紛争などにおいても小型武器が使われた。戦争ばかりか、犯罪にも使用している。

この小型武器による犠牲者は、一般市民など非武装の人々、特に女性や子供である。持ち運びの便、操作の容易性、入手経路の多様化によって、戦争地帯ばかりではなく、市民生活の場においても、容易に、使用されるようになってきている。毎年、50万人以上の犠牲者がいるといわれる。この犠牲者の数は、大量破壊兵器戦争に匹敵する。戦争とは無縁の生活を送る人々を、そして、無防備な無辜の民を、一瞬にして、犠牲者にする。人々を悲しみと不幸に陥らせ、憎しみの連鎖の発端を創り出すことにも繋がっていく。

小型武器も大型兵器も殺戮手段であることに違いは無い。大量殺戮、大量破壊を可能にする大型兵器と同様、小型武器も、犠牲者の悲惨に変わりない。むしろ、小型武器の人々の心への負担は深刻であるかもしれない。

どのような理由があっても、生命を奪う解決法は回避しなければならない。進化の頂点に立つと自負する人類は、その歴史から、十分に、その愚かさを学んでいるはずである。人類の叡智を結集して、戦争の無い社会を実現し、平和を達成するための建設的な作業を、一段一段、積み重ねていかなければならない。

Ⅲ 紛争の平和的解決

1. 情報収集

交渉に臨む前には、事前の緻密な準備が必要である。戦略を立てるためにも、情報の収集は重要である。交渉は、国力だけではなく、交渉人の手腕がものをいう。交渉人は、能力、専門的、職業的なプロフェッショナルな自負と誇り、自尊心、責任感、相手方との信頼を築き上げる才能、安易な妥協を許さないハードなネゴシエーションに耐えられる忍耐強さを兼ね備えていなければならない。最前線の交渉人が、場の空気を読み、即断即決し、判断を下さなければならないことも多いからである。

諜報活動の訓練や情報収集能力を培った人材の育成も課題である。

各国は情報収集員を育成し、世界各国、世界のあらゆる機関や機構に送り込み、諜報活動を行っている。わが国も、様々な交渉を有利に進めるためには、必要な活動と位置づけている。情報を制するものは、社会を制するからだ。

交渉を進めるに当たり方向性を定めたら、交渉開始に向けての政治的な合意、目標の合意は不可欠である。

情報戦は熾烈であっても、実際の紛争解決、平和実現への歩みは、あくまでも平和的な解決方法を固持しなければならない。

2. 交渉における紛争の平和的解決

外交交渉の行方は、最後まで流動的である。多国間の交渉は各国間の利害の対立の調整である。各国の代表者、各機関や各組織の交渉者が、いかなる意思表示や行動を取るかは、変幻自在である。力関係も、一瞬にして、逆転することもある。国益に沿うよう、自国に有利に、できるだけ自分たちの主張と思惑が通るように、それぞれが微妙なタイミングを計っている。

しかし、外交交渉における最終目標が、揺るぎないものであれば、国際社会の一致団結は可能ではないだろうか。

裁判と同様、利害や意見が対立する当事者同士でも、互いに、思いをぶつけ、率直な意見や考え方を述べることによって、打開策が見えてくるのではないか。意見の異なる、立場の異なる当事者が、互いに相手の立場に成りきり考える。相手方であれば、どのような主張をし、何を要求し、どこまで譲歩できるか。いつかは、全く、反対の立場に置かれることもありうる。自己主張ばかりでは、対立を深め、平行線を辿ることにもなる。

特に、国際会議は、国々の諸事情や利害関係者の集まりである。政府利益も、同胞、対立国も、時の流れと共に変化する。昨日の敵は、今日の友。今日の友は、明日の敵ということである。しかし、自国が、直面する問題に、関係各国、あるいは、直接には関係しない国々であっても、客観的

な立場、第三者の立場からの意見や考え方を提起することができる場である。ある意味では、民主主義が機能する最たるものといえよう。

国家は、それぞれ主権を有し、最高独立性を有する。各々の歴史や文化、慣習が異なる。価値観の相違を乗り越え、人類共通の願いである平和な社会実現のためには、徹底した話し合いとお互いの理解に拠るしかない。

長い時間をかけた話し合いや交渉において、すべての関係者が、満足する結論に達することは稀である。利害の対立や、譲れない国益を代表した人々が、真剣に、膝を突合せる。相互の理解に向け、ぎりぎりの妥協や譲歩を見出し、調整していくのが協議である。あるときには、強力に主張を推し進め、あるときには、譲り合い、歩み寄りも必要である。相手の立場の尊重は容易ではない。しかし、協議の繰り返しの中で、儀礼的のものから、本音で話し合える実質的なもの、実効性のあるもの、共通の達成目標を見出すことはできるであろう。各国、各組織、各団体を代表する交渉者は、前線で、柔軟性と協調精神を最大限に発揮し、一つの妥協点、打開策を見出していく。それが外交であり、国際政治における交渉であろう。自国の譲歩によって、危機を回避し、破滅的な事態を避けることも可能であろう。打開策、妥結策への協力と、陰になり日向になるの協力、サポート体制も、より強固となるであろう。長い目で見ると、そのことが、自国にとっての利益となるかもしれないし、世界の中の一つの信頼できる国としての確固たる地位を築くことになるかもしれない。

3. 正義と連帯

国際政治に正義はあるか。

ここでいう正義は *ius* である。*ius* はラテン語で、*jus* と同義であり、権利、法、正しい、法秩序などの意味がある。正義 *justice* の語源でもある。規範以前の正義である。法の支配という法である。人類がこの世に存在し、社会生活をするようになり、すべての人類に共通する正義である。人種、民族、宗教の違いを乗り越え、人為的な法や規範がなくても、絶対的、根源的に存在する正義である。正義は自然法である。法の支配という法は、自然権思想となり、やがて法治主義の法や規範となって形作られる。時代によっては、社会正義にもなる。悪法も法なりという場合の法や、絶対王政や専制君主、独裁政治に都合のよい法や規範とは一線を画するものである。

人は正義があることを前提に生きているのではないだろうか。いや、正義があると信じて、希望を繋げているのではないか。

今一度、問う。国際政治に正義はあるか。人間社会に正義はあるか。

国際社会に、政治的な意思の合致はあるか。

ありえない、という言う前に、今しばらく考えよう。各自の背負う利益を背中から降ろし、真の平和の希求のために、何をすべきかを考えるべきではないか。達成すべきことは何か、という最終

目標に対する全員の合意が必要である。掲げた目標達成への合意、承諾がない限り、協議への参加自体を拒否し、協議の席から撤退する国々が出てくるからである。決裂は極力、回避しなければならない。議論と討論を尽くした後に、初めて建設的な結論が出てくる。そして、その合意事項は、誠心誠意、遵守しなければならない。

問題は、自国や代表する組織や団体の利益を後回しにすることが、極めて、困難であるという現実である。しかし、次に戦争を起こしたら、人類は破滅する。世界平和や全世界の調和を優先して、考えるべきであろう。

武力や核兵器の脅しによって、まやかしの平和を創ってはならない。暴力や脅迫は、憎しみの連鎖を繋いでいく。恨みは世代を超えて受け継がれていく。

平和への祈りは、人類共通の願いであると確信する。人々が、争うことなく、戦争や闘い、武力衝突で傷つけあうことも無く、平穏に暮らしていけることこそ、真の祈りではないだろうか。この平和という一つの大きな目標達成のため、人々は、連帯できるのではないか。

IV 国連による平和維持

1. 国連の役割

国連が、どの程度の権威と権限、統率力を持つか。あるいは、国連は機能していない、実効性が弱いと批判的な見方もある。それでは、もっと強力な統率力と実行力を有する新しい、どのような国際組織、国際機構を創ればいいのかののだろうか。

現代の要請に見合った組織や機構を新たに創ることに反対はしない。

しかし、国連は、世界平和を実現するために、紛争を解決し、あるいは、事前に予防するなど活動してきた。多くの国々が、一堂に会す貴重な組織、機構であると思う。現在の国連を、機構改革、組織改造をしながら、活用し、世界をまとめていくことも必要ではないだろうか。

議論、討論を尽くした後の合意、承認は、全会一致でなければならない。合意事項、承認事項の実効化を確保のための検証も必要である。目標達成は、目的と同時に、次なる目標達成へのステップでもある。地道な努力の積み重ねが、大切なことである。

自国の利益や率いる団体の有利性ばかりに目を向けず、もっと世界全体の平和と発展、地球市民の永続を視野に、大所高所に立った視点から話し合わなければならない。

例えば、拉致問題の相手国、北朝鮮は国家である。国家の三要素である政府、人民、領土を備えている。しかし、二つの朝鮮を認めないわが国では未承認国家である。国家は主権を有する。国家は最高独立性を保持している。国家は対等であり、誰からも、その主権を侵害されない。どの国家も平等な立場である。従って、他国から見て、如何に、非人道的なことが行われていようとも、独

裁政権、独裁者が、いかなる政治を行おうと、それを指摘し、改めるように指示や命令をすることは、軽々にはできない。たとえ、当事国の国民や在住外国人や報道関係者が、その現状を訴え、外部機関や国際機関、外国に救助、救援を求めたとしても、直接の手出し、救援隊を派遣することは、慎重に行わなければならない。

これは国家の場合、内政干渉ともなり、直ちに出て行けと言われれば、何も出来なくなるからである。埒があかないからと直ちに武力行使をするというのは、真の解決ではないであろう。武力による解決は、絶対的ではないし、最終的手段ではないと考える。

しかし、余りにも過酷な弾圧、武器による抑圧、人権侵害が行われていることが事実であることが確実になった時点で、人権抑圧を止めること、当事国の内国民や救助を求めている人々に手を差し伸べることは、倫理上、道義上、人として、間違った行動では無いであろう。

相手を説得することは困難である。しかし、緊急事態の対応として、強行手段を採る場合はある。人道的な観点に立った措置である。時間的に待てない、生命(いのち)が、刻々と失われていく場合である。しかし、その後、将来への展望に繋げていかなければ、問題の真の解決とはならないであろう。

国交のない国家との交渉は、迂遠である。両国とも威信をかけた交渉である。相手国の恥部をえぐることにもなりかねない。このようなときに二国間交渉の限界を支えるものが、国際社会ではないだろうか。意見を集約していく国連の役割は大きいと考える。

国際社会の意思決定が、様々な問題解決に向けて、話し合いを重ねていくうちに、国際平和実現、紛争解決、和解への道を模索し続ける民主主義を定着していくものとする。自由を求め、自由と平等を謳う自由主義を実現すべく、人類の共通の財産として、未来に遺せる残せる遺産は、苦しい試行錯誤の中から生まれる。

2. 国連平和維持活動 (PKO)

世界の各地には、戦争の足跡のように、地雷や不発弾、生物兵器や化学物質の残骸が地中に埋まっている。戦争は終結しても、平和へ向けての平穏な市民生活に、生命をも奪う危険が置き去りである。被害は、生命(いのち)だけではなく、生活への不安や憎しみの連鎖を生み出す。

東西冷戦の終結後、国際平和の実現と安全の維持に関心が集まり、これらの分野における、国連の役割への期待が高まった。国連平和維持活動 (UN PKO、又は、PKO : United Nations Peacekeeping Operations) である。

国連平和維持活動 (PKO) は、第二次世界大戦後の東西冷戦構造の中、国連憲章第7章⁽⁴⁾に規定する集団安全保障制度が機能しないことに端を発する。国連が、世界各地の紛争地域の平和維持や、平和実現の回復手段として、小規模の軍隊を、現地に派遣して行う活動である。国連憲章上に明文の規定はなく、現実の慣行として行っている活動である。しかし、国際司法裁判所が合法性を

認め、国際連合総会は、1962年、第17回総会において、これを受諾した（総会決議1854）。

国連平和維持活動（PKO）の目的は、当初、紛争当事国の同意を前提とする派遣であり、安保理（総会）決議に基づき、国連が、停戦合意の成立後、紛争当事者の間に立ち、停戦や軍の撤退の監視等を行い、紛争当事者による対話を通じ、事態の沈静化、紛争の再発防止を図ることであった。

しかし、冷戦終結後の国際社会における紛争は、国際紛争から国内紛争へ、反対に、国内紛争と国際紛争が混合、あるいは、国内紛争から国際紛争へと拡大するなど、その質を変えていく。それに伴い、紛争解決における国連の役割を見直し、同意を前提としない派遣も出てくるようになった。

1990年代に設立したPKOには、軍事部門以外に、文民部門を含むものがある。社会情勢、世界情勢の変化に対応するように、PKOの役割が変化している。

そして、PKOの活動内容の変化は、従来の紛争当事者による対話を通じた解決へ導くことへの支援、と同時に、選挙や文民警察、人権や難民の帰還事業の支援など、紛争当事国の国内行政の事務や将来の国内復興開発などの支援を行うなど、支援の内容にも変化を齎した。

例えば、わが国が参加した国連カンボジア暫定機構（UNTAC：United Nations Transitional Authority in Cambodia）や、国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET：United Nations Transitional Administration in East Timor）の構成は、軍事部門に加え、文民警察、行政、選挙、復旧、人権、及び、難民帰還部門などがある。すなわち、紛争を解決するだけでなく、その後の、紛争当事国自体の国内安定に向けた活動をも含む支援へと変わっていった。国内や周辺諸国、周辺地域の治安維持機能の回復、社会基盤の整備、安寧秩序の構築、自主的な行政機能の復活など、支援は多様化している。PKOの任務として、文民警察や政務官など、文民の役割も増大し、将来の予想される紛争の発生の未然防止、平和社会の構築への支援も、従来任務に加えて、期待されるようになった。

また、アフリカ地域においても、コンゴ民主共和国、エチオピア、エリトリア、シエラ・レオネ、リベリア、コート・ジボワール、ブルンジ、スーダンなどにおける新しい活動（ミッション）を開始した。

国連平和維持活動の構成は、派遣国からの指名があるか否かによって、次のように分類できる。①原則として、派遣国が指名する非武装の将校から構成する軍事監視団（Military Observer Mission）と、②各国が提供する部隊を、国連が統括する平和維持隊（PKF：Peacekeeping Force）⁵⁾による活動である。

現在、活動中のPKOは、①の例としては、国連休戦監視機構（UNTSO：United Nations Truce Supervision Organization）や国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP：United Nations Military Observer Group in India and Pakistan）である。②の例は、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF：United Nations disengagement Observer Force）や、国連レバノン暫定隊（UNIFIL：United Nations Interim Force In Lebanon）である。また、国連シエラ・レオネ・ミッション（UNAMSIL：United Nations Mission in Sierra Leone）は、①軍事監視要員と②歩兵部隊の双方を持つ。

1948年以降、今日まで、合計60件のPKOを設立した。そのうちの47件が、冷戦終結直前期の1988年以降の設立である。現在は、16のPKOが展開中である。105ヶ国から、およそ66,000人(派遣人数は2005年5月末日現在)の軍事、警察要員を派遣し、平和維持活動に携わっている。

3. 国連平和維持活動(PKO)の問題点

国連平和維持活動(PKO)は、カンボジアやモザンビークなどで、比較的、短期間の間に、成果を挙げた。しかし、ソマリアや旧ユーゴにおいては、様々な困難な問題に直面した。ルワンダにおいては、真実と和解の委員会を設置するなどして、徹底的な真相解明に努力する方法を採ったが、民族間の凄惨な大量虐殺を阻止することができなかった。

紛争地域といっても、仮にも、主権国家内、あるいは、主権国家間の争いである。紛争の結果、国家が亡くなる、あるいは、国家が分裂するなど、事態は、予想外の方向に進んでいく。現政権側に協力することになるのか、現政権から新政権樹立を目指す勢力に加担するのか、全く第三の道を選んで、新しい構想を提示するのか。周辺諸国の思惑、世界各国の思惑も水面下で動いている。長い目で、国際政治を考え、味方になるか、敵になるかで、自国の利益を最優先に考える国々もあるであろう。

2000年3月、アナン国連事務総長は、専門家によるパネルを設置し、PKOを中心とする国連の平和活動の包括的な見直しを求めた。過去の教訓や失敗例を踏まえ、多様化する任務に効果的に対応するため、模索を始めた。

2000年8月、アナン国連事務総長の命を受けた専門家によるパネルの報告はパネル委員長の名をとり、ブラヒミ報告と称している。報告書は、約60の勧告を行った。

例えば、国連平和維持活動(PKO)の任務は、現実に、達成が可能なものであること。活動に必要な要員や経費は、合理的な範囲であること。国連平和維持活動(PKO)が、効率的、かつ、迅速な行動を確保できる制度上の仕組みが必要であること。そのため、各国が、予め、派遣可能な要員を待機する従来の制度を、より実効化するために、制度の拡充や強化を行う必要があること。活動の立ち上げに直ちに必要各種要員の待機リスト作成の必要性などを指摘した。国連本部事務局等からも、支援体制を強化するため、組織や制度改革が必要であることなどを提起した。

国連事務総長は、このブラヒミ報告を受けて、勧告を実施するための2つの計画案を提出した。2000年10月と2001年6月の計画案である。2つの計画案について、国連は議論を行った。その結果、国連事務局の増員や組織の改編、経営改善への取組を行った。その後、外部機関は、ブラヒミ報告の実行状況のレビューを、2005年の第59回総会の会期中に行った。

最近、国連平和維持活動(PKO)は、その活動する場所や機会が増えている。そのため、2004年5月17日、国連平和維持活動(PKO)に関する安保理公開討論を開催した。内容は、効率的な国連平和維持活動(PKO)の運用の必要性。国連平和維持活動(PKO)の撤退。撤退後の

自立と自律への確立を見定めた武装解除を含めた撤退時期の判断。国連平和維持活動（PKO）の任務が、複雑化し、かつ、他の要素と、複雑に絡み合っていることへの懸念の払拭。兵士の武装解除、動員解除、職業訓練や職業安定所による賃金労働への雇用確保、農業や漁業、牧畜などへの資金手当、起業など自立へと促す小規模ビジネスへの機会提供など社会への復帰計画（DDR計画：Demobilisation, Disarmament and Rehabilitation programme）。地雷や残留不発弾の問題など未解決問題への処理方法、対処方法、紛争中、そして、紛争解決後の人道問題などである。合理的な判断によって、撤退時期を決定したとしても、紛争地においては、解決しなければならない問題が山積みであり、一触即発の状態に陥ることもありうる。

国連平和維持活動（PKO）の存在は、ある意味では、応急措置であり、やはり、本来的には、地域民、あるいは、自国民による、自主的な運営と、自覚に委ねるしかない。撤退時期や、撤退方法の判断を間違えると、元の木阿弥どころか、もっと悲惨な、泥沼化した状態に突入することもありうる。絶望や疲弊から、少し、明かりが見えてきたときの、どん底への突き落としは、人々の心に、あるいは、身体に、致命的な影を落す。

当事国、当該地域の自立、自律を促し、そのための協力や支援を惜しまず、また、その後の支援や、長い目による見守りが必要であろう。

4. 国連平和維持活動（PKO）の財政

国連平和維持活動（PKO）活動には費用が掛かる。その経費は、1940年代に設置し、従前から、通常予算を充当していた国連休戦監視機構（UNTSO）、及び、国連インド・パキスタン軍事監視団（UNMOGIP）については除き、国連の通常活動のための通常予算とは別途に、PKO予算を充当する。この国連平和維持活動（PKO）予算は、基本的には、国連加盟国の分担金である。

国連平和維持活動（PKO）の設置や改廃は、安保理が決定する。

しかし、国連平和維持活動（PKO）の予算は、安保理の決定を基礎にして、国連総会が議決する。加盟国は、国連総会が決定する国連平和維持活動（PKO）予算、及び、分担率に従い、国連平和維持活動（PKO）経費を負担する。国連平和維持活動（PKO）予算に適用する分担率は、通常予算に適用する分担率を基本とするが、開発途上国に対する負担の軽減を認めている。他方、安保理常任理事国に対しては、国際社会の平和維持への責任を負荷し、負担を加重している。また、わが国を初めとする常任理事国ではない先進諸国は、通常の手当率と同じ分担率を適用する。わが国は、2007年、米国の26%に次ぐ17%のPKO分担率であり、その額は、国連平和維持活動（PKO）の活動経費の6分の1強を負担する財政貢献を行っている。わが国の分担率は、米国を除く常任理事国4カ国の分担率、イギリスが8%、フランスが7%、中国が3%、ロシア（上位20位に入っていない）よりも大きい。国連の通常予算は2カ年予算であるが、平和維持活動（PKO）の予算は、

通常7月から翌年6月までの単年予算となっている。

国連平和維持活動(PKO)の予算水準は、PKO活動状況に応じる。2001年には30億ドルを超えた。しかし、2002年、2003年は、22億ドル台であった。2004年、アフリカ等のミッション新設の頃は、50億ドル程度を超えた。2004年の国連平和維持活動(PKO)予算の7割以上をアフリカに充当した。

5. 紛争地帯における平和構築支援

自衛隊の位置づけ、役割、その活動を巡り、今、議論がある。わが国は、国際平和協力法(PKO法)に基づき、自衛隊を、PKF Peace Keeping Force、平和維持軍)として、海外に派遣している。

自衛隊員は、上命下服を徹底した組織の構成員であり、身体的にも、精神的にも鍛錬を積み、教育訓練された組織の構成員である。命令に従い、足並み乱れず、迅速な行動ができるような訓練を受けている。民間のボランティアに任せるよりも、迅速、かつ、効率的な活動が可能である。能率的な処理能力を有する利点がある。また、何かの紛争に巻き込まれたり、遭遇したりしても、個人や小さなボランティア組織よりも、解決手段や対策の選択肢とノウハウを有する団体である。もちろん、ボランティアであっても、国際ボランティアとの連携や、紛争に巻き込まれたときのノウハウは、一国の組織以上に優れたネットワークを持っていることもある。しかし、法制面における問題は別にして、危険な地雷撤去作業、地雷除去活動などは、武装勢力が暗躍する地域、政情不安の地域や国が多く、人道援助活動は、民間人が巻き込まれたときの救出手段や交渉を考えると、自衛隊の方が適しているという側面もある。

日本が海上阻止行動で参加する米国主導の対テロ作戦である不朽の自由作戦(OEF: Operation Enduring Freedom)は、アフガニスタンにおいて、国際テロ組織アルカイダなどの武装勢力に対する掃討作戦に携わっている。2001年9月11日のアメリカ合衆国における同時多発テロが起き、アメリカ軍を主体とした有志の連合軍が、作戦を開始したものである。現在も、アフガニスタンの東部地域を中心に活動している。また、アフガニスタンの国際治安支援部隊(ISAF: International Security Assistance Force)は、アフガニスタンの首都カブール周辺の治安の維持などを目的とする。2001年12月の国連安保理決議(安保理決議1386)に基づき、創設した多国籍の部隊である。国連平和維持活動(PKO)とは異なる。2006年度から、アフガニスタン全土に活動を展開し拡大している。北大西洋条約(NATO)軍を中心に、約4万人を派遣している。

日本からは、海上自衛隊を派遣し、アメリカ軍やパキスタン海軍に対して、インド洋上において、駆逐艦に対する給油をしている。給油の目的は、武器などの流入を、海上において、阻止する活動を行う艦船に対する燃料補給、食糧補給である。これは、アメリカ合衆国主導の、対テロ作戦である不朽の自由作戦(OEF)の一環である。しかし、この作戦は、あくまでも、アメリカ合衆国主導であり、国連安保理決議のような根拠はない。

2007年9月19日、安保理は、次のことを決議した（安保理決議1776）。

①ターリバンやアルカイダ、その他の過激派の脅威に対処し続ける、アフガニスタン政府の努力を改めて支持する。国際治安支援部隊（ISAF）の不朽の自由作戦（OEF）を含む継続的な国際努力の必要性を強調する。②国際治安支援部隊（ISAF）のアフガニスタン全土への展開拡大と、・・・国際治安支援部隊（ISAF）と不朽の自由作戦（OEF）有志連合との連携を歓迎する。③北大西洋条約（NATO）軍の指導力、並びに、国際治安支援部隊（ISAF）と、海上阻止部門を含む不朽の自由作戦（OEF）有志連合に対する多くの国の貢献に謝意を表明する。

わが国は、2007年11月1日に、テロ対策特別措置法の期限が切れる。アメリカ合衆国の主導に従い、世界平和への貢献というよりは、むしろ、中東にある天然資源の利権欲しさに、アメリカ合衆国に追随しているようにも思える。

2007年3月時点における、DPKO（国連PKO局）が出した国連PKOの実態は、派遣国上位20カ国の統計によると、先進国でも3000人未満の要員派遣である。G8や安保理常任理事国5カ国の状況は、最高がイタリアであり2539人（8位）、次いでフランスの1975人（10位）、中国は1809人（13位）である。

わが国の外交政策には、日米安保体制への依存、産業政策の見通しの悪さ、対米姿勢の曖昧さがある。わが国が、国家として、現在、そして、未来に向け、どのような姿勢で、共生していくのか。徹底的な話し合いをすべきである。

V 世界の中の日本

1. 安保体制

今、安倍前首相が日本国憲法の改定を目指すと言い、国会でも論議を呼んでいる。主に、第9条である。

第9条は、平和主義、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を謳っている。

2007年1月、発足した防衛庁は、半世紀以上を経て防衛省に昇格した。

2006年、臨時国会において、自衛隊法を改正した。改正法においては、①国連平和維持活動（PKO）、②周辺事態法に基づく後方地域支援、③国際緊急援助活動、④テロ対策特別措置法の活動、⑤イラク復興支援特別措置法の活動など自衛隊の海外活動を、付随的任務から本来任務へとした。

防衛相は、他の省所管の閣僚と同様の権限を有する。国の防衛に関する重要案件や、法案に対する閣議開催、財務相への予算要求を直接できる。更に、米軍の再編調整官や、ミサイル防衛（MD）に関する日米防衛協力課を新設した。組織改編を視野に置いた変更である。自衛隊を、随時に派遣することができる恒久的な法制定や、集団的自衛権や、その行使に拘わる変更までも想定してい

るような加速した変更である。十分な議論と討論、国民の真の理解と承認を得られない、政府の暴走は阻止しなければならない。

わが国の自衛隊の規模も大きい。2006年3月末現在、陸上自衛隊は、約14万8302人。海上自衛隊は、4万4528人。航空自衛隊は、4万5913人。統合幕僚監部など2069人を含めると、合計24万812人を抱える組織である。海上兵力150隻、航空兵力440機（作戦機）である。

日米安保体制を見直す時期である。中国の軍事力も脅威である。二つの中国、二つの朝鮮、東南アジアには、政情が不安定な国々がある。憲法改定が、現実問題として、浮上している昨今、今一度、安保体制についての見直し、軍備の是非を問い直してもいいのではないのか。なし崩しに自衛隊を軍隊にし、第9条を改定するのではなく、正面から話し合うべきではないだろうか。曖昧な解釈、論者によって解釈の異なる文言は、きちんと話し合うべきである。選択肢のひとつには、憲法第9条を維持することも含む。また軍備が国防となるのか。軍備があるからといって、必ずしも、安全ではない。しかし、万一、攻撃があった場合、自衛はできるのか。いつまでもアメリカ合衆国は守ってはくれない。アメリカ合衆国は、政府利益で行動する国である。様々なパワー・バランスの上に、やっと均衡を保っている現状である。危うい平和ではないか。無抵抗、非暴力で、本当に、国際社会を生き延びられるのか。攻撃に対して、どのような措置を講じ、対策を考えているのか。永世中立を目指すのか。果たして、わが国が選択する道は、どのようなものを、まず、きちんと話し合わなければならない。

日本国民全員が、もっと自国の政治に関心を持ち、問題意識を持たなければならない。政府は、国民に、真実の情報を開示しなければならない。事実を把握しない限り、本当の議論、討論はできない。

2. 日本の役割

わが国は、原子爆弾を投下された唯一の国である。核兵器のおそろしさを知る国である。過去、現在、未来に亘り、後遺症を引きずり、計り知れない核兵器の残酷さ、想像や予測することができない不安と恐怖を体験した国である。

核兵器を使用した戦争が始まれば、世界の存続は、もはや無いことを、世界に知らしめなければならない責務を負っている。被爆経験のない人々には、言葉や写真という手段だけでは、理解が難しいかもしれない。しかし、語り継ぎ、訴え続けなければ、いつか忘れ去られ、重い経験は無になるであろう。世界中の人々に、戦争に解決手段を求めることが、いかに無益なことであるかを訴えていかなければならない。

核廃絶は、わが国の悲願であるとともに、未来永劫、語り継がなければならない重要なことである。

わが国は、第二次世界大戦後、敗戦国として、経済的逼迫からの脱却を目指した。戦争放棄を謳う憲法を發布し、武器の生産、製造、売買取引などから、一線を画した。戦争を放棄し、平和主義

を貫いてきた。国際政治において、平和を実現し、人類をはじめ、地球上の生物すべてが共存できることが、人類の実現すべき夢であることを、世界に向けて発信し続けなければならない。

私たち人類が、最終的に目標とするものは何か。最終的に到達したい合意事項は何か。そのためには、各国は、今、何をしなければならないか。そして、何を譲歩しなければならないか。協調、共に発展するとは何か。全員が、幸福になるとは何か。かけがえの無い生命（いのち）の大切さ、個人の尊厳を維持していくには、どの様な方法があるか。すべての人類の叡智を出し、議論、討論し、互いの理解と協力を得なければならない。

争いのない世の中を築くという理想に異論を唱えるものは居ないであろう。

わが国は、世界平和の実現を、間断なく、訴え続けていく核となり、貢献していかなければならないであろう。

注

(1) 憲法

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(2)憲法第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

(3)NPT条約の構成は、前文、条文全11条及び末文である。

① 核兵器国の核不拡散義務（第1条 核兵器国は、核兵器等を他国に移譲せず、また、その製造等について非核兵器国を援助しない。）

② 非核兵器国の核不拡散義務（第2条 非核兵器国は、核兵器等の受領、製造、取得をせず、

製造のための援助を受けない。)

- ③ 非核兵器国による IAEA の保障措置受諾義務 (第 3 条 非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器等への転用防止のため、国際原子力機関 (IAEA) との間で保障措置協定を締結し、それに従って、国内の平和的な原子力活動にあるすべての核物質について保障措置を受け入れる。)
- ④ 締約国の原子力平和利用の権利 (第 4 条 本条約は、全ての締約国の原子力の平和利用のための権利に影響を及ぼすものではなく、全ての締約国は、原子力の平和的利用のため、設備、資材及び情報の交換を容易にすることを約束し、その交換に参加する権利を有する。)
- ⑤ 非核兵器国による平和的核爆発の利益の享受 (第 5 条)
- ⑥ 締約国による核軍縮交渉義務 (第 6 条 各締約国は、核軍備競争の早期の停止、核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、及び、国際管理の下における、全面的、かつ、完全な軍備縮小に関する条約について交渉を行う。)
- ⑦ 条約の運用を検討する 5 年毎の運用検討会議の開催 (第 8 条 3)
- ⑧ 核兵器国の定義 (第 9 条 3 核兵器国とは、1967 年 1 月 1 日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。)
- ⑨ 条約の効力発生の 25 年後、条約が無期限に効力を有するか追加の一定期間延長されるかを決定するための会議の開催 (第 10 条 2 締約国は脱退の権利を有するが、3ヶ月前に全ての締約国及び国連安保理にその脱退を通知する。条約の延長に関しては本条約発効の 25 年後に会議を開催し、その決定には締約国の過半数による議決で行う。)。但し、1995 年 5 月、条約の無期限延長を決定した。

(4) 国連憲章 第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第 39 条 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第 40 条 事態の悪化を防ぐため、第 39 条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第 41 条 安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第 42 条 安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第 43 条 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ 1 又は 2 以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。

1. 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。
2. 前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

第 44 条 安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対して第 43 条に基いて負った義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟国が希望すれば、その加盟国の兵力中の割当部隊の使用に関する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならない。

第 45 条 国際連合が緊急の軍事措置をとることができるようにするために、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直ちに利用に供することができるように保持しなければならない。これらの割当部隊の数量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第 43 条に掲げる 1 又は 2 以上の特別協定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第 46 条 兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が作成する。

第 47 条 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由に任された兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。

1. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成する。この委員会に常任委員として代表されていない国際連合加盟国は、委員会の責任の有効な遂行のため委員会の事業へのその国の参加が必要であるときは、委員会によってこれと提携するように勧誘されなければならない。
2. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の下で、理事会の自由に任された兵力の戦略的指導について責任を負う。この兵力の指揮に関する問題は、後に解決する。
3. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、適当な地域的機関と協議した後に、地域的小委員会を設けることができる。

第48条

1. 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部または一部によってとられる。
2. 前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される。

第49条 国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当って、共同して相互援助を与えなければならない。

第50条 安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

(5)平和維持隊 (PKF) は、PKO の一環であり、武器の使用は原則として自衛の場合のみという限定がある。他方、ブトロス・ガリ前国連事務総長が、1992年、平和のための課題において提唱した平和執行部隊は、国連憲章第7章 (平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動) に基づく強制活動である。後者は、武器の使用は、自衛に限定していない。しかし、実際には、平和執行部隊は、実現していない。なぜならば、ガリが、1995年、「平和への課題」の追補において、現在の国連に、平和を執行 (実施) する行動力はないとし、自説の構想を撤回したからである。なお、軍事部門に派遣した各国の軍隊 PKF (Peace Keeping Force 平和維持軍) は、自国の軍服 (戦闘服) に、水色のベレー帽 (国連紋章一オリーブ冠を巻いた地球儀一のバッジ付き) やヘルメットを被る。ブルーベレー、ブルーヘルメットと呼ぶ。また、派遣車両は、PKO 部隊を明示するため、白の塗色に UN (国際連合) と書いている。

参 考 文 献

1. 栗原優「現代世界の戦争と平和」ミネルヴァ書房 2007年
2. 佐藤優、高永喆「国家情報戦略」講談社+α新書 2007年
3. 坂村健「集団的自衛権とは何か」岩波新書 2007年
4. 前田哲男「自衛隊 変貌のゆくえ」岩波新書 2007年
5. 中島岳志「パール判事 東京裁判批判と絶対平和主義」白水社 2007年
6. 畑博行、水上千之「国際人権法概論」[第4版]2007年
7. 田中森一「反転」幻冬社 2007年
8. 藤田久一「国際人道法（新版）」有信堂 1993年
9. 藤田久一「軍縮の国際法」日本評論社 1985年
10. 藤田久一「国際法講義Ⅰ 国家・国際社会」東京大学出版会 2003年
11. 藤田久一「国際法講義Ⅱ 人権・平和」東京大学出版会 2003年
12. 藤田久一「民族解放戦争と戦争法」『田畑茂二郎先生還暦記念・変動期の国際法』有信堂 1975年
13. 山本草二「国際法」[新版]有斐閣 1999年
14. 山本草二「宇宙開発」『未来社会と法』現代法学全54 筑摩書房 1976年
15. 山本草二「国際刑法」内田久司、山本草二編『国際法を学ぶ』有斐閣 1977年
16. 山本草二「海洋法」三省堂 1995年
17. 山本草二「国際刑事法」三省堂 1991年
18. 山本草二「国際法における危険責任主義」東京大学出版会 1982年
19. 横田喜三郎「自衛権」有斐閣 1951年
20. 横田喜三郎「国際法の法的性質」野村書店 1948年
21. 横田喜三郎「国際判例研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」有斐閣 1933年 1970年 1981年
22. 横田喜三郎編「国際法（新訂）」青林書院 1966年
23. 横田喜三郎「国際法Ⅱ」有斐閣 1972年
24. 横田喜三郎「国際裁判の本質」岩波書店 1941年
25. 横田喜三郎「安全保障の問題」勁草書房 1949年
26. 田畑茂二郎、太寿堂鼎「ケース・ブック国際法（新版）」有信堂 1991年
27. 田畑茂二郎「国際法新講 上 下」東信堂 1990年 1991年
28. 田畑茂二郎「現代国際法の課題」東信堂 1991年
29. 田中耕太郎「世界法の理論」第一巻、第二巻、第三巻
30. 竹本正幸「国際人同法の再確認と発展」東信堂 1996年

31. 田岡良一「国際法上の自衛権 (補訂版)」勁草書房 1981年
32. 高野雄一「国際安全保障」『法律学体系法学理論 23』日本評論社 1953年
33. 高野雄一「国際組織法 (新版)」有斐閣 1975年
34. 高野雄一「主権と現代国際法」『現代法と国際社会』岩波書店 1965年
35. 高野雄一「国際法概論 上 下」弘文堂 1985年 1986年
36. 筒井若水「国際法Ⅱ」青林書院新社 1982年
37. 筒井若水「戦争と法」[第2版]東京大学出版会 1976年
38. 筒井若水「自衛権—新世紀への視点」有斐閣 1983年
39. 筒井若水「国際体制と自衛権」東京大学出版会 1992年
40. 小田滋「国際司法裁判所」日本評論社 1987年
41. 小田滋「海の国際法 上 下 (増補)」有斐閣 1969年
42. 皆川洸「国際法判例集」有信堂 1975年
43. 波多野里望、筒井若水「国際判例研究 領土・国境紛争」東京大学出版会 1979年
44. 波田野里望、尾崎重義編「国際司法裁判所・判決と意見 (第2巻)」国際書院 1996年
45. 波田野里望、小川芳彦編「国際法講義」[新版増補]有斐閣 1999年
46. 横田洋三編著「新版国際機構論」国際書院 2001年
47. 横田洋三編「国際組織法」有斐閣 1999年
48. 渡部茂己「国際機構の機能と組織」[第2版] 国際書院 1997年
49. 栗林忠男「航空犯罪と国際法」三一書房 1978年
50. 香西茂「国連平和維持活動」有斐閣 1991年
51. 国際連合広報局 翻訳八森充「国際連合の基礎知識」財団法人世界の動き社 2002年
52. 宮本光雄「国民国家と国家連邦 欧州国際統合の将来」国際書院 2002年
53. 大木雅夫「比較法講義」東京大学出版会 2001年
54. 西井正弘編「図説 国際法」有斐閣ブックス 2001年
55. 原彬久「国際関係学講義」[新版] 2001年
56. 鴨武彦、伊藤元重、石黒一憲「リーディング 国際政治経済システム」有斐閣 第1巻 主権国家を超えて 1997年、第2巻 相対化する国境Ⅰ 経済活動 1998年、第3巻 相対化する国境Ⅱ 法・政治・民族 1997年、第4巻 新しい世界システム 1999年
57. 進藤栄一「現代国際関係学」有斐閣 2001年
58. 外務省、防衛省、経済産業省、総務省等 HP

研究論文

日本におけるインターネット普及のプロセス

—国家戦略としてのIT—

面 川 真喜子

The progress of the Internet in Japan

—through the IT strategy relating to the rebirth of Japan—

はじめに

1. コンピュータネットワークと日米経済産業政策
 - 1.1 情報通信ネットワーク政策における日本の優位
 - 1.1.1 官民一体の情報通信市場
 - 1.1.2 世界最先端のネットワーク構想
 - 1.1.3 いち早く進む光ファイバー網整備
 - 1.2 債務国となった米国の巻き返し
 - 1.2.1 米国の転落と「ヤング・レポート」
 - 1.2.2 クリントン政権の「情報スーパーハイウェイ」構想
 - 1.2.3 インターネットを身近にした「ウィンドウズ95」
 - 1.2.4 CATV 網と DSL 技術で伸びる米国のインターネット人口
 - 1.3 バブル崩壊後の日本の産業政策
 - 1.3.1 長引く不況と新産業の TV ゲーム
 - 1.3.2 「産業競争力会議」と「ミレニアム・プロジェクト」
 - 1.3.3 「IT 戦略会議」から「IT 基本法」と「e-Japan 戦略」へ
- 2 IT 革命の進展と市場の変化
 - 2.1 「e-Japan 戦略」がもたらしたブロードバンド・インターネット
 - 2.1.1 普及予測を示した「全国ブロードバンド構想」
 - 2.1.2 ニューカマーによるブロードバンドの拡大
 - 2.1.3 世界で最も安い日本のブロードバンド

2.2 IT 産業の活況とメディアとしてのインターネット

2.2.1 “IT バブル” の果たした役割

2.2.2 年々上昇するインターネット広告費

2.2.3 生活者の情報収集スタイルの変化

2.3 情報基盤となったインターネットと消費者の変化

2.3.1 普及率 7 割となったインターネット

2.3.2 情報の受け手から価値の与え手へ

2.3.3 メディアホルダーとなる生活者

2.3.4 低所得層の生命線

3 日本が抱える経済産業政策のひずみ

3.1 「デファクトスタンダード」という呪縛

3.1.1 世界をリードする技術探し

3.1.2 変容する IPv6 の位置づけ

3.1.3 装置としての Web サービスの成長

3.2 IT 政策だけで構造改革は進まない

3.2.1 目標を喪失した IT 政策

3.2.2 根拠不明瞭な構造改革

3.3 「Web2.0」が示唆するもの

3.3.1 プラットフォームとしての Web

3.3.2 「グーグル」と検索連動型広告

3.3.3 情報のフラット化

終わりに

はじめに

1998 年 7 月 30 日に誕生した小渕内閣は、その後の日本の経済産業政策について青写真を描いた政権であった。その骨子は、日本の産業競争力を高め、21 世紀においても日本が国力を維持し、世界のトップランナーとして活躍できることである。小渕内閣は発足後すぐの 11 月に 27 兆円規模、減税 9 兆円超を含む緊急経済対策を実施し、成長率は短い間にマイナスからプラスに転じる。橋本前政権が消費税率 5%へ引上げ、経済成長がマイナス 2%、株価が 12,000 円まで下落したことは好対称である。

2000 年 4 月 5 日に小渕政権を引き継いだ森首相は、前政権の政策をそのまま継続する。このことが最もよく現れているのが、2000 年 12 月 7 日に開催された「日本新生公開政策会議」におけるスピーチだろう。国内外の著名な有識者が参加したこの会議では、森首相のスピーチがインター

ネットによってライブ中継されるという当時としては珍しいものであった。スピーチの中で首相は、『経済新生の三つの段階』として次のように説明している。

1. デフレスパイラルから脱却する緊急経済対策
2. 積年の「負の遺産」を解消する「守りの再構築」
3. 効率の高い構造を作り、新しい産業と職場を生み出す「攻めの再構築」

1、2については小渕政権下において実施されている状況を説明した首相は、「攻めの再構築」を自らの政権が行うことを明言する。

『日本新生は、日本の経済社会全体を新しい多様な知恵の時代にふさわしい構造と発想に変えようとする大きな改革です。私は、この国の経済を抜本的に改革するという最重要な課題を、IT革命を突破口として速やかに成し遂げる考えであります。目下進行するIT革命を「産業革命に匹敵する歴史的な大改革」と位置づけるのは、このためであります』。森政権は「日本新生のための新発展政策」として、社会資本整備4.7兆円のうちIT政策に約0.8兆円、またIT関連特別対策として他に約0.3兆円を充てている。同スピーチではさらに『日本は戦後、エレクトロニクス産業を発展させ、世界第一の生産力と競争力を誇るほどになりました。しかし、情報通信ネットワークで結ばれたIT社会に進展する過程では、関連する諸分野の古い体質と既存のシステムへのこだわり、新しいシステムになじまない規制や高い料金などに阻まれ、欧米諸国やアジアの進んだ国に大きく立ち遅れてしまいました。私は、この現実を直視し、危機感をバネに国民とともにIT革命を一気に巻き起こしたい考えなのです』と、IT政策が森政権下における主要な経済産業政策であることを繰り返す。

橋本政権下でバブル崩壊後最悪にまで落込んだ日本経済は、小渕政権下における経済政策で再浮揚を果たす。小渕政権は守りから攻めへの転換まで含めた経済産業政策を用意していたため、森政権はそれまで手つかずの攻めの政策に注力することを選択したと言える。それがIT政策である。

そして森首相のスピーチにあるように、経済のグローバル化が進展する中、IT革命は日本経済の将来を決定する重大かつ緊急事項であった。

本稿では、1. インターネットの拡大に日米の経済産業政策がどのような影響を与えているのかを明らかにするとともに、2. 特に日本の経済産業政策がインターネットの高速化とその普及率にどのような後押しをしたのかを論じる。最後に、総務省および経済産業省が中心的な役割を担った「IT基本法」に基づく「e-Japan戦略」に対する考察を記すものとする。

1 コンピュータネットワークと日米経済産業政策

1.1 情報通信ネットワーク政策における日本の優位

1.1.1 官民一体の情報通信市場

日本の情報通信ネットワーク政策は、長く郵政省（後に総務省）とNTTグループによりほぼ独

占的に実施されてきた。低料金化やサービス競争の激しい欧米に比較して、日本には長期的な構想や計画が実施しやすい環境が整っていたと言える。そのため 1990 年頃までは、明らかに日本の情報通信ネットワーク政策は世界のトップレベルにあり、公衆サービスとしても実用レベルにあと一歩というところまで迫っていた。

日本における情報通信政策は、1970 年代から何度かの自由化により、電電公社の独占から民間通信事業者や企業に解放された歴史を持つ。大転換を迎えたのは 1985 年 4 月、電電改革三法が施行されたことによる。この新しい電気通信事業法によって電電公社、KDD 社の独占は法的には終了となった。この改正により、公衆回線を利用したデータ通信が一般にも認められ、パソコン通信や後のインターネットへの道筋をつける。

しかし現実には、その後も長く郵政省と NTT グループによる情報通信事業が継続する。電波三法成立直前の 1984 年 9 月から 2 年半にわたって行われた「サービス総合デジタル網 (ISDN : Integrated Services Digital Network) 実用化のための「INS モデル (キャプテン) システム実験」などがその良い例だろう。この実験は、次世代ネットワークを光ファイバーに、コンテンツを動画像に想定した世界にも例を見ないものであった。総延長 150km の光ファイバー網を含むデジタルネットワークを構築し、情報提供者として約 320 社の企業、及び利用者として約 2,000 人の個人や自治体が参加した。民営化の 1985 年に NTT グループは「INS 通信網構想」を世界に先駆けて発表。1988 年 4 月には、国際標準に準拠した INS ネットサービスを開始する。民営化したとはいえ、長く独占事業者であったからこそ可能であったといえる。

1. 1. 2 世界最先端のネットワーク構想

民営化後の株高に支えられた NTT は、1990 年に「VI&P 構想 (21 世紀のサービスビジョナー新高度情報通信サービスの実現)」を発表する。この構想は、デジタルネットワークを通じて、

1. 多彩で質の高い映像「Visual」を伝送する
2. ネットワークに高度「Intelligent」な情報処理機能を持たせる
3. 多様化した個人「Personal」の要望を満たす

ことを基本として、21 世紀の通信サービスを展望した構想であった。「VI&P 構想」を提供するためのネットワークとして、音声、テキスト、映像信号を統合的に扱えるように、すべての家庭を光ファイバーで結び、高速デジタル通信システムで構成される高速・広帯域 ISDN を想定している。その構築は 1995 年頃に着手し、20 年間をかけて 2015 年に完成するとの目標を掲げた。すなわち、現在広く利用が進んでいる光ファイバーによるブロードバンドネットワーク (FTTH, Fiber To The Home) が「VI&P 構想」の中で描き出されていたのである。

1. 1. 3 いち早く進む光ファイバー網整備

日本では 1980 年代初頭に光ファイバーの敷設と利用が始まり、1988 年には全都道府県の県庁

所在地に光ケーブルの敷設が到達している。官民一体の日本では、次世代ネットワークについて具体的な視点を持ち、またインフラ整備においても先んじていたのである。

しかし米国がインターネットを一般に開放したことで、NTTが構想する光ファイバーと動画像コンテンツの将来像に修正が入ることになる。

1994年に「ピーシーヴァン (PC-VAN、現 BIGLOBE)」と「ニフティサーブ (Nifty-Serve、現 @nifty)」がインターネット接続サービスを開始。これ以降、日本において順調にインターネットは普及し、テキスト文字と静止画が主流の Web サービスが世界標準となっていく。

1.2 債務国となった米国の巻き返し

1.2.1 米国の転落と「ヤング・レポート」

米国にとって1980年代は日本の年代だった。日本の官民協力一体の経済政策により、米国は日本に多くの場面でトップの座を譲り渡す。米国は財政赤字と貿易赤字の双子の赤字に苦しみ、長期化する不況の中、製造業の圧倒的な優位性を喪失していた。そのため1983年にヒューレット・パカード社長 J. A. ヤング (当時) を委員長とする官民参加の「産業競争力委員会 (President's Commission on Industrial Competitiveness)」を設立する。同委員会は1985年に米国の競争力に関する報告書『世界的競争 新しい現実 (Global Competition The New Realty)』を大統領に提出。これがいわゆる「ヤング・レポート」であり、その後の米国経済政策の基礎となったと言われている (図表1-1)。

図表1-1. 「ヤングレポート」の要約

(『ヤングレポート』以降の米国競争力政策と我が国製造業空洞化へのインプリケーション—国際競争プラットフォームの整備とイノベーション強化のための提言—日本政策投資銀行産業・技術部)

項目	内容
競争力の定義	一国が国際市場の試練に供する財とサービスをどの程度生産でき、同時にその国民の実質収入をどの程度維持又は増大できるか
現状認識	生産性、生活水準、貿易収支等から米国の競争力が低下しており、その原因は為替などではなく製造業の競争力低下にある
提言分野 (4分野)	① 新技術の創造・実用化・保護 ② 資本コストの低減(生産資本の供給増大) ③ 人的資源開発(労働力の技能・順応性・意欲の向上) ④ 通商政策(国際貿易)の重視

同レポートでは4つの提言を行っており、その中のひとつが「新技術の創造・実用化・保護」である。国民の生活水準を維持しながら国際競争力を保持するためには、イノベーションとそれによる技術優位こそが競争力の源泉であるとし、具体的には防衛・宇宙分野重点化による商業化分野の遅れを指摘。

技術等の軍民転換 (Difence Conversion) 政策を後押しする。しかし、「ヤング・レポート」が提示する産業競争力を高めるための提言があったにも係わらず、レーガン・ブッシュ政権は具体的な政策として生かすことができないまま、1993年に民主党クリントン政権へその座を譲り渡すことになる。

1.2.2 クリントン政権の「情報スーパーハイウェイ」構想

日米の通信動向および経済政策に関する年表

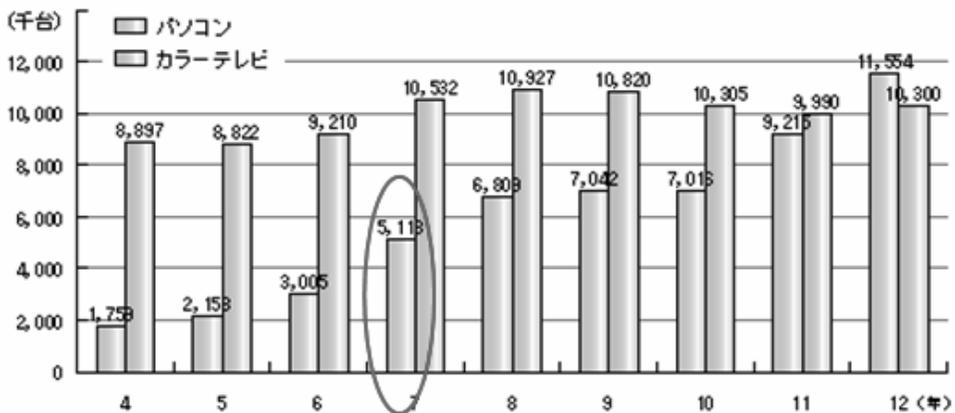
年	日本	米国
1964年	データ通信はじまる	
1969年		軍事目的のコンピュータネットワーク、ARPANET はじまる
1971年	第1次通信の自由化	
1982年	第2次通信の自由化 日本の工作機械 / 自動車等の輸出総額が米国を抜く	
1983年	任天堂「ファミリーコンピュータ」発売	「産業競争力委員会」設立
1984年	INS モデルシステム実験開始 (～1997年3月)	A T & T 分割 債務国に転落
1985年	電電改革三法施行 NTT「INS 通信網構想」発表	「ヤング・レポート」を大統領に提出する
1986年		NSFNet 誕生、研究者対象にスーパーコンピュータへのアクセスを開放
1987年	国民1人あたりGDPが米国を抜く	
1988年	NTT、INS ネットサービス開始 全都道府県の県庁所在地に光ケーブル敷設が到達	
1989年	任天堂「ゲームボーイ」発売	インターネットを民間に開放 MIT 研究グループ「Made in America」提言
1990年	NTT「VI&P 構想」発表	IP 接続プロバイダー登場
1991年		軍民転換本格化
1992年		
1993年		クリントン政権発足 ゴア副大統領「情報スーパーハイウェイ構想」発表 包括経済政策 (A Vision of Change for America) を発表
1994年	「PC-VAN」「Nifty-Serve」インターネット接続サービス開始 ソニー「プレイステーション」発売	
1995年	「Windows95」発売 カンオ、世界初のデジタルカメラ「QV-10」発売	「Windows95」発売 「Yahoo!」「Amazon.com」設立
1996年	「東京ゲームショウ」はじまる	
1997年	パイオニア世界初のDVDカーナビゲーション発売	
1998年	経団連「産業競争力強化に向けた提言」発表 CATVインターネット開始	「Google」設立 連邦政府の財政赤字が黒字転換 85%の学校がインターネットへのアクセス可能となる
1999年	小淵内閣「産業競争力会議」開催 「ミレニアム・プロジェクト」	
2000年	森政権発足 経団連「IT 立国に向けた提言」発表 「IT 戦略本部」発足 「IT 基本戦略」発表 「日本新生公開政策会議」 NTT「フレッツ・ADSL」開始	
2001年	省庁再編 「IT 基本法」施行 「e-Japan 戦略」を国家戦略に決定 小泉政権発足 低料金の「ヤフー BB」サービス開始 総務省「全国ブロードバンド構想」発表	ブッシュ政権発足 ブロードバンド普及促進のため連邦通信委員会が規制の見直し手続はじめる Network IT R&D (情報通信技術に関する象徴横断プロジェクト) はじまる
2002年		
2003年	地上波デジタル放送開始	光ファイバ回線に関する規制緩和
2004年		
2005年	インターネット広告費がラジオを抜く	「Web2.0」概念 連邦通信委員会「インターネット・ポリシー・ステートメント」採択、インターネットの解放性を示す
2006年	「IT 新改革戦略」発表 ブロードバンド回線の契約数が2,644万契約に達する	電力線ブロードバンドの規制緩和
2007年		

「VI&P 構想」に遅れること3年の1993年、ゴア副大統領のもと米国では「全米情報基盤(National Information Infrastructure) 構想」、いわゆる「情報スーパーハイウェイ」が発表される。現在では、その構想内容はNTTによる「VI&P 構想」の焼き直しと評価されるが、情報教育、情報産業の拡大発展を目的として2015年までに光ファイバーを用いた高速デジタル通信網を整備し、家庭から公共施設、企業、政府までを広範に結ぼうと計画する。結果として「情報スーパーハイウェイ」は米国におけるインターネット普及の原動力となる。そしてクリントン政権下に活発化する軍民転換政策が米国の競争力を高め、IT産業の活況をもたらすのである。

1.2.3 インターネットを身近にした「ウィンドウズ95」

1993年にはwwwブラウザ「モザイク(Mosaic)」が現れ、インターネットの操作性を向上させる。これに乗じるかのように、1995年マイクロソフト社は「ウィンドウズ95(Windows95)」を発売。パソコンの操作性を飛躍的に高めたことで世界中でブームとなる。「ウィンドウズ95」は、主として研究者のためのものであったインターネットを一般家庭に開放する役割を果たしたのである。事実、日本においても「ウィンドウズ95」の発売を機にパソコンを購入した生活者が多く、この年以降パソコンの出荷台数が急増していく(図表1-2)。

図表1-2. パソコンとカラーテレビの国内出荷台数比較 (平成13年版情報通信白書)



※カラーテレビはハイビジョンテレビ及び液晶カラーテレビを含む

(社) 電子情報技術産業協会資料より作成

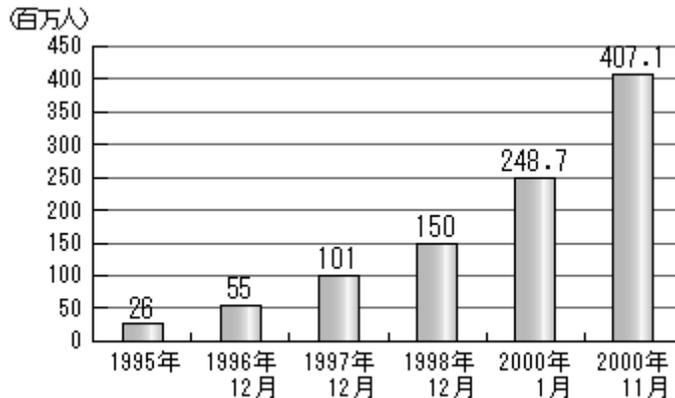
同年米国では、世界初の検索エンジン企業「ヤフー(Yahoo!)」、世界初のオンライン書店「アマゾンドットコム(amazon.com)」が設立される。この頃から、「シリコンバレー(ワシントン州シアトル周辺)」は、インターネットとコンピュータ・テクノロジーを武器にする若い企業群のメッカとなる。そして、クリントン政権下において産業競争力を再び高めはじめた米国は、ITテクノ

ロジーにおいて最も優位に立つのである。

1.2.4 CATV 網と DSL 技術で伸びる米国のインターネット人口

米国の巻き返しが見られるようになった 1995 年の世界のインターネットユーザー数はおよそ 2,600 万人 (図表 1-3)。当時の米国の普及率は成人人口の 9% 程度 (約 1,800 万人 [1]) であり、この時点で世界のインターネット人口の半数以上が米国に在住していたことになる。ケーブルテレビ網が発達していた米国では、インターネット接続とはケーブルテレビのネットワークを利用することであったことも世界に先駆けて大衆化できた理由であろう。また従来の電話回線 (メタル回線) を利用した高速ネットワーク、すなわち DSL 技術の導入にも米国は積極的であった。その結果米国では、1995 年に成人人口の 9% だったインターネット利用者数が、1997 年には 30%、1998 年には 56% へと着実に増加し続けるのである。

図表 1-3. 世界のインターネット利用者数 (平成 13 年版情報通信白書)



NIA社調べ (2001年3月) より作成

1.3 バブル崩壊後の日本の産業政策

1.3.1 長引く不況と新産業の TV ゲーム

日本は 1991 年のバブル崩壊以降、従来型の経済産業政策がことごとく不発に終わるという時期を迎える。中でも橋本政権下に財政赤字削減を目標として緊縮財政を行った結果、様々な事象が日本のポジション低下を示す。そして 1997 年が日本のターニングポイントとなった。

- ・ 1997 年、日産生命保険、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券等の金融機関のあいつぐ破綻
- ・ 1997 年、消費税を 5% に引上げ後、個人消費がマイナス成長へ
- ・ 1997 年以降、名目家計最終消費支出の成長率がマイナスに転じる

バブル崩壊以降の、唯一の明るい話題が TV ゲーム業界の活況だろう。1983 年の「ファミリーコンピュータ」発売以来、任天堂株式会社の独壇場だった TV ゲーム機業界に、1994 年「セガサター

ン(株式会社セガ)」と「プレイステーション(ソニーコンピュータエンターテイメント株式会社)」が投入される。奇しくもインターネット接続サービス開始と機を一にした、映像が美しい32ビットTVゲーム機の登場に経済界も沸いた。1996年には「東京ゲームショウ」が「おもちゃショー」から独立する形で開始され、一気にTVゲームがブームになる。会場には「ゲーマー」と呼ばれる“ゲームおたく”が集まり、TVゲームは世界大会まで行われる一種のショービジネスへと進化していく。機器そしてソフトに至るまで、この時期に日本勢ひとり勝ちが続くゲーム業界の基礎が築かれたといえるだろう。

1.3.2 「産業競争力会議」と「ミレニアム・プロジェクト」

そして1998年12月、経済団体連合会は、レーガン・ブッシュ政権下における「ヤング・レポート」を十分に意識したと思われる「産業競争力強化に向けた提言[2]」を発表。この提言で、日本の強みは製造業の持つ高い生産性と定義する。同提言ではまた、総理大臣直轄の「産業競争力戦略会議(仮称)」を設置することが含まれていた。小渕内閣はこれを受ける形で1999年3月に「産業競争力会議[3]」を官邸主導のもと開催。民間委員には、「プレイステーション」の成功に輝くソニー株式会社社長(当時)出井伸之氏、日本最大のインターネットサービスプロバイダーに成長した「ニフティサーブ(Nifty-Serve)」を擁する富士通株式会社社長(当時)秋草直之氏、ネットワークキャリアの日本電信電話株式会社社長(当時)宮津純一郎氏といった面々が揃う。このとき、インターネット分野を成長産業とする青写真が用意された。同年10月、小渕内閣は1,206億円規模の「ミレニアム・プロジェクト」を打ち出す。情報化、高齢化、環境対応の三つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトを構築するための核と位置づけ、情報化については以下の3点を打ち出すのである。

1. 教育の情報化
2. 電子政府の実現
3. IT21(情報通信技術21世紀計画)(仮称)の推進

中でもIT21(情報通信技術21世紀計画)(仮称)の推進では、『2005年度までに、全ての国民が、場所を問わず、超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネット&コンピューティング環境を創造する』と宣言する。そして総予算のうち約370億円を情報化関連予算に当てたのである。

1.3.3 「IT戦略会議」から「IT基本法」と「e-Japan戦略」へ

さらに経済団体連合会は2000年5月に「IT立国に向けた提言」を発表し、インフラ整備と利用環境整備を掲げるとともに、ITリテラシーの向上、電子政府の実現、IT革命推進の政治のリーダーシップとして副総理格の特命事項担当大臣の設置を求める。これが後のIT担当大臣設置に影響を与えたことは言うまでもない。

2000年7月には「情報通信技術 (IT) 戦略本部」が内閣総理大臣を本部長に発足する。同時に「IT 戦略会議」も発足、「産業競争力会議」の委員であったソニー株式会社社長兼 CEO (当時) の出井伸之氏が議長に就任する。そして同年11月、わずか4ヶ月の議論を受け「IT 基本戦略」を発表する。その前書きには『我が国は、21世紀を迎えるにあたって、すべての国民が情報技術 (IT) を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、既存の制度、慣行、権益にしばられず、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルール整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、我が国が5年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す』と謳われており、当時の意気込みが伺える。その背景には、米国および韓国のインターネット利用率の急上昇に対する焦りがあった。そして、IT 革命を進めるためには情報通信インフラを新しい国家基盤とするため集中的に進めること。また国家戦略を国民と共有することとして計画の明示を約している。これが継続して発表される「e-Japan 戦略・重点計画」へと続くのである。

2001年1月には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT 基本法)」が施行され、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部)」が設置される。その第1回会合において「IT 基本戦略」が「e-Japan 戦略」として国家戦略に決定される。ここに IT 革命を推進するすべての準備が整ったのである。

2 IT 革命の進展と市場の変化

2.1 「e-Japan 戦略」がもたらしたブロードバンド・インターネット

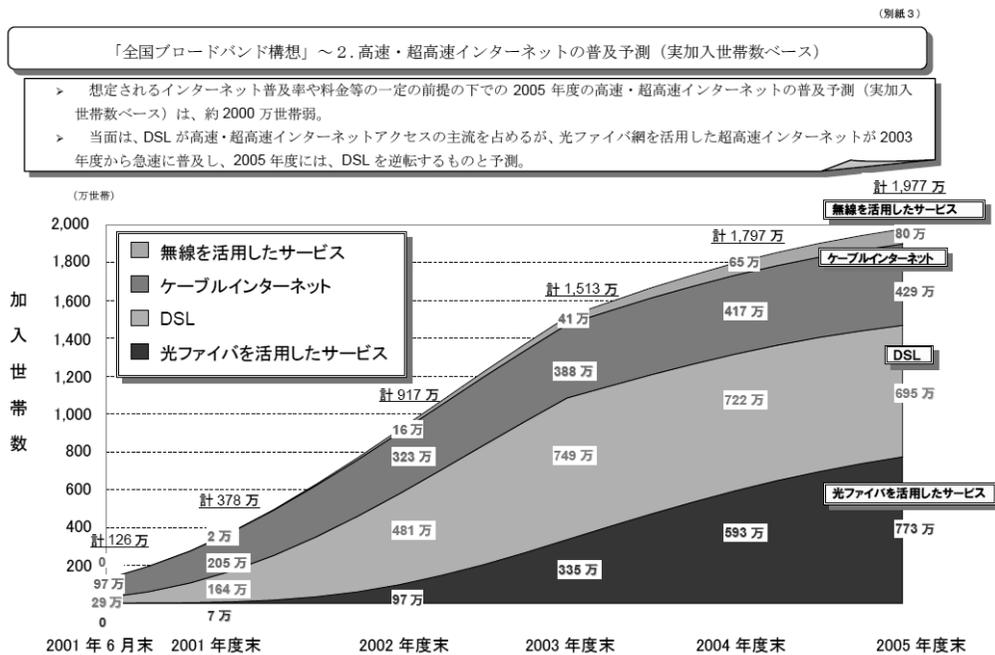
2.1.1 普及予測を示した「全国ブロードバンド構想」

2001年10月総務省は、『全国ブロードバンド構想～「世界最先端の IT 国家」の実現に向けて～』を発表し、インターネット接続世帯数、ブロードバンド世帯数について、2005年度までの普及予測を提示した (図表2-1)。その目標として、

- 2005年度までに少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備
 - 地理的要因によるデジタル・デバイドの発生を防止
 - 2005年度までに地域公共ネットワークの全国整備を図る
- としている。

この構想のユニークな点は、光ファイバー、DSL、ケーブルインターネット、無線等の料金 (ISP 接続料含む) 水準の変化を勘案して普及予測していることだ。このとき既に NTT による DSL サービスは開始されていたが利用料金が1万円を超えており、ナローバンド利用者がブロードバンドへ

図表2-1. 高速・超高速インターネットの普及予測 (実加入世帯数ベース)
(「全国ブロードバンド構想」より)



踏み切れるほどには安くなかった。また1999年の「産業競争力会議」において、日本電信電話株式会社社長(当時)宮津氏は1万円を切る料金設定には難色を示しており、低料金化が普及に弾みをつけることはわかりきっていた事実という感があった。そのため、この構想において、改めて低料金化を示唆したものと考えられる(図表2-2)。

2.1.2 ニューカマーによるブロードバンドの拡大

総務省は2000年末におけるインターネット利用者数を4,708万人と推計、そのうちブロードバンド加入世帯数は2001年6月時点では126万、2001年度末には378万世帯に普及しているものと予測している。「インターネット白書2002」によると、2002年2月の調査結果では推定355万世帯にブロードバンドが普及、インターネット利用世帯の18%に急増している。ほぼ総務省の予測通りだが、ここまで数字を引上げるようになった最大の貢献者は、実は2001年9月1日にサービスを開始し

図表2-2. 各メディアの料金の推計 (「全国ブロードバンド構想」より)

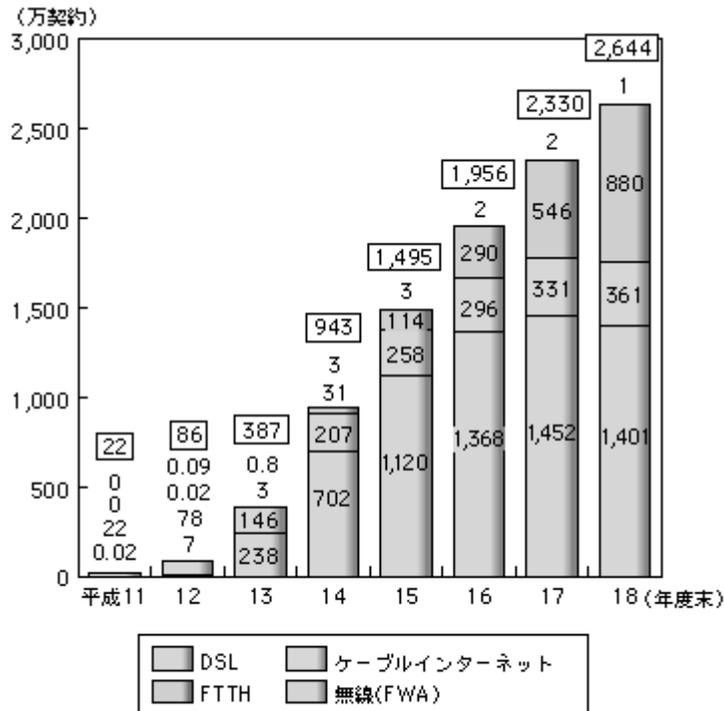
	光ファイバを活用したサービス	DSL	ケーブルインターネット	無線を活用したサービス
2003年度末	6,000円程度	3,000円程度	3,000円程度	3,000円程度
2005年度末	4,000円程度	3,000円程度	3,000円程度	3,000円程度

た「ヤフー BB」である。「インターネット白書 2002」では、ADSL 利用者の 20.6%が「ヤフー BB」、主役のはずの「NTT フレッツ・ADSL」（2000 年 12 月開始）はシェアトップとはいえ 32.5%に過ぎない。わずか半年ほどの期間で 2 割を獲得した「ヤフー BB」の売りは低料金である。ソフトバンクグループ率いる孫正義氏は当時「世界でもっとも安いブロードバンドサービス」として「ヤフー BB」を市場投入しており、ADSL 分野においては NTT グループに先んじて価格破壊を進めた形である。NTT グループにはこの時期、NTT 東日本に DSL 事業者の参入を妨害しているのではないかと疑いで公正取引委員会が調査に入るトラブルが発生するなど、ADSL 回線のホールセール（卸売り）事業者やヤフー・ジャパン株式会社のような新興 ADSL プロバイダーを妨害する企業というレッテルが貼られる。

図表 2-3. 「全国ブロードバンド構想」と 2005 年度末実績の比較

	FTTH	DSL	CATV	無線	計
全国ブロードバンド構想 普及予測	773万	695万	429万	80万	1,977万
2005年度末実績(平成19年版情報通信白書)	546万	1,452万	331万	2万	2,331万

図表 2-4. ブロードバンド契約数の推移（「平成 19 年版情報通信白書」より）



※ 平成16年度分以降は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は事業者から任意に報告を受けた契約数を集計

こうした業界と世論の批判をかわすように、NTTグループはその後なりふり構わず「ヤフーBB」に追随、低料金化を推進する。エリア網羅性では他の追随を許さないNTTグループのメリットを生かした事業戦略により、「アット・ニフティ (@nifty)」「ビッグロブ (BIGLOBE)」など大手プロバイダーへ回線を提供していくとともに、グループの「オーシーエヌ (OCN)」に顧客を取り込んでいくのである。

2.1.3 世界で最も安い日本のブロードバンド

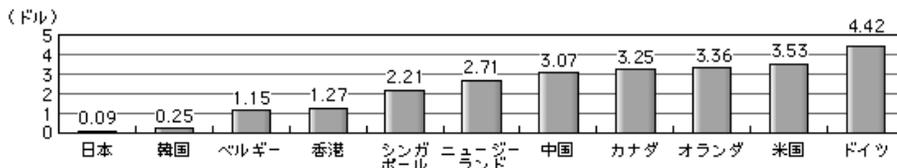
こうしたNTTグループの推進力もあり、平成19年版の「情報通信白書」では、2006年のインターネットの人口普及率は68.5%、利用人口は8,754万人と推定されている。また2005年度末のブロードバンド回線の契約数は2,331万契約に達しており、『全国ブロードバンド構想』はほぼ現実のものとなった。

しかしその内容は予測とは多少異なる。DSLサービスが予想を大きく上回る一方、FTTHやケーブルテレビによるインターネット接続、無線等がいずれも下回る結果となった(図表2-3、同2-4)。

そして日本人は、世界で最も低料金で高速・常時接続のインターネット環境を利用することができるようになった(図表2-5)。

その理由として、他国に比して新規参入事業者、中でもADSL回線のホールセール事業者や電

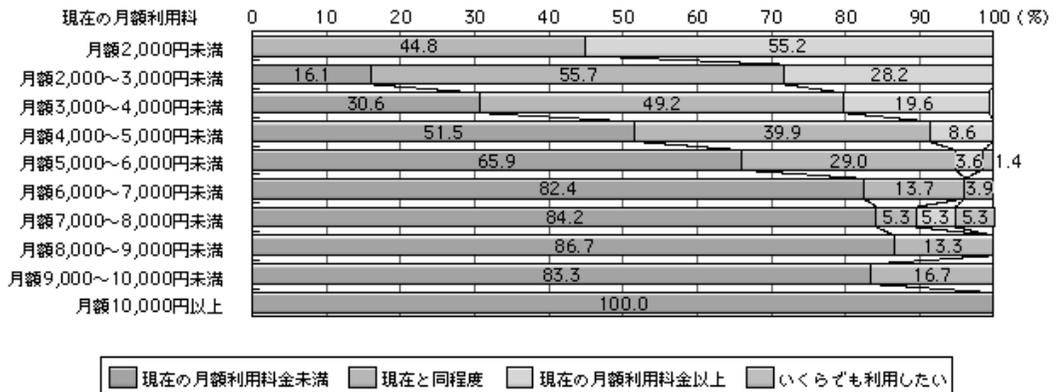
図表2-5. ブロードバンド料金の国際比較 (100kbps 当たりの料金、2003年7月)
(「平成16年版情報通信白書」より)



※ 各国のDSL及びケーブルインターネットの提供速度及び提供料金を基に、100kbps当たりの料金に換算し比較

ITU「Birth of Broadband」により作成

図表2-6. 今後利用したいブロードバンド月額利用料金 (「平成16年版情報通信白書」より)



力会社系の FTTH 事業者などによるシェア争いが激しく、競争的であることが指摘されている。

また生活者は常に今以上に安い利用料金を求めており、月額利用料金が低いユーザーほどその傾向が高い（図表 2-6）。

以上見てきたように、2001 年に始まった日本の IT 革命は、多少の目論み違いはあったにしても新しい国家基盤としてブロードバンド・インターネットの普及をほぼ予測通りに達成したのである。

2.2 IT 産業の活況とメディアとしてのインターネット

2.2.1 “IT バブル”の果たした役割

ブロードバンド化が進む中、インターネットは安価で有効なメディアとして企業、そして生活者に認識されていく。

そのひとつの役割を果たしたのが“IT バブル”である。「産業競争力会議」開催期間と時期を同じくして、米国から広がった“IT バブル”が日本に波及する。小渕政権は合計約 42 兆円の経済対策を行っており、これが株価を下支えしていたとされる。これに加えて「産業競争力会議」の議事録が時を待たずに次々と発表されたことも“IT バブル”に影響した。社名やサービス名に“e-”や“i-”などを冠したり、ビジネスモデル特許出願を標榜したりするだけで、IT 企業として注目を集め、投資の対象となったからである。その代表格がソフトバンク株式会社で、2000 年 2 月には 1 株 198,000 円の高値を付ける。

また“IT バブル”は、インターネットとそれがもたらすビジネスの大きさを、報道を通じて、ごく普通の生活者に理解させる効果をもたらした。

と同時に様々な、企業によるインターネットを活用した顧客囲い込み策（値引きやキャンペーン等）が、生活者にはインターネット接続のメリットに映ったのである。

2.2.2 年々上昇するインターネット広告費

ブロードバンド人口の増加と歩調を合わせるかのようにインターネット広告費は年々上昇する（図表 2-7）。インターネット広告費は 2004 年度にラジオ広告と肩を並べ、2005 年度にはラジオを抜いた。（図表 2-8）。

インターネット広告費が既存メディアを上回る増加率を重ねる背景にはいくつか理由があろう。2006 年度の「日本の広告費」には次のような解説が披露されている。『ユーザーのブロードバンド化が進むなかで、アメリカの動画投稿サイトであるユーチューブ（YouTube）が引き金となりネットでの動画視聴の流れが加速した。ギャオ（GyaO）等の動画放送サービスへの広告出稿も増加の傾向にある。また、SEM（サーチエンジンマーケティング）市場は 930 億円（前年比 157.6%）と他のネットメディア商品に比べてより拡大の傾向にある。費用対効果を重視する広告主が引き続き出稿を増加させていることに加え、テレビ CM からネット接続をうながす手法として従来

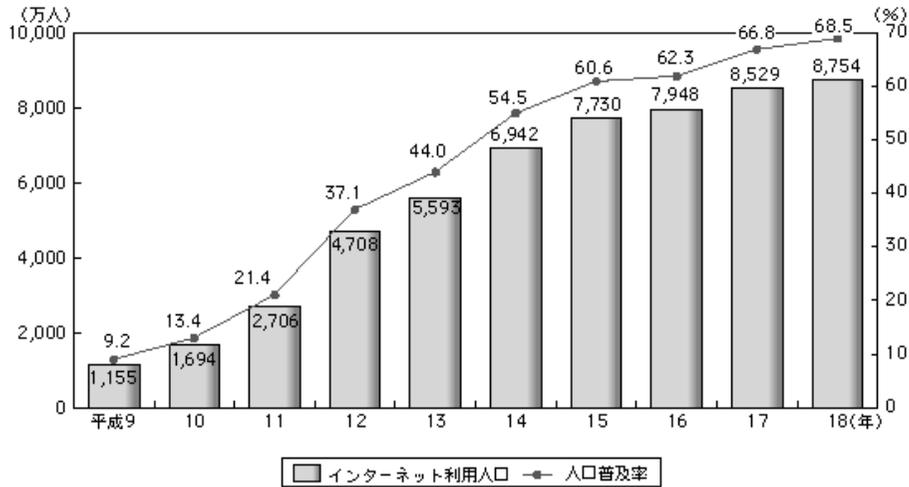
図表2-7. 日本の広告費 (株式会社電通)

	総広告費		媒体別前年比(%)							SP	衛星メディア 関連	インター ネット
	金額 (億円)	前年比 (%)	マスコミ				ラジオ	テレビ				
			四媒体	新聞	雑誌							
1996年 (平成8年)	57,715	106.4	107.9	106.2	108.8	104.8	109.2	103.5	110.1	-		
97年 (9年)	59,961	103.9	104.1	102.1	107.9	103	104.8	103.1	112.6	375		
98年 (10年)	57,711	96.2	95.8	93.3	96.9	95.8	97.1	96.7	110.2	190		
99年 (11年)	56,996	98.8	97.8	97.9	98.2	94.9	98	99.8	104.2	211.4		
2000年 (12年)	61,102	107.2	107.7	108.1	104.4	101.4	108.7	104.5	118.2	244.8		
01年 (13年)	60,580	99.1	97.9	96.4	95.7	96.5	99.5	99.8	177.1	124.6		
02年 (14年)	57,032	94.1	92.4	89	96.9	91.9	93.6	96.7	90.2	115		
03年 (15年)	56,841	99.7	99.7	98.1	99.6	98.4	100.7	98	98.6	140		
04年 (16年)	58,571	103	102.6	100.6	98.4	99.3	104.9	100.7	104.1	153.3		
05年 (17年)	59,625	101.8	99.3	98.3	99.4	99.1	99.9	101.3	111.7	154.8		
06年 (18年)	59,954	100.6	98	96.2	98.5	98.1	98.8	100.9	111.7	129.3		

図表2-8. 媒体別広告 (「日本の広告費」株式会社電通)

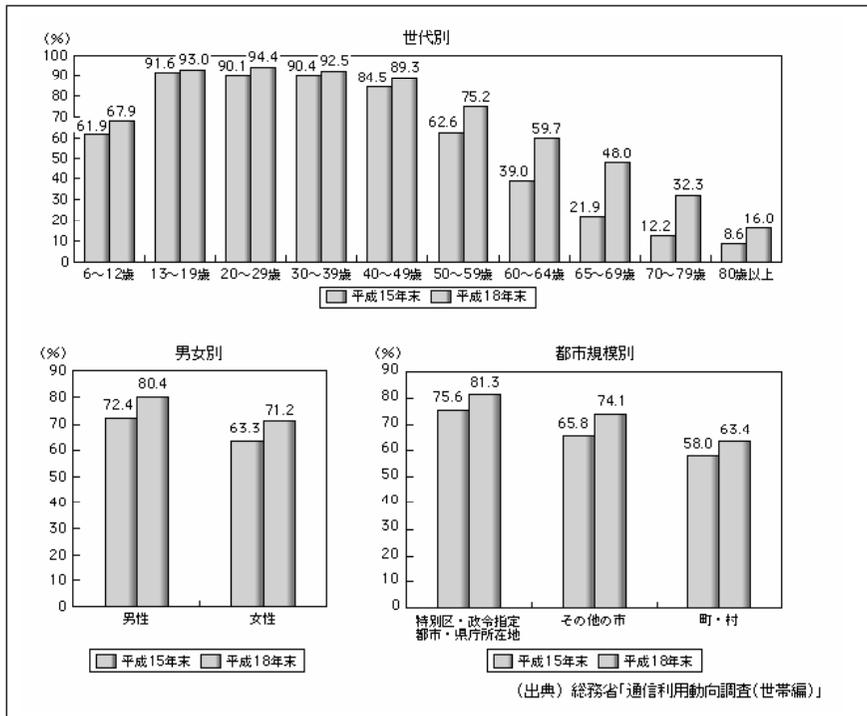
	総広告費		媒体別前年比(%)							SP	衛星メディア 関連	インター ネット
	金額 (億円)	前年比 (%)	マスコミ				ラジオ	テレビ				
			四媒体	新聞	雑誌							
1996年 (平成8年)	57,715	106.4	107.9	106.2	108.8	104.8	109.2	103.5	110.1	-		
97年 (9年)	59,961	103.9	104.1	102.1	107.9	103	104.8	103.1	112.6	375		
98年 (10年)	57,711	96.2	95.8	93.3	96.9	95.8	97.1	96.7	110.2	190		
99年 (11年)	56,996	98.8	97.8	97.9	98.2	94.9	98	99.8	104.2	211.4		
2000年 (12年)	61,102	107.2	107.7	108.1	104.4	101.4	108.7	104.5	118.2	244.8		
01年 (13年)	60,580	99.1	97.9	96.4	95.7	96.5	99.5	99.8	177.1	124.6		
02年 (14年)	57,032	94.1	92.4	89	96.9	91.9	93.6	96.7	90.2	115		
03年 (15年)	56,841	99.7	99.7	98.1	99.6	98.4	100.7	98	98.6	140		
04年 (16年)	58,571	103	102.6	100.6	98.4	99.3	104.9	100.7	104.1	153.3		
05年 (17年)	59,625	101.8	99.3	98.3	99.4	99.1	99.9	101.3	111.7	154.8		
06年 (18年)	59,954	100.6	98	96.2	98.5	98.1	98.8	100.9	111.7	129.3		

図表 2-9. インターネット利用者数及び人口普及率の動向 (平成 19 年版情報通信白書)



(出典)総務省「通信利用動向調査(世帯編)」

図表 2-10. インターネットの利用状況 (平成 19 年版情報通信白書)



の URL 表示からキーワードを検索窓に入力してネットに接続させる手法が定着しつつあることも SEM の拡大に寄与した』。つまり広告主である企業は、広告効果を厳密に計ることのできるインターネット広告へと軸足を移しているのだ。

2.2.3 生活者の情報収集スタイルの変化

一方の生活者は、長引く不況の中で可処分所得の割当を変えていった。新聞の購読を止め、雑誌は買い控えた。特に雑誌販売の不振の要因には、生活者の情報収集源の多様化、インターネットや携帯電話などによる時間の使い方の変化などがあげられる。また情報取得にかかる時間とお金を節約することが消費者のニーズであり、これにぴたりとはまったのがインターネットであった。雑誌の無料化(フリーマガジン)は、インターネットとの競争にさらされるマスメディアとして、ひとつの回答例なのである。

2.3 情報基盤となったインターネットと生活者の変化

2.3.1 普及率7割となったインターネット

「e-Japan 戦略」の当初の目標を実現した今、生活者は大きく変容した。生活者はよりしたたかになり、企業や国家が考える枠をはるかに飛び越えるようになってきたのである。それはインターネットが持つグローバル性、ボーダーレス性によるところが大きい。

2006年におけるインターネットの人口普及率は約7割(図表2-9)、利用者層も10代から50代まで拡大している(図表2-10)。

今では銀行・証券はじめ、あらゆるサービスがインターネットを通じて予約・申込・購入・決済が可能だ。パソコンか携帯電話があれば、いつでもどこでも誰でもそれらのサービスを利用できるようになっている。それでは情報基盤となったインターネットは生活者をどのように変えたのであろうか。

2.3.2 情報の受け手から価値の与え手へ

そもそもマスメディアを使って一方的に広告することに限界が出てきたことは20年以上前に指摘されている。「大衆」ではなく「分集」が登場し、多品種少量生産へと軌道修正をしなければならなくなった1980年代後半、既にマス・マーケティングの手法には「？」がつけられていた。インターネットに顧客囲い込みの可能性があると見た識者のなかにはデータベース・マーケティングやワン・トゥ・ワン・マーケティングといったタイトルでインターネット時代のマーケティングを描き出そうとした。だが現実にはそれらも「効かない」、さらに上手の消費者が登場してくる。インターネットのオープン性、検索網羅性などが消費者をよりしたたかに育てたと言い換えても良いだろう。

生活者が情報に到達するために最もよく利用する検索エンジンにおいて、企業はSEO(サーチエンジン最適化 Search Engine Optimized)と言われる検索エンジン対策を行う。これに決定打があるのかと問われれば「ない」と答えるのが正確だ。代表的な検索エンジンである「ヤフー(Yahoo!Japan)」や「グーグル(Google)」が、ウェブマスター向けに効果的なWebサイトの作成のための手引きを掲載

しており、ここに書いてあることを行うしか本当の SEO にはならない。つまり、

1. タイトルタグにページタイトルをつける
2. キーワードをつける
3. テキストを増やし、ページタイトルとキーワードに合致する言葉をちりばめる
4. 多くのサイトからリンクを張ってもらう

といった、かなり地道な活動を日夜行うことが SEO には必須とされている。中でも他サイトからのリンク数や閲覧回数が表示順位に影響するプログラムは、企業や広告会社が考える情報投下型の手法に馴染まない。ここで最も重要な役割を担っているのはインターネット利用者であり、利用者が必要とする価値の高い情報でなければ表示順位が上位にはならないという事実である。

つまり生活者は企業から一方的に情報を与えられ受け取るポジションから、取捨選択することで情報に価値を与えるポジションへと変化したのである。

2.3.3 メディアホルダーとなる生活者

またインターネットでは、Web サイトを開設して誰でも情報を発信することができるため、その手軽さが生活者の意識を変えている面もある。元来日本人は日記好きという傾向があり、インターネットが普及しはじめた 1990 年代後半のころ、既に何万という日記サイトが存在していた。自らの生活や心情、そして行ったり食べたりしたコトやモノをデジカメに納め、これらの写真データとともに自分のホームページに掲載するというものだ。今ではブログにとって代わられてはいるが、掲載されている情報の中身に大差はない。むしろブログになり、一層簡単に日記を公開できるようになったことから、テクニカルには弱いが取材力や表現力に長けたユーザーが増した。いわゆる「ネット・ジャーナリスト」のようなブロガーも登場している。閲覧数の多いカリスマブロガーの中には、パブリシティとして商品情報を書き込むことにより広告費を受け取るものも現れる。インターネットで広告収入を得るという動きもまた 1990 年代末には既に定着していた考えであり、生活者が自ら情報提供者に変身し、広告収入を得るメディアホルダーとなる道を示した。

またブログでは、記事の読み手が RSS リーダーと呼ばれる機能を使うと、指定したブログ記事の更新情報が端末に配信されるようになる。従来は該当するサイトにアクセスしなければならなかった Web サイトが RSS によって能動的なものに変わり、個人の情報発信力をさらに高めている。

2.3.4 低所得層の生命線

2002 年当時に Web リサーチを行うと、インターネット利用者の多くは IT 産業従事者やエンジニアの男性が全体の 25% 程度を占め、5 割近くが 30 代の専業主婦層で占められていたものだ。利用者の平均世帯年収は 700 万円程で、当時の日本平均を上回っていた。

しかしこれも大きく様変わりする。

団塊ジュニア世代を階層意識で分類・分析した『下流社会』によると、団塊ジュニア世代にとってパ

ソコン・インターネットは主たる趣味のひとつとして位置づけられている。しかしこれを階層意識「上・中・下」に分類すると、特に男性では「下」ほどパソコン・インターネットを選択した人が多く、全体の95.5%にも達している。かつては高学歴・高世帯収入の象徴であったパソコンとインターネット利用が、階層意識「下」のフリーターや派遣社員層、つまり年収300万円未満の世帯における最も安価で重要な情報源・エンターテインメントの入り口と化している。低料金・常時接続のインターネットによって「ネットカフェ難民」に象徴される、定住できるほどの経済力はないが、携帯電話とインターネットがあれば明日は生きていける。そういう日本人が作られてきたと断ずることもできる。

生活者は同じ商品であればより安いものをインターネットで調べて購入する。同時に企業もまた「派遣」という便利な人材供給の窓口を持つに至り、人件費を抑える方向にシフトした。人材派遣会社はこれら企業の要求に応えるべく、インターネットを駆使することで、企業と人材のマッチングを行っている。自ら履歴書を書き、面接を受けるほどの気力を持たない者には「派遣」という仕事の選び方が当たり前になってしまった。その結果、住居よりもインターネットの接続端末である携帯電話がより重要性を持つことになった。テレビ番組ですら携帯電話やパソコンで見られるようになった今、低価格化が進んだパソコン、世界一低料金のインターネットが低所得層の生命線にも似たツールになっていることは、日本のIT政策の皮肉な現実と言えるかもしれない。

3 日本が抱える経済産業政策のひずみ

3.1 「デファクトスタンダード」という呪縛

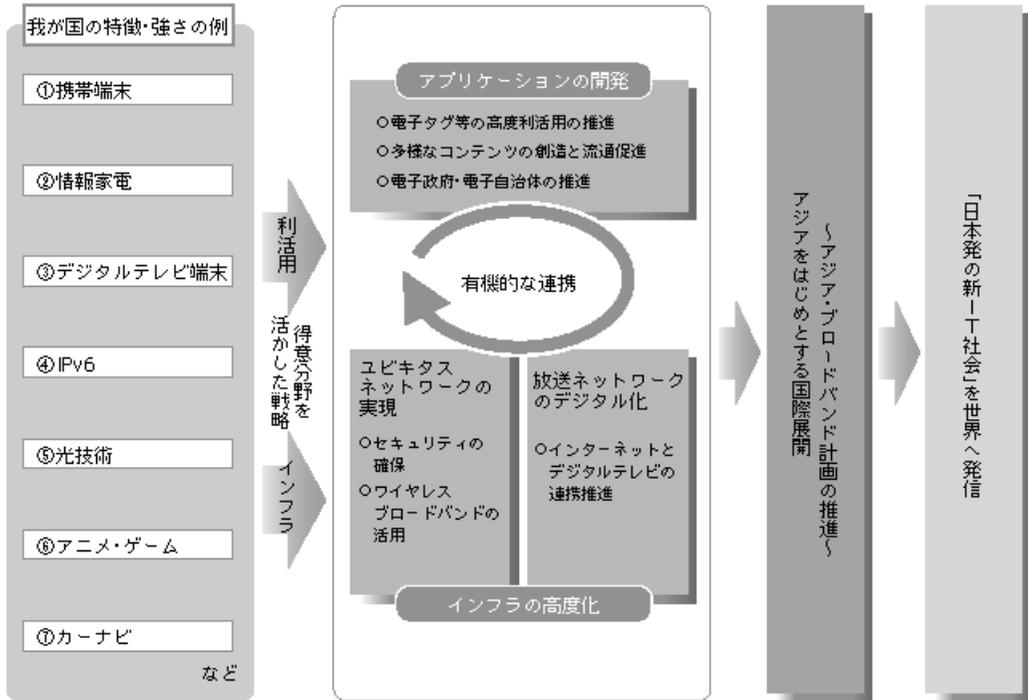
3.1.1 世界をリードする技術探し

『世界をリードすることのできる「デファクトスタンダード」技術を確立したい』。総務省や経済産業省が発表した議事録を読むと、日本が最先端に輝く技術分野を確保するため、または確保したい、という発言があちこちに散見される。この「デファクトスタンダード」の呪縛がIT政策に影を落とす。

総務省が毎年発表する「情報通信白書」の中に『日本がリードする』技術として、「IPv6 [4] (図表3-1)」が平成13年版から18年版まで継続して登場する。

1999年後半には、全世界でIPv6アドレスの正式割り当てが開始されており、この時点ではIPv6の普及に向けて世界的に取組が進展していたと考えられる。なぜなら、端末側ではUNIX系のOSに加えWindows 2000やLinux等がIPv6に対応、各種ルータやブラウザソフトも順次対応製品が発表されていたからである。また1996年には日本でもWIDEプロジェクト[5]によりIPv6の検証が進められており、政府そして総務省はここを足がかりにIPv6において日本がリードできる素地を見出したものと考えられる。その後総務省は、IPv6による実証実験を平成15年から実施し、約3年間に渡って予算を費消し続けるのである。だがその予算獲得から実験報告に至る過程において、「情報通信白書」での名目は目まぐるしく変遷していく。

図表 3-1. 日本発の新 IT 社会の構築を目指して（平成 16 年版情報通信白書）



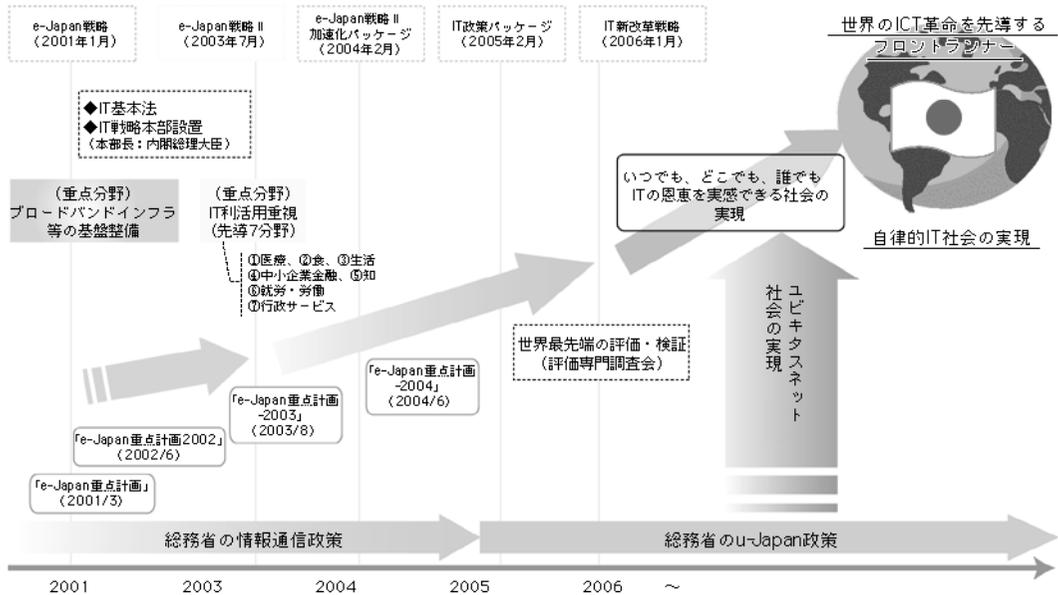
3.2.1 変容する IPv6 の位置づけ

平成 13 年版では「インターネットの普及・高度利用にともなう接続端末の拡大・多様化に対応」として IPv6 を取り上げ、続く 14 年版では「IPv6 ネットワークでつながる情報家電」と明確にその用途を示した。15 年版では「IPv6 の標準化、実用化で世界をリード」と、ISP 等の IPv6 アドレスの取得状況を事例に世界のフロントランナーと自認する。しかし実証実験後の平成 18 年版では、『IT 戦略本部が平成 18 年 1 月に決定した「IT 新改革戦略」において、世界一便利で効率的な電子政府の実現に向け、各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として平成 20 年度までに IPv6 対応を図ることとされた。これを通じて、国内のみならず世界的な IPv6 の普及につながることが期待される』とトーンダウンする。世界的には沈静した感のある IPv6 移行ブームをひきずる一方、あたかも IPv6 をベースとしたインターネットがより高度であるかのような記述にまとめている（下線は筆者による）。そして 19 年版では IPv6 についての記述がすっかり影を潜めるに至るのである。

3.1.3 装置としての Web サービスの成長

これを「デファクトスタンダード」の呪縛と言わずして何と言おう。インターネットの基本技術ははじめパソコンの OS に至るまで、モノ作り立国を目指す日本が世界の基盤たるインターネットでは全く参入できない。結果として日本政府は、世界がそっぽを向いた技術にしがみつくなってきた。

図表3-2. 国家戦略の歩み (平成18年版情報通信白書)



だが「デファクトスタンダード」という発想は既に古く、ソフトウェアや基盤技術が世界を凌駕するわけではなくなっている。より多くの利用者を集める、装置としての Web サービスが重要なのである。このことは「グーグル」や「ユーチューブ」等が自らコンテンツを製作したりせず、装置として機能提供を行うだけで世界的なサービスに成長していることに現れている。

3.2 IT政策だけで構造改革は進まない

3.2.1 目標を喪失した IT 政策

国家戦略としてはじめて IT を掲げた 2001 年 1 月から 2005 年までを第 1 期、総務省が新たに掲げた「u-Japan 政策」を取込み、より広範なジャンルまでを網羅する IT 戦略を示した 2006 年 1 月の「IT 新改革戦略」以降を第 2 期 (図表 3-2) としたとき、第 1 期には、米国や韓国など、インターネット普及率の高い国々を追い越すことが目標であった。しかし第 2 期においては、IT 利用なら何でもの総花的な政策に陥っている。

第 1 期は通信の低価格化という実感のある経済政策が行われ、構造改革という側面が確かに色濃い。NTT グループを抵抗勢力にみなした新興勢力との戦いの歴史といっても過言ではないくらい、規制緩和と低価格競争・サービス戦争が短期間に、しかも一気に発生した時期である。通信における構造改革、そしてベンチャー企業が活躍できるための構造改革が行われたことは事実であろう。

第 2 期のはじまりとなる「IT 新改革戦略」の序文には『e-Japan を推進してきた 5 年間、我が国

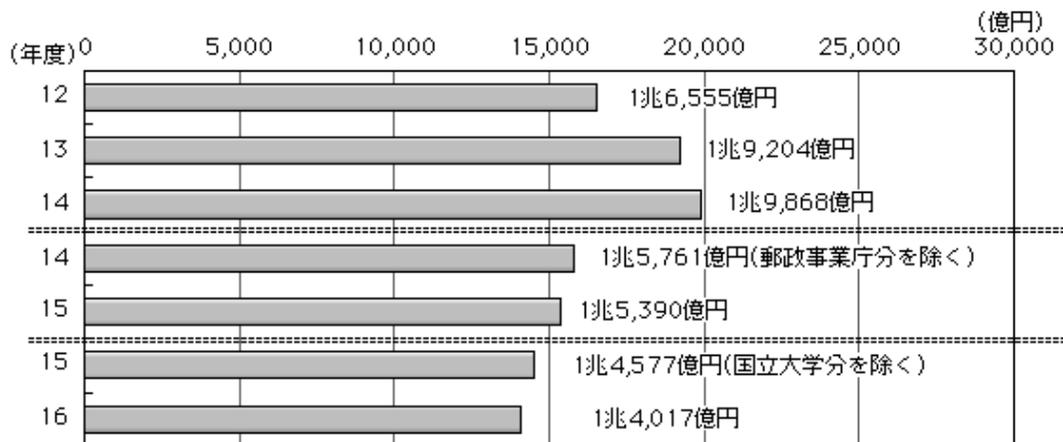
は IT 戦略を構造改革と一体として進めてきた。構造改革を進め IT 化を妨げる社会的制約を取り除くことにより、IT 化は一挙に進展する。他方、IT を活用し仕事の形や生活のありようを変えていくことが構造改革へと拡がっていく。このように構造改革と IT 化は社会の改革の両輪をなすものであり、このふたつが一体化することにより社会の変革が進んでいく』と明記されている。そしてこれに続けて『新たな戦略の中で我々が取り組む課題は、こうした IT による改革の仕上げのための取り組みとそのための基盤整備にある。医療の構造改革を IT により推し進め効率的な医療を国民に提供すること、小さくて効率的な官を実現するための規制緩和や手続きの見直しを前提とした電子行政を実現すること、世界で一番安心して暮らしていける社会を IT により実現すること、世界最高の産業競争力実現のために IT を使いこなすこと、そしてこうした改革を支えるネットワークインフラの整備や未来を支える子ども達や技術への投資を行うことが、人口減少と高齢社会の日本が引き続き繁栄するための唯一の方途である』と記述している。しかしここに描かれた第 2 期の重要事項を、我々の生活を変えてくれるという期待を持って迎えることができる人は少ないだろう。

3.3.2 根拠不明瞭な構造改革

確かに IT 技術は手続きや手順を簡便化しコストを下げる役には立つかもしれない。だが医療制度や教育制度、高齢化社会対策は、まず関連する法律の抜本的な改正があってはじめて構造改革になる。通信事業における「IT 基本法」がその役割を果たしたようにだ。この「IT 新改革戦略」が「IT 基本法」に基づく限り、医療や教育、高齢化社会に対応できるはずがない。

「IT 基本法」と「IT 基本戦略」は、長期化する不況時の日本にとって、構造改革の先鞭をつける国家戦略であった。しかし今では、莫大な予算規模（図表 3-3）ゆえに、予算獲得のための方便と化していると揶揄されても仕方がないだろう。

図表 3-3. 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府予算の推移
(平成 16 年版情報通信白書)



3.3 「Web2.0」が示唆するもの

3.3.1 プラットフォームとしてのWeb

Web2.0はテクノロジー関連のマニュアルや書籍の出版社である米国のO'reilly MediaのCEO、Tim O'reilly氏が提唱した概念である。2005年に発表された氏の“What Is Web 2.0”によると、Web 2.0を特徴付けているのは次のような事柄だ。

1. プラットフォームとしてのウェブ
2. 原動力としてのデータ
3. 参加のアーキテクチャ
4. オープンソース
5. コンテンツとサービスのシンディケーション
6. ソフトウェア採用サイクルの終焉
7. ロングテール

言い換えれば、Webサービスを利用し参加することにより、そのWebサービスそのものの利用価値が上昇する。装置としてのWebを利用する生活者こそがインターネットを動かしているのである。

3.3.2 「グーグル」と検索連動型広告

広告を例にとって、Web2.0を具現している「グーグル (Google)」の説明を試みよう。

「グーグル」は「ページランク (PageRank)」という概念を持つ、検索結果の的確性において最も評価されている検索エンジンである。「ページランク」は、多くの良質なページからリンクされているページはやはり良質なページである、という再帰的な関係をもとに、全てのページの重要度を判定したものである。これは一種の人気投票に似ていて、多数のリンクは多数の得票と考えればより理解しやすい。利用者にしてみれば、常に上位にある人気の高いサイトから順に表示してもらうほうがありがたい。人気が高いと言うことは、当該Webサイトは情報が豊富で使いやすいことを示すからである。「グーグル」が成功した最大の理由は、利用者にとって本当に価値のある情報を提供すること、を追及した結果に過ぎない。

また「グーグル」は「アドセンス (AdSense)」「アドワーズ (AdWords)」といった費用対効果の明らかな広告システムを提供している。昨今テレビコマーシャルにおいて、必ずといっていいほどキーワードの検索をすすめる内容になっているのは、これらをはじめとする検索結果に連動した広告システムを利用し、確実に生活者に情報を伝えようとするものである。検索キーワードやフレーズに対して検索結果の上位に表示するというもので、最近ではリスティング上位になるためのキーワード対策が話題に上るほどである。検索連動型広告の市場は2006年度において930億円に達しており、前年比157.6%の成長率を示し、インターネット広告費の25%以上を占めるまでになっている。

3.3.3 情報のフラット化

マス広告主流の時代、活字メディアの情報は一般に古く、また参謀本部発表並みに画一的で、広告主と広告会社にコントロールされたものであった。しかしインターネットが生活インフラ化した現在ではこれが一変する。生活者は広告主の発表する情報のほかに、既に購入したことのある別の生活者の評価や意見を平行して確認することができ、他社の同じような商品とも比較できるのである。そこにあるのはフラットな情報空間であり、主役はあくまでも生活者である。O'reilly氏が説いた「参加のアーキテクチャ」がここにはある。

「IT 基本法」は、過去 10 年間に於いて最大級の影響を与えた法律である。この法律によって定められた制度が企業活動を活発にしたり制限したりした。同時に我々国民の生活にも大きな影響を及ぼした。だが産業界も政府も、自らの活発な活動が、生活者の意識と行動、コミュニケーションスタイルをここまで変えてしまうとは想像していなかったに違いない。

終わりに

日本におけるブロードバンドは光ファイバーによる超高速化へと移行し始めている。その速さは 30Mbps を下限とするもので世界最高の速度を誇る。だが、インターネット発祥の米国は逆にブロードバンド化に乗り遅れてしまった。その原因として、電話料金定額制や、CATV や衛星放送などが早くから普及しており、ブロードバンドへのニーズがあまり強くなかったことなどがあげられる。そしてインフラ整備に国家的な戦略が欠如していたとして、最近米国政府に CIO (Chief Information Officer) 的な機能または人材を設置するべきだという議論が起きている。日本および韓国、中国、インドといったアジア諸国は、ブロードバンド化を国家戦略として推進し、IT 政策は常に経済産業政策の上位に位置づけられている。このことが米国の IT 企業には恐怖として捉えられているからだ。そのため官民一体となってブロードバンド化を推進し、IT 分野における優位性を保とうというのである。これは 1980 年代、新しい製造プロセスを駆使する日本に技術革新のリーダーシップを奪われようとしたときに米国がとったアプローチ（産業競争力委員会）と同じものだ。官民一体となったとき、強い求心力を発揮する米国の強さは 1990 年代に実証されている。

このときの米国のアプローチは、チャルマーズ・ジョンソンが 1982 年に発表した「通商産業省と日本の奇跡」を参考に、日本の官民一体の産業政策を真似たものである。後に日本は、「失われた 10 年」を取り戻す日本再生のための経済政策モデルを、当時の米国政府と「ヤング・レポート」に求めるのである。この奇妙さこそ、本稿において日米の国家戦略を取り上げた理由にほかならない。

日本は米国を、米国は日本を常に意識する関係はインターネットにおいても健在だ。インターネットを世界に開放し、IT によるグローバル経済を早々と展開した米国。だが、超高速ブロードバンド普及において、米国はまたもや日本の後塵を拝する形となった。そして再び米国は官民一体

のIT政策を展開しようとしている。

米国市場はこれまで、「ヤフー」や「アマゾンドットコム」「グーグル」といった世界規模のインターネット企業を輩出してきた。管理された日本の情報通信市場には、残念ながらこのような企業が育っていない。では、日本にはそのような土壌と想像力がないのだろうか。

日本のTVゲーム業界は、官によるコントロールを全く受けなかったことで、世界市場に君臨することができた。昨今コンテンツとして海外での流通量が増加してきたアニメやマンガも同様に官に管理されなかったことで成功を取めたとと言えるだろう。

結局のところ、インフラ整備等のハードウェアの普及や、ターゲットの明らかな製造業等には官民一体の国家体制が効を奏すが、ソフトウェア面においては、官は弊害になることを日本の事例は示している。自由市場が常態の米国は、この利点も欠点も十分に理解し、必要な時にだけ日本流を取り入れることで成功に導いた。超高速インターネットにおいても、その機動力で日本を凌駕し、いずれ世界最速のインフラを持つに違いない。

インターネットは良くも悪くも分散志向のメディアである。国内のインフラ整備がほぼ完成した以上、情報通信産業に対するこれ以上の政策投資はやめる時期にきている。今後、日本企業がインターネットにおいて世界的な役割を果たせるようになるためには、実験的なWebサービスやツール等をどれだけ生み出せるのかが課題となる。インターネットの世界を変えたツールや企業は、米国の大学生達やせいぜい20代前半の若者によって創り出されていることが多い。日本においても同様に、若い世代が創造し、個人が試行錯誤を繰り返し行えるような環境と仕組み作りが急務になるだろう。

脚注

- [1] “Internet Penetration Has Levelled Out Over The Last 12 Months” 2001, Harris Interactive Inc. 掲載の成人人口の普及率から米国成人人口を約2億人として算出。成人人口は米国商務省による2000年度国勢調査結果 (<http://www.census.gov/prod/cen2000/dp1/2kh00.pdf>) より得ている。
- [2] 『産業競争力強化に向けた提言—第1回 国際競争上のイコールフットィングを求め—』 社団法人経済団体連合会 1998年12月15日発表。本提言の趣旨にあるように、経団連はマサチューセッツ工科大学(MIT)の研究グループがまとめた“Made in America”(1989年刊)を意識している。よって製造業こそが日本の経済成長の牽引役だとしており、国際競争力を高めるには、日本の製造業の強みを生かした経営を後押しする環境整備が必要との認識を示している。
- [3] 1999年3月から2000年5月まで開催される。産業界と政府が議論する場として設けられ、「ミレニアム・プロジェクト」や「IT基本法」成立のバックボーンとなる。
- [4] アドレス資源の枯渇が心配される現行のインターネットプロトコル(IP) IPv4をベースに、管理できるアドレス空間の増大、セキュリティ機能の追加、優先度に応じたデータの送信など

の改良を施した次世代インターネットプロトコルとされている。

- [5] WIDE プロジェクトは、慶應義塾大学の村井純教授らが中心になって 1988 年に設立された、インターネットに関する研究プロジェクト。WIDE は『Widely Integrated Distributed Environment』の略である。日本におけるインターネットの先駆的存在の一つとなったことで知られる。

参考文献・資料

- 『日本経済の再生に向けて：小渕内閣の取り組み』 外務省
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/cologne99/k_saisei.html)
- 『日本新生のための新発展政策』 2000 年 10 月 19 日 経済対策閣僚会議
(<http://www5.cao.go.jp/2000/b/1019b-taisaku.pdf>)
- 日本新生公開政策会議 森喜朗内閣総理大臣冒頭スピーチ 2000 年 12 月 7 日
(http://www.kantei.go.jp/jp/morisouri/mori_speech/2000/1207sinsei.html)
- 「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）の基本的な枠組みと構築方針について」平成 11 年 10 月 19 日内閣総理大臣決定
(<http://www.kantei.go.jp/jp/mille/991020millpro.html>)
- 『産業競争力強化に向けた提言—第 1 回 国際競争上のイコルフットィングを求める—』 社団法人経済団体連合会 1998 年 12 月 15 日発表。
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol215/index.html>)
- 『IT 立国に向けた提言—デジタル・オポチュニティ活用のために—』 社団法人経済団体連合会 2000 年 5 月 29 日発表。
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/025/index.html>)
- 「情報通信技術（IT）戦略本部の設置について」2000 年 7 月 7 日閣議決定。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai1/siryou1.html#honbu>)
- 「IT 戦略会議について」2000 年 7 月 7 日情報通信技術（IT）戦略本部長決定。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai1/siryou1.html#honbu>)
- 『IT 基本戦略』平成 12 年 11 月 27 日 IT 戦略会議・IT 戦略本部合同会議（第 6 回）において発表。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai6/6siryou2.html>)
- 『全国ブロードバンド構想～「世界最先端の IT 国家」の実現に向けて～』2001 年 10 月 16 日発表総務省報道資料。
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2001/011016_2.html)

- 「IT 新改革戦略」 IT 戦略本部 2006 年 1 月 19 日発表
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119gaiyou.pdf>)
- 米国が “IT 後進国 ” になる !?“ 国家 CIO ” のリーダーシップで最悪のシナリオを回避せよ
(<http://www.ciojp.com/contents/?id=00002970;t=7>)
- 『コンピュータ・ユーティリティ社会実現への挑戦』 鈴木良之 「インテック・テクニカル・ジャーナル」 2003 年
(<https://www.intec.co.jp/itj/ITJ2/Contents/2.pdf>)
- NTT グループ社史
(<http://www.ntt.co.jp/about/history/index.html>)
- 『ヤングレポート』 以降の米国競争力政策と我が国製造業空洞化へのインプリケーションー国際競争プラットフォームの整備とイノベーション強化のための提言ー 日本政策投資銀行 産業・技術部 1999 年 12 月
(http://www.dbj.go.jp/japanese/download/pdf/industry_report/r03.pdf)
- “Internet Penetration Has Leveled Out Over The Last 12 Months” 2001, Harris Interactive Inc.
(http://www.harrisinteractive.com/harris_poll/index.asp?PID=266)
- 総務省 情報通信白書 平成 13 年版～ 19 年版
- 日本の広告費 株式会社電通
(<http://www.dentsu.co.jp/marketing/koukokudata.html>)
- Tim O'reilly “What is Web2.0”
<http://www.oreillynet.com/pub/a/oreilly/tim/news/2005/09/30/what-is-web-20.html>
<http://japan.cnet.com/column/web20/story/0,2000055933,20090039,00.htm>
- 「インターネット白書 2002」 財団法人インターネット協会監修 インプレス刊
- 『日本人論・日本論の系譜』 石澤靖治著、丸善ライブラリー刊 1997 年 5 月
- 「ブロードバンド戦略勝敗の分かれ目ー情報通信社会主義の崩壊」 池田信夫著 日本経済新聞社 2001 年 12 月
- 「電波利権」 池田信夫著 新潮社 2006 年 1 月
- 「ウェブは資本主義を超える」 池田信夫著 日経 BP 社 2007 年 4 月
- 「広告会社は変わるか」 藤原 治著 ダイアモンド社 2007 年 2 月
- 「下流社会 新たな階層集団の出現」 三浦 展著 光文社新書 2005 年 9 月

研究ノート

東アジア地域経済統合の動向と国際比較

—地域的国際機構の類型としての異質協調型国際機構と同質協力型国際機構—

渡 部 茂 己

**A Comparative Study and Trend of the East Asian Regional Economic Integration:
Heterogeneous-Coordination-type and Homogeneous-Cooperation-type
as a Categorization of Regional International Organizations**

キーワード：東南アジア諸国連合，地域的国際機構，経済連携協定，日本アセアン包括的経済連携
自由貿易協定，通貨統合，世界貿易機関

Keywords : ASEAN, WTO, FTA, EPA, AJCEP

はじめに

- I 地域的国際機構の類型としての異質協調型と同質協力型 (試論)
 - II ASEAN を中心とする東アジア地域と国際比較
 - III ASEAN 諸国と日本の経済連携協定 (Economic Partnership Agreements : EPAs)
 - IV 欧州の通貨統合の経緯と東アジアにおける通貨統合の可能性
- 結論に代えて—世界貿易機関 (WTO) と地域的経済統合の相互補完関係

はじめに

第2次世界大戦の原因の (少なくとも) ひとつが、イギリスによるポンド圏 (Sterling Bloc) から始まり、フランスによるフラン圏、アメリカによるドル圏、日本による円圏など、各国がそれぞれ自国の経済的利益のみを優先し、関税障壁を強めたこと (によって世界経済全体は急速に落ち込む) であったことには異論がない。その反省から、戦後は (平和と安全保障を中心としつつ国際

社会全体のあらゆる問題を解決するための国際協力の中心となる「国連」、および「世界銀行」と「IMF」の組織化とともに⁽¹⁾、「GATT/WTO」による世界一律のルールに基づく、かつ、最恵国待遇に代表されるごとくすべての国に公平な、貿易自由化が大原則とされ、地域統合は例外的・暫定的なものとして位置づけられている⁽²⁾。実際に、10年ほど前までは、たとえばWTOにおいて、EUやNAFTAに対しては、韓国、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、香港、インドとともに、日本は、その拡大には抵抗する立場であった⁽³⁾。10年を経た今日は、「かつての反FTAの戦友たちは、FTAやEPAを語り合う仲間となった⁽⁴⁾」のである。

このような地域経済統合の動きが拡大した背景には、よく言われているように、国際政治的には冷戦体制の終焉、国際経済的にはWTO内の国際貿易交渉の行き詰まりと、地域統合の連鎖的拡大状況⁽⁵⁾、が同時進行していたことがある。しかし、地域統合の連鎖的拡大と言っても、欧州や米州と比較して、アジアにおいては、二カ国間の協定はあるものの、「地域」としての経済統合は明らかに遅れをとっている。ところで、ここで検討を要する問題がある。第1に、そのような地域統合自体についての是非、第2にその内容と方法について⁽⁶⁾、第3に各地域統合「間」の関係も、WTOによるグローバルなガバナンスの視点とともに検討する時期にきているのではないだろうか。

さらに、いわば通商上の障壁を撤廃することによる経済的利益の相互的獲得という国際経済の視野を越えて、第4に、地域経済統合の波及効果としての、経済交流の緊密化に伴う各国間の政治的安定、市民間の社会的文化的一体化（による友好関係の増進も）の状況を具体的に考察することも重要な視点であろう。この点について、EUが典型的事例と言えよう。

I 地域的国際機構の類型としての異質協調型と同質協力型（試論）

東アジアには、まず、経済的規模が米国に次ぐ世界第2位の日本が位置し、次に、先進国に準ずるBRICs⁽⁷⁾諸国に属し、人口では世界でも最大である中国やインドも位置する。また、NIESとして知られる諸国・地域には、規模は小さいものの、一人当たり所得では欧州先進国をも凌ぐ国々も含まれている。反面、ミャンマー、カンボジアのような世界で最も貧しい国々も含まれている⁽⁸⁾。したがって、当該地域全体としての統合組織体を形成することが容易でないのは当然のことである。

西アジアにおいては、OAPEC、LAS、イスラム諸国会議等が成立可能であったのは、それらの諸国は、東アジアにおける状況とは対照的に、経済的状況が類似することが背景にある。また、宗教的、文化的にもイスラム教が中心となっていることなど比較的同質社会である。政治体制としては、伝統的な非民主的体制を維持していることなど、類似の問題点を抱えている国も多い。

このような地域社会の異質性、同質性の違いは地域社会の組織化にどのような影響を及ぼすのか、多少の検討を加える。もちろん、この点を厳密に論じるには、どの程度異質か同質かについて、定

量的分析(数量分析)の必要がある。ここでは、問題提起のみとしたい。

(1) 異質協調型国際機構

国連とOSCEはその創設の目的自体が、対立する政治・経済体制の諸国を中に包含することで全体の安全保障と平和を保つなかでの全構成員の発展を意図している。それらとは異なり、ASEANは同質諸国間の組織化から異質協調型へと発展し、東アジア共同体の構想も同様である。

全欧安全保障協力機構(Organization for Security and Co-operation in Europe: OSCE)⁽⁹⁾はよく知られているように、冷戦時代においてNATO陣営とワルシャワ条約機構陣営が厳しく対立していた状況を緩和するために、1972年からのヘルシンキ・プロセスに基づいて73～5年に全欧安全保障会議(CSCE)において検討を重ね、1975年7月にヘルシンキ宣言を発表した。これは全欧州全体の安全保障と、経済的協力および人権尊重を約束したものである。1994年12月のブタペスト首脳会議で組織化が決定され、OSCEとなった。あえて鋭く対立している諸国間での組織化を目指したその意味で典型的な異質協調型国際機構である。なお、1973年は、東西ドイツが同時に国連加盟国となる(9月)とともに、西ドイツがチェコ、ブルガリア、ハンガリーと国交を樹立し、またパリ和平協定(1月)により米軍がベトナムより撤兵した年であり、イギリスがアイルランド、デンマークとともにECに加盟(1月)した年である。

国連(およびその前身である国際連盟)は、個別的安全保障のシステムである同盟とは対極の位置にある集団安全保障体制のための枠組みであり、代表的な典型的異質協調型国際機構である。すなわち、集団(的)安全保障とは、対立する国家群、異質国家を包含することが本質的理念である。その意味で、一般に誤解されることがあるが、集団的自衛権の構造とは正反対の位置にある(当然ながら、集団的自衛権は個別的安全保障のシステムであって友好国だけを含む)。

日本がASEANや韓国とのEPA構築に積極的な理由のひとつは、「はじめに」で述べた第4の視点が意識されているからである。たとえばNAFTAは、当時はまれな、途上国と先進国との自由貿易協定であったが、メキシコの経済発展に貢献した。経済発展の面での異質性は、少なくとも経済援助の側面としての経済協力として、実現すれば大きな意味をもつのである。

(2) 同質協力型国際機構

地域的国際組織は、本来、比較的同質な国家間での協力のための機構として創設される。

「OPEC(石油輸出国機構: Organization of the Petroleum Exporting Countries)」は、欧米先進国(の企業)への対抗のための団結として、サウジアラビア、ベネズエラ、イラン、イラク、クウェートの5か国で創設された⁽¹⁰⁾。原油の純輸出国のみをメンバーとする国際機構として、ウィーンに本部が置かれている。

「イスラム諸国会議機構（Organization of the Islamic Conference；OIC）」は、1967年の第3次中東戦争でアラブ連合軍がイスラエルに惨敗したことや、69年にイスラエル占領下の東エルサレム旧市街でアクサ・モスク放火事件がおきたことを背景として、イスラエルへの対抗手段のひとつとしての組織化である⁽¹¹⁾。

ASEANも当初は、社会主義国家に対抗するための同質国家間の組織化であった。

そのほか、マグレブと呼ばれる北アフリカ地方の5か国（モロッコ、アルジェリア、リビア、モーリタニア、チュニジア）が経済協力のために創設した「アラブ・マグレブ連合（Arab Maghreb Union：AMU）」、「上海協力機構（Shanghai Co-operation Organization：SCO）」、「太平洋諸島フォーラム（Pacific Island Forum：PIF）」、「南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community：SADC）」、メルコスール（Mercosur：Mercado Común del Sur：南米南部共同市場）とアンデス共同体（Andean Community）を中心として同一通貨と一つの議会をもったEU型の地域統合を構想する「南米共同体（Comunidad Sudamericana de Naciones：CSN）」、「南アジア地域協力連合（South Asia Association for Regional Cooperation：SAARC）」、「湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council：GCC）」なども同質協力型国際機構と言えるであろう⁽¹²⁾。

このような例に見られるのは、同質国家の結びつきが、地域外の勢力に対抗するためのものという要素をもつことで、その点では古典的な軍事・政治同盟の経済バージョンに過ぎず、形を変えたパワー・ポリティクスの枠組みから抜け出していない。

その点で、EUは、当初は、敵対する独・仏を取り込むことが創設理念の重要なひとつであった。ゲルマンとラテンという、またプロテスタントとカトリックという異質性を有するものの、勿論、欧州という、きわめて同質の諸国の集合社会での「主観的」異質性に過ぎない。しかし主観的であっても、欧州は、異質であってかつ対抗する存在を取り込むことでの恒久的安定を図る試みを実現させたのである。その点では、EUも国連も意図するところは共通している。

II ASEANを中心とする東アジア地域⁽¹³⁾と国際比較

外務省資料に基づいて整理するとASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）を合計した総面積は、448万km²である。これは日本（38万km²）の12倍、世界全体（1億3,394万km²）の3.3%に相当する。総人口は、5億4,436万人で、日本（1億2,776万人）の4.3倍、世界人口（63億4,513万人）の8.6%となる。GDPは合計、7,987億米ドルで、日本（4兆6,234億米ドル）の17.3%、世界（40兆8,878億米ドル）の2.0%となる。1人当たりGDPは、1,467米ドルとなり、これは、日本（36,187米ドル）の4.1%であり、世界平均（6,444米ドル）と比較しても22.8%に過ぎない。しかし、貿易（輸出+輸入）は、10,794億米ド

ルとなり、日本(10,195億米ドル)の105.9%に相当し、世界(18兆6,640億米ドル)の5.8%を占める⁽¹⁴⁾。ASEANの特徴を他の地域統合と比較するとおおよそ次の表ようになる。

ASEAN と他の地域経済統合との比較 (2004年) 【外務省資料】

	加盟国人口	GDP	1人当たり GDP	貿易 (輸出+輸入)
ASEAN 10 カ国	5 億 4,436 万人	7,987 億米ドル	1,467 米ドル	1 兆 794 億米ドル
欧州連合 (EU) (25 カ国)	4 億 5,530 万人	12 兆 6,906 億米ドル	2 万 7,873 米ドル	7 兆 3,221 億米ドル
北米自由貿易協定 (NAFTA) 米国、カナダ、メキシコ	4 億 2,921 万人	13 兆 3,238 億米ドル	3 万 1,043 米ドル	3 兆 2,788 億米ドル
南米共同市場 (MERCOSUR) アルゼンチン、ブラジル、 パラグアイ、ウルグアイ	2 億 2,613 万人	7,766 億米ドル	3,434 米ドル	2,304 億米ドル

出典：人口、名目 GDP は World Bank, World Development Indicators database
貿易は IMF, Direction of Trade Statistics QUARTERLY JUN 2005

(注) ブルネイ、ミャンマーの名目 GDP は ASEAN 事務局 HP で 2003 年値。
1人当たり GDP は、名目 GDP を人口で除した外務省の試算値。

すなわち、ASEAN は人口規模において他の地域経済統合体を上回るものの、経済規模では EU と NAFTA を大きく下回っている。「東アジア」地域として考えると、日・中・韓の3カ国が加わると想定すると、人口では、12億9650万人の中国と1億2776万人の日本、4814万人の韓国が加わり、約20億人と圧倒的に最大規模の地域統合となる。GDP では、4兆6234億米ドルの日本と1兆6493億ドルの中国、6797億ドルの韓国が加わって、7兆7511億米ドルとなるが、ASEAN10カ国はほぼ韓国1カ国に匹敵するのみで、今のところ、日本の経済力が地域経済全体の約6割を占めている。そして近い将来は中国の経済力がそれを凌駕することも予想されているのである。

III ASEAN 諸国と日本の経済連携協定 (Economic Partnership Agreements : EPAs)

(1) 福田ドクトリンと日本の EPA

2007年9月26日に首相に就任した福田康夫氏の父である福田赳夫当時の首相が、奇しくもちょうど30年前の1977年、東南アジアを歴訪した最後にマニラで表明した、日本の対東南アジア新政策が、「福田ドクトリン」である。外務省資料によれば、その内容は、①軍事大国とならず東南アジアひいては世界の平和と繁栄に貢献、②心と心の触れあう信頼関係の構築、③ASEANの連帯と強靱性強化に協力し、インドシナ諸国との相互理解の醸成により東南アジア全域の平和と繁栄に寄与、することの3原則である。第3点に、ASEANとの協力を掲げている。その後の30年間で、日本は、まずシンガポールやマレーシアとEPAを成立させ、日本ASEAN包括的経済連携(AJCEP)を合意するまでに協力関係を進めることができたのである。

締結・交渉している EPA の概要（2007 年 9 月現在）

EPA の相手国・地域	①交渉開始	②大筋合意	③署名	④発効日
(1) 発効済みの EPA				
シンガポール	① 13 年 1 月	② 13 年 10 月	③ 14 年 1 月	④ 14 年 11 月 30 日
改正議定書	① 18 年 4 月	② 19 年 1 月	③ 19 年 3 月	④ 19 年 9 月 2 日
メキシコ	① 14 年 11 月	② 16 年 3 月	③ 16 年 9 月	④ 17 年 4 月 1 日
市場アクセスの条件 の改善に関する議定書	① 17 年 6 月		③ 18 年 9 月	④ 19 年 4 月 1 日
マレーシア	① 16 年 1 月	② 17 年 5 月	③ 17 年 12 月	④ 18 年 7 月 13 日
チリ	① 18 年 2 月	② 18 年 9 月	③ 19 年 3 月	④ 19 年 9 月 3 日
(2) 未発行の EPA				
フィリピン	① 16 年 2 月	② 16 年 11 月	③ 18 年 9 月 9 日	
タイ	① 16 年 2 月	② 17 年 2 月	③ 19 年 4 月 3 日	
ブルネイ	① 18 年 6 月	② 18 年 12 月	③ 19 年 6 月 18 日	
インドネシア	① 17 年 7 月	② 18 年 11 月	③ 19 年 8 月 20 日	
(3) 大筋合意済みの EPA				
ASEAN 全体	① 17 年 4 月	② 19 年 8 月		
(4) 交渉中の EPA				
韓国	① 15 年 12 月			
GCC：湾岸協力会議 (アラブ首長国連邦、オマーン、 カタール、クウェート、サウジア ラビア、バーレーンの 6 カ国)	① 18 年 9 月			
ベトナム	① 19 年 1 月			
インド	① 19 年 1 月			
オーストラリア	① 19 年 4 月			
スイス	① 19 年 5 月			

出典：財務省資料より抜粋（一部表現を変えた）

(2) 日本 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP)

2007 年 8 月 25 日、「日本 ASEAN 包括的経済連携」(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership: AJCEP) として、日本にとっては始めて、「多国間」EPA/FTA を締結することを正式に合意した⁽¹⁵⁾。同日、マニラで開催された日本 ASEAN 経済相会議 (AEM-METI) において合意された内容に基づいて、同年 11 月の日本 ASEAN 首脳会議において交渉妥結の共同声明が発表された。2008 年中に効力発生する予定である。

内容は、日本については 10 年以内に輸入額の 93% 分の物品の関税を撤廃（そのうち 90% は即時

撤廃することを予定している)、残りの部分については関税率の引き上げを予定している。ASEAN については10～18年に、85～90%を撤廃する。すなわち、ASEAN 原加盟国の6カ国については10年以内に貿易額および貿易品目の90%に相当する部分について関税を(即時または段階的に)撤廃し、残りの4カ国についてはそれぞれの発展段階に応じて対応する(すなわち、ベトナムについては90%を15年以内に段階的に、カンボジア・ラオス・ミャンマーについては85%を18年以内に段階的に)。

対ASEAN 関係では、中国(2005年7月)と韓国(2007年6月)は既に自由貿易協定を発効させており、先行している。ただし韓国は薄型TVや自動車部品等の関税「削減」であるが、日本は「撤廃」で一層の自由化が促進される。日本はより踏み込んだ内容の協定とすることで遅れを挽回する意図である⁽¹⁶⁾。いずれにしてもASEAN を軸にアジアの経済連携が進むことになる。また、OECD の東アジア版とも言える位置付けで東アジア経済統合に向けての事前研究を担うERIA(東アジア・ASEAN 経済研究センター)の設立が2007年11月19日に合意され、暫定的にASEAN 事務局を本部とすることとなった。東アジア経済統合(東アジア経済連携協定CEPIA等)への指向性がうかがえる。

IV 欧州の通貨統合の経緯と東アジアにおける通貨統合の可能性

(1) 経済統合の進展における通貨統合の位置づけ

ここで、一般的に行なわれている経済統合化の類型化のなかでの通貨統合の位置づけを整理してみたい⁽¹⁷⁾。

- ① 自由貿易地域・協定(Free Trade Area/ Agreement: FTA) — 加盟国間(のみ)で関税および数量制限を撤廃。ただし、共通関税は設定せず、対域外関税は各国がそれぞれ独自に設定および適用する。
- ② 関税同盟(Customs Union) — 域内貿易制限の撤廃に加えて、対域外関税も共同決定(共通関税)する。
- ③ 共同市場(Common Market) — 貿易上の制限を撤廃するとともに、非関税障壁も撤廃して商品の自由な移動を確保し、加盟国間の資本・労働力等生産要素の移動の制限も撤廃する。
- ④ 経済同盟(Economy Alliance) — 金融・財政についてなどの加盟国間の諸経済政策の調整もある程度行なわれる。
- ⑤ 完全な経済統合 — 経済政策を完全に統一し、政治統合も含めて、超国家的機関を設置する。域内中央銀行および単一通貨を採用する。

現在の国際社会で、もっとも統合の進んでいるEUは、上記に照らせば、③「共同市場」と④「経

済同盟」の中間に位置するとされている。

(2) 欧州の通貨統合進展の過程

EUにおいては、その統一通貨ユーロが、1999年に為替市場で決済の通貨単位として採用され、2002年から現実の欧州通貨として使用されるようになった。経済統合が真に効果を持つためには、通貨統合が必要であるから、それは当初から構想に含まれてはいた。しかし具体的な構想として提示されたのは、ブリュッセル条約（Treaty establishing a Single Council and a Single Commission of the European Communities）の発効による単一閣僚理事会・単一委員会を含む、複数形の「欧州共同体（European Communities；ECs）」が発足した年である1967年に、ハーグで開催された欧州首脳会議（現在の欧州理事会）においてであった。

東西冷戦の当時に、西側のリーダーとして政治的・軍事的に圧倒的な力をもつ米国が、通貨の面でも支配的な力を有することへの反発でもあった。それは、ECSCの創設時と同じ様に、基本的に（歴史・政治・宗教・文化・とりわけ経済的実利として）対立関係にある仏独が、ユーロ実現までの幾多の困難を覚悟の上での長期的協調関係を発足させるほどのものであった。経済的表現では、欧州を対ドルの為替相場の混乱から守る、ということであろう。

1971年8月の金・ドル交換停止（ニクソン・ショック / the Nixon shock）を経て、同年12月の先進10カ国蔵相会議で決定されたいわゆる「スミソニアン体制」で、72年4月より、EEC6カ国相互で上下2.25%、対ドルで上下4.45%の幅内で変動させる「（トンネルの中の）スネーク制 / EC Snake」が開始された。73年には、対ドルへの制限をなくして共同でフロートする「共同フロート制 / joint float of EC currencies」（トンネルから抜け出たへび）（域内通貨の変動幅は維持）を採用し、79年まで続けられた。

1978年のダブリンでの最初の欧州理事会で決定された「EMS（欧州通貨制度）」（European Monetary System）と決済手段としてのバスケット通貨たる「ECU（欧州通貨単位）」（European Currency Unit）が79年3月より動きはじめる。

1991年マーストリヒト条約でEUを創設し、同時に、ユーロの収斂基準（マーストリヒト収斂基準）を制定した（物価上昇率：3.3%、一般政府ベースの財政赤字：GDP比で3%以下、残高ベースではGDP比60%以下、長期国債金利：物価の安定している3カ国の+2%、為替安定実績）。その経験の成功に基づいて、1999年にユーロが創設され、「欧州中央銀行」（European Central Bank；ECB）が設置された。2002年にユーロの現実通貨としての流通が開始された。

(3) アジアにおける通貨統合への動き

東アジアにおいては、「アジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）⁽¹⁸⁾」が、1990年代

の初期、地域内の金融一体化の推進を意図して東アジア統一通貨の構想を発表したことがある。しかし、政治・経済の様々な困難から現実問題としての可能性は考えられなかった。

ところが、1997年7月からタイを発信源として広がった、アジア各国の急激な通貨下落と、それに伴って各国の経済に打撃を与えた「通貨危機（通貨金融危機）」（1998年の各国の経済成長は、タイが-10.5%、インドネシアが-13.1%、韓国が-6.7%など、ともに大幅なマイナスであった）を契機として、地域の金融協力が進展することになる。すなわち、2002年の「アジア欧州会合」（Asia-Europe Meeting：ASEM）において、日本の国際通貨研究所が主唱し、2006年のASEAN+3か国財相会議において決定された「アジア通貨単位」が実現することになる。ADBは、2007年3月から、ASEAN10か国プラス日本、中国、韓国のアジア各国通貨の加重平均値を「アジア通貨単位（Asian Currency Unit：ACU）」として発表している。参加国のGDPや貿易額を反映して組み込み比率を決めるために、当然ながら、日本円、中国人民元および韓国ウォンの比重が大きくなっている。EUでのECUに類似するものであるから、将来、アジア通貨の具体化に至るひとつのプロセスとなる可能性もある⁽¹⁹⁾。

結論に代えて－世界貿易機関（WTO）と地域的経済統合の相互補完関係

EPA／FTAは、本稿「はじめに」でも触れたように、WTO協定上の大原則たる最恵国待遇の例外事項とされ、EPAの中心となるFTAは、域外に対して貿易障壁を高めないこと、域内での障壁を実質的にすべての貿易で撤廃すること等の条件の下で認められるものである（GATT第24条）。けれども、実質的には、WTOを中心とした多角的自由貿易体制と相互補完的な機能を有しているとして、評価される側面を有する。すなわち、EPA／FTAは、WTOによる多角的貿易自由化と異なり、交渉相手国／地域や交渉の範囲を、その状況に即して柔軟に選択し特定することで、WTOの諸協定に含まれていない、あるいは十分にルール化されていない分野において、WTOに先立って、交易の自由化を図ることができるのである。たとえば近年のFTAには、WTOのルールには含まれていない税関手続きの改善や外国直接投資に対する承認プロセスの迅速化など、貿易や投資の円滑化についてのルールが定められていることが多い。いわゆる「WTOプラス」と言われる利点である（実際の例としては、巻末資料(2)「EPA／FTAにおけるWTOプラスの事例」を参照）。さらに、そのようなルールの集積がWTOにおける交渉を促進することにもつながり得る。

FTAがもたらす効果には、大きく分けて、「静学的効果」（関税の分の価格低下によって域内貿易が拡大する「貿易創出効果」、関税撤廃は域内国についてであるから、輸入先が域外国から域内国に転換される「貿易転換効果」等）と「動学的効果」（市場の拡大による規模の経済、競争による技術開発、貿易を通しての技術伝搬などによる「生産性の向上」と、他国の政策や法規制に関す

る透明性（不確実性の減少）による外国からの資本流入の増加の2つの経済的効果、および、相互依存の増大による友好関係と安全保障の強化等の政治的効果があるとされる。

EPAは、関税の削減・撤廃にプラスして、投資ルールや知的財産制度の整備等も含むので、経済的・政治的に、一層の効果を果たしうる。

EUと日本は、さらに、EIA（Economic Integration Agreement；経済統合協定）締結のための共同研究を開始した⁽²⁰⁾。

FTAとEPAを、担当の責任者（外務省経済局長）として考察し、それぞれを「20世紀型国際法」と「21世紀型国際法」と位置づける石川薫氏の下記の論説は説得力があり、かつ興味深い。

FTAは古い世界観・国家間を前提にした法概念だと位置付けることができる。古来、交易は限られた範疇で行なわれ、その最小の単位は政治権力の単位に呼応していた。日本国内にあえて当てはめて述べれば、これを打ち破ったのが楽市楽座であり、その後2世紀半以上に及ぶ国内平和のもとでの流通の発達であった。世界的には、交易は国単位で行なわれ、国と国の境を越えるのが貿易であった。国は民族国家という概念で仕切られ、その仕切り（国境）を越える物事については「国際法」という特別な法体系によってルールが作られてきた。FTAは、基本的にはそういうクニザカイを越えるモノについて自由化しましょう、というだけのもので、あくまで国境を越えるという概念が先行し、かつ決定的に重要な要素となっている。

これに対して、EPAは文字通り経済の連携について律する法体系を作ろうとするものである。その出発点はグローバル化という現実である。交通・通信技術の著しく早い発展は、比較優位によって生産したものを交易するといった古い国際経済とは異なる経済実態を生み出した。直接投資の進化、人の頻繁な移動、企業内・工程間分業の急進、ITソフト産業に典型的に見られるサービスの海外へのアウトソーシングといった現実では、もはや経済活動において国境というものは存在しないかのごとくである。さらに言えば、タイ・バーツ危機の際に典型的に見られた金融セクターにおける事実上の国境の不存在は、実は今や国と国の間の経済関係は国境という線で仕切られているのではなく、国民と国民がその経済活動中ではいわば面と面で直接重なり合っている部分が大きいことを示している。⁽²¹⁾

経済活動が基本的には、民族国家という「国単位」で行なわれ、国と国の境を越える特別な交易として、国際法に規律される「貿易」が行なわれるとの考え方に立つFTAと、経済活動の「グローバル化という現実」に対応する新しい国際法の創出としてのEPAとして、基本的原理を異にする点を強調するのである。きわめて興味深い。また、国境を前提として、別々の法体系・経済体系が行なわれることが原則であると、国境を越える経済活動は「モノ」の交易にとどまる。それに対して、「面と面が重なり合う経済関係」においては、投資、知的財産権、競争政策などについてのルール、人材育成、産業技術移転、環境保護技術などのための協力が必要となるのである。

*

日本とアジア諸国との貿易内容については、いまだに日本国内にも相手国内にも古いイメージが残っていて、いわゆる「先進工業国」は「開発途上国」から原材料、農産品等を輸入し、工業製品を輸出する、というパターンであるかのごとく誤解があると、石川薫氏は指摘する⁽²²⁾。そして、次の事実を例示する。たとえば2004年のフィリピンと日本の貿易で言えば、フィリピンが日本から輸入した最大品目も、日本がフィリピンから輸入した最大品目ともに、「機械類・電気機器」でパーセンテージは日本については全輸入額の67%、フィリピンについては約70%でわずかにフィリピンが多いものの、金額としては、フィリピンの同品目の輸入額は5,633億円であるに対し、日本の同品目の輸入額は5,796億円と、わずかに日本のほうが機械・電気機器を多く輸入していることになる。

日本とASEAN諸国は、すでに地域として密接不可分の関係にある相互依存経済を創出しているのである。

20世紀における地域統合は、まだ同質的諸国間の組織化にとどまっていたが、21世紀の今日では、経済の必要性は、政治・社会・文化の異質性をさほど問題にせず、地域経済統合の進展が行なわれている。

冷戦の終焉後、1990年代から地域経済統合は急速に増加している。国々の連携関係は、東西冷戦の集結とともに政治の時代から、経済の時代へとはっきりと移行したのである。

【資料】

資料(1) WTO事務局の選定による主要地域貿易協定 (Regional trade agreements : RTAs)

略 称	名 称	加 盟 国
AFTA	ASEAN Free Trade Area	Brunei Darussalam, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam
ASEAN	Association of South East Asian Nations	Brunei Darussalam, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand, Vietnam
BAFTA	Baltic Free-Trade Area	Estonia, Latvia, Lithuania
BANGKOK	Bangkok Agreement	Bangladesh, China, India, Republic of Korea, Laos, Sri Lanka
CAN	Andean Community	Bolivia, Colombia, Ecuador, Peru, Venezuela
CARICOM	Caribbean Community and Common Market	Antigua & Barbuda, Bahamas, Barbados, Belize, Dominica, Grenada, Guyana, Haiti, Jamaica, Monserrat, Trinidad & Tobago, St. Kitts & Nevis, St. Lucia, St. Vincent & the Grenadines, Surinam
CACM	Central American Common Market	Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras, Nicaragua
CEFTA	Central European Free Trade Agreement	Albania, Bosnia and Herzegovina, Croatia, Former Yugoslav Republic of Macedonia (FYROM), Moldova, Montenegro, Serbia and United Nations Interim Administration Mission in Kosovo
CEMAC	Economic and Monetary Community of Central Africa	Cameroon, Central African Republic, Chad, Congo, Equatorial, Guinea, Gabon
CER	Closer Trade Relations Trade Agreement	Australia, New Zealand

東アジア地域経済統合の動向と国際比較

略 称	名 称	加 盟 国
CIS	Commonwealth of Independent States	Azerbaijan, Armenia, Belarus, Georgia, Moldova, Kazakhstan, Russian Federation, Ukraine, Uzbekistan, Tajikistan, Kyrgyz Republic
COMESA	Common Market for Eastern and Southern Africa	Angola, Burundi, Comoros, Democratic Republic of Congo, Djibouti, Egypt, Eritrea, Ethiopia, Kenya, Madagascar, Malawi, Mauritius, Namibia, Rwanda, Seychelles, Sudan, Swaziland, Uganda, Zambia, Zimbabwe
EAC	East African Cooperation	Kenya, Tanzania, Uganda
EAEC	Eurasian Economic Community	Belarus, Kazakhstan, Kyrgyz Republic, Russian Federation, Tajikistan
EC	European Communities	Austria, Belgium, Bulgaria, Cyprus, Czech Republic, Denmark, Estonia, Finland, France, Germany, Greece, Hungary, Ireland, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Poland, Portugal, Romania, Slovak Republic, Slovenia, Spain, Sweden, The Netherlands, United Kingdom
ECO	Economic Cooperation Organization	Afghanistan, Azerbaijan, Iran, Kazakhstan, Kyrgyz Republic, Pakistan, Tajikistan, Turkey, Turkmenistan, Uzbekistan
EEA	European Economic Area	EC, Iceland, Liechtenstein, Norway
EFTA	European Free Trade Association	Iceland, Liechtenstein, Norway, Switzerland
GCC	Gulf Cooperation Council	Bahrain, Kuwait, Oman, Qatar, Saudi Arabia, United Arab Emirates
GSTP	General System of Trade Preferences among Developing Countries	Algeria, Argentina, Bangladesh, Benin, Bolivia, Brazil, Cameroon, Chile, Colombia, Cuba, Democratic People's Republic of Korea, Ecuador, Egypt, Ghana, Guinea, Guyana, India, Indonesia, Islamic Republic of Iran, Iraq, Libya, Malaysia, Mexico, Morocco, Mozambique, Myanmar, Nicaragua, Nigeria, Pakistan, Peru, Philippines, Republic of Korea, Romania, Singapore, Sri Lanka, Sudan, Thailand, Trinidad and Tobago, Tunisia, United Republic of Tanzania, Venezuela, Vietnam, Yugoslavia, Zimbabwe
LAIA	Latin American Integration Association	Argentina, Bolivia, Brazil, Chile, Colombia, Cuba, Ecuador, Mexico, Paraguay, Peru, Uruguay, Venezuela
MERCOSUR	Southern Common Market	Argentina, Brazil, Paraguay, Uruguay
MSG	Melanesian Spearhead Group	Fiji, Papua, New Guinea, Solomon Islands, Vanuatu
NAFTA	North American Free Trade Agreement	Canada, Mexico, United States
OCT	Overseas Countries and Territories	Greenland, New Caledonia, French Polynesia, French Southern and Antarctic Territories, Wallis and Futuna Islands, Mayotte, Saint Pierre and Miquelon, Aruba, Netherlands Antilles, Anguilla, Cayman Islands, Falkland Islands, South Georgia and South Sandwich Islands, Montserrat, Pitcairn, Saint Helena Ascension Island, Tristan da Cunha, Turks and Caicos Islands, British Antarctic Territory, British Indian Ocean Territory, British Virgin Islands
PAN-ARAB	Pan-Arab Free Trade Area	Bahrain, Egypt, Iraq, Jordan, Kuwait, Lebanon, Libya, Morocco, Oman, Qatar, Saudi Arabia, Sudan, Syria, Tunisia, United Arab Emirates, Yemen
PATCRA	Agreement on Trade and Commercial Relations between the Government of Australia and the Government of Papua New Guinea	Australia, Papua New Guinea
PTN	Protocol relating to Trade Negotiations among Developing Countries	Bangladesh, Brazil, Chile, Egypt, Israel, Mexico, Pakistan, Paraguay, Peru, Philippines, Republic of Korea, Romania, Tunisia, Turkey, Uruguay, Yugoslavia
SACU	Southern African Customs Union	Botswana, Lesotho, Namibia, South Africa, Swaziland
SADC	Southern African Development Community	Angola, Botswana, Lesotho, Malawi, Mauritius, Mozambique, Namibia, South Africa, Swaziland, Tanzania, Zambia, Zimbabwe

略 称	名 称	加 盟 国
SAPTA	South Asian Preferential Trade Arrangement	Bangladesh, Bhutan, India, Maldives, Nepal, Pakistan, Sri Lanka
SPARTECA	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement	Australia, New Zealand, Cook Islands, Fiji, Kiribati, Marshall Islands, Micronesia, Nauru, Niue, Papua, New Guinea, Solomon Islands, Tonga, Tuvalu, Vanuatu, Western Samoa
Trans-Pacific SEP	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership	Brunei Darussalam, Chile, New Zealand, Singapore
TRIPARTITE	Tripartite Agreement	Egypt, India, Yugoslavia
UEMOA WAEMU	West African Economic and Monetary Union	Benin, Burkina Faso, Côte d'Ivoire, Guinea, Bissau, Mali, Niger, Senegal, Togo

出典：WTO [http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm] (accessed on 9 Sept, 2007)

資料(2) EPA / FTA における「WTO プラス」の事例

分野	内 容	該当する EPA/FTA
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS 協定発効以後に成立した国際協定の義務を包含 内国民待遇義務の明確化 地理的表示を商標の一部として位置付け (TRIPS 協定では商標と地理的表示は別の知的財産と位置付け) インターネットのドメインネームに関する紛争処理規程 (TRIPS 協定には規定されていない規定) エンフォースメント (知的財産権の保護・管理にあたっての国境管理に関する締約国の義務など) 	米豪 FTA
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> 二国間での政府調達分野への WTO 政府調達協定の準用 (WTO では政府調達協定は複数国間協定であるため、コミットした国だけに義務があるが、日星 EPA では二国間の義務と明記) 民営化された機関の政府調達対象からの除外 (WTO 政府調達協定では、JR 各社など民営化されても引き続き政府調達協定の対象となっている企業があるが、日星 EPA ではこれは除外) 	日星 EPA
電子商取引	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術分野における協力 	日星 EPA
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> 反競争的ビジネス行為、特定された独占・国営企業への対処 (WTO では規定されていない義務) 	米星 FTA
労働基準	<ul style="list-style-type: none"> ILO 加盟国としての義務の確認 (コア・レイバースタンドールの遵守等) 	米ヨルダン FTA
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> 高い環境保護水準の設定 (WTO では規定されていない義務) 	米星 FTA
自然人の移動	専門職業 (業種は特定されていない) <ul style="list-style-type: none"> 専門職業資格要件の設定 専門職業家に対する暫定ライセンスの提供 	米星 FTA
	非専門職業 (業種は特定されていない) <ul style="list-style-type: none"> 契約ベースの人の移動の自由化 (GATS 約束表では一般的に企業内転勤及び専門職業家の移動のみ約束されているが、受入企業と労働者の間で契約が締結され、身元引き受けが明確になれば移動を認めるというもの) 	豪タイ FTA

分野	内容	該当する EPA/FTA
サービス	<ul style="list-style-type: none"> 法律サービス（無条件での自由化ではなく留保付ではあるが、シンガポールが GATS 約束表を上回る自由化）及び通信サービス（GATS 通信参照文書を大幅に上回る義務の明確化。具体的には、対象となる事業者の範囲の明確化、主要なサービス提供者の追加的な義務や番号ポータビリティ等の義務の明確化） 	豪星 FTA
	<ul style="list-style-type: none"> 通信参照文書（固定通信分野における競争促進的規定：追加的約束を行った国のみが負う義務）の義務範囲拡大（非対称規制の導入など） 	日星 EPA

出典：経済産業省『通商白書 2006 年版』。独立行政法人経済産業研究所「我が国の財・サービス貿易及び投資の自由化の経済効果等に関する調査研究」2006 年。

【注】

- 拙著『国際機構の機能と組織－新しい世界秩序の構築のために－第 2 版』国際書院、1997 年、151、158、161-3 頁参照。
- GATT 第 24 条及び GATS（サービス貿易に関する一般協定）第 5 条。なお、WTO / GATT では、FTA / EPA および関税同盟（Customs Union）を、「地域貿易協定」（Regional Trade Agreement：RTA）と総称する。

「EPA」については、外務省経済局「日本の経済連携協定（EPA）交渉－現状と課題－」2007 年 6 月 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf] は、FTA との違いを次のようにまとめている。

◇ EPA は、日本と相手国との経済関係全般を規律する。

伝統的なモノの貿易（関税撤廃）をはじめ、投資ルール（投資保護や外資規制の緩和等の自由化）、サービス貿易の自由化、人の移動（専門家・技術的職種での就労や短期滞在条件の緩和）、政府調達（無差別原則・透明性）、知的財産権の保護、競争政策、ビジネス環境整備（問題解決メカニズム）、様々な分野における二国間協力等をカバーする。

◇ EPA には、日本と相手国との経済関係を円滑にする手段も規定されている。

モノの貿易を規律するためには、輸入する産品が「相手国の産品」とであると認定するための基準（原産地規則）が必要であり、輸入の急増に対処するための措置（セーフガード）も必要となる。さらに、貿易・投資にまつわる紛争が生じた場合の紛争解決手続、協定の実施・運用に係る規定も存在する。

◇ EPA には、附属書として譲許表や約束表等が含まれる。

(1) 譲許表は、両国間で貿易の対象となる全品目毎に約束した関税率を記載したもの。全品目は、上から 6 桁までが国際的に調和されたコード番号によって分類され（HS 分類）、現在、5051 品目に細分化されている。より細かい分類については各国が必要に応じて行っている。なお日本の場合、9 桁の統計番号では 9035 品目に分類されている。

- (2) 約束表は、サービス・投資分野における自由化の内容や残存規制措置などを書き出したもの。
- (3) 尾池厚之（外務省経済連携課長）「日本のEPA交渉の展開と展望—日本型EPAの確立と新たな挑戦—」『貿易と関税』2006年12月号、24頁。
- (4) 同上。
- (5) 逆に、東アジアの地域統合が推進されることが、「南アジア・西アジア、さらにはアフリカの統合発展に対するBig Pushとなる」（井川一宏「グローバリズムとリージョナリズム」リエゾンニュースレター第4号、2003年3月号、2頁 [<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/liaison/sendinfo/column/pdf/column004.pdf>] (Accessed on 8 Sept. 2007)) 面もある。
- (6) FTAは経済統合ではない、という考え方すらある。Balassa等の理論の経済統合の各段階を経るための1ステップとしてのFTAという意図ではないからである。
- (7) BRICsは、通常ブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の4カ国を意味するが、Sとして、南アフリカ (South Africa) を加える場合やサウジアラビア (Saudi Arabia) が自称する場合等もある。
- (8) ミャンマー、東ティモール、カンボジア、ラオス、ベトナムのそれぞれの一人当たり所得は、219ドル、347ドル、454ドル、606ドル、715ドルである (IMF推計による)。他方、ブルネイは42,864ドル、シンガポール29,474ドル、マレーシア5,017ドル、タイ3,179ドル、フィリピン1,470ドル、インドネシア1,283ドルである。
- (9) 渡部茂己 (筆者)・阿部浩己監修『国際組織』ポプラ社、2006年、135頁参照。
- (10) 拙稿「石油輸出国機構 Organization of the Petroleum Exporting Countries ; OPEC」国際法学会編『国際関係法辞典・第2版』三省堂、2005年、530頁。
- (11) 拙稿「イスラム諸国会議機構 Organization of the Islamic Conference ; OIC」前掲『国際関係法辞典』、28-29頁。
- (12) 各地域統合について、前掲、渡部・阿部監修『国際組織』参照。
- (13) 天児慧「包括的戦略的に東アジア共同体を考える」 [http://www.nira.go.jp/newse/events/forum/pdf/T_amako.pdf] は、東アジア共同体形成に向けてのアプローチは、経済、政治、社会を包括的に考え、3つのアプローチを総合的に活用すべきであるという。第1に、「機能主義的アプローチ」で、経済に関しては機能主義的アプローチにより東アジア共同体形成を推進していくことは、現実的であり効果的である、とする。第2に、「戦略的調整的アプローチ」で、安全保障協力のシステム化をどう戦略的に調整していくべきかの問題である。東アジア地域では、日米安全保障条約、米韓安全保障条約などのほか、地域の安全保障協力メカニズムとして、朝鮮半島に関する6カ国協議、ARF (ASEAN 地域フォーラム)、上海協力機構 (SCO) ほか、さまざまな協力形態があり、これらを戦略的にどう調整していくかが課題である、とする。第

3に、「ボトムアップ式アプローチ」があり、ソフトな安全保障として、「人間の安全保障」に関する協力を、東アジア共同体形成に向けてどうシステム化していくかということは重要な問題であるとする。

- (14) 数値は、原則として2004年の値に基づいた外務省資料による。面積、人口およびGDPは、World Bank, World Development Indicators database（面積は2003年値、人口とGDPは2004年値）、貿易については、IMF, Direction of Trade Statistics QUARTERLY JUN 2005（日本の数値は財務省ホームページ）、ブルネイ、ミャンマーのGDPはASEAN事務局ホームページで2003年値。1人当たりGDPは、GDPと人口の数値より外務省が試算した数値。
- (15) 「第11回日・アセアン経済大臣会合（AEM-METI）共同記者発表（仮訳）」経済産業省HP[http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/aem_meti0409.pdf]
- (16) 日本から見れば、ASEANは、米国、中国に次ぐ貿易相手であり、最初の「多国間」EPA締結によって、人口5億5千万のASEAN域内市場への製品、部品等の輸出拡大や製造拠点の効率的配置などによって、日本のGDPは、1.1兆～2兆円増加するとの予測もされている。
- (17) ベラ・バラッサ(Ballas) (B. バラッサ、中島正信訳『経済統合の理論』ダイヤモンド社、1963年)の類型によるが、国内的にも基本的に同様に考えられている。
- (18) 拙著、前掲『国際機構の機能と組織』、242頁。
- (19) 算定の根拠を明確に示した単位として、よりECUに近い概念に、AMU (Asian Monetary Unit) がある [<http://www.rieti.go.jp/jp/papers/journal/0707/rr01.html>]。なお、アジアにおける通貨同盟の可能性を専門的立場から精査した論稿であり、かつ参考文献をきわめて豊富に掲げている、渡辺真吾・小倉将信「アジア通貨単位から通貨同盟までは遠い道か」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.06-J-21（2006年11月）が参考になる。
- (20) 拙稿「EUと東アジア地域における域内統合の比較分析－EU『改革条約（リスボン条約）』と日本ASEAN包括的経済連携『AJCEP』を踏まえて－」『常磐国際紀要』第12号、2008年3月25－53頁参照。
- (21) 石川薫「グローバル化と新しい国際法－WTO10周年－」『外交フォーラム』2006年1月号、76－7頁。
- (22) 同上。

【付記】 本稿は、2006-07年度（平成18-19年度）常磐大学研究助成金・共同課題研究費（研究代表・渡部茂己）による研究成果の一部である。

研究ノート

再-文明化としてのヨーロッパ連合

— J.M. フェリーと EU の哲学：〈文明〉の章 —

中 田 光 雄

EU as a Civili-re-zation

-J.M.Ferry 's Philosophy of Europa : chapter for a new Civilization-

(この論稿は前掲同一主題論稿の第「IV」章を成す。
紙幅の関係で分載のかたちをとる。)

IV ヨーロッパ文明の再構成

1. 国家・憲法から文明へ

もうひとつの包摂概念とは「文明」(Civilisation)である。

ヨーロッパが文明(の一)であることはヨーロッパ文明という常識語がすでに雄弁に証言しているが、ここで言おうとしているのは、EU 領域を、国家、連邦、連合、国民国家...等の政治カテゴリーに収め置くにとどまることなく、さらに政治カテゴリーを包摂的に超えるはずの文明概念を用いて、ひとつの新しい「文明」として(場合によっては、トルコ加入の可能性も含めて)、自覚的に、自己定立しなおす、ということである。「政治的プロジェクトとしてのヨーロッパ」(EK.168)なる言表とは別に、「文明的プロジェクトとしてのヨーロッパ」(QEE.61)とも、フェリーは言っている。目下の論稿の副題「再-文明化」(civili-re-sation)の語を説明するにあたって、われわれは、旧来のとくに現実主義者系の国際政治学が、すぐれて文明の所産であるはずの国家と国家の間をしばしば(無法の)自然状態と呼んできた、そのような自然状態をも文明化すること、つまりは旧来の文明のさらなる文明化(再(=上位)-文明化)を含意するものと、語ってきた(cf.DE.201~202)。旧概念のいう文明が主にこれまでの過去の歴史的所産の総体を意味していたとすれば、ここでいう文明とはこれからの未来に向かっての志向的形成(formation intentionnelle)の範型を意味すると言い換えておいてもよい。《formation》とは、単なる人為的な「構成」としての《construction》に対して、人間的志向(intention)と現実的与件との、能作と受作との、「協働」の成果として、単

なる「構成」を再 (=上位)-調整・統整していく後述の《re-construction》なる「再 (=上位)-構成」とともに、フェリー自身の好む概念である (cf.QEE.43)。

もう少し、フェリーの文明概念の内容をテキストに沿って見てみよう。

(1)「文明」はたしかに「(世界市民) 国家」に並ぶ包摂概念である。「市民が内面から社会に結びついているかぎり、政治的問題はそのつどの新たな社会問題に即して下から現実的なかたちをとる。市民と社会の内面的な絆が脆弱に見えるときには、とくにこのことに留意しなければならない。たとえば、社会生活に対して、政治的なものの外在化が進行している場合、また、社会、政治、経済、文化、の諸問題について、おのおの個別に考えることが、もはや当を得たものではなくなっている場合、また、これら多様な諸局面を、文明を構成するいくつかの根本的事象についての考察のなかに包括 (embrassés) するほうがより妥当になっている場合、等である。この (最後者の) 文明を構成する根本要素については、ヨーロッパ公教育がすでに教示してくれている。それらが、新たな (世界市民) 国家の建設を可能にする資材なのである」(QEE.285) (一部、取意訳)。

(2)ここにいう「文明を構成する根本事象」(fondements civilisationnels)とは何か。「(世界市民)国家」が三法構造 (国内法、国家単位 of 国際法ならぬ国民単位 of 諸国民法、世界市民法) の交錯・弁証法から成り立っていたように、「《civilité》、適法性 (légalité)、公共性 (publicité)、なる三原理」(QEE.285) である。ここで《civilité》に邦訳語を与えずにおくのは、かなり多義的で、厄介で、重要だからで、すぐ後のところで、他の二概念、三原理の相互関係、等とともに、再論しよう。

(3)フェリーの文明概念は、また、(civili) (文明) 《-sation》 (-化) として、《état》 や 《constitution》 と同じく、すぐれて「手続き」(procédure)「操作」「機能」概念、つまり実質的に《civiliser》(文明化する)の営みである。国家と国家の間の自然状態を文明化するとは、既述の重要な「仲保」(médiation) 作動の別表現にほかならない (DE.201)。歴史的所与の総体でなく、志向的未来の範型、ともいったが、最終的には、前者から後者に向かう現在の日々刻々の創造的営為、その過程展開 (procédures) といわなければならない。三つの、あるいは三層にわたる引用文をあげよう。①まず、自然・生理的レベルで。「仲保の作業は、さまざまの手続きを制度化し、とりわけ近代社会においては、攻撃衝動をそのつど発散させるというプリミチブな解決法を、言説 (ディスクール) の位相に移行させるという、より文明社会に相応しいものにする (civilisant) ことによって、さまざまの紛争を社会的に統整するという機能を果たす」(C.159,ED.201~202)。②つぎに、われわれのいう歴史的所与に対する志向的未来の範型とは、フェリーのいえば、これは独米の思想家たちと違っていかにもフランス系の思想家らしく、自然地理的に規定されたエスニックな習俗よりも、そのような共同体を構成する人々の自覚的な志 (志向) を重視するという意味での、法-政治的な共同体構成の問題になるのだが、そのレベルでの個別・多様と普遍の関係をめぐって。「(血と地のレベルを超える——引用者付加) 法-政治レベルでの愛国心 (patriotisme constitutionnel) と

いう〈上から〉の普遍主義は、個別的なものの認承からなる（〈下から〉の、コミュニケーション論的な——引用者注）普遍主義を、実質的に補填するものでありうる」（EK.39）。③ということは、一領域（一国）内の問題にも見えるが、フェリーにとってはヨーロッパ文明そのものが世界文明史における仲介・仲保の任の負担を本質とする（かつて、植民地帝国ヨーロッパも同様のキャッチフレーズを誇示したが、野蛮人の文明化といったのであって、既存の多様な文明の仲介・仲保、それとしての再-文明化といったわけではない）。「ヨーロッパの多様性は、単に地理的、文化的、言語上のものであるのみならず、さらにおのおのの文化が他の諸文化と結ぶさまざまな関係のそれでもある。おのおのの文化が、他の諸文化の視線のなかで自らを再認識するその可能性にこそ、自らのアイデンティティを負っているのだ。／ヨーロッパのアイデンティティは、どのような実体的な規定をも超えて、他のもろもろのアイデンティティへと開かれていることにある。／R・ブラーグの『ヨーロッパ—ローマからの道—』（*Europe, la voie romaine*, 1992）が見事に語るように（ちなみに、われわれが頻繁に引用しているフェリーのヨーロッパ論の一つは『ヨーロッパ—カント的な道—』（*Europe, la voie kantienne*, 2005）である——引用者付加）、ヨーロッパの役割は、世界に対峙することではなく、世界の諸文明の交流路、対話の場であることにある。ヨーロッパに関する哲学的理念の政治的現実化とは、ヨーロッパ連合のそれに加えて、地中海の南岸とオリエント文明に向かって自らを開くことにある」（EK.19~20.cf.11sq.）。念のために付言しておけば、フェリーは別にイスラム諸国のEU加盟を声高に提唱しているわけではない。単にヨーロッパ考察の一帰結として、この方向への再（=上位）-文明化の言辞が出て来るにすぎない。

(4)とまれ、ここから、つまり「手続き」論的-展開論議を経て、フェリーの構造論議から歴史的展望への道も開かれてくる。「自らの歴史への反省を踏まえた新しい歴史」（QEE.286）...と。しかし、とりあえず一著の最後の数頁での言及にすぎない。この問題は、したがって、目下は、後述の（自国史への「反省」に立脚する）「再-構成・倫理学」のなかに含めて処理してよいだろう。他方、フェリーはこれからのヨーロッパ公教育の重要テーマとして、従来の自国・国民史に替わる「文明の哲学」「ヨーロッパの第二の歴史を開く企て」の必要を説いている（QEE.58~60,177）。詳論は省くが、シュペングラー流の「西欧の没落」論議が、トインビーのいう「ギリシャ・ローマ文明からヨーロッパ文明への継起的-新生」論議を受け継ぐかたちで、旧ヨーロッパ文明から新ヨーロッパ文明への、「精神的反省」（トインビー、ヤスパース）を通じての、もう一つの「継起的-新生」の論議を構成することになるのかもしれない。ただし、この「文明の哲学」は「技術時代における倫理学」（QEE.59）を主題とするというから、これも目下のところは「再-構成・倫理学」に含めうる。

フェリーは、「ヨーロッパはその政治的統一のためには独創的な方法を編みださなければならない」（QEE.84）といい、このことはつまるところここにいる文明論的な再建の謂いであろう（cf. QEE.80）。「独創的な」（*originale*）というより、むしろ「根本（*origine*）的」な。だが、この説を

よく理解するためにのみでも、さらにいくつかのポイントを押さえておかなければならない。

2. 汎ヨーロッパ公共文化

「文明」といえば「文化」なるものが念頭に浮かび、フェリーも、両者の異同を強調することはないが、後者も重視する。文化概念は 19 世紀のイギリス人類学から 20 世紀のアメリカ文化人類学を経て、今日、人間的生活様式の全体としてほぼ文明に匹敵する包摂概念となってきたが、同期の仏独ではよくいわれるようにやや事情が違い、仏では文明は包摂概念、文化は知的・精神的領域の事象、としていわば量的な全体と部分の関係、独では文明は社会的インフラストラクチャーの改良を中心とする世俗的概念、文化は精神や特に魂の表現を主とする営みとして、いわば質的な下位と上位の関係、とされ、現代の思想家としてのフェリーも、このフランス図式に収まるようなかたちで、しかし、文化の積極的な意義・機能を論じている。すなわち、①文化は文明の自覚化の営みである。②国民文化を超えて汎ヨーロッパ共通の公共文化というものがありうる。③これからのヨーロッパ世界市民国家・文明は、この汎ヨーロッパ共通の公共文化の上に、建設されていかなければならない。④それは、既述・後述の「文明の三原理」を自覚的に実践することによって可能となる。... けっして機械的に列挙するわけではないが、いくつかの関係引用文を挙げよう。「文化はおのおのの個人に、彼らが彼らの共同体において産出するものの自覚 (conscience) をもたらす。国民文化は、それゆえ、さまざまな国民・民族の自己意識・自覚化のオルガノンである。そして、この国民文化とは別に、ヨーロッパ共通法の理解に向かってさまざまな国民文化の間になされる葛藤から帰結しうるような公共文化 (culture publique) として、政治文化 (culture politique) なるものを考えよう。」(QEE.177~178.cf.DE.197,201.)「ヨーロッパ連合の政治的統一を、超巨大-国家 (État supra-national) にいたることなく、どのようにヨーロッパ諸国民が共有・分有 (partagée) する政治文化への方向性において現実化しうるか、それを問わなければならない。」(QEE.80.cf.DE.197,201)「国民国家レヴェルの公共空間はいまなお支配的な威力を見せ、ヨーロッパ公共空間は目下あえかなかたちでしか存在していない。しかし、ヨーロッパ文明の遺産をなすあの三つの原理が孕む力 (puissance) を目覚め (éveiller) させるための努力は、いまのわれわれにも為しうる。」(QEE.75)「文化としての政治とは、ひとつの共同体にとっては、文明のあの三つの原理に内具的なさまざまな《procédures》(手続き操作) を学び取る (apprentissage) ことから結果する。」(QEE.77) ...

3. 文明の三原理、文明の本質、「互尊性」の体系

遅まきながら、「三つの原理」すなわち「《civilitéé》、légalité (適法性)、publicité (公共性)」の説明に入ろう。他の類似の三~四分法もある (QEE.40,82,241~243、280、DE.200、

243、EK.113~114,C.81, 他) が、頻繁に繰り返されることはなく、煩雑化を避けるためにも、いまは省いてよい。

(1) 《civilité》。厄介な単語である。特に邦訳にあたっては。まず、①この語は相似た《civique》とは異なる。後者は「市民性」の形容詞であり、むしろ「適法性」(légalité)なる第二原理の位相に属するが、前者は第一原理の位相に置かれている (cf.EK.119)。つぎに、②この語は、これも周知の通り、「文明」(civilisation)の語源であり、《civitas》(都市)《civilitas》(都会風)を含意し、農民にはない都会人の「洗練」をも意味する。いまだき「洗練」などという美的・通俗的-価値観を文明論に持ち込む研究者はいないから、この訳語は忘れてよいが、しかし、③第二位相の政治的国家に先立つ基本的な共同体・人間関係における「心の洗練」となると、これは今日の生活世界・コミュニケーション・相互承認・相互ケア...の時代、十分に立派なカテゴリーたりうる。他方、④都市は、ヘーゲルのいえば国家が適法性によって統整すべき「欲望の(非-)体系」の渦巻きであり、後者も生活世界の一であり、この《civilité》の位相に属する。さて、フェリーは、細かい文例を省けば、この語・原理によって、おおむね③と④を意味しているようである。③の文例：「共同体的要素は、この《civilité》の原理のおかげで、(動物とは異なる——引用者付加)直接接触(immediateté)なき共生という精神のなかに、保持される。そこではつぎのような倫理的-媒介・仲保(médiations)の感覚が次第に獲得されていく。すなわち、控えめにすること、注意深くあること、思い遣りをおよぼすこと、礼儀正しき、デリカシー。この獲得によって個々人は、伝統的な共生の絆を社会的結合の方向に精練し、後者の地平はまた、より大きな複数性の範囲へと開かれて、閉鎖的な共同体のパースペクティブを超えることになる。共同体の開放性が《civilité》に固有のパフォーマンスである。」(C.21)「《civilité》は、さまざまな個々人の感受性の差異(différences)を認めること、すなわち広義のかたちでの尊重(respect)の念によって媒介(médiatisée)された社会化の、原理である」(C.66)。④の文例：「《civilité》の精神とは、つまるところ市場(marché)のそれである。妥協の、交渉の、和解の、感覚。予測と協調の、さまざまな戦略。合理的な計算。方法的な組織化。満足を先に延ばし、かくて<民主主義の忍耐力>を学習すること」(QEE.285)。...こう③と④の文例を並べてみると、両者相通底するように見えてくるが、これはフェリーに人間世界における葛藤・抗争面への関心が、——無いわけではなく(DE.202,205)、初期のJ・ロールズの共同体の安定モデルへの批判の眼目にもなっている(PhCII.49sq.)が、とまれ——あまり強くないためかもしれない。ポストモダンやポスト構造主義の思想家たち(リオタール、フーコー、デリダ、等)の根源的抗争(antagonisme)主義からすると、多少物足りない感じもするが、これは時代がすでに新たな建設期に入っていることの一証左とみること、それなりに可能であろう。で、《civilité》のための、邦訳語は？「社会性」でよい？「生活社会」と、今日風に、もっと低めにする？それとも、これまた今日の文化人類学やG・ドゥルーズ等を考量しながら、「習俗」「ノモ

ス」とする？ しかし、それならなぜフェリーはいつそのこと《socialité》や《mœurs》と言わなかったのか (cf.DE.202)。カントやヘーゲルもこれらの語をそれなりに重要な局面で用いている（「非-社会的・社交性」、《Sittlichkeit》）のに？ ... 実は、といっても直接の回答になるわけではないが、フェリーはこの③と④のもう一歩先に進み、前の EU 委員会委員長の J・ドロールとともに、「新しい」、より高次の位相での、《civilité》といい (C.58)、自らの《cosmo-politique》（世界市民性）概念の（既述の）内実をこれに対応させる (C.58,150)。われわれ流に纏めてしまえば（フェリーに直接の論及がないので）、第二原理と第三原理より以前、以下、より基本的・素朴な位相に置かれていた《civilité》が、こうして、第二・三原理おのおのの長所・短所（統整性と抑圧可能性、開放性と匿名性 ... 等）との「弁証法」（と、あえて言ってしまう）(cf.QEE.147) を経て、この「新しい《civilité》」の位相で大輪の花を咲かせる結果（成果）が、要するに《civilisation》なのだ、といってよい。で、となると、《civilité》の邦訳語は？ 「社会性」や「習俗」でもよいが、前者ではいささか無表情で一般的すぎるか、後者ではフェリーのあまり重視しないエスニシティにも密着しすぎることになる (cf.PhCII.202) ので、ここでは既述のフェリー思想全般を踏まえて、とりわけ先述の（また、他の現代思想家たちと共有の、ともいえる）「多様な差異の間での相互認承と、広義での相互尊重 (respect) の念」(cf.EK.116, 他も参照) なるものを重視して、「互尊性」とでも言ってしまう。おのおのに (respectivement)、おのおのに相応しい (respectif)、尊重 (respect) の念を ...。ホブズの自然状態における「闘争」でもなく、ルソーのそれにおける「共感」でもなく、どちらかというところの「原基状態」における、「無識のヴェール」を被っての、「相互尊重」に近い、「控えめ」（先述引用文）な、相互の距離ある (médiatisée)、協働性。フェリー自身の初期著作のロールズ批判（先述）は、後者の安定志向にハーバーマスの「現実的議論」なる論争概念を対置しているが、フェリーにおける後者はむしろ後述の「公共性」レヴェルで主題化されるところのものであろう。フェリーは、現代は、脱-国民国家の諸動向を踏まえて、「再-共同体化」(re-communautarisation) (C.56)（いわゆるリベラリズムに抗する共同体主義の、つまり国民国家以前・以下の旧共同体への回帰ではない）の時代にあると、これも決して突飛でも独創的でもない良識論を、それなりに新鮮な筆致で理論的に纏めていくが、《état cosmopolitique》から《État cosmopolitique》への成長・成熟に対応する、これが《civilité》（互尊性）の全面開花としての《Civilisation》（文明）への、フェリーの経緯なのである。

(2) 「適法性」(légalité)。この概念は常識的な語義から推定してもほとんど誤ることはないし、既述のフェリーの三法-論議からなる法-政体論を踏まえれば、理解はもっと精確になる。念のために定義の文言を二つ引用すれば ...。「適法性とは、人間としての諸権利と、双務的契約にかかわる諸権利の、保障にある。人間存在はすべて平等に自由であることへの肯定。人間人格とその生存の安全への尊重。個々人の諸行為の相互性と両立性一般への配慮。正義と善とのあいだの区別と、

国家の為す恣意的所為の解消。」(QEE.285)「適法性とは政治的暴力と社会的暴力を限定する原理であり、人々の個人としての人格権と社会的存在としての自由への権利の両立・仲介を前提として含む」(C.66)。この二つの定義は、考え直してみると、かえって事を難解にしているかもしれない。要するに、個人の人権を保障する国内法 (*jus civitatis*)、諸国民の権利を尊重する(国家単位の内国際法ではなく)国民単位の諸国民の法 (*jus gentium*)、これら両法から断罪される個人の人権の尊厳をも守護する世界市民法 (*jus cosmopolitanum*)、に適用かたちで存在する、その存在様式。文明は、このかたちでの人間の尊厳の保障をも条件として前提する。なお、多少の余裕があるので、この機を捉えて三原理に共通の相互(弁証法的)関係性を確認しておけば、他の二法が断罪する所為をも残る一法がその尊厳を保障するように、他の二原理を前提としてこそ残る一原理もその有効性を自証しうる。「互尊性の空間(*espace civil*)は公共性の空間(*espace public*)へとも展開しえてこそ、(単なる仲間主義ではなく——引用者付加)社会的統合の有効な場となりうるし、公共性の空間 (*espace public*)は適法性の空間 (*espace légal*)を踏まえてこそ、真の批判的理性の場たりうるし、(適法性の空間は互尊性の空間を含んでこそ、人間的な内実ある秩序構成を行ないえ、かつ公共性の空間へとも適用可能であってこそ、文明に相応しい《constitution》(法-政治体・構成)となりうる。公共性の空間が互尊性の空間というもっとも基本的なレベルに定位する基本的人権の諸問題をこそ汲み上げるのでなければ、普遍性の内実を示しえないこともいうまでもない——丸括弧内引用者付加)」(C.149)。要するに、フェリーのいう「深みからの文明」とは、三法-交錯 (*croisé*) (先述)のみならず、三原理-交錯をも含む。他方、ここにいう適法性が、互尊性の範囲が出来させる閉鎖性や、公共性の空間が陥りうる散漫さとともに、自由な人間性を抑圧し、普遍性への開展を抑止する、という否定性を伴いうることも (cf.C.149)、確認しておかなければならない。

(3)「公共性」(*publicité*)。この概念もある意味では判りやすいが、別の意味では誤解もされやすい。ハイデガーの嫌う世間的に通用する見解の成立の場ではなく、ハーバーマスのいう可能なかぎりその普遍妥当性や正当性が公的に議論・審議・検証される、そのような批判的理性による言説・言論 (*discours*) の場、だからである。ここでも定義の文言、二つ。「公共性とは、討議的理性を媒介として、さまざまな社会的経験と政治的決定を議論しあうコミュニケーションの原理である。」(C.66)「公共性の精神は、社会の開放性という観念、市民たちの公的生活への参加という理念、を鼓吹し、さまざまな政治的決定が公的議論に付されなければならないことを主張し、言論の検閲や断罪を非難し、自由な検討と不断の批判というものの価値を肯定し、単なる適法性 (*légalité*) と正当性 (*légitimité*) を区別する地平を切り開き、それを通じて無限に自由な見解形成のプロセスを先取りする」(QEE.287~288)。ハーバーマス読者には聞き飽きた文言であろうが、フランス思想界では当然のこととして実践されているためか、あまり文言化されることのない言説である。いや、当然のこととして実践されているのは、パリ知識人界のみであって、フランスは往時のように

今なおヨーロッパとも世界ともまともな議論はしておらず、それゆえ EU 憲法制定条約批准への国民投票による否決という事態にまでなったのであろうか。いや、ヨーロッパそのものが、政界・財界・思想界のリーダーたちは別として、相似た状態にあり、それゆえハーバーマスやフェリーのそのような言説があらためて登場してくるのであろうか。とまれ、フェリーという先述の「仲保」(médiation) の思想家は、したがって、また、これもフランス思想界には目下のところ珍しく、《Media》(情報) 文明の論者でもあって、一方では「新たな情報器械による公共空間の新たな構造化・組織化」(QEE.60,245) や新たな「情報」(information) 機構を媒介としておのずから可能になった「ヨーロッパ市民の養成 (formation) のための公教育」(QEE.63~65, 他) を語るとともに、他方では、「情報」を近代の「三つの権力」に対する現代の「第四の権力」(QEE.246,272) とし、それによる「公共空間」の荒廃の一面も指摘する (QEE.235~240)。いわく、今日、公共空間は、諸主体 (sujets) の公論の場ではなく、むしろマス・メディアの標的としての対象 (objets) となり、真の複数性の場ではなく、マス・メディアによる図式的分割の産物となっている観がある。匿名の《On》がかつての《Je》(私) や《Nous》(我々) に取って代わり (QEE.238)、しかも、それでいて、異者との間ならぬ、同者の間にも通用する相互承認 (QEE.238) の散在となり、言語そのものもまた文法なき断片 (QEE.238) の放散となって ...。実のところ、フェリーにはこの種のハイデガー・フーコー流の批判の言説は多くもなければ強烈でもないが、いずれにしても、「公共空間」もまた「ヨーロッパの遺産」でありながらすくなくとも目下は「あえかな現実」(先述) にすぎず、その開展と展開は今後の営みに委ねられていることになる。

文明は、こうして、三原理の交錯弁証法 (と、三法-交錯弁証法とのその対応連関) において成存するが、このうち最も重要な基本軸はやはり《civilitéé》から《civilisation》へと向かうそれであろう。互尊性 (civilitéé) の位相は、旧政治哲学のいう自然状態やロールズのいう原基状態に近いほとんど自生的な、それゆえ人間存在にとって最も基本的な、人間性の秩序のそれであり、フェリーのいう先述の「始原的で潜在的な法-政治秩序の生成」(constitution originelle et latente) もおそらくこれに該当し、いわゆる基本的人権の定位するところでもあるが、この互尊性 (civilitéé) の秩序が、適法性 (légalité) のレベルで公的・制度的に明確化され、さらに公共性 (publicité) のレベルで不断の審問と検証を通じて正当性 (légitimité) と普遍性 (universalité) を認証されかつ認証され続けるとき、そこにはじめて基本的人間性の充足・成就としての「文明」(Civilization) が可能となる。文明は、世界市民的な国家や憲法と同じく、もともと互尊性の体系なのである。

4. 文明と倫理的共同体

文明を互尊性の体系と要約することは、文明を単なる記述概念とする昨今の実証学に対して、文明を価値概念、しかも多分に倫理的・道徳的なそれ、とするかつてのヨーロッパ思惟の伝統に復帰

することである。フェリー自身、国家を倫理的共同体とするヘーゲルに立脚しながら、これをさらにカント的な世界市民性へと開放しつつ、昨今のグローバリゼーション・世界市場経済の蔓延、とりわけヨーロッパへのその侵入に対する、対抗策として考察していた(先述)。文明についても、同様である。「互尊性、適法性、公共性、これら三つの原理は、一体となって、近代社会が共同体のエレメントを失うことなく、経済的、政治的、文化的な発展を遂げることできた倫理的-生 (vie éthique) の場のエッセンスを構成している」(C.66)。

もっとも、ここで多少、問題がないわけではない。①政治、国家、司法、社会、文明...を倫理的・道徳的-価値に服属させることは、近代のすぐれた遺産の一である各分野-自律性の原則に反することであり、今日、あえてそれを行なうためには、相当な条件づけ——極端な場合、近代的自律主義を決定的に論破して失効させ、自らの《via antica》(伝統的な道)の今日的な正当性を明確に証明するとか、あるいはこの種の外観上の服属関係は必然的なものでも目的的なものでもなく、むしろ偶有的なもの結果論的なものであることを、付加説明するとか、あるいは例えば実践哲学の或る一定の局面に関する便宜上の言説であると限定するとか、さらには固陋な道学者や保守主義者の汚名を甘んじて受けとめるとか——が必要である。②他方、フェリー自身も、この服属関係を、さほど、つまり哲学的根拠づけのかたちをとって、主題的に考察・強調しているわけではなく、行論のそこそこ(QEE.137,177~178,277~279,EK.113~114,209,C.66,71~72,他)で言及はするものの、単にある種の哲学的良識の反復・継承として行なっているといった風のもので、力点は、服属関係ではなく、むしろ両者の平行・等価値-関係、あるいはもっと簡単に、政治、国家、司法、社会、文明...における倫理的・道徳的-要素の重要性の確認を行なっているだけ、ともいえる。われわれは、したがって、②からは、フェリー流の国家や文明の倫理学を取り出し、①に関しては、われわれの解するフェリー流の条件を見定めるに止めよう。

フェリーの国家・文明の倫理学とは、ハーバーマス・リクール系譜のもので、さほど難解なものでも独創的なものでもない。といっても貶価するわけではなく、良識に富んで現実的・実践的ということでもあるのだが、要は、先述の「自らの過去を反省しつつ前進する歴史」(QEE.286)の倫理版、討議倫理学(ハーバーマス)・再-構成解釈学(リクール)の国家・文明版としての「再-構成・倫理学」(éthique re-constructive)(QEE.137,159~160,他)である。すなわち、自国・自文明の過去の歴史、とりわけ他国・他文明との接触・遭遇における相互認承(reconnaissance réciproque)の不全の諸ケースを当の他国・多文明との協働作業のなかで検討・反省し、今後の十全な相互認承に向けて、そのハウ・トゥーを考え、定言命法としてそれを実践していくこと、それを通じて自国・自文明のアイデンティティを再-構成していくこと。何でもない当然のこのようにみえて、これまでは近代的な国家主権の大義がそれを遮っていたということであろう。「国際法は国際間の紛争を深いところから解決するために準備されているものではない。それゆえ、歴史における正義は<再-構成

の弁証法」というかたちで、要請されることになる。／手続き論的な見地 (procédural) からいえば、理想的な再構成的-正義は、開かれたかたちでの対決としてなされる。おのおのの自己批判とそれを媒介としての両者の歩み寄り。それが、おのおのが語る紛争の生体験の物語の聴取を交錯させ、統合し、それがまた、おのおのに納得可能なかたちでの生体験解釈の受容となる。」(QEE.147)「道徳理論における (L・コールバークのいう) ポスト契約論的アイデンティティは、政治理論におけるポストナショナル・アイデンティティに対応する。前者、もしくは両者は、精神が自己-再構成の歩みを通じて他のもろもろのアイデンティティへと理解のための胸襟を開いていく可能性、それを根拠づけるような、ひとつの反省的学習の能力を意味する。それが産み出す道徳的共同体は、たしかに政治的リベラリズムが主張すると同様の諸価値に立脚するが、しかし、次のような手続き論的-定言命法 (impératifs procéduraux) を発することによってこそ、その真髄を現実化する。いわく、相互認承によって行為せよ、相互理解において行為せよ！」(EK.101)。… 既述もした通り、この教説の平凡さには反発したくなるかもしれないが、このような定言命法を必要とするほど、近代ヨーロッパにひしめきあう主権国家群の自律主義・自己決定主義の体系は、偏頗で固陋であったことを考量すべきであろう。この相互理解・相互認承・自他-再構成の手続きの如何 (cf.QEE.157) 等については省略し、またこの 1990 年代になってしばしば行なわれるようになったドイツと西欧・東欧との第二次世界大戦をめぐる謝罪と和解の政治儀式にたいするフェリーの共感の念の例示も省略して、ヨーロッパ一般論にのみ参照文を限定すれば、「世界市民法についてのカント的理念を、いまやこの再-構成倫理学の方向へと深めなければならない。」(QEE.159~160)「ヨーロッパ連合によってすでに実現されている法的共同体を道徳的協働態の上に投錨させるという重要な問題が、ここであらためて再認識される。」(QEE.137)「私が言いたいのは、再構成-倫理学は、すでに現状において世界市民主義の理念を現実化しているヨーロッパ国家の主要な原理をなしている、ということである。」(QEE.137)「再-構成倫理学は、ヨーロッパ国家の新しい生命力とポスト契約主義的基底が依って立つところの包括的な源泉力である。」(QEE.160)

この良識的な倫理学より、しかし、より哲学的に重要なのは、先述①の問題、つまり、政治、国家、司法、社会、文明... と倫理的・道徳的-価値との関係の問題であろう。フェリーは前者の后者への服属を考えているのであろうか。たしかに、ヘーゲル・カント出自であり、二~三の著作の最後には倫理的共同体が出てくるが、しかし、全体に、倫理学的思想家の印象はない。加えて、今日・今後の EU を倫理的・道徳価値に服属させても、前者の多-可能的な豊かさからして、また現代諸世代の多-方向的な心的傾向からして、まず多くの人々の納得を得ることは難しいだろう。それ以上に重要なのは、ここにいう再-構成・倫理学なるものも、その構造-機能において、フェリー自身のいう「手続き」論的な動態性における、われわれの語彙で要約する多元-協働態の形成・展開としての、既述の《état cosmo-politique》《constitution-constituer》《civilisation-civiliser》と大きく異

なるものではないのではないかということである。わけても、フェリーの人間世界の基本態ともいえるべき自生的な「互尊性の秩序」が、「適法性」「公共性」位相での公的・制度的な確定化と批判的理性による討議・審問・検証を経てその正当性・普遍性を認承され、「文明」へと開展していく方向軸には、この再-構成・倫理学も実質上すでに含まれている。そして、これは、政治、国家、司法、社会、文明...を倫理・道徳的に解釈する、前者を後者へと目的論的に方向づけるということではなく、ある意味では両者の構造-必然的な相即性を示唆するということでもあるが、それ以上に、前者の然るべき方向づけと展開はすでにそれ自体で後者を兼ねているということであり、むしろこのかぎりでの前者の主題性と後者の副題性にこそ、フェリー思想の特色・独自性を指摘しようように思われる。

とはいえ、倫理的・道徳的-価値あるいはむしろ道義性なるものの位置づくところを忘れずに確認することは、ヨーロッパ思惟の文脈ではつねに重要である。そして、それが目的的にア・プリオリに措定すべきものでないからには、既述の内含的相即性を考量したうえで、むしろ結果論的に、すなわち「手続き」的-動態性を「然るべく」、つまり「互尊性の秩序」から「文明の条理」へと方向づけていく、その結果として、後発的に、倫理的・道徳的-価値は可能になる、あるいはフェリーのいう倫理的・道徳的-共同体は可能になると、見るべきであるように思われる。たとえば、フェリーは言う。「道徳的共同体の存在は、哲学的にはどのように導出されるのであろうか。(政治以前の共同体にすでに与えられていると考えるべきか——引用者要約) (それとも) この種の道徳的共同体は、一定の践 (praxis)、最終的には、社会化のプロセスを通じて愛するに値いする世界市民的国家を形成 (forme) していく、その法-政治体・構成 (constitue) の実践のなかに、おのずから生まれてくる (s'engendre) と見るべきではないか。」(EK.211) 「法-権利の精神、それに内在する普遍主義は、単に哲学的省察のなかで構成されるものではない。それは、まず、実践的 (pratiqument) に、相互作用の経験のなかから、獲得 (s'acquiert) されていく」(QEE.156)。ジャーナリスト学者のJ・リフキンは、かつてのアメリカン・ドリーム、いまのヨーロッパン・ドリーム、という。かつてのアメリカがその独立、自由、自律、平等、その普及と守護のための戦い...を通じて自らの道義的魅力のオーラを漂わせるにいたったとすれば、新生のヨーロッパもまた、その公共的・批判的-理性による互尊と協働の地道な「手続き」の無尽の展開と蓄積を通じて、その道義的正当性のアウラを漂わせるにいたるはずである。

文中略符号については、p.23 参照。

後注は、この章については、特にない。

(常磐大学 国際学部 教授)

研究ノート

「国是」にみる海軍中将上泉徳弥の国家構想案

飯 森 明 子

Kamiizumi Tokuya's Imperial State Design in 1906

1. はじめに

これまでに筆者らは海軍中将上泉徳弥関係資料の整理分析をおこない、上泉の言動や上泉周辺関係者の動向について研究を進めてきた。その成果として、上泉が退役後、海軍拡張を主張したロンドン海軍縮小反対運動⁽¹⁾、皇室中心主義を主張した国体館建設運動⁽²⁾に関わっていたことを明らかにした。また、それらの活動を支えた着想を確認するため、明治期にさかのぼり、海軍将校期の渡航日記などから彼の大陸認識、とくにロシアや中国について分析を試み、上泉の思考や言動に関連性を示すことができた⁽³⁾。

ようやく上泉の自筆メモ類および関係書類の整理に見通しが着いた段階であるが、最近上泉の国家体制や外交方策などに関する構想案を記した自筆書類の存在を確認した。本史料は、拙稿や先行研究⁽⁴⁾で示されていた青森県大湊地域の開発計画や第二次満蒙独立運動に関与していく動機としても位置づけられるものである。本稿では、構想の最も早期にさかのぼることのできる明治期史料と、彼が晩年まで構想を抱いていたことを示す太平洋戦争中の史料を紹介する。

2. 解 題

大正3(1914)年、上泉は海軍の論客川島清治郎、のちに猶存社をおこす満川亀太郎らと雑誌『大日本』編集に理事として参画した。『大日本』は創刊号の巻頭で、共和制について「時に大に和同を意味せず。或は各人互に不平を唱へ、或は各人互に其責任を回避す」⁽⁵⁾と厳しく批判し君主制支持を表明した雑誌である。渡欧時に共和制を批判した上泉もいくつかの論説などを著し⁽⁶⁾、まもなく著書『大日本主義』(廣文堂、大正7年)を発表し、皇室中心主義と海軍拡張を主張した。

だが、すでに明治末期までに上泉の構想の大略は作成されていたようで、国家構想案を示唆しており、大正4(1915)年春には、大正天皇に写真と漢詩の揮毫「二千五百有余年 万世皇家一系

伝 統治全球因帝徳 金輪普照十萬天」を奉呈した。没後関係者により作成された『上泉徳弥伝』も「日本の国是千年計画」の存在を伝えたが、その詳細は不明だった。⁷⁾まずは、伝記からその該当部分を引用する。

「・・・明治三十九年暮己の信ずる大日本主義に基き「日本の国是千年計画」なるものを認め、始め之を伊藤侯に提出せんと欲せしも、先ず東郷大將に示して意見を求めたるに、大將の不賛成に遇いたるを以て提出を見合わせ其の儘筐底深く秘藏しありしが、数年後之を宮島大八君に示したるに、同君曰く、君の死後此の如き秘書を発見するに至るも世を益するに足らず、須く信ずるところの先輩に示し置くを可とすと、大に勧誘せられたるを以て、遂に次の先輩五氏に示すに至れるものなるが、宮島君は其の千年計画の意を詩に作り呉られたるものなり。

示せる人々は山県公、井上侯（馨）、樺山大將、井上元帥、平田伯の五氏なり。山県公曰く、我輩も日本国のために考えて居る事は敢て人後に落ちざる積なりしも、閣下の如く年限を定めて計画するを得ざりし、と驚嘆せられたり。樺山大將は賛意を表して曰く、此千年計画を実行し得る外務大臣を見出すに至れば之を示さん、それ迄は御預り致し置くべしと。（中略）

後ち前山県公に「統治全球因帝徳」の意味に関し、幸機を見て 陛下に能く説明し置かれん事を頼みたるに、公は之を快諾せられありしも、其の結果を何うの機会を得ずして終れり。前記「日本の国是千年計画」は世界の物議を來たすものなるを以て、世間に発表するを得ざるものなり。・・・」

当時、吾妻艦長だった上泉が、明治 39（1906）年暮、元老の山県有朋と井上馨、枢密院顧問官樺山資紀、海軍軍事参議官井上良馨、元農商務相平田東助の 5 名に構想案を示したことがわかる。山県は陸軍の、井上良馨と樺山は海軍に多大な影響力をもつ人物であり、平田は上泉と同郷の米沢出身である。自らの構想を強く主張したが彼等の反応は様々で、後に計画の全容公表には上泉も躊躇したようである。

さて、ここに紹介する史料「大日本帝国之國是」は、明治 39 年暮から翌年初にかけて作成されたもので、樺山資紀海軍大將宛封筒の中に「厳秘」の表紙があり、筆書きで浄書されている⁸⁾。また、同封筒の中に草案も存在する。草案は和紙巻紙に筆書され、墨と朱墨で修正がある。草案冒頭には「支那ニ対スル政略」の文字を線で消しており、もともと対中構想を主眼としていたことがわかる。ここでは草案の紹介は省略する。

この構想案の最大の特徴は、長期間にわたり計画期間の段階を設定していることである。この点は現実離れしており、日本の明治期後半を普遍体制とする前提に立ちながら、相手側や他国の状況変化を考慮しないなど、そもそも多くの問題を抱えている。が、その内容は日露戦後の対中方針をめぐってひとつの方向性を示していることに留意したい。

上泉の構想案では、七百年計画、五百年計画、二百年計画などの諸段階があるが、とくに草案の二百年計画と浄書の百年計画の項は同文である。すなわち、上泉のなかでは、まず当面の対中計画

には二百年必要と考えていたこと、しかし軍関係者への説得直前の段階で内容を変えずに計画期間を短縮させて浄書したことになる。荒唐無稽とも見える構想案は、上泉の豪放磊落な性格とあいまって、見聞きするものには相当なインパクトを与えたであろう。とまれ、百年計画から中国に対する観点などいくつかの特徴をあげておく。

- 1) 清国内情について、伏見宮随行時の清朝内の腐敗した印象が非常に強く残っており、そこから上泉の対中観や対中策がつけられている。
- 2) 清国の混乱は、内政も外交も、当面継続すると予想している。
- 3) 隣国「清国ノ事件ハ実ニ日本ノ事件」とみなしている。
- 4) 人種問題の解決も含め日本が清国を内政外交、科学技術、軍事など全面的に指導し、また日本人の殖民、混血を促進するべきである。
- 5) 中国人の国民性やナショナリズムを蔑視している。

本史料からも渡航日記からも、上泉は伏見宮随行など清国訪問の際に、日本が清朝に較べて政治的統一感などで優位性を持つと意識したことは明らかである。

ただし、このような中国に対する考え方は、同時代の軍関係者、国民主義的対外硬派の人々など日本の大陸進出は人口増加や経済成長に即して必然的に実行されるべきと考えた人々も同様な構想を持っており、上泉だけの特異なものではない。日露戦争後まもない明治39年は、とりわけ日本の大陸政策をめぐる左右思想グループ、政治外交軍関係者もふくめて非常に様々で活発な議論がなされていた。たとえば、山県有朋も対露対中方針などについて何度も意見書を作成しているが、本史料とほぼ同時期の明治39年10月「帝国国防方針私案」や明治40年1月「対清政策所見」⁽⁹⁾にも対中方針を示している。両者を比較すれば、山県はより具体的で現実的であるが、その発想や考察では上泉の主張と多くの類似点をもっている。またやや後の辛亥革命時、駐清公使だった伊集院彦吉も中国人の国民性やナショナリズムについて、上泉と同様な分析と考察を行っている⁽¹⁰⁾。

なかでも上泉の特徴は、1) 中国に対する優位性、2) 皇室中心主義、3) 海軍拡張の3点の主張が相まって強く、それぞれ予備役編入後の彼の活動に大きく関与したことを考慮しなければならないことにある。第二次満蒙独立運動への関与は、帝制を維持しつつ対中指導する行動のあらわれであり、大湊開発計画やロンドン軍縮反対運動は海軍拡張と、さらに国風会は海外殖民奨励、および関東大震災、満州事変や天皇機関説問題を契機として皇室中心主義の体制支持団体の活動へとつながっているのである。

しかし、これらの活動において上泉が働きかけた対象者は時期によって異なる。

- 1) 明治期、すなわち現役海軍将校として、陸海軍将校、とくに海軍上層への働きかけが顕著である。湖月会メンバーとして、日露戦争開戦前に山本権兵衛らなどへの開戦の働きかけはその一例であるが、日露戦後の活動としても、本稿の「覚書」を海軍上層部に送ったことは重要であ

る。また、明治42（1909）年から45（1912）年にかけて大湊要港部司令官時代の大湊開発計画やそれに続く鎮海防備隊司令官時代の鎮海開発計画も、上泉の壮大な制海構想から生じた発想と計画だったといえよう。

- 2) 大正初期、いわゆる右派論者の集合が『大日本』にもみられるようになされるが、具体的な活動や議論で意見の一致を見るケースは少なく、やがて『大日本』も資金難もあり大正11（1922）年に休刊した。いずれにせよ人脈、組織をふくめて右派論客が集散を何度も繰り返したことは上泉の動きからもたどることができる。
- 3) 昭和期、とくに国風会の活動は青年層を中心とするいわゆる「大衆」を対象にした。

上泉の場合、皇室中心主義と国風会や国体館建設の活動は、大正末期から昭和初期内務省や軍部などの綱紀肅正、天皇機関説問題、大政翼賛体制支持の風潮にまさに追い風を受け、これにより上泉は演説などで活動する場を得たのである。換言すれば、政府側が、弁が立ち大衆志向をもつ上泉の活動を思想統制や体制維持のために利用していたともいえるし、それだけ上泉は厳しい批判を受けることも少なく自らの構想案を再考する機会もなかったのである。

史料紹介の最後に、上泉が上記構想を長年持ち続けていたことを示す記事を載せた。これは雑誌『神日本』に昭和17（1942）年11月号に掲載されたもの¹⁰⁰で、上泉の著作としても確認できる最晩年のものである。

3. 史料紹介

- a) 「大日本帝国之國是」（旧字、異体字は新漢字に改め、適宜句読点を加えた。）

極秘

大日本帝国之國是（明治三十九年暮 稿）

○ 千年計画

全世界ヲ一國トナシテ一夫ヲ組織シ我皇室ヲ奉戴シテ之ニ君臨セシム

天ニ二日ナク地ニ二王アルベカラザルハ真理ナリ、現世界開闢以來未タ勇テ此真理ノ域ニ達シタルコトナシ。古往今來以來紛争ノ為メ地上ノ人間塗炭ノ苦ヲ受ケツハアルハ之カ為メナリ。之ヲ救ンガ為メ予ハ我ガ皇室ヲ奉戴シテ地球上唯一ノ天子タラシメンコトヲ期ス。熟ニ現世界開闢以來ノ歴史ニ鑑ミ、現今ノ趨勢ニ兆シ浩思黙考以テ世界ノ將來ヲ想像スルトキニ、他日必ス黃白人種間ノ争鬪ハ免ル能ハザルベキモノト信ズ。（我々日本人ノ勇氣消滅セザル限りハ）其際萬一敗地ニ塗レンカ現今ノ埃反、亞刺比亞、印度、緬馬ノ土人ノ如ク若クハ亞非利加亞米利加ノ土人ノ如ク白人種ヨリ牛馬トシテ永世使役セラルハニ至ラン。之レ豈ニ能ク吾人ノ思ヒ得ルトコロナランヤ。然ラハ即チ之ニ処スルノ策如何。曰ク我ハ先ツ黃色人種ヲ一統シ、次ニ白人以外ノ各人種ヲ糾合シ以テ白

色人種ヲ征服シ、我カ皇室ヲ奉戴シテ其盛徳ニ浴セシメンノミ豈ニ快事ニアラズヤ。

実行順序及方法

先ツ予ノ九百年計画ヲ成就セシメザルベカラズ。九百年計画ニシテ成就セバ西半球モ亦凡ソ望ヲ降参シ以テ同時ニ千年計画ヲ成就スルニ至ルナキヲ保セズ。若シ西半球ニシテ来降セズンバ行テ征服センノミ。(多分ニ九百年計画ニ移ラントスル際、東西両半球ノ白色連合軍ト決戦ヲ開始スルニ至ルナラン)。

○ 九百年計画

東半球ヲ統一シテ一ノ連邦組織トナシ我皇室ヲシテ之ニ君臨セシム

之ヲ成ニハ先ツ予ノ七百年計画ヲ成就セシメ機ヲ見テ猛然蹶起、以テ東半球ノ統一ニ従事ス。

○ 七百年計画

二百年計画ニ依リ統一セル黄色人種ノ実力(此実カトハ単ニ兵備ヲ指スモノニアラズ 学術、技術、農業、商業、道徳、法律、兵備財政等国ヲ成スノ諸要素ヲ包含ス)ヲシテ全白色人種ト相拮抗スルヲ得ルニ至ラシメ、且君臣ノ関係ヲシテ今日ノ我日本帝国ニ於ケル如クナラシム之ガ為メ予ノ二百年計画ヲ成就セシ后五百年間仁政ヲ布キ専ラ人智ノ開発ト富国強兵ノ実施ニ従事ス。此間黄色人種間ノ戦争ヲ喚起セザル様、最モ注意ヲ要ス。

○ 二百年計画

機ヲ見テ彼ノ誓願ヲ納シ支那全部ヲ我ニ合併シ我皇室ヲシテ之ニ君臨セシム(朝鮮ハ勿論ノコト)

此二百年計画ヲ実行シテ立派ニ之ヲ成就セシムルハ実ニ難事ノ難事ナリ。然ニ時ハ其機ニ投シ又処置其宜ヲ得バ決シテ為シ難キノ業ニアラズ。此際最モ恐ルベキハ欧米人ノ抗議トス。故ニ我ハ実ニ門戸開放ノ主義政策ヲ採リテ欧米人ノ利益ヲ保護シ彼等ヲシテ寧ロ我行為ヲ歓迎セシメザルベカラス。又時機ニ投セント欲バ我ハ縦横ノ策ヲ施シ以テ其時機ヲ製造セザルベカラス。此時機製造人ニハ大偉人ヲ要ス。時機トハ如何欧米人ヲシテ東洋ノ事件ニ客嘴スルノ閑アラザラシムルノ謂ナリ。蓋百年後ノ形勢ハ今ヨリ豫知スベカラズト雖モ、熟今日欧米ノ趨勢ヲ考フルハ、今後最モ発展スベキノ国ヲ米独トス。而シテ米ノ「モンロー」主義ト独ノ南米殖民政策トハ遂ニ能ク其衝突ノ免レ得ルヤ、又東洋及阿弗利加ニ於ケル商業及、植民政策ハ英独ノ衝突ヲ来スコトナキカ、英露遂ニ能ク南亜ニ於テ衝突セザルヲ得ルカ、奥帝百年ノ後、独若シ之ヲ合スルコトアラバ露独ノ関係及「バルカン」半島ノ形勢ハ如何ニ変化スベキカ、仏ト独ト又英ト仏ト果シテ能ク互ニ心底ヨリ和解シ得ルノ機アルベキカ、之ヲ思ヘバ欧米ノ風雲モ又慘憺タルモノト云ハザルベカラズ。此情況ノ百年後ニ於ル変化ハ今ヨリ豫知スベカラズト雖モ、慘憺タル風雲ハ決シテ霽ルハ、時ナカルベシト信ズ。大偉人ノ策ヲ施スハ実ニ此間ニ在リ。吾人ハ此風雲ヲ利用シテ益之ヲ攪乱シ、欧米ヲシテ乱麻ノ如ク

ナラシメ其機ニ乗シテ我ニ百年計画ヲ成就セシムベキナリ。二百年計画ニ先チ次ニ説クトコロノ百年計画ヲ成就セシメザルベカラズ。

○ 百年計画

清国ノ依頼ニヨリ全支那ニ於ケル内治外交ノ実権ヲ掌握ス

此百年計画ハ実ニ目下ノ急務ニシテ、又実ニ至困至難ノ業ナリ。然レドモ処置宜キヲ得バ、是亦決シテ成シ難ノ業ニアラザルナリ。今左ニ今後起ルベキ支那ノ情態ニ関シテ意見ヲ述べ、次ニ之ニ対シテ百年計画ヲ成就セシムベキ方法ト順序トヲ開陳セントス。

○ 起ルベキ情態

- 一、 今日ノ支那ハ実ニ亡国ナリ。之レ世人ノ夙ニ認ムルトコロニシテ今別ニ説明ヲ要セズ。先般博恭王殿下ノ随行仰付ラレ万寿山ノ頤和園仁寿殿ニ於テ兩宮ニ拝謁セシトキ納陛上ニ在リタルハ西太后ニシテ、皇帝ハ恰モ部屋住者ノ如クニ仁寿殿内ノ一室南暖閣ニ於テ殿下ト御対顔アラセラレタリ。今日世界中ニ於テ清国ヲ除キテハ実ニ如此ノ国アランヤ（時トシテ兩宮納陛上ニ在ルコトアリト聞ク）、王公大官ハ皆老妓ノ如ク西太后鼻息ヲ窺ツテ其御機嫌ヲ損ネナカラシコトヲノミニ勉メ一人ノ直言諫行ノ忠臣ナシ。而シテ君ハ民アルヲ知ラズ。民ハ君アルヲ知ラズ。大官達ハ私腹ヲ肥スヲ以テ唯一ノ目的トシ、年豊ニシテ餓死スルモノ幾万人亡国ニアラズシテ何ゾ。然レドモ幸ニ西太后ノ在ルアリテ僅ニ其残骸ヲ保持スルノミ。故ニ西太后百年ノ後ハ清国ノ事知ルベキノミ直ニ猛烈ナル大騒乱起ンカ（西太后ノ崩去ト同時ニ皇帝ノ生命ヲ危ブムモノアリ）。
- 二、 毎年我邦ニ来ル清国留学生ハ其数実ニ二万以上ト聞ク。而シテ此等学生ノ多クハ皆革命的思想ヲ有スト。此外欧米諸国ニ留学シ居ルモノモアラン。此等ノ学生ノ帰国スルモノ数年ノ后ニハ其数実ニ幾万ニ達スベシ。其等革命的思想ヲ有スル青年輩ト頑迷無智ナル老翁輩ト新旧思想ノ衝突ハ必ス免レ能ハザルトコロニナルベシ。之亦大騒乱ヲ起スノ一原因ナラン。
- 三、 他年憲法ヲ發布スベキノ詔勅ハ発セラレタリ。鋭意人民ヲ教育シテ遅クモ数十年ノ後ニハ憲法政治ヲ実施セザルベカラズ。其間思想若クハ利害ノ衝突ヨリシテ幾多ノ大騒乱ヲ起スベキヤ豫メ知ルベカラズ。之カ為メ政府ノ苦境ニ陥ル場合ハ実ニ我邦ノ御維新ヨリ憲法実施ニ至ル間ニ於ケルノ比ニアラザルベシ。或ハ愛親覺羅氏ノ転覆スルナキヲ保セズ。今後幾年カノ後憲法政治ヲ実施セシモノト假定スルモ互ニ風俗人情ヲ異ニシ、又利害ヲ異ニスル彼廣大ナル国土ノ憲法政治ハ果シテ能ク円満ニ実行セラルベキヤ否ヤ之レ殆空望ト云ハザルベカラズ。之レガ為メ又々大騒乱ヲ起スコト其幾回ナルヲ知ルベカラズ。北米合衆国ノ組織ニ倣ヒ、若干ノ自治州ニ区分シーノ連邦組織トナスニアラザレバ決シテ実行ノ捗ニ至ルヲ得サルベシ。
- 四、 実ニ清国今後ノ百年ハ暗黒騒乱ノ時代ナルベシ。而シテ幾多ノ大騒乱アル毎ニ各国ハ各其民福ヲ保護スルト同時ニ各分割ヲ試ミントスルハ団匪事件ノ時ト同シカルベシ。

五、 清国将来ノ情態果シテ前陳ノ如シトセバ、此間ニ処シテ我カ百年計画ヲ成スベキ戦策ハ如何。

方法順序

第一、決シテ他国ノ分割ヲ許サズ。之レニ百年後我カ有トナスベキモノナレバ也。

第二、清国政府ヲ教導シテ憲法政治ヲ実施セシムベシ。之ヲ実施セザレバ民ヲ欺クヲ以テ国治ナラザレバナリ。

第三、吾人ハ全力ヲ挙ケテ清国ノ危難ヲ救護セザルベカラズ。之レ清国ノ事件ハ実ニ日本ノ事件ナレバナリ。

第四、清国ヲ誘導啓発シテ其富国強兵ヲ計ラザルベカラズ。海軍ヲ再興シテ其教育ニ任スルコト今日彼陸軍ニ於ケルカ如クナルベシ。小胆者及無方針者ハ曰ク、清国ヲ誘導啓発シテ富国強兵其適度ヲ超ストキハ、他日我ニ害ヲナサズヤト。之レ七百年計画ヲ知ラザルモノナリ。

第五、清国ヲ誘導啓発シテ其富国強兵ヲ計リ危難ニ際シテハ全力ヲ挙ケテ之ヲ救護スルノ報酬トシテ、我々日本人ハ常ニ全支那至ルトコロニ歓迎セラレ有利ノ事業（鉄道、鉱山、森林、牧畜、農業、工業、商業）ハ必ス日清両国人ノ共同タラシムルト同時ニ、万事我々日本人ニ依頼スルノ得策ナルヲ感知セシメザルベカラズ。而シテ百年ノ後ニハ支那全土ニ散在スル日本人ノ子孫及日清人相ノ子数少クモ二三千万人以上ニ達セシメザルベカラズ。

第六、白人種ヨリ黄禍説ノ槍玉ニアゲラルヽナドハ余リ利巧ノ処置ニアラザレバ、我ハ勉メテ欧米ノ猜疑ヲ避クル為、万止ヲ得ザル時ノ外ハ務メテ清国ノ事ハ清国人ヲシテ処理解決セシムルヲ肝要トス。即チ辺境及沿岸ノ外敵ニハ、可成清国陸海軍ヲシテ当シムベシ（海軍ノ計画ハ当分少入費ヲ以テ外敵ヲ防キ得ル様設計セザルベカラス。（予ニ成算アリ）（清国ニテ海軍再興ノ希望アルト先般北京ニテ唐紹儀ト会食ノ際明ニ察知セリ。）

第七、唯諸外国人ノ多ク住居スルトコロ、殊ニ北京、天津、上海等ニ於テハ、常ニ緻密ニ其變動ヲ探知シ、起来スベキ形勢ヲ洞察シ置キ、時機一度来ラバ直ニ我兵ヲ出シテ、第一ニ清皇帝、大官（場合ニヨリ必要人）諸外国人ヲ保護スベシ。而シテ主トシテ我人民ヲ保護シナガラ支那政府及各国人ヨリ感謝ヲ受クルノ地位ニ立ツコト肝要ナリ。

第八、第七ノ如キ事件ニ逢遇スルコト数十回ナラシメバ、其結果如何。其結果ハ第一ヨリ第五ニ至ル実行ト相待テ遂ニ百年計画ヲ成就スルニ至ルベシ

第九、以上、列記スルトコロ、第一ヨリ第八ニ至ル迄ノ策ハ、仮ニ誠ニ名案ナリトスルモ之来支那人ノ性質タルヤ決シテ人ノオダテニ乗り、又ハ油断スルトコロノ人間ニアラズ。然ラバ此支那人ト共ニ協心国力以テ、彼我共ニ富国強兵ノ域ニ達セシメン為メ、如何ニセバ真実清国人ト相昵近スルヲ得ベキヤ、曰ク我ハ誠心誠意正義ヲ本領トシ恩威ヲ以テ彼ニ臨ムベキノミ。

第十、誠心誠意正義ヲ本領トシテ相近クベシナドトハ之レ口筆ノコトニテ、到底支那人ヲシテ感動セシムルニ足ラズ。於是カ策アリ。

大英断ヲ行フベシ、曰ク旅順ヲ還付シテ、彼ニ北洋艦隊ノ根拠地ヲ与フベシ。(之レ閣下 [注:「伊藤侯」を線で抹消] ノ浪速ニ搭乘帰国ノ際、発セラレタル言ナリ。而シテ実力ハ我之ヲ有ス) 同時ニ戦利艦鎮遠ヲ還付シテ清国海軍ノ再興ヲ計ルベシ。此等ハ皆之レ彼ノ利権恢復熱ノ盛ナルニ乗ジ我カ今日桑港ニ於ケル侮辱ナドト相組合セ互ニ同情ヲ表シ合ヒ以テ百年計画ノ端緒ヲ開クカント欲スルモノナリ。

附言

- 単ニ口ニ唱フル日清同盟ハ行ハレザル事
- 当分ノ支那ノ海軍方針ハ我胸中ニ在リ
- 百年計画ノ端緒ヲ開カンガ為メ、大英断ヲ行ハントセバ、我ハトンダ馬鹿ヲ見ザル様、為ス事肝要ナリ。此辺ノ策ヲ行ハントセバ忍耐ト人物トヲ要ス

本意見ハ始メ伊藤侯ニ呈セントノ考ナリシモ東郷大将ノ旅順還付不賛成ニ遇ヒ、遂ニ今日迄筐底深ク秘藏シアリタルモノナリ。

b) 「日本之國是千年計画」

「・・・余は日露戦争後我皇室には世界統治の天職あることを感知し、明治三十九年夏明治天皇より清朝に御差遣の伏見宮博恭王殿下に随行して北京に赴きたる際清朝の命脈は余り長からざるものなるを察知し、帰朝後之に対処する意見として伊藤公に提出せんと欲し、日本之國是千年計画なるものを起草し、先づ携へて東郷大将邸を訪ひ大将の意見を求めたるに大将の旅順還付不賛成に遇ひたるを以て伊藤公に提出を見合はせ、数年間^マ匣底深く秘藏せるものあり。其後宮島大八君の薦により数名の元老先輩に閲覽せしめたることあるが、今日は再び匣底深く秘藏しあるものあり。此千年計画は「天ニ二日ナク地ニ二王アルベカラズ」と筆を下し始め可なり長文のものなるが、大体の筋書は清朝にて海軍再興の希望あるを察知せるを以て我より進んで先づ旅順港を清国に還付して、日支の親善を謀り二百年にして支那統治の委任を受け五百年間仁政を布き支那人をして日本人の我皇室に対する心境と同様の心境たるに至らしめ、七百年乃至九百年にして東半球を統一し一千年にして東西両半球を統一し、其後は幾万年も無窮に伝はると云ふ筋書きなり。閲覧者中東郷大将の外は異論を述べられたる人なかりしが山県公は日本を憂ふことに於て敢て人後に落ちざる積なりしが、閣下の如く千年の末迄には思ひ及ばざりしとて非常に驚讚せられたり。樺山大将も亦賛意を表せられ此策を実行し得る外務大臣の出来る迄御預りして置くと申されたり。然るに今日清朝も樺山

大将も已に無し噫々！」

注

- (1) 拙稿「ロンドン海軍軍縮会議と反対運動再考 ——海軍軍縮国民同志会を中心に——」『常磐国際紀要』第8号、平成16年。
- (2) 拙稿「海軍中将上泉徳弥の国体館建設運動 —— 教化団体国風会の紀元二六〇〇年記念事業計画——」『常磐国際紀要』第9号、平成17年。
- (3) 拙稿「海軍中将上泉徳弥の対外認識形成について」『常磐国際紀要』第11号、平成19年。
- (4) 平間洋一「陸奥王国の建設と海軍 ——大湊興業を軸として」『政治経済史学』第370号、平成9年。波多野勝『満蒙独立運動』PHP研究所、平成13年。
- (5) 「君主国と民主国」『大日本』第1巻第1号、大正3年。
- (6) 雑誌『大日本』での上泉徳弥の署名記事を下記に掲げておく。「御大典記念として全国民の脳裏に大日本主義の思想を喚起普及せしめ度し」『大日本』第3巻第2号、大正5年。「平和は世界統一の後に説かん」第4巻第2号、大正6年。「其人の考と活動に待つべし」第4巻第4号、大正6年。「既定計画は萬不変ならん」第4巻第5号、大正6年。「潜水艇並飛行機を大々的建造すべし」第4巻第6号、大正6年。「亜細亜モンローは亜細亜人の権利也」第4巻第7号、大正6年。「何ぞ独逸の来週に備へざる」第4巻第8号、大正6年。「防禦配備及建築改良私案」第4巻第11号、大正6年。「この世道の頹廢を奈何」第5巻第7号、大正7年。
- (7) 長沢直太郎『上泉徳弥伝』（非売品、昭和30年）。
- (8) 上泉徳弥書類「大日本帝国之国是」（B5紙、全16枚）。なお、附言以降は草案によると「大正三年十二月追書」となっている。（上泉徳弥関係文書、委託整理中）。
- (9) 山県有朋 明治39年10月「帝国防方方針私案」、明治40年1月「対清政策所見」（大山梓編『山県有朋意見書』（原書房、昭和41年）290－307頁）。
- (10) 明治44年10月27日の条、尚友倶楽部、広瀬順皓、櫻井良樹『伊集院彦吉関係文書 第1巻 辛亥革命期』（芙蓉書房、平成8年）88－89頁、および同年12月22日の条、同書、168－169頁。また拙稿「辛亥革命と駐清公使伊集院彦吉——伊集院日記を中心に」『法学政治学論究』冬季号第31号を参照されたい。
- (11) 「日本之国是千年計画」『神日本』昭和17年11月号11－12頁。同号の『神日本』の所蔵機関は管見の限りでは確認できなかった。（上泉徳弥関係文書、委託整理中）。

（常磐大学 国際学部 非常勤講師）

就職活動前における教育的支援方法の研究

－「仕事の教室」体制作りの研究

研究代表者 小川 明 報告者 依田 泉

Studies on educational support to students' activities to find their employment

本研究の目的は、常磐大学国際学部において実践的キャリア支援科目の展開が十分でない、という視点から、「学生を大学から社会へつなぐ場」が学士課程教育にどう設定できるかを検証することにある。実際には、春・秋 semester に各々開講される『経営情報 a』と『経営情報 b』で、複数の企業の講師派遣を受け、学生の就職への意識づけを図る新しい授業形態を試みた。

1. 方法と内容

「仕事の教室」の標題の下、招聘されたゲストが、携わっている仕事の現状あるいは職業一般に対する見方について講演した。学生が、まず「仕事」「会社」の現実を理解し、さらに勉学への意欲を高めるためである。また、適性や関心分野の発見または開拓という積極姿勢に転じる契機を創り出すこともねらった。

加えて、双方向の展開をめざしゲストと受講生との質疑応答も行った。科目担当者は、全般にわたって助言を与え、何度か「仕事」を理解するための基本的知識と就職に必要な準備についてまとまった情報を提供した。

以上が 1)『経営情報 a』と 2)『経営情報 b』に共通する部分である。一方、1)が本学卒業生の若手社員、2)が企業の中堅から幹部を中心に招いた点で、両者は互いに区別され、さらに、授業運営方法においても個々に次のような特徴がある。

1.1. 『経営情報 a』

春 semester に、小川明および小磯滋により、受講者 20 数名で実施された。ゲストスピーカーは、現役企業人である本学卒業生で、幅広い職種・立場から人選した。銀行員、商社マン、広告代理店勤務、カーレーサー、さらに、転職し自分の意中の職業をアルバイトとしている人物が出講した。入社間もない先輩の話に親しみを覚え、職業に身近な実感を持ったことがレポート等からうかがえた。

課 題 研 究 報 告

受講生は、学びや考えの記録を毎回提出し、中間および最終の段階で「働くこと、または、社会に出ることをどのように理解したか」、「何のために働くのか」等についてレポートを作成した。最終回には授業に関する理解度・満足度のアンケートが実施された。

1. 2. 『経営情報 b』

春季休業中に、社員研修等を専門とするライブリー・フェローの山下郁子氏の協力を仰いで、依田泉、松原克志および飯森明子が担当した。受講者は約 10 名で、ゲストとして、自動車販売・物流・生命保険（ファイナンシャル・プランナー）・マスコミ・娯楽・人材派遣・人材教育・医療（ソーシャルワーカー）といった分野の講師を招聘した。

独自の試みとして、ビジネス・マナーの講座を組み込み、その実践の場として「名刺交換会（懇親会）」を水戸駅南のホテルで多数の企業関係者の出席を得て開催した。授業進行の過程では、講演と討論に対する個人としての反応の記入と提出を履修者に随時課した。

2. 成果

若手のゲストスピーカーからは、成功・失敗談も交えて具体的に現実感をもって仕事内容が伝えられた。また、幹部級の講演者は、主に、企業の求める人材についての説明、社会人としての心構えを提示した。これらは、質疑応答とともに、学生が抱えている就職への不安感・恐怖感の解消・軽減に寄与したと考えられる。卒業までにやるべきことに言及しているレポートが複数現れ、自分の関心を明確にする必要性の自覚が見られた。就職への意欲・積極姿勢を引き出す機会となったことは、職種や関心分野の発見についての記録からも知られる。

一方、若い講師からは「自己確認する場となり、日々の仕事の張り合い、成長等を再確認できた」という建設的感想が寄せられた。後に上司から「一層生き生きと積極的に仕事に取り組んでいる」との報告もあった。ゲスト自身の研修となり、また地元企業側も歓迎する要素となったことがうかがえる。スピーカーの所属企業の人事部長が授業を傍聴に来た例があり、また、招かれた経営者が企業の現状を伝えると同時に大学の実情を目にしたという点などから、本学と地元企業との関係維持・強化にも貢献する可能性が示された。

科目の最終的な成果は、現時点で定量的に測るというよりも、履修者の今後の就職率や就職先での評価等の実績を見て判断する必要がある。しかし、本研究により、「在学生の就職への準備（職業の現実の理解、仕事への意欲創出、職種への適性の発見）＋卒業生の意識の向上 → 企業による本学評価の向上 → 地元企業との関係構築」のような産学間の好循環を導く方向が打ち出されたと主張したい。

3. 課題と展望

キャリア教育の新たな進展を今後より確実にするためには、以上のような授業を恒常化することが不可欠である。その際、企業が快くゲストスピーカーを送り出せる環境の拡充も必要である。たとえば、その派遣が人材発掘という結果をもたらすということは好条件と捉えられよう。

さらに、本科目を、地元企業と本学を結ぶネットワークづくりの一環と位置づけることもできる。それにより、大学では、インターンシップの増加をはじめとする、実践的教育の充実、企業の人事部門との関係強化、就職をめざす学生の選択肢の拡大が達成され、企業では、社員の能力開発や人材の評価などの効果が期待される。

最後に、科目発展のため教員に求められることを述べて締めくくりとしたい。すなわち、主なものとして、1) 講師の所属する業種・職種を理解し、仕事の要諦を引き出せること、2) 受講者の意欲を刺激し授業内容を深めるインタビュアーとしての役割を果たせること、3) ゲストに対し、予め受講者の状況（知識量・レベル・姿勢等）を伝え、適切な配慮（業界・企業事情や専門用語の解説等）を要請できることなどが挙げられる。

以上

学会報告

日本教育情報学会第23回年会の概要

堀 口 秀 嗣

The outline of the 23rd Annual Convention of Japan Society of Educational Information

Abstract

This is the outline report of the Annual Conference of Japan Society of Educational Information held in Tokiwa University in August, 2008. 400 or more persons were involved in two days, and a keynote lecture, panel discussion, 115 subject research and general research was made. In this report, abstracts of each session is described.

キーワード：教育工学 教育情報

<2007年8月20, 21日 常磐大学>

それにしても、暑い2日間だった。8月20日が最高気温32.6度、21日が34.6度。水戸は北にあるから少しは涼しいだろうと期待して来た地方の研究者がガッカリしていた。それでも、キャンパスの緑の多さと、R棟の教室のマルチメディア環境に、多くの参加者がうらやましがっていた。参加者が残してくれたコメントからも、多くの人に常磐大学の良さを知ってもらった大会になったと思っている。

事前申込者144名、当日受付者28名、茨城県教育関係者25名、その他18名、合計215名の受付があった。2日間で400人以上の参加者が基調講演、パネル討論、課題研究発表＋一般研究発表105件の発表を聴いた。今年の年会は、最初の基調講演とパネル討論（午後3時半まで）は登録しなくても自由に聴くことができるようにしたので、月曜日の早朝からの基調講演であったにもかかわらず、10:30のスタート時点で百名以上が入場しており、その後に増えていった。

<基調講演> 「教育改革と教育情報」 布村幸彦審議官（文部科学省）

21世紀も6年が過ぎ、昨年より安倍内閣のもとで、教育改革が進められている。好ましい教育

制度、教育内容、教育方法について中央教育審議会や教育再生会議で精力的に検討を進められているが、変化や議論も多く、その方向性や内容については把握しにくい状況であった。布村氏は教育改革の最初から関わってこられた方で、改革の内側から教育改革の主旨や歴史的流れを説明された。昨年後半に表面化した必修科目の高校教科「情報」の未履修もあり、情報モラル教育、個人情報保護、情報教育の教員養成や現職教育、基本情報処理やシステムアドミニストレータやデジタルアーキビストなどの資格に関わる教育など、本学会の主要メンバーの専門である教育情報や情報教育に携わる教員及び研究者一人ひとりが教育改革をどのようにとらえ、どのようにかかわっていくのか、ヒントになる情報が紹介された。

<パネル討論> 「今、学校に必要な教育情報とは」

コーディネータの堀田龍也氏（メディア教育開発センター）が①「教育の情報化」と番組・web制作 宇治橋祐之氏（日本放送協会）、②博物館・水族館の情報化と学校連携 高田浩二氏（海の中道海洋生態科学館）、③デジタル・アーカイブズ学の確立を 水嶋英治氏（常磐大学）の3件のプレゼンテーションをまとめた。コンテンツ提供側の考え方と工夫（①②）、それを使い易くするためのデジタルアーキビスト育成（③）を聞きながら要点をパワーポイントにまとめ、その場で提示しながら解説する堀田氏の手際よさは感心させられた。

<課題研究> 5つの課題とコーディネータで36件の発表が行われた。

課題1 教育で使えるテクノロジーと教育方法 井口磯夫（十文字学園女子大学）

課題2 情報関係のカリキュラムと資格取得 久世均（岐阜女子大学）

課題3 情報技術による教育のユニバーサル化 太田容次（国立特別支援教育総合研究所）

課題4 教育効果の測定と評価の方法 林徳治（山口大学）

課題5 情報モラル・著作権等 坂井知志（常磐大学）

1件当たりの発表時間を5分長くし、内容の理解を深め、学会として重視しているポイントを理解してもらうことが主旨である。

<一般研究> 10セッションで79件の発表が行われた。ここではセッションの名称を示すことで、この学会の研究方向や枠組みをご理解いただきたい。

①教員研修・教師支援・FD（6件）、②大学・短大におけるICT活用（7件）、③eラーニング（7件）、④教科学習におけるICT活用（6件）、⑤調査分析評価とシステム開発（12件）、⑥デジタルアーカイブ（7件）、⑦webサイト構築・教材開発（6件）、⑧小中学校の情報教育（7件）、⑨共同学習・交流学习（5件）、⑩高校教科情報（7件）。

一般研究と課題研究は学会の命である。セッションは5教室で行われたが、参加者が聴きたい研究に移動するのにR棟のフロアと教室の構造は大変好評であった。

年会で発表する価値は、聞き手からどのような質問や評価が寄せられるのかにある。糠に釘のような感覚に発表者をしないような気配りがある学会は温かい学会であり、この学会はそういう面を持っていると感じた。一方、発表しなくても参加する価値は、一つは研究者が年に1回会えるという「人という宝」の価値を再確認することである。もう一つの価値は自分の研究に何か資するヒントを見つけられることである。その意味で、淡々と発表が続いていくだけの年会であれば、価値は低くなり、会員は減っていく。この学会は誰もが参加して良かったと感じられる何かがある学会だと思う。

常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

（目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Students Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

（投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

（掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

（掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

（配 付）

第7条（第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

編 集 後 記

『常磐大学国際紀要』第12号を御届けする。

常磐大学には「課題研究助成」という教員たちの自主的な研究に対する大学からの資金援助のシステムがあり、われわれの国際学部でも毎年数本が走っている。今年はそのうち渡部茂巳教授主宰による「ヨーロッパ連合研究会」の二年目の成果レポートを小特集のかたちで掲載することにした。自主的な研究グループということで、その成果レポートも自ずから大きめのものとなり、通常の執筆要項には多少とも抵触することになったが、編集委員会は、学問上の要事として、とりあえずこれを認め、ただし、うち一名は自主的に自稿を分解して一部を掲載し、他は削除した。後者も、上記グループへの「助成」金と印刷製本担当の株式会社タナカからの御援助によって別刷の冊子には組み込まれることになったから、改めて謝意を表明しなければならないが、いずれにしてもここに一見些細ながら今後に解決しなければならない課題のひとつがあることになる。

本年も複数のかたがたにレフェリー役を御願ひした。厚く御礼申し上げる。

出版物編集委員会

唐木 冨和 津田 葵 中岡 まり 中田 光雄
灘山 龍輔 松原 克志 G.Kirchhoff

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第12号

2008年3月31日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1

代表者 庄 子 信 電 話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ